

定款、規約並に諸規程

豊浦郷土地改良区

目 次

白石郷土地改良区定規	1
附表第1 地 図	13
附表第2 事業及び賦課基準	15
附表第3 施設を有する者及び請受ける者	25
附表第4 地地事業を受託する事務	25
附表第5 阿賀川用水石川十地改良区連合に所属し、共同管理する施設	25
附表第6 阿賀川石川十地改良区連合に所属し、共同管理する施設	25
附表第7 負担金を負担する固有土地改良事業	26
附表第8 分担金を負担する組合土地改良事業	39
附表第9 分担金を負担する組合土地改良事業	42
附表第10 特別償取金を徴収する川宮及び川宮十地改良事業	42
定款第4種河原越郷地改良区整地運営規程	43
定款第5種河原越郷地改良区役員選舉規程	49
定款第6種河原越郷地改良区連合監査委員規程	55
定款第7種阿賀川用水石川十地改良区連合監査委員規程	57
白石郷土地改良区規則	59
白石郷土地改良区規則	71
白石郷土地改良区委員会規則	75
白石郷土地改良区監査委員規則	78
白石郷土地改良区公計監査規則	79
白石郷土地改良区工事監査規則	80
白石郷土地改良区監理係監査規則	81
白石郷土地改良区田排水施設維持管理委員会規程	82
白石郷土地改良区所事長督決規程	86
白石郷土地改良区会計細則	87
白石郷土地改良区組合賃賦課徴収規程	102
白石郷土地改良区地代控外予定期界規程	104
白石郷土地改良区地下水路等使用規程	105
白石郷土地改良区手取料徴収規程	112
白石郷土地改良区帳冊決済金の管理運用規程	114
白石郷土地改良区積行引取給付精算の管理運用規程	115

香川県土地改良以施設管理規定量管理運用規程	116
香川県土地改良以財政調整規定量管理運用規程	117
香川県土地改良以監査規則	118
香川県土地改良以役員等に通じての報酬及び費用弁償に関する規程	119
香川県土地改良以徴収金規程	120
香川県土地改良以役員等に通じての報酬及び費用弁償に関する規程	121
香川県土地改良以役員等の引退等に関する規程	124
香川県土地改良以職員登録証与規程	125
香川県土地改良以職員登録証与積立金貸付規程	129
香川県土地改良以定期賃貸借出規程	131
香川県土地改良以個人情報保護に関する規程	139
特定個人情報等の過度な収集等に関する基本方針	166
香川県土地改良以特定個人情報等取扱規程	168
香川県土地改良以施設運営に管理規程	183
香川県土地改良以不動産面積に管理規程	187
香川県土地改良以利水調整規程	191
香川県土地改良以職員就業規則	199
労働条件通知書	210
香川県土地改良以職員給与規程	212
香川県土地改良以職員給料表	223
香川県土地改良以職員給料基準規程	227
香川県土地改良以職員俸給・介護休暇規程	232
模式書	235
香川県土地改良以職員俸給基準規程	238
香川県土地改良以施設運営に通じての報酬及び費用弁償に関する規程	242
労働条件通知書	247

豊浦郷土地改良区定款

第1章 額定

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業生産の増大、農業生産の課税的拡大及び農業商品の流通に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、豊浦郷土地改良区という。

乙 この土地改良区の認可番号は、新潟県第1号である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表第1に掲げる地域（その地域にある土地のうち土地改良の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約、管理規則及び河川調節規則の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- 一 農業用灌水施設、農業用道路その他の農用地の保全又は新設上必要な施設（以下「土地改良施設」という。）の新設、修理又は変更で別表第2の左欄の1に掲げるもの。
 - 二 区画整理で別表第2の左欄の2に掲げるもの
 - 三 農耕地の造成で別表第2の左欄の3に掲げる者の
 - 四 農耕地又は土地改良施設の更古復旧
 - 五 農耕地に関する権利並びにその農用地の新設上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合
 - 六 その他の農用地の改良又は保全のため必要な事業で別表第2の左欄の4に掲げるもの
- 乙 この土地改良区は、前項第1号の事業に附帯して次に掲げる事業を行う。
- 一 農地小面積整理権限から委託を受けて行う事業
 - 二 農地維持、防風向上等の多面的機能發揮促進事業を行う小面積地に多面して行う当該事業及び当該扶助申請から委託を受けて行う事業
- 丙 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、その事業を営じない被開拓者当該施設を他の目的に利用させることができる。
- 丁 この土地改良区は、別表第3に掲げる特許土地改良事業及び現存土地改良事業によって造成された施設を管理委託又は譲りされる場合は、これを受託し又は譲り受けける。
- 戊 この土地改良区は、別表第4に掲げる特許土地改良事業の施設事務を委託される場合は、これを受託する。
- 己 この土地改良区は、別表第5に掲げる施設の運営管理を行うため、阿賀川本流の土地改良区連

合に所持する。

7. この土地改良区は、別表第6に掲げる施設の運営管理を行うため、加古川市役所と土地改良区連合に所持する。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、新潟県新潟市中央区番地2に置く。

(公表の方法)

第6条 この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをすること。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は新聞紙に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に専任に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は、四人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が組合外においてこれを選挙する。

2. この定数に定めるもののほか、総代の選挙に關し必要な事項は、附則第4条選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、起選により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良区（以下「括」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、選任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず2年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその就選基準を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(総合日の請求による会議開催)

第13条 総合日が、総合日の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び指名の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を開催しなければならない。

(議決方法の特徴等)

第14条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の選定、委嘱及び廃止、管理規則の設定、変更及び廃止、林木調査規則の設定、委嘱及び廃止並びに合併及び解散その他の重要な事項を取扱い、決議を要することが明記である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第15条 経営の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を開催して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経営経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び実権規品の賦課徵收の時期及び方法に関する限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決ることができる。

(議長)

第16条 総代会の議長は、開催した総代のうちから1名は総代会で選出する。

(総会)

第17条 第10条から前条までの規定は、総会について準用する。

第三章 役員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事11人及び監事3人とする。

(役員の選舉)

第19条 役員は、総代が総代会において選挙する。

2 この定義に定めるものほか、役員の選挙に關し必要な事項は、同規第役員選挙規程で定める。

(理事長及び副理事長)

第20条 理事は、理事長1人及び副理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、会計担当理事を兼ねる。

3 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた職位に就き、理事長に事務があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の監督権により決するものとする。ただし、規約の定める

ところにより、特許登録についてでは、押出式の供するところによる。

(監事の報告)

第23条 監事は、少なくとも会事業年度2月この十箇度員の収益及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 総会についての監査は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は4年とし、監査等により選手された役員の就任の日から起算する。

ただし、会規則第3章第1項及び第4項第2項の規定による改選並びに社董1正会の規定による選手又は監査の取扱による選手によって選挙される役員の任期は、起算した役員の就任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選手が、役員の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかるらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその監査権を失ったときは又はその所持する監査権を剥奪したときは、その職を失う。

第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

第26条 第4条第1項第1号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、別表第2の左欄の1に掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額に賦課する。

2. 第4条第1項第2号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、別表第2の左欄の2に掲げる当該事業の施行に係る土地につき、各区分に堤防に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。ただし、換地処分の公告のある後においては、当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地積に比例して賦課する。

3. 第4条第1項第3号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、別表第2の左欄の3に掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額に賦課する。

4. 第4条第1項第4号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき地積額に賦課する。

5. 第4条第1項第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき地積額に賦課する。

6. 第4条第1項第6号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び未徴収品は、下記の定めるところにより、組合員に対し、別表第2の左欄の4に掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額に賦課する。

- ア この土地改良区の所轄する阿賀和水石岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積額により賦課する。
- イ この土地改良区の所轄する加治川沿岸土地改良区連合の事業に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、当該事業の施行に係る土地につき地積額により賦課する。
- ウ この土地改良区の地内内の土地改良事業施行のための調査(昭音を含む。)に要する経費に充てるための賦課金は、予算の定めるところにより、組合員に対し、調査結果の左欄のとおりに掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額により賦課する。
- エ 前り前の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、組合員に対し、この土地改良区の地内にある土地の合算につき地積額により賦課する。

(自用金及び分担金)

- 第27条 この土地改良区は、法第56条の規定に基づき調査第7の左欄に掲げる開墾土地改良事業の自用金を負担する。
- 乙 前項の自用金に充てるための賦課金は、組合員に対し、調査第7の左欄に掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額により賦課する。
- 第28条 この土地改良区は、法第56条の規定に基づき調査第8及び調査第9に掲げる開墾土地改良事業の分担金を負担する。
- 乙 前項の分担金に充てるための賦課金は、組合員に対し、調査第8の左欄に掲げる各事業ごとに当該事業の施行に係る土地につき、当該事業に対応する同表右欄に掲げる基準により地積額により賦課する。ただし、前表第九に掲げる事業について分担金がある場合は、かつ加治川沿岸土地改良区連合からその事業に対応する交付金があるときはそれに充てることができる。

(賦課収取の方法)

- 第29条 調査金の規定による賦課金及び実地現品の賦課収取の時期及び方法並びに実地現品の金額換算の基礎は、穀代金で定める。

(実役の履行)

- 第30条 実役を賦課されたものは、その便宜に従い、本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。
- 乙 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特種収取金)

- 第31条 法第56条の方の規定に基づく特種収取金は、土地改良区施行令施行後の規定に該当する場合において当該支度すべき補助金等の額に相当する額を収取する。

第32条 この土地改良区は、扶助90%の2及び扶助95%の2の規定に基づき、割合を10%に拘ける場合土地改良事業及び取引土地改良事業に係る特別徴収金を負担する。

2. 割引の場合には、当該特別徴収金に對するため、その特別徴収金の原因となつた行為をした暦合日から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(付託)

第33条 本第32条の規定に基づく付託は、その納付期間後10日以内に付託状を發してこれをするものとする。

(過立会)

第34条 第26条、第27条、第28条、第31条又は第32条の規定により賦課金又は大役報品につき、これを還納し、又は定期内に履行せず、若しくは大役報品に代わるべき金銭を解めない場合には、その滞納の日数に応じて年8.9%の割合により計算した全額の延滞金並びに付託状を發した場合には付託子款料100円を過立金として徴収する。

2. 前項の滞納金又は過立金を市町村が過分する場合には、さらにその額の全額の100分の1に相当する額を過怠金として徴収する。

3. 前2項の過立金は、特例の事由があると認められる場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 阿賀用水右岸土地改良区連合議員

(議員の定数)

第35条 この土地改良区の所轄する阿賀川本右岸土地改良区連合の議員定数は、5人とする。

(議員の選任)

第36条 この土地改良区が選任すべき阿賀川本右岸土地改良区連合議員は、執行員のうちから理事会において選任する。

2. この定数に定めるもののほか、議員の選任に關し必要な事項は、附則第4項阿賀川本右岸土地改良区連合議員選任規程で定める。

(議員の欠職)

第37条 諸君の規定により選任した議員が書面題程で定める其選任権を剥奪したときは、議員の職を失う。

第6章 加治川沿岸土地改良区連合議員

(議員の定数)

第38条 この土地改良区の所轄する加治川沿岸土地改良区連合の議員定数は、15人とする。

(議員の選任)

第39条 この土地改良区が選任すべき加治川沿岸土地改良区連合議員は、執行員のうちから理事会

- において選任する。
- 2 この定款に定めるもののほか、議員の選任に因し必要な事項は、財團法人新潟県農業土壤改良組合議員選任規程で定める。

(議員の失職)

第40条 諸条の規定により選任した議員が選任規程で定める被選任権を失ったときは、議員の職を失う。

第7章 鋏用

(係及び委員会)

- 第41条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を開く。
- 2 この土地改良区の事務の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を開く。
- 3 理事会は、前2項に規定する各係又は各委員会ごとに附帯理事を定める。

(加入金)

- 第42条 新たにこの土地改良区の地区に転入される上地があるときは、その上地につき加入金を徴収する。
- 2 前項の加入金の額は、1haにつき全10,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての適宜金)

- 第43条 個条の規定による加入金、第42条第2項の規定による賃料により徴収すべき金額、第53条の各第2項の規定により徴収すべき金額、同条第3項の規定により徴収すべき抵消預金及び換地料金において定める預留金については、第31条の規定を準用する。

(基本財産)

- 第44条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。
- 2 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

- 第45条 この土地改良区の財産については、解散（存続の場合は除く。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

- 第46条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約の方法)

- 第47条 この定款の規定により、判断を受けることとされる過犯その他の行為についての規約

の定めるところにより、表面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。
2 この定款の規定により、作成、保存又は検査を行う表面については、規約の定めるところにより、表面に代えて、複数的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第46条 このトヨタ改良車の修理運行に必要な手続は、この定款に定めるもののはか、専約で定める。

附 則 (昭和59年4月1日新規料金費計算123号)

- 1 この定款は適用の日から施行する。
- 2 この定款の施行前にした重要な定款に並べてトヨタ改良車の区分等についてなお荷物の側による。

市主たるは、開港に伴い置かるる賦課金について
は、車両の正及び客器のとの制定にかかる
をお従事の所による。

附 則 (昭和59年7月12日新規料金費計算672号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和59年10月15日新規料金費計算231号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和60年11月1日新規料金費計算1186号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月21日新規料金費計算309号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和61年6月20日新規料金費計算153号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和62年1月1日新規料金費計算192号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和62年12月28日新規料金費計算160号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月15日新規料金費計算606号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和63年3月11日新規料金費計算504号)

この変更定款は適用の日から実施する。

附 則 (昭和63年6月19日新規料金費計算111号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和64年2月24日新規料金費計算452号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和63年6月15日新規料金費計算357号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和65年3月10日新規料金費計算41号)

- 1 この変更定款は適用の日から施行する。
- 2 トヨタ改良車の一括改修する仕様(昭和64年表
第2号)新規面積の規定により割合による改修
他の特許権取扱いに関する規定を適用しないことと
されるトヨタ改良車の施行に係る地図内の面積

附 則 (昭和64年5月24日新規料金費計算349号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附 則 (昭和64年11月1日新規料金費計算400号)

この変更定款は適用の日から施行する。

附：則（昭和三〇年12月19日新規社扱今員計第61号）

- 1 この変更定款は認可の日から施行する。
- 2 この定款変更中第2条の規定の変更は、現行改訂の任期満了その他の事由による改期の新選挙のときから施行するとのとし、それまでひなお選舉の制による。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和56年3月6日新規社扱今員計第289号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和56年10月21日新規社扱今員計第451号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和57年3月13日新規社扱今員計第332号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（平成元年5月17日新規社扱今員計第76号）

- 1 この変更定款は、認可の日から施行する。
- 2 第30条の規定は、平成元年4月1日からの適用とする。

附：則（平成元年10月16日新規社扱今員計第10号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和77年7月26日新規社扱今員計第32号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（平成24年7月12日新規社扱今員計第27号）

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和57年12月31日新規社扱今員計第74号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この定款変更中前2条及び第2条第6の規定の変更は、現行改訂の任期満了その他の事由による改期の新選挙のときから適用し、それまでひなお選舉の制による。

附：則（昭和59年5月28日新規社扱今員計第34号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和59年9月5日新規社扱今員計第46号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和60年5月29日新規社扱今員計第47号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和61年1月1日新規社扱今員計第957号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は平成元年4月1日から施行する。

附：則（昭和62年4月20日新規社扱今員計第15号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和62年11月16日新規社扱今員計第557号）

この変更定款は認可の日から施行する。

この変更定款は認可の日から施行する。

附：則（昭和63年1月1日新規社扱今員計第61号）

附 則 (平成7年10月19日新潟県政第462号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成8年2月27日新潟県政第74号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成8年3月22日新潟県政第776号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成8年4月11日新潟県政第460号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成11年7月26日新潟県政第256号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成11年9月20日新潟県政第411号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成12年10月19日新潟県政第264号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日新潟県政第6号)

- 1) この変更定款は、認可の日から施行する。
- 2) この定款変更中第16条及び役員選挙権第2条の規定は、現任社員の任期満了その他の事由による次期の選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成13年5月10日新潟県政第104号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成14年6月20日新潟県政第341号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成15年5月20日新潟県政第176号)

この変更定款は認可の日から施行する。

附 則 (平成17年2月11日新潟県政第340号)

- 1) この変更定款は、認可の日から施行する。
- 2) この定款変更中、第10条及び役員選挙権第2条及び第2条の2の規定の変更は現任社員の任期満了その他の事由による次期の選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月20日新潟県政第340号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成18年3月20日新潟県政第142号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成18年4月20日新潟県政第80号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

- 1) この定款変更中第16条及び役員選挙権第2条の規定は、現任社員の任期満了その他の事由による次期の選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成19年4月20日新潟県政第96号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成19年9月11日新潟県政第460号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成20年4月20日新潟県政第109号)

この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則 (平成20年12月20日新潟県政第388号)

- 1) この変更定款は、認可の日から施行する。
- 2) この定款変更中、第16条の規定の変更は、次期の選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。
- 3) この定款変更中、第16条及び取締役会選挙権

税額を差し、税率をのり、第4条、第12条、第14条の規定の適用は、現行税目の中間調子その他の事由による改訂の範囲等のところから施行するものとし、それまでは、なお、従前の例による。

附 則（平成21年6月18日新潟市芝原町令第253号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成21年10月1日新潟市芝原町令第262号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成21年11月31日新潟市芝原町令第263号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日新潟市芝原町令第264号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成22年4月12日新潟市芝原町令第42号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成22年3月25日新潟市芝原町令第43号）
1. この変更定款は、認可の日から施行する。
2. この変更定款中第30条の範囲を平次と規定は、平成26年4月1日より施行し、それまでは、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月22日新潟市芝原町令第43号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日新潟市芝原町令第138号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日新潟市芝原町令第44号）
1. この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成28年9月9日新潟市芝原町令第45号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（平成29年11月18日新潟市芝原町令第46号）
1. この変更定款は、認可の日から施行する。
2. この変更定款中第30条の範囲を平の規定は、平成30年9月20日より施行し、それまでは、なお従前の例による。

附 則（平成29年11月20日新潟市芝原町令第767号）
1. この変更定款は、認可の日から施行する。
2. この変更定款中第16条及び第30条の範囲を平の規定は、令和元年4月1日より施行し、それまでは、なお従前の例による。

附 則（令和元年4月17日新潟市芝原町令第2号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和2年4月27日新潟市芝原町令第107号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和2年5月6日新潟市芝原町令第113号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和2年5月11日新潟市芝原町令第114号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和5年6月9日新潟市芝原町令第5号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

附 則（令和5年9月13日新潟市芝原町令第104号）
この変更定款は、認可の日から施行する。

別表第1 地 区

市町村名	大字名	地 域
新潟市	乙次	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	古 篠	字日崎、字糸屋下、字沢山、字御坂山、字移勢幸郷、字志村山、字福八を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	下 鹿 塚	字大沢、字堤上、字下ノ沢を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	大 利 利	字移本、字中江川上、字近松郷、字フタ一門の田畠、難耕地、その他
同 市	竹 保 万 手	字森本山、字金堤山、字福八山を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	加 治 万 手	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	方 代	字寺山、字沢沢、字白山、字高山寺、字大體山、字五井山、字高石下、字大平、字御用敷、字御用敷長野、字内斯山、字山新田、字竹ノ下、字地藏山、字皇ノ木村、字高音山、字移松郷、字下引、字幸山、字太翁内、字翁内下を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	大 上	字新前向、字移前向、字高草を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	二 フ 間	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	福 久	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	東 脊	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	小ノ日新山	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	下 中ノ社	字鶴ノ腰、字猪治安を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	越 ノ 雄	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	大 伝	字下屋敷、字田向、字川中路、字道端、字移篠、字川延、字池ノ端通、字春橋通南、字移原下、字大仙山、字乙見江通、字乙次根通を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	戸 鹿 代	字田向、字京櫻附、字義別、字村中、字石作通、字木立附、字切之原、字松代二附を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	小 旗	字愛柳寺山、字愛山、字酒造山、字戸板松山、字横嶺山、竹ノ板井戸山、字馬場、字ウワバナ附、字小石二門子、字移篠下、字丸小山、字神明山、字石松山、字京ヶ山、字山ノ上、字眞想、字引御見、字戸田通、字五輪、字通藏山を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	本 橋	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	時 明	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	大 齋	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	三 町	字乙次根通を除く一門の田畠、難耕地、その他
同 市	朝 極	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	二 フ 京	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	竹 カ 花	大字一門の田畠、難耕地、その他
同 市	本 附	字大川通、字八万十、字川崎、字移川、字日妻野地、字一本松通、字瀬ノ里通、字小曾根、字舞野通、字瀬古口、字鷹ノ島、字中通、字人川上、字内谷内、字人前、字大川通、字川中、字大川下、字八万通、字移作、字八力、字札元寺、字札元寺下、字春七野野、字神明通、字移十鬼、字外谷内、字中ノ通、字老野、字川通、字御頭一門の田畠、難耕地、その他

市町村名	大字名	地圖
新発田市	井ノ内	字加前川、字中野野、字空ノ内を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	井内豊島	字小鳥、字稻崎敷、字三郎前川、字腰巻川、字御前川を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	岡山郷	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	風見沢	字堤下10-2から10まで、31-1、47-1、50から51まで、74-2から79-1まで、82の田畠。鶴狩地、その他
同 命	大崎	字村上、字越山を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	六日町	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	八幡舩	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	八幡新田	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	小友	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	佐山橋	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	西新田	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	福	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	松内	字東路本平、字上原を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	荒川	字新荒川を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	上中山	字外中山、字植沢を除く一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	佐々木本	字伊勢守山、字大庭、字相面、字小池。字身上、字真十郎を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	曾根	字屋敷付を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	上中沢	字森田を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	日直	字道下、字中鳥を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	調情	字所頭板を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	猪瀬新田	字造藏浦、字糸敷等。字沢舟を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	西宮内	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	北丘	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	西堀	字闇削を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	下野野	字山城、字南川山、字落代、字落物を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	太田新田	字宅地付の地を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	鷺島新田	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	鳥穴	字中道壁、字眞面子、字追邊を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	砂山	大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	飯森	字被野、字五斗寺、字下屋敷、字中寺、字村前、字持井、字前田、字御正門原を除く大字一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	弓越	字西斗寺一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	五十谷野	字住吉一円の田畠。鶴狩地、その他
同 命	本倉	字野中230、250
同 命	山崎	字神530から54-1まで。字佐々木崎530-1-540の間
新潟市	新島	字相馬郡C281-1、C281-1からC281-4まで、C281-6、C281-12、C281-13。の田畠。鶴狩地、その他

周辺部2：小笠原の試譜結果

事 楽 名		試 譜 高 度			
		次の区分による区城別負担 (但し、区域の範囲に制度の定めがない限り、田のみの試譜とする)			
区域名	市町村名	区 域 の 被 託		基準	
		大 字 名	区 域	基準	
1. 土地改良施設の新設、貯水、貯灰、及び整地	新江川用川根本郷	下角郷	字山ノ下、字御代、字御陣、字財前、字大面 字御田、字御田、字御田、字御田、字御田、字御田、 字御田、字御本、字御御工門田	均一 負担	
(1) 土地改良施設(1)の及 び(2)の事業に係る施設を除く)管 理事業	同 郡	竹俣万代	字御田92~2、四。字御代11~1、25、149、 150、151、154~1、字御下256~1、257~1字御 字御山田、字御田、字御御境、字大村、字御 御、字八幡字御村、字御丸、字御		
二ヶ村	新豊田市	乙 次 郷 丘	字御通、字御鶴、字大史、字御下 字杆上、字御御村、字御ノ通、字村下、字御通	均 一 負 担	
中ノ日 川根本 郷	新豊田市 同 郡	地 ノ 通 下中ノ日	145~1512 字金松駄、字後ノ木、字近井、字寺ノ頭、字元 田、字坂田田、字御御通2483~1~2528	均 一 負 担	
	同 郡	大 伝	字御持通		
	同 郡	中ノ日御田	字御把首、字御御通、字六度谷内、字御面、字 御田		
	同 郡	此 野	字六度谷内、字御山、字御田、字御野、字中谷 内、字御刈、字金路、字御瓦入		
	同 郡	神 山	字御瓦入206~1から207~1、2022~1		
二ヶ村 江川本 郷	新豊田市	尾 所	字蛇塚、字蛇塚通、字家ノ瓦甲208から甲 2108、字上通、字元竹甲1,541から甲1,610、字 竹ヶ花通甲1,611から甲1,638まで	均 一 負 担	
豊音志 成乙見 江川本 郷	新豊田市 同 郡	面 / 通 西 戸 11	1308~1359、字御屋下、字御通面、字御屋敷、 字御村、字村中、字御御通、字大ノ鳥 1520~1554、字五斗通、字大橋下、字村上、字 御通、字寺上、字御通、字御村、字御通、字御 御川子通、字御通	均 一 負 担	
	同 郡	下 中ノ日	2501~2521		
	同 郡	切 枝	1105~1115		
	同 郡	北 戸 11	1219、1229		
	同 郡	下 無 野	3199~3216		
	同 郡	阪 島	1610~1912、字五十嵐、字大坪、字改名田1-1 ~104-2、字下御田116~127		

学年	試験基準				平均
	区域名	区域の範囲			
小学校 成教河 川本路	新豊田市	一 二 三	区域		均一 負担
	同 市	二 三	字透下、字角舞、字横野、字小透内、字透内、 字引透記、字全而口、字大月野、字透記下、字 横木、字五斗透、字透下、字透村、字透記、字 山田、字角舞		
	同 市	三 四	字透内、字十ノメ木、字透上、字直木、字長 舞、字太田、字透記、字人合下、字久木、字村 上		
	同 市	四 五	字城下		
	同 市	上 中 山	字立透		
	同 市	八 騎 記	字山ノ下		
	同 市	川 四	中骨ノ下、字石透見、字大井、字中骨山、字中 透下、字水沢		
	新豊田市	八 騒	字野中、字下洞見、字觀の透、字山ノ下、字直 系記、字一洞田、字野記		
	同 市	六 日 町	字村下		
	同 市	八 騒 云 田	字透の透、字透舞、字麻田、字町透、字外屋 敷、字宮の透、字野記、字透の内、字木宿、字 れ透、字舞台、字木疋、字透記、字横透、字山 の下、字和合の一透、10194~10209		
小学校 成教河 川本路	同 市	三 町	字透の透、字入松田原、字骨ノ透、62213~62269		均一 負担
	同 市	通 機	679~752		
	新豊田市	八 騒 新 田	字透田、字穴田、字野記、字和合		
	同 市	南	154~1562、字山の下、字江木北庭		
	同 市	小 久	622~622、字透田、字透記、字透舞、字透 村、字木記、字透舞、字透村、字透野		
	同 市	國 新 田	1~21、字川中		
	同 市	曲 掛	679~676、字透屋敷		
	同 市	重 町	字大宝透		
	同 市	中 騒	877~901、字透舞、字下透内、字透野		
	同 市	切 番	1102、字横透		
小学校 成教河 川本路	同 市	曲 ノ 騒	字表村、字丈ヶ島		均一 負担
	同 市	小 騒	2234~2255、字透屋、字千刈、字透屋		
	同 市	大 伝	1249~1255、字千刈、字横舞透		
	新豊田市	一 プ 量	555~563、字村下、字浦川、字移下、字コブ コ、字村上、字透舞		
同 市	同 市	皆 今 花 旗	字透田		
	同 市	切 番	1024~1040、字人土透、字八坂透、字人王透、		

市町名		試験基準		
区域名	市町村名	試験の範囲		単位
		大字名	区域	
新潟市	新潟市	北区	11 字作用、字北側部 1210~1214、字長岸、字酒造、字中音内、字赤坂 橋、字埴田、字体前、字花之郷、字川越、字山崎、 字酒器内、字上野田、字下野田	
	同 市	西 宮 内	字五反郷、字二ノ屋、字音下、字昇取、字千 羽、字通上、字通中、字通下、字東通、字赤 羽、字上野通、字下野通、字史通	
	同 市	園 通	字越後道、字埋田、字本城敷、字堀の裡、字日 置地、字猪の瀬、字十二林、字御舟、字中野 庄、2685~2781	
	同 市	日 一 鶴	字穢の筋、字裕浦、字井下、字千鳥、字穴上	
	同 市	上 中 野	字上野内、字祖海、字穴ノ腰	
	同 市	所 保	字所持、字穴ノ腰、字野ノ内、字野毛、字夷野 通、字上野内	
	同 市	精 振 新 田	591~1016、字一本松、字通田、字酒田	
	同 市	舞 鳥	乙110~乙114、字通、字五反郷	
	同 市	リ 赤	字四千曲	
新潟市	新潟市	月 調	字木沢、字川崎	均 自計
	同 市	柳 本 稲	字柳谷内、字青天邊、字松林、字藤川、字神ノ谷内	
	同 市	牛 田	字大井辻、字八乃上	
	同 市	万 代	字通田、字山ノ下、字長田、字家見、字林林	
	同 市	大 旗	字木食下、字中江川上、字柳木、字江戸丸、木ツケ	
	同 市	加 沢 万 代	字群人作、字拙量、字翻ノ通、字青天邊、字青 天丸、字金天下、字三ノ宮	
	同 市	竹 代 万 代	字苗代、字通下、字中通、字林下	
	同 市	天 王	字十町田、字妙界、字三本萬、字角入、字曾根	
	同 市	下 鳥 保	字中江川上	
	新潟市	新 井	字稻鳥掛乙201~1、乙201~1から乙201~11 で、乙201~6、乙201~12、乙201~13	
菅原新 本郷	新潟市	京 旗	字筋筋、字島ノ内、字井ノ腰、字野通、字野新 通、字上野内	均 自計
	同 市	日 旗	字鶴の筋	
本管理 改良施 設	新潟市	新江川附本郷（新潟市竹塹万代字新田、字前代、字通下を除く）	2ヶ	1,000
	同	新江川本郷、中ノ目相川本郷（新潟市通ノ通145番から1512、阿下中ノ 通2483-1から2528を除く）の試験区間内の川代乙延河川本郷管理事業の 新潟市乙次字東村中、字山ノ神腰、字山ノ下、新潟市南大仏字山ノ下 76番から125-1まで、字御持田540-6番から540-11まで		

学年名		試験基準			
区域名	市町村名	区域の範囲			面積
		大字名	丁目名	区域	
本管理 改良施 設(地 域別)	新潟市 河内区	大字ノ瀬	1495-1512 2503-1~2520, 宇大川2503, 1506, 1509		0.144
新潟市 本村第 特制事 業 区域地 区	新潟市 河内区 河内区 河内市 河内市	大字 二 下飯塚 山 竹見万代 二 小人	字山ノ下、字西条(字外屋敷、字松敷内)の一 円の田 字山ノ下、字山ノ村敷、字東村中、字林崎45 ~1, 457, 490, 491, 492, 493の一円の田 字野村11, 38から44, 49, 50, 53~1から64, 65, 67, 68, 69~1, 71~1, 73, 74~1, 76の一 円の田 字幽組のうち60から70を除く、字堀田、字家ノ 坂、字家ノ坂、字西端12門田、字舞台、字北 ノ坂、字板橋のうち700から790を除く一円の田 字塙一円の田 字内田のうち73から84, 86, 87, 92, 94, 95, 100から102, 110, 111, 117, 119, 123を 除く、字堀田、字西端12門田、字舞台のうち50 から573を除く、字大坪、字西端1372から1395, 1401, 1419から1442, 1421から1437, 1608から 1620の一円の田		約一 百担
新潟市 田原里 特制事 業 区域地 区	新潟市 河内区 河内区 河内市 河内市	八幡新田 八 八幡新田 八 小人	宮田12番~84番まで 宮田116番~1451番まで 802番~102番まで、916番~942番まで、馬頭 904番~915番まで、野尻802番~809番まで、 823番、横追737番、738番、741番~746=1番 まで、外原9821番~9919番まで、山ノ下80番~ 190番まで 木尻375番~421番まで、移居敷5番~57番まで 節ノ下953番~1481番まで、野中1521番~1545 番まで		約一 百担
新潟市 三郷協 会事業 区域	新潟市	大字 二	字堀田、字千利田、字曾根、字二段浦2501~15 6, 251~2まで、250~1から277まで、278から 285まで、286から297まで、字舟人15番から2 33まで、234から235まで、236から237まで、 242~1から242~1まで、243~1から247まで		約一 百担

中　　名		試　　験　　地		
区域名	試験地の範囲			
	市町村名	大字名	区　　域	
	新潟市南区 同　　市 新潟市	柏原万代 柏原万代 新　　野	宇林上、宇中道271から186まで、下道下277から311まで、213～1から207まで、209から207まで 下野天上、宇作天下、宇作太舞 下福島2200～1、221～1から221～12 で、221～6、221～12、221～13	単　　位
里音木 田舎妻 壁立地 本村篠 特別事 業 未開地 区	(1)土地改良施設 (2)及び(3)の事業に係る施設を除く) 管理事業の水質改 良施設の区域に同じ			均一 単位
里音木 田舎妻 壁立地 本村篠 特別事 業 未開地 区	(1)土地改良施設 (2)及び(3)の事業に係る施設を除く) 管理事業の水質改 良施設の区域に同じ			均一 単位
片岡福 木坂	新潟市南区	片　　岡	下野内、宇木21109-1～1120-1の一円の田	均 単位
里音木 田舎妻 活性化 本村篠 特別事 業 未開地 区	新潟市南区	荒　　川	下長領、宇野内、宇太田、宇良木	均 単位
里音木 い手育 達基篠 特別事 業 未開地 区	新潟市南区 同　　市 新潟市	小　　坂 小　　坂 中　　坂 大　　坂	2233～3126までの田、畠 877～1911までの田、畠 12404～1244までの田、畠 1544～1562までの田	均一 単位 (付)、 鶴木 篠塙 持竹
小坂地	同　　市	越　　川	1～21までの田	

学年名		試験基準			
区域名	市町村名	区域の範囲			標準
		大字名	小字名	区域	
区	新潟市	小人		903~684までの田、畠	測定は田のみとする)
教育衛生調査委員会	新潟市	切原	甲子	1024~1118	均一日割
場整備事業	新潟市	二ツ原		546~662	
事務	新潟市	門之庄		1012~1072	
保育園	新潟市	能ノ瀬		1360~1550	
育成園	新潟市	下中ノ井		2484~2807	
三豊山	新潟市	西島	11	1940~2136.2	
見代地区	新潟市	北島	11	1210~1229	
保育園	新潟市	秋葉	田城下甲1996~甲1998~甲1123-1宇大 川野甲225~甲231, 甲229~甲371-1ア山田甲 3039~甲3042-5, 甲621~甲931, 甲940~甲 986, 甲294~甲295ア番林甲3051~甲3079ア 湖甲9024-1~甲933, 甲939~甲991, 宇濃越平甲 576~甲663-1, 甲665-1~甲733-1, 宇引込御甲 375-1~甲546-1	均一日割	
見代地区	新潟市	通	田城下甲199~甲95, 1400~1512, 甲上経甲46~ 50, 1420~1438		
	新潟市	新庄	植	宇只の郷8~11, 宇村上36~38-1, 52-1~58-1, 60-1~68-1, 70-1~77-1, 79-1~96-1	
保育園	新潟市	豊	町	6203~6478	均一日割
場整備	新潟市	太盛		575~740	
事務	新潟市	華	新	678~772	
保育園	新潟市	八幡新川		1019-1~1089	

市町名		統 計 基 本 地			
区域名	市町村名	区 域 の 面 積		面 積	
		大字名	面 積	面 積	単位
大曾根 地区					
原塙社 場 新豊田市 大曾根 区福永 橋場	新豊田市	原 塙 社	6230~6380、字作吉3~14、17~19、37~36、 字浦ノ島1006~1018-1、1053~1243、字宮ノ越 321~522-1 674~712 1019-1~1069		均一 面積
木田地 区 第1、 第2、 第3場 木種福 施設	新豊田市	木 田 地	字一本松3、字川瀬野地、字瀬野浦、字瀬ノ里 3、字小曾根、字瀬山内、字瀬ノ森、 字瀬勝、字支根、字大川下、字中ノ通、字 小道、字内谷内、字八万浦、字御浦、字川中、 字八万、字大川下、字大日道一円の田 字相八浦、字末岡勢一円の川		均一 面積
木田地 区 附賀川 木自然 流域地 区	新豊田市	木 田 地	字一本松380~1から524~1、字川瀬野地甲 807、19、字京田庚629から成621、字瀬野浦甲 1109~2から甲1294~1、甲1524~3から甲1525 ~1、字浦ノ島乙100~2、字瀬田庚180~2から 庚299~3、字浦ノ瀬浦707、字瀬浦1042~3、 字川崎庚130~2から庚157~2、字前中443~ 1、字大川庚3017~1から3919~3、字大川3762 ~1から3773、字大川下3327~1、字中道2905~ 1から2897~1、字馬作137~1から350、字瀬 七瀬野甲6~1から甲63、字札光寺下1258~1か ら甲255~5までの田 字斐下10~2から3までとの田		均一 面積
木田地 区 山水自 然流域 地区	新豊田市	木 田 地	字一本松甲510~1から515~1、字外谷内丁 150~3から1150~5、字川瀬野浦甲759~1から 甲1820~1、字浦ノ島1071番から1075~1、字瀬田 庚220~1から庚221~1、庚249~1、字神明浦甲 243~1から甲243~3、字浦々坂甲171~3から甲 211~7、字川崎庚164、字中道170から1156~ 2、字内谷内307~1、307、字瀬七瀬野甲12~ 1から甲143~2、字札光寺癸15~2から癸48~7		均一 面積

学年名		試験基準			
区域名	市町村名	区域の範囲			面積
		大字名	小字名	地名	
				までの附、字一本松335～1から157、字計高野地1～157、字高野地21～255、字高ノ森1550～1から300、字向山2055～1から2122～1、字浦ノ里浦222～236、字浦1600～1612、字小舟船55、字高山27910～2195、字田中2244～1から2388、字大原1405～1から1478、字大田下1240～1382、字中道1157～2080、字八方2586～1から2591～1、字八方山2478～2580～1までの樹林及び耕種耕地	
本郷地区 1区 2区 日野村 本郷場 飛騨	新発田市 新発田市 新発田市 新発田市	本郷 本郷 本郷 本郷 本郷	本郷 本郷 本郷 本郷 本郷	字外谷内丁1552～1から丁269、字小ノ通1～1から木291～1までの田 字植八角、字末園免一円の田	約一 負担
本郷場 区 新宮村 馬鹿塙 手栗村	新発田市 新発田市 新発田市	本郷 本郷 本郷	本郷 本郷 本郷	字一本松335～1から157、字計高野地1～157、字高野地228～255、字高ノ森529～1650、字向山2045～1から2154～1、字浦ノ里浦120～255～1、字浦1580～1612、字小舟船55～291、字高山27910～2195、字田中2155～1から2288、字大原1405～1から1481、字大田下1210～1400～2、字中道1149～2390、字八方2586～1から2595～1、字八方山1486～2580～1までの田畠、駄野道、その他	約一 負担
西代か んがい 井本事 業と併 せ行う 農地免 税額本 事業 阿智野 川石の 上栗場 山(東)	新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市 新発田市	下郷 下郷 下郷 下郷 下郷 下郷 下郷 下郷 下郷	魚塚 魚塚 魚塚 魚塚 魚塚 魚塚 魚塚 魚塚 魚塚	字野村29-1～50、50-1～150、字河瀬、字山ノ下、字木倉下、字大原、字御田、字中江原上一円の田 字越木、字西御石、門前253-1～255-1、264-1～260-1の一円の田 字一円の田 字高代、字輪田、字道下239～267-1、字中道272～448、字村下一円の田 字一円の田 字一円の田 字道井、字三反畠、字末園免、字表藤一円の田 字川中生39号～44号、字八方山1486～1575	約一 負担

市町名	統 計 及 務			
	区域名	市町村名	大字名	区 域
石ノ内 川	新潟市 同 市	同 上 敷 月 間	字八方、字八方北、字大月橋、字大月下440m、 字表野一門の田 字一門の田 字中谷内460m-1~860-1、977-1~1088-1、字川崎 990-1~1044-1の一門の田	均等
御前か んがい	(市下轄町) 新発田市	東 脇	字吹切1270-1~2572-1一門の田	均 等
根本寺 裏上野	同 市	佐々木	字中ノ瀬823~1094、1017-1~1150、1551-1~ 1562-1、字神ノ田一門の田	
せ行う	同 市	仁 中 橋	字外舟橋、字外川向、字赤ヶ木坂一門の田	
白鳥町	同 市	園 旗	字土井下一門の田	
愛掛本	同 市	倒掛新田	字舞野通一門の田	
車塗	同 市	下 無 野	2355~3495、字櫻田、字上正民1671-1~1791- 1、字鳥ノ内、字中屋敷、字北寺内、字鳥場、 字一野浦、字島ノ瀬2202~2214、2237~2249-5 一門の田	
阿賀野 川右岸	同 市	太田新田	大字一門の田	
十郎所	同 市	鶴島新田	971~1041、字吉川494-1~561、281-1~314、77 内太田相一門の田	
根本寺 塙、力 十郎山	同 市	鳥 大	字中塙、字塙ノ瀬、字糸塙一門の田	
	同 市	神 由	字末高人、字丈石一門交一門の田	
	(大字別名)			
	新発田市	佐々木	字鳥ノ内22~7122一門の田	
	同 市	仲 補	字千手山一門の田	
	同 市	仁 中 橋	字白舟橋、字千手山一門の田	
	同 市	園 旗	2685~2784、字取戸境40-1村、字十二林、字 筑前、字中根通一門の田	
	同 市	倒掛新田	99~1016、字一本柳、字福川、字南相一門の田 乙1113~乙1144、字福、字五反畠一門の田	
	同 市	鶴 島		
御前か んがい	新発田市	面ノ瀬	1463~1569一門の田	均 等
根本寺 裏上野	同 市	下中ノ口	2482-1~2607、2615~2623、字火田、字良駒、 字坂井田、字寺ノ瀬880-1~882-1、字村中、字 移駒、字史界、字直ト、字大谷内一門の田	均 等
せ行う	同 市	中ノ井新田	字近田、字横堀石220-1~340、字櫻田441-1~ 661、字植木坂、字火良谷内一門の田	
白鳥町	同 市	東 脇	字止血、字吹切216~439-2、1021-1、字小松内、 字櫻田2368-1~2387-1、字丸尾谷内、字吹切向	
愛掛本	同 市			
車塗	同 市			

学年名	試験基準				
	区域名	区域の範囲			
		市町村名	大字名	区域	
河原野 川村段 第三種 区(吹 田市)	新豊田市	西条 11	2730~2768、2773~2779、11の田 129~2162、2141~2151、宇都原、宇畠田、宇 畠田、宇都原のうち1131~1137を除く11の田		
	同 市	ト 齋 野	2199~2251、宇土ヶ原1699-1、宇島ノ原2189-1 ~2201-2、2209~2235-3、宇下原田、宇邊田、 宇山ノ原11の田		
	同 市	鷺 烏	908~950、宇吉川234-3~247-2、262~279~11 の田		
	同 市	龜 島	1576~1942、宇五十嵐、宇大坪、宇邊名田、宇 下原田11の田		
伏木本 地区	新豊田市	東 条 11	宇長坪、宇畠通、宇中谷内、宇春坂地、宇邊 田、宇花立地、宇相原、宇山崎、宇篠谷内、宇 下原田、宇上井内、宇大中島、宇小中島11の 田地、耕種地、その他	刈一 角田 附七 畑、 耕种 地、 その 他は、 田の 1/2と する。	
	同 市	西 条 11	宇植地、宇大橋上、宇村上11の田地、耕种 地、その他		
	同 市	西 条 内	宇五反地、宇二ツ屋、宇宮下、宇津根、宇北 面、宇千浦、宇道下、宇道中、宇道上、宇妻 地、宇赤羽、宇土原地、宇下川原11の田地、 耕种地、その他		
	同 市	明 崎	宇鹽鳥地、宇本尾地、宇鹽田、宇頭の里11の 田地、耕种地、その他		
	同 市	社 地	宇鹽ノ跡、宇尻地、宇守寺、宇守瀬、宇宮上 11の田地、耕种地、その他		
	同 市	上中 11	宇上井内、宇机地、宇泊ノ原11の田地、耕种 地、その他		
	同 市	曾 沢	宇持地、宇月ノ體、宇島ノ内、宇野地、宇野野 地、宇七井内、宇沢地11の田地、耕种地、そ の他		
	同 市	佐 々 木	宇森11の田地、耕种地、その他		
	同 市	八 木 地	宇四半島11の田地、耕种地、その他		
	同 市	ミ ラ キ	宇行下、宇林下、宇川原、宇コブコの田地、耕 种地、その他		
	同 市	越 フ 鳥	宇古田11の田地、耕种地、その他		
健常時 育体育 成会館	新豊田市	六 日 街	宇村下1-1~101、宇家ノ山104~137、宇山崎野 139-1~201、宇止ヶ入保野210~246の田地、耕 种地、その他	刈一 角田	

市町名	施設名			
	区域名	市町村名	大字名	区域の範囲
愛媛県 東 長崎郡 内	新居浜市	大崎町		宇治山。字日置56-1~106-1、274-1~276-1、 字小野内107-1~141、字八ヶ原112~152-1、 153-1~166-1、字石原133-1~154-2、字秋田249 ~268-1の田畠、園地等、その他
	同 市	八幡町		字川原5~7、字上野元~26、1625-1~1723、 1970-1~1982-1、字片山155-1~379、1721~ 1865-1、字御前380~382、字下川原587~810、 字里ノ瀬882-1~1082-2、字文田1483~1461、字 野中1259-1~1764、字真東1577-1~1870の田 畠、園地等、その他
	同 市	八幡新田		字文田223-1~83-1、字田ノ下18-1~190、字塩の 尾220~269-1、字御作123、字舞台、字一町田 315~350-1の田畠、園地等、その他
	同 市	城新田		字櫛松中3-1~1135、字外洋、字堀野131-1 ~1418の田畠、園地等、その他
	同 市	高		字上野内38~59-1、1421-1~1428、字斐野道 104-1~109-1、1439-1~1478-1、字西橋下113-1 ~228-2、字ハダ先174-1~210-1、字石藏446~ 587、636~642、字十二人224-1~634-1、字扇田 643-1~890-1、字城下194-1~395-1、1490~1542 の田畠、園地等、その他
	同 市	佐古山林		字村上52-1~96-1、字南田144-1~287の田畠、 园地等、その他
	同 市	松岡町		字西清水平、字赤坂、字大井野、字北原、字 大ヶ森、字野中、字引込45甲135-1~甲53、 字西浦甲1576-2~甲706、字施下甲1001-1~甲 1123-1、甲1173-1~甲1176-1、字前郷甲1123-1 ~甲1162-1、甲1924-1~甲257-1、甲2660、字 大牛町甲152-1~甲1575、字道下甲2259-1~甲 2511-1、字木谷内甲2909-2、甲2917の田畠、 园地等、その他
	同 市	龜川		字各内125-1~1118-1の田畠、园地等、その他
	同 市	小坂		字急藤1175-1~1244-2、字利根1245-1~1303-1、 字横根1346-1~1489-2、字水田1490~1544の田 畠、园地等、その他
	同 市	下坂新田		字山ノ下11-1、51-1、字家ノ前142~154-1、 161-1~155-1の田畠、园地等、その他
	同 市	末骨		字野中1286、2293-1の田畠

学年名		試験基準			
区域名	市町村名	区域の範囲			標準
		大字名	字名	面積	
	新潟市	山崎	宇野635-1から551-1まで。下牧ヶ木町529-1～534-1の間		
東会移 営体育 施設整 理委員會 長州地 区	新潟市	川向御堂 同 市	字十ノ本115-1～132、161-1～279、字田七 219-1～244-1、253-1～442-1、470-1～474-1、 477-1～568-1、字良木515～814、316～315-1、 字谷内916-1～924-1、930-1～953-1、954-1～983- 1、984-1～1019-1、1027-1～1062-1、1069-1～ 1083-1、1082-1～1115-1、1161、字太田1153-1～ 1283-1、字羽根1282-1～1389、1391～1410-1、 1411～1414-1、1412-1～1443-1、1445-1～1475- 1、1489-1、1497-1、1498-1、1499-1、1494-1～ 1496-1、字村上4810-1～4999、5000～5045-1、 5049-1～6127、字大野下2141～2151、2162～ 2175、2177-1～2243-1、2245～2280-2、字西ノ 下2181～2261、2266～2269、2270～2277 字下立原中6-1甲66-1、甲2193-1～甲2196、甲 2233-1～甲2270-1、甲2292、甲2298	均一 面積	
教育本 南部事 業局	新潟市	全 部	字城跡向2768-1～2772-1～門の田		
(同上)	同 市	下舞野	字一時野、字高ノ瀬2022～2218、2237～2249-5 ～門の田		
(同上)	同 市	太田新田	字川前～門の田		
教育本 南部水 務局)	同 市	舞鳥新田	字古川249-1～251、281-1～314～門の田		
	同 市	鳥 大	字中石、字西ノ瀬、字林場～門の田		
	同 市	砂 岩	字木高人、字支石～門堂～門の田		
教育本 南部事 業局	新潟市	下中ノ井	字高下、字大谷内～門の田		
(同上)	同 市	上 鳥	字城跡向2738～2768、2772～2779～門の田		
(同上)	同 市	下舞野	字北ノ瀬2180-1～2191-1、2193-1～2201-2、2220 ～2236-3、字川ノ瀬～門の田		
教育本 南部水 務局)	同 市	舞鳥新田	字古川244-3～245-1、247-1～247-2、262～270 ～門の田		
教育本 北部事 業局	新潟市	佐々木	字高ノ瀬2～118～門の田		
	同 市	佐 袋	字千手田～門の田		
	同 市	上 中 鳥	字千手田～門の田		
	同 市	同 潟	字中沢前～門の田		
	新潟市	上 中 亂	字井立輪、字北前田～門の田		

市町名		賦課基準		
区域名	市町村名	税賦の範囲		単位
		大字名	内田名	
(新発田市)	新発田市	浦 頃	宇土井下一門の田	
	同 市	浦崎新田	宇野野浦崎一門の田	
	同 市	下曾野	下北野竹一門の田	
	同 市	太田新田	宇長田一門の田	
	新発田市	佐今木	宇神ノ田。宇中ノ田(153~155、1551~1562一門の田)	
	同 市	上中沢	宇佐ヶ木本畠、宇外舟橋一門の田	
	新発田市	浪今木	宇島ノ内1191~800-1、宇地利日本に宇地利日本内、宇叶ノ田(145~1478、1577~1682、宇山ノ内一門の田)	
任々木	新発田市	上中沢	宇外舟橋、宇外田向一門の田	均一
	北郡事	同 市	浦 頃	均一
	重松	同 市	浦崎新田	均一
	(南鶴井)	同 市	下曾野	均一
	本郷町	同 市	太田新田	均一
(古丹波区)	新発田市	佐今木	宇神ノ田、宇地利日本297~298丁子、宇地利日本内、宇中ノ田、宇山ノ内一門の田	均一
	川下舞	同 市	上中沢	宇佐ヶ木本畠、宇外舟橋、宇外田向一門の田
	舞面町	同 市	浦 頃	均一
	上	同 市	浦崎新田	均一
	同 市	下舞野	宇北野内一門の田	
	同 市	太田新田	宇久田一門の田	
(古丹波区)	新発田市	浪今木	宇畠、宇庭ノ内、宇地利日本1682~533-2一門の田	
	同 市	青 楽	宇別海841~1662、1721~1731、宇下手田一門の田	
	同 市	上中沢	宇内舟橋、宇下手田、宇行ノ田、宇上舟橋701~711、宇別海139~146一門の田	
	同 市	浦 頃	宇中沢81921~1046-1、1066~1109、1115~1214一門の田	
(新所、古丹波町、古見庄船原町本郷区)				
	新発田市	下中ノ目	宇道下、宇大谷内一門の田	

学年名		試験基準		
区域名	区域の範囲			
	町村名	大字名	区域	備考
	新豊田市 川 市	東 郡 下 郡 野	字吹切向一円の田 3207~3340、字一時畠、字上山田、字島ノ瀬、 字島ノ内、字下野田、字造体、字山ノ瀬一円の 田	
	同 市 同 市 同 市 同 市 同 市	上相新田 飯島新田 鳥 大 砂 田 鶴 田	719~768、字山瀬一円の田 308~1011、字古角、字吉上田用一円の田 字中畠、字畠ノ路、字林場一円の田 字木高人、字丈石一門空一円の田 字下野田153の田	
(一)の川野町並木道路(区)				
	新免町市 同 市 同 市	調査新田 下 郡 野 上相新田	字美野崎480~504、527、561、568一円の田 3399~3425、字原田、字川原敷、字吉塙一円の 田 771~817、字毛地村一円の田	
新会社 会体令 成会社 整備事 業 机关本 部臨時 地区	(新会社) 新豊田市 川 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市	(新会社) 下中ノ井 明 濑 調査新田 西 田 11 ト 郡 野 上相新田 飯島新田 鶴 田	2015~2623一円の田地 2625~2734一円の田地 981~1016一円の田地 2141~2154一円の田地 3199~3495一円の田地 742~825一円の田地 988~1011一円の田地 1576~1912、21098~211422一円の田地	均一 負担
	(新会社) 新豊田市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市	明 濑 調査新田 西 田 11 下 郡 野 上相新田 鶴 田	字十二林、字沢森、字奥森坂24~141一円の田 字一本松、字盛地、字通田、字興野道527、 561、581一円の田 字畠田一円の田 字原田、字上北尺、字島ノ内、字下空田、字中 原敷、字造体、字春塙一円の田 字宅地村一円の田 字五十歳、字大坪、字改名村、字下野田、字 越、字五反塙一円の田	
	新会社 会体令 成会社 整備事 業	新免町市 同 市 同 市 同 市	字村下974~1004 字古川 字野野道、字野地248~3614、368~391、414~ 4151、4281~4321、4331、字上野地544~	均一 負担

中　　名		施　　設　　基　　地			
区域名	市町村名	区　　域　　の　　範　　囲		基　　地	
		大　字　名	面　　積	面　　積	单　　位
西江地区	新発田市	上　中　南	632-1, 642-2~733 字上野内1~640, 73-1~80-2, 字新苗82-1~ 109-2, 111-1~113-1	632-1, 642-2~733 字上野内1~640, 73-1~80-2, 字新苗82-1~ 109-2, 111-1~113-1	单　　位
	同　　市	日　　置	字宮上, 字宮下323~281, 字千歳, 字新苗 225-1~229-2	字新苗154~162, 145~173, 字日置坂62-1~ 710-1, 713~753, 字楓島84-1~31-1, 字柳の瀬 313-1~602, 607-4~658, 字池の瀬754~828, 字堀田108-1~226-1	单　　位
	同　　市	西　　宮　内	字道上, 字道中, 字道下, 字上北原木1~63-1 12, 57~69, 字下川原125~142, 148, 212, 字五反原284-1~286, 289~361, 字東山979~ 1091, 字北山, 字下常556-1~609, 360, 字 17ノア122~164, 字赤浦1011~1072, 1122, 1123, 1161~1174, 1176~1182, 字柳東	字道上, 字道中, 字道下, 字上北原木1~63-1 12, 57~69, 字下川原125~142, 148, 212, 字五反原284-1~286, 289~361, 字東山979~ 1091, 字北山, 字下常556-1~609, 360, 字 17ノア122~164, 字赤浦1011~1072, 1122, 1123, 1161~1174, 1176~1182, 字柳東	单　　位
	同　　市	北　　森　丁	字花之郷, 字前通, 字小中島63-1~65-1, 字 鬼取橋, 字小谷内282-1~289-1, 278-1, 271~ 291, 字樺谷内, 字越川, 字下長177-3~201, 317~322, 字上表田, 字山崎521~529, 字長 坪, 字林明	字花之郷, 字前通, 字小中島63-1~65-1, 字 鬼取橋, 字小谷内282-1~289-1, 278-1, 271~ 291, 字樺谷内, 字越川, 字下長177-3~201, 317~322, 字上表田, 字山崎521~529, 字長 坪, 字林明	单　　位
	同　　市	内　　森　丁	字樺森	字樺森	单　　位
	同　　市	可　　越	字西小舟	字西小舟	单　　位
堤防が 人がい 排水事 業 自給轉 地区	(1)土地改良施設(は復がさ)の事業に係る施設を除く)管理事業の水質 環境施設、排水造成並用水路、本流地区第1、第2、第3排水機場地区、 監督扱い手有成務物管處事務、小艇地区及び組合は場合は監督事務(即 い手有成務)太安地区排水機場の区域に付し				均一 負担
綜合新 音体育 施設整 備事 業 小艇地 区	新発田市	下　中　ノ　目	字新井田1411~1458, 1462~1479, 1485-4, 1486, 1487-2~1493, 1499~2030-1, 字新井 2031-1~2112-1, 2113-4~2390, 2391-1, 2394~ 2393, 2399~2407-4	字新井田1411~1458, 1462~1479, 1485-4, 1486, 1487-2~1493, 1499~2030-1, 字新井 2031-1~2112-1, 2113-4~2390, 2391-1, 2394~ 2393, 2399~2407-4	均一 負担
新　　中 小艇地 区	同　　市	中ノ目新田	字新井田239-1~299, 字櫛田441-1~475-1, 554-1~663, 字櫛田665~673, 682-1~802, 字武田, 字六反谷内	字新井田239-1~299, 字櫛田441-1~475-1, 554-1~663, 字櫛田665~673, 682-1~802, 字武田, 字六反谷内	均一 負担
工　　区	同　　市	東　　側	字中谷内46~15-1, 16~73-1, 104-1~112-3, 117~ 215, 字吹田216~267, 255~451, 463~509	字中谷内46~15-1, 16~73-1, 104-1~112-3, 117~ 215, 字吹田216~267, 255~451, 463~509	均一 負担

学年名		試験基準			
区域名	区域の範囲			標準	
	市町村名	大字名	区域		
	新豊田市	勝山	1. 510, 511-1, 512-1~515, 519~540, 546~601, 604-1~683-1, 宇都山287~2355-1, 2357, 2358, 2368-1~2387-1, 宇全町289-1~733, 736~829-1, 824~857, 宇六北町内2478~2522, 2524, 2526~2729, 宇喜田2389~2400, 2414-1~2477 宇城高人		
教育研究会 体育会 文化会 藝術事 業 上伊那 郡	新豊田市	上中山	宇都井甲239~甲255, 甲256~甲260, 甲262-1~甲263-1, 宇都井 村乙甲1243~甲1246-6, 甲1255-1~甲1286, 甲1287~甲1309, 甲1320-1~甲1482, 甲1491~甲1507, 甲1722-1, 甲1723~甲1730, 甲1731~甲1744, 甲1749~甲1778-1, 甲1785~甲1793, 宇見城道下甲2359-1~甲2365-1, 甲2386-1, 甲2387-1~甲2402-1, 甲2405, 宇都井下甲2407-1~甲2536-1, 甲2550~甲2659, 宇上野, 宇西山, 宇花木甲2717-1~甲2743, 乙75~乙93, 宇中川面, 宇一里駅甲2806-1~甲2826-2, 甲2845~甲2863, 甲2865~甲2907, 乙214-2, 宇見城道上甲2058~甲2064, 甲2074-1~甲2076-1, 甲2082~甲2117, 甲2121~甲2174, 甲2176~甲2192-1, 宇下駅城里2116-1~甲2190, 宇都井甲586-1~甲593, 宇見代道上甲176-1, 甲180-2, トヤマテトク甲886-1~甲896, 宇阿部院乙200-1, 宇崎沢乙212~乙216-1, 甲462-1~甲476-1	均一 負担	
教育研究会 体育会 文化会 藝術事 業 松本 地区	新免田市 同 市	東 郡 下 郡	宇都切向 宇一時面2016~2021, 2024-1~2056-3, 宇島ノ 浦2189-1~2201-2, 2203~2235, 2237~2249- 5, 宇島ノ内, 宇山ノ浦2376~2449	均一 負担	
	同 市	太田新田 奥島新田 島 大	宇田面 宇古田244-3~2464, 247-1~247-2, 254-1~254- 5, 宇中道246-1~249, 252, 254-1~259, 276~ 364, 宇都ノ浦19~82, 83~105, 108~119, 120-1~127-1, 宇林場663~712, 714~745-1 宇東高人, 宇丸石門258~145		

地 址 表		風 景 地 点			
区域名	区 域		城 市		地名
	市町村名	大字名	町名	路名	
新潟市 体育馆 城东都 民运动 场	新潟市南 中野第 1工区 地区	大 佐	下中ノ川	字松ノ木28~51、77~80-1、116-1、117、125~129、142、144、146-1~149-1、154-1、157-1、160~165、167~172-1、503-1~572、579、580、宇奈柳原、宇寺ノ森700~769、833~852、865~876-1	均一 分割
		中 之 川	新 田	字桃柏谷5-1~24-1、30-1~57、62~105-1、107-1~108、宇柳田308-1~378、382-1~394、395-2~438-1	
		乙 之 川	大 佐	下山ノ下165-1~162-1、172~197-2、下山ノ神 體198-1~216、224-1~254-1、宇友村中255~294、305-1~309、319-1~331、329-1~369-2、宇林崎420~453-1、477-1~489、493、494、503、504、507、508、511~514、529~531、537~571、971~977、7社坂678-1~680-1、682-1、688-1~753、763~786-1、788~773-3、774~808-1、宇大史、宇道下904-1~1050	
		中 之 川	宇 鹿 岛	宇柳川50、60~67、73、76、88、100~120、宇 江橋180~210-1、宇大山391~401、406~425-1、426-1~430、宇柳川	
		北 之 川	新 田	字柳山17~37-1、40、45-2、55~67-1、宇柳川 98~101、128~316-1、宇柳川122-2~165、166~177-1、187-1、宇柳川4-1、宇門川10329-1~222-1、 226-1、228-1、230-1、236-1~294-2、宇喜介295~295-1、507-1~514-1、777ノ原517~524、宇 柳原	
		皆 架 万 代	字 境		
		三 之 川	宇 鹿 岛	宇内山田、宇柳川86~125-1、130~135、139、 143-1~146-1、149-1、450-1、153-1、154-1、 157-1~166-1、162-1~213、宇馬屋原、宇流川 365~567、562~573、1309-1~1319-1、宇大河 崎280-2、宇大坪574-1~649-1、651-1~653-1、 656-1、679-1、675-1、676-1~698-1、宇八幡 909-1~757、769~792、796~801、811~861、	

学　　名		試　　験　　基　　準				
区域名	区　　域　　の　　範　　囲				面積	
	市町村名	大字名	区　　域			
川　　市	相　　島		864, 879~9023, 911~9061, 宇都島1377-1, 1379-1, 1390-1~1424, 1443~1476-1, 1482~1500, 1521, 1531, 1564~1523, 1527~1606-1 宇村下, 宇都島村151-1~506, 510~514, 516~541, 544~547, 556~558, 562~567, 574~613, 宇都ノ前145-1~198-1, 224-1~253-1, 宇村下154-1~158-1, 362~373-1, 374-1~422, 433-1~458-1, 宇都島764-1~1853-1, 1857-1~1954			
			宇都島大283-1, 284-1~405-1, 615-1, 616-1~2057-1, 宇都島314~389			
麻糸新 育体育 城高柳 野監事 会 日建工 業 区域名	新豊田市	下　　郷	宇中川川上2844~2894		均一 負担	
	同　　市	大　　波	宇中川川上1~35-1, 37-1~40, 57~80, 宇ヶケ 96-1~193, 196-1~273-1, 740根岡, 宇松木			
	同　　市	飯能万代	宇村入作1~32, 54~709-1, 宇都ノ前119~122, 宇都瀬			
	同　　市	方　　代	宇山ノ下4-1~42-1, 宇木尾, 宇都林, 宇長田 378~534, 宇長田庄1~55			
	同　　市	本　　田	宇八方上型2-1~庚28, 庚31, 戊34~庚44, 宇 丸川橋頭50-1~庚110-1, 庚114-1, 戊115-1, 戊 121-1~庚123			
	同　　市	興　　原　　義	宇居村215~220-1, 231-1~302-1, 316-1~401-1, 宇都谷内518~829, 開6-1~89-1, 宇野太郎82 ~1017-1, 1021-1, 宇益川, 宇神谷内			
河川管轄 区域名	同　　市	川　　瀬	宇中井内793-1~838, 855-1~989-1, 宇川町 900-1~1089, 宇木野1137-6, 1139~1147, 1149 ~1154, 1157, 1191, 1192-1, 宇大宮438-3, 708~750-1			
	区　　域　　の　　範　　囲					
土地改良施設（川成り地の事業に係る施設を除く）の整備事業の新川用川本路、二ヶ村 江川本路、中ノ日川用川本路、野骨造込乙見江川用川本路、野骨造込板浦川用川本路、野骨造込八 幡川用川本路及び野骨造込板浦川用川本路の区域をびに次に掲げる区域 (例し、田のみの記述とする)						

市町村名	試験基準		
	区 域	風 の 向 き	基準
市町村名	大字名	区 域	基準
新豊田市	八日町	字社下、字山崎野、字長ヶ久保野、字家ノ山 字御殿、字小谷内、字ハツ井田、字田中、字石原、字白山 字野中、字川瀬、字行曲後、字上野、字真愛院、字前 山、字下河原、字宮田	均一 自然
同 市	太 須		
同 市	八 藤		
同 市	東 金	字野中	
同 市	八幡新田	字宮田	
同 市	猪 新田	字裏野、字猪枕	
同 市	越	字石藏、字扇田、字妻野邊、字上谷内、字勘桶下、字川 字丸、字十二尾、字城下、字山ノ下	
同 市	乙 次	字東村中、字山ノ袖園、字山ノ下	
同 市	川 板 沢	字家ノ道、字山ノ下	
同 市	小 無	字横枕、字竹篠、字本庄	
同 市	大 休	字山ノ神、字真争、字外屋敷、字山ノ下、字西野山540 ～60から540～51まで	
同 市	武 佐 篠	字西江、字稻森、字村上、字宮ノ園	
同 市	山 鳴	字神、字佐々木川	
○伊賀市役所 木江川用水路 管理事業	区 域	風 の 向 き	
	十地区災害防災計画(1)及び(2)の事項に係る施設を除く)の管理事業の監査は伊賀市役所木江川用水路の 区域及び次に掲げる区域 (併し、田の左の賦課とする)		
市町村名	大字名	区 域	基準
新豊田市	龜 井	字新屋	均一 自然
同 市	大 久	字館ノ池、字金屋、字久保浦、6401～710 1023～1091	自然
同 市	可 久	546、547	
同 市	一 プ 久	1042～1072、字駒田、字村下、字松森	
同 市	竹 久 井	字家出、字村中、字元代、字村下、字竹ヶ島池、字田里 物、字御屋池、字西牛井、字奥川池、字桂古、字酒本、 字村上、字駒ノ上田原、字郷山田、字若宮、字天塩、字 一本池、字元狩等、字善合、字大宝池、6401-1～6477	
同 市	五 井 久	字作古	
同 市	弓 久 井	字西牛井	
車 重 量			試験基準
2. 区画整理	(1)近畿土地土地改良整備事業		均一自然
3. 直角地の造成			

序号	项目名称	建设地点
4.	小型排水渠系工程	
5.	调蓄水池	
(1)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(2)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(3)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(4)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(5)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(6)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(7)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(8)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(9)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池
(10)	海锦东湿地公园蓄滞涝水池	海锦东湿地公园蓄滞涝水池

調査第3 地盤を管理空託及び運営する事業

1. 国営阿賀野川農業水利事業
2. 駒崎川整備事業（若い子育成型） 三郷乙延地区
3. 駒崎川地整備事業（若い子育成型） 大森地区
4. 駒崎かんかい排水事業と併せて行う西岸防風林本事業 阿賀野川右岸地区
5. 駒崎新幹線事業整備事業 佐沼地区
6. 駒崎新幹線事業整備事業 駒川地区
7. 駒崎新幹線事業整備事業 佐々木南高麗地区
8. 駒崎新幹線事業整備事業 西江地区
9. 駒崎かんかい排水事業 作並地区
10. 駒崎新幹線事業整備事業 小浦第2工区地区
11. 駒崎新幹線事業整備事業 上中山地区
12. 駒崎新幹線事業整備事業 佐々木地区
13. 駒崎新幹線事業整備事業 中浦第1工区地区
14. 駒崎新幹線事業整備事業 西浦工区地区

調査第4 洪水害を受ける事業

1. 駒崎新幹線事業整備事業 佐沼地区
2. 駒崎新幹線事業整備事業 駒川地区
3. 駒崎新幹線事業整備事業 西江地区
4. 駒崎新幹線事業整備事業 小浦第2工区地区
5. 駒崎新幹線事業整備事業 上中山地区
6. 駒崎新幹線事業整備事業 佐々木地区
7. 駒崎新幹線事業整備事業 中浦第1工区地区
8. 駒崎新幹線事業整備事業 西浦工区地区

調査第5 阿賀根木右岸土壌改良区運合に所屬し、共同管理する施設

1. 国営阿賀野川農業水利事業により造成された施設
2. 国営新幹線阿賀野川右岸地区かんかい排水事業（水管理改良施設を除く）によって造成された施設

調査第6 施設が川沿い土壌改良区運合に所属し、共同管理する施設

1. 国営新幹線事業整備事業により造成された施設であって管理受託した土壌改良施設
 - (1) 第1航段上野り排水路及び川右岸の疏水路
 - (2) 第2航段上野り左岸の疏水路
2. 国営新幹線事業整備事業により造成された施設であって整備を受託した施設

附表第2：負担金を負担する団体・土地改良事業

事 業 名	賦 課 事 件				
	次の区分による状況小計・面積				
1. 国官所有 野川右岸土 地改良事業 (農業地用 基本事業と 併せ行う農 地開拓基本 事業)	区域名	区 域 の 面 積	面積		
1. 被地	新豊田町	大 田	宇舟人、宇舟八番、宇木開先一門の田	6.9頃	
	同 市	二 フ リ	宇越畠一門の田		
	同 市	福 島	宇越畠一門の田		
	同 市	本 郷	宇見高人283-1、284～296、409、425、632、635-1、645-1、646-1、647、1911、1916、2050～2057の一門の田		
	同 市	本 田	宇野谷内、宇中ノ通一門の田		
	同 市	野 田	宇延高人一門の田		
	新 豊 田 市	新 豊 田	宇植高畠一門の田		
	新 豊 田 市	新 豊 田	宇舞台45～463-1の一門の田	15頃	
	同 市	新 保 万 代	宇堀、宇中通、宇村下206～239-1、287、298、宇道下306～3地2、生31～330の一門の田		
	同 市	加 治 万 代	宇舟天下、宇舟大無一門の田		
2. 被地	同 市	刀 代	宇柳林、宇柳田328～425の一門の田		
	同 市	火 田	宇妻野、宇三瓦割、宇上町内、宇坂井、宇曾根、宇北作内一門の田		
	同 市	二 フ リ	宇丸坪、宇大翻輪、宇馬屋尾、宇八幡、宇波内、宇魔田124～150-1、197～225、宇内山田14～15-1の一門の田		
	同 市	福 島	宇城敷村、宇家ノ通、宇村下一門の田		
	同 市	本 郷	宇舞野、宇弘通、宇坂切、宇中谷内、宇柳田、宇六尾井内、宇延高人29～291-1、293-2、636-1～642-1、645～648次切向の一門の田		
	同 市	中 六 代 新 田	宇弘通、宇六尾井内、宇延尾通645～717-1、772～862、宇柳田373-1～477-1、564-1～603の一門の田		
	同 市	下 中 六 代	2615～2623、宇道下、宇大作内、宇坂井前1969-1～2005-1の一門の田		
	同 市	本 田	宇而ノ島、宇豆前、宇青藤、宇小曾根、宇大酒、宇太郎下、宇中通、宇内作内、宇八力、宇八力下、宇八力内、宇井野野135～310-2、宇河原四郎11～2154-1、宇越里通139～26-1、616～780、宇酒店2923～322-1、525～944、宇柳中2155-1～2173-1、2253-1～2253、2259-1～2387、4403-1、宇大川通41-29の一門の田		

中　　国　　名		地　　図　　名　　称		
区域名	地名	城　　の　　軸　　系	基準	
新潟県	新潟市西区本郷	岡　　原　　城	宇治谷山102～1102、1161～1206の一円の田	
	同　　市　　北　　区	下　　野　　城	下野ノ田、宇野ノ田、宇都村日本、宇都村日本 区内、宇中ノ落、宇市ノ内の一円の田	
	同　　市　　西　　区	舟　　坂　　城	宇下手田の一円の田	
	同　　市　　上　　中　　区	宇内舟橋、宇佐々木田、宇下手田、宇外舟橋、 宇外舟坂の一円の田		
	同　　市　　西　　区	關　　城	2685～2781、宇土二林、宇洪源、宇土井下、宇 川御益、宇都島塙233～144の一円の田	
	同　　市　　倒　　防　　坂　　田		981～1016、宇一本野、宇越田、宇御野通、宇 面田の一円の田	
	同　　市　　内　　東　　区		2141～2154、宇面田の一円の田	
	同　　市　　下　　東　　区		3199～3425、宇一齊道、宇柳田、宇上元た、宇 鳥ノ落、宇鳥ノ内、宇下齊道、宇中精義、宇置 体、宇市ノ面、宇尾野内、宇表塙の一円の田	
	同　　市　　大　　出　　新　　田		749～855、宇表田、宇相田、宇毛野田の一円の田	
	同　　市　　鶴　　島　　新　　田		985～1040、宇古田、宇古太田田の一円の田	
福島県	同　　市　　鳥　　穴　　大		宇中道、宇施ノ間、宇幕塙の一円の田	
	同　　市　　神　　山		宇木高人、宇丸石一門受の一円の田	
	同　　市　　飯　　島		1576～1942、乙1008～乙1152、宇五十堤、宇 大坪、宇改名田、宇下柳田、宇通、宇田尾體的一 円の田	
	新潟市西区六	乙　　次　　通	一円の田	
	同　　市　　六　　通		宇家ノ通、宇家ノ道、宇曉山、宇官ノ腰、宇勝 田、宇朝田、宇四郎右エ門田、宇粉木、宇板 橋、宇舞大335～439、465-1～514-1の一円の田	
	同　　市　　下　　飯　　坂		一円の田	
	同　　市　　大　　見　　附		一円の田	
	同　　市　　竹　　使　　方　　代		宇鹽田、宇前代、宇村下189～255、289～295 1、宇道下200、205-1、207-1、279-3、290-3、 298～325、350～357-3の一円の田	
宮城県	同　　市　　加　　治　　方　　代		宇盐ノ前、宇三ノ口、宇伊夫上、宇細柳、宇世 入作一円の田	
	同　　市　　石　　代		宇山ノ下、宇淡田、宇木足、宇辰田427～534の一 円の田	
	同　　市　　二　　ア　　網		宇境田所～1241、163-1～195、222～233、宇内 山田13-1～81の一円の田	
	同　　市　　福　　島		宇行上一円の田	
山形県	同　　市　　中　　ノ　　江　　新　　田		宇根地区、宇根出流41～370、479～551、宇根 川浦719～768-1の一円の田	

事 事 名		賦 訴 基 本		
区域名	区域名	賦 訴 の 基 本		基準
新潟県市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市 同 市	新潟市	下中ノ川	2483-1~2607の田、字六町、字原町、字寺ノ 町、字駒ノ木、字村中、字井畠、字之介、字坂 岸田1411~1968の一内の田	
	同 市	越ノ郷	142~1529の田	
	同 市	大 伝	字岡根内、字野辺根、字高草、字山ノ下、字山 ノ神、字松屋上、字岡持説一内の田	
	同 市	本 田	字一本板経、字寒田、字神明頭、字脚ヶ板、字 川崎、字大井傳、字切作、字敷七舞野、字丸尾 野、字札光翠下、字川瀬野邊引250、甲792-1、 甲772~805、甲820、字興野浦1109-1~1115、 1294-1~1311、1496-1~1525、字向浦2048-1~ 2063-1、2101-1~2128-1、字浦東浦1935、1995、 1056、1098-5、字敷込17913~922、934、2042- 1、2126、2127-1、2163~2192、字折中2173-1~ 2182-1、2242~2252-2、2362-1~2363-1、字大川 下4631、4415、字大川浦3917-1~3928-2、4089-1 ~4102-1、4107~4191-1の一内の田	
	同 市	日 田	一内の田	
	同 市	日 沢 直 里	一内の田	
	同 市	同 山 番	字豊川、字別村、字金山、字寺山腰、字柳谷 内、字寺太造、字神谷内1210~1215、1246~ 1251の一内の田	
	同 市	北 郡	一内の田	
	同 市	西 郡 11	1959~2136-2の田、字前附、字前後、字新保、 一内の田	
事 事 名		賦 訴 基 本		
工 地費削減用市土地改良事業 (市営造成土地改良施設事業)		均一負担 (田のみとする)		
工 地費削減用市土地改良事業 (農業用地換水)		均一負担 (市営化)(城を除く田のみとする)		

調査地名：付図を負担する組合土地改良事業

中　　南　　名		賦　　課　　馬　　車		
I. 郡官断片		次の区分による区域不均一負担		
区域名		内　　属　　の　　組　　面		面積
福井県木賊 事務	1. 貸地	新発田市　天　王　子飛入、字猪八郎、字木浦免、一円の田 同　市　二　ツ　村　字湖邊、一円の田 同　市　鷹　鳥　字鶴邊、一円の田 同　市　北　郷　字城高人283-1、284～296、403、485、632、 635-1、645-1、646-1、647、1911、1916、2150 ～2157-1の一円の田 同　市　本　田　下外谷内、字中ノ池、一円の田 同　市　柳　山　字城高人、一円の田 新潟市　新　見　字祖山郡、一円の田		15個
	2. 貸地	新発田市　乙　次　一円の田 同　市　五　種　一円の田 同　市　下　海　字　一円の田 同　市　大　武　一円の田 同　市　竹　代　一円の田 同　市　加　古　代　一円の田 同　市　刀　代　一円の田 同　市　天　王　字安藤、字三反瀬、字下町田、字留野、字曾 板、字北野内、一円の田 同　市　二　ツ　村　字大井、字大村、字馬頭坂、字八幡、字鹿 岡、字堀出、二円の田、一円の田 同　市　相　久　字相賀村、字家ノ池、字村上、字村下、一円の田 同　市　永　郷　字河野、字広瀬、字牧原、字中野内、字御田、 下六反瀬内、字城高人279～283-1、283-2、403-1 ～412-1、645-1、字城郭向内、一円の田 同　市　中　日　一円の田 同　市　下中ノ日　一円の田 同　市　地　ノ　郷　1463～1560の田 同　市　大　久　字柳敷内、字外川敷、字百尋、字市ノ下、字川 ノ神、字松原上、字明月舎、一円の田 同　市　本　田　字一本松、字寒田、字柳原、字興ヶ坂、字 川崎、字大川崎、字物世、字弥七野野、字札走 寺、字札走寺下、字竹葉野地、字野野浦、字向 浦、字通葉坂、字通越吉、字田中、字大井下、 字大井上、一円の田 同　市　川　郷　一円の田 同　市　川　内　温　泉　一円の田 同　市　同　界　無　一円の田 同　市　鶴　羽　一円の田		10個

学年名		試験基準		
	区域名	区域	地名の範囲	標準
	新潟市西区	西区	1929~2136丁の田。字前田、字新浦、字新保、2141~2151、字越田一門の田	
	同 市	西区 内	字宮ノド、字神取、字北山、字下里556-1~578、592~608、613~621、771-1、792~798、字道下800~814、838-6~848、字道中849~857、888-3~896丁の一門の田	
	同 市	上 中 郡	字猪塚、字上野内、字守山、字宮ノ郷、字内寺橋、字佐々木道、字下平田、字外寺橋、字外川原一門の田	
	同 市	舊 機	字御馬、字島ノ内321~336、字居裏32-1~36-1、字官ノ庭244-1~264-1、字下平田一門の田	
	同 市	佐々木	字森2468-1~2472、字沖ノ田、字島ノ内92~717-2、字中ノ瀬83-1~1004、1017-1~1150、1551-1~1562-1一門の田	
	同 市	關 前	字堅田、字頭の頭、字唐の頭、字日波堀、2045~2051、字十二林、字御馬、字十角下、字中就音、字龜島境23-1~14-1一門の田	
	同 市	朝日新村	981~1016、字一本林、字邊田、字鶴野橋、字邊田一門の田	
	同 市	下 関 野	3199~3495、字一時野、字堅田、字上石丸、字島ノ瀬、字島ノ内、字下堅田、字中就音、字道体、字山ノ瀬、字邊谷内、字豊馬一門の田	
	同 市	上河新村	743~765、字長田、字相田、字足鹿骨一門の田	
	同 市	駒島新村	908~1041、字古川北、字古大河田田一門の田	
	同 市	鳥 大	字中道、字猪ノ瀬、字森原一門の田	
	同 市	妙 山	字木森人、字丈石ノ門堂一門の田	
	同 市	鷺 鳥	1536~1942、△1028~△1149-2、字丸十嵐、字丸井、字生名坂、字下増田、字塙、字丘坂脚一門の田	

事　業　名

試験基準

2. 内才倉ダム融雪管理事業	均一負担 (但し、田のみの賦課とする)
3. 藤井水田自家発電水利用計画事業(八幡田区)	均一負担
4. 堀内阿彌野川面積工事持替管理事業	均一負担 (但し、田のみの賦課とする)
5. 亂世加治川面積工事持替管理事業	均一負担 (但し、田のみの賦課とする)
6. 附合は場整備事業(別子千石城町)三野乙見江地区	均一負担

事 件 名	賦 産 率	
7. 財務は塙整備事業(折い下官成項) 大森地区	均一負担	
8. 財務是終水利施設ストックマネジメント事業 阿賀野川右岸地区	均一負担 (折し、田のみの賦産とする)	
事 件 名	賦 産 率	
9. 財務かんがい排水事業と併せ行う農地改良事業(折い下官成項) 大門町	次の区分による区域不均一負担	
区域名	区域の範囲	基準
麥石・大門町排水路	調査部ご事業及び試算率 1. 土地改良施設の新設、管理、及び変更(1)土地改良施設(2)及び(3)の事業に係る施設を除く) 管理事業の財務かんがい排水事業と併せて行う農地改良事業阿賀野川右岸上流域(麦石・大門町) 上河に	均一負担 (折し、田のみの賦産とする)
万十飯田路 本農場、万十飯田排水路	調査部ご事業及び試算率 1. 土地改良施設の新設、管理、及び変更(1)土地改良施設(2)及び(3)の事業に係る施設を除く) 管理事業の財務かんがい排水事業と併せて行う農地改良事業阿賀野川右岸上流域(万十飯田排水路場、万十飯田) の区域の範囲のうち、(2)十郎町) の区域と同じ	均一負担 (折し、田のみの賦産とする)
事 件 名	賦 産 率	
10. 財務かんがい排水事業と併せて行う農地改良排水事業 阿賀野川右岸上流域	均一負担 (折し、田のみの賦産とする)	
11. 財務経営体育風景整備事業 長沼地区	均一負担	
12. 財務経営体育風景整備事業 並川地区	均一負担	
13. 財務経営体育風景整備事業 佐ヶ谷南隣域地区	均一負担	
14. 財務経営体育風景整備事業 四北地区	均一負担	
事 件 名	賦 産 率	
15. 財務かんがい排水事業と併せて行う農地改良排水事業 赤城導水地区	次の区分による区域不均一負担	
区域名	区域の範囲	基準
木管改良施設	調査部ご事業及び試算率 1. 土地改良施設の新設、管理、及び変更(1)土地改良施設(2)及び(3)の事業に係る施設を除く) 管理事業の木管改良施設の川/域に同じ	12.88 100
導管造成の 運用水路	同。財務改風の運用水路の川/域に同じ	24.49 100
木田地区	同。木田地区(第1、第2、第3雨水機場地区)の川/域に同じ	27.96 100
導管造成の 延用用水路	同。財務改風の延用用水路の川/域に同じ	1 100

事 事 事	試 試 試	
	次の区分による区域別負担	
区域名	区域の範囲	基準
小坂地区内 整備	川、野音れい手作成草むし振小坂小坂地区の区域に同じ	1.67 100
大森地区内 整備	川、野音は場整備事業(手作成草むし)大森地区(雨水浸漬地)(減 に同じ)	1 100
事 事 事	試 試 試	試 試 試
16. 総合経営体有底基盤整備事業 小坂第2工区試験	均一負担	
17. 総合経営体有底基盤整備事業 上中山地区	均一負担	
18. 総合経営体有底基盤整備事業 低々木地区	均一負担	
19. 総合経営体有底基盤整備事業 小坂第1工区地区	均一負担	
20. 総合経営体有底基盤整備事業 豊浦工区角区	均一負担	

表第9 分割金を負担する私有土地改良事業

事 事 事	試 評
1. 野音内ノダム跡地既設防河事業	均一負担

表第10 特別権利金を徴取する川管及び私有土地改良事業

1. 四河阿智野川右岸土地改良事業(四河阿智野川事業と併せ行う直轄河床排水事業)
2. 野音れい手作成草むし整備事業 小坂地区
3. 野音は場整備事業(手作成草むし)三勢乙延江地区
4. 野音は場整備事業(手作成草むし)上森地区
5. 総合基盤水利用施設ストックマネジメント事業 阿智野川右岸地区
6. 四河阿智野川川本土地改良事業(川管流域土地改良施設整備事業)
7. 野音かんがい排水事業と併せ行う農地排水耕種水事業 阿智野川右岸地区
8. 四河阿智野川川本土地改良事業(農業用川排水)
9. 総合経営体有底基盤整備事業 桜庭地区
10. 総合経営体有底基盤整備事業 芝川地区
11. 総合経営体有底基盤整備事業 弥々木南蔵原地区
12. 総合経営体有底基盤整備事業 西江地区
13. 野音かんがい排水事業 燐浦町地区
14. 総合経営体有底基盤整備事業 中坂第2工区地区
15. 総合経営体有底基盤整備事業 上中山地区
16. 総合経営体有底基盤整備事業 低々木地区
17. 総合経営体有底基盤整備事業 中坂第1工区地区
18. 総合経営体有底基盤整備事業 豊浦工区地区

豊浦郷土地改良区総代選挙規程

(総代の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、総代の被選挙権を有しない。

- 一 開会日でない者
- 二 未成年者
- 三 特別法上の事に制せられた者でその執行を終わるまでのもの

(選挙区等)

第2条 総代の選挙は、選挙区ごとに行うものとする。

2 総代の選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は、次のとおりとする。

選挙区	選挙区域	定数
第1区	新見田町北村、同市上森、同市藤井、同市小坂、同市琴崎、同市切橋、同市二ツ谷、同市竹ヶ丘、同市大塚町、同市五十兵野	7人
第2区	新見田町鹿ノ瀬、同市川瀬町、同市小坂(龜木崎)、同市大長、同市下中ノ口(ナカド、字大前内、2615～2623を除く)、同市中ノ口新田、同市乙次、同市下飯屋、同市吉瀬	8人
第3区	新見田町二ツ橋、同市櫛島、同市東越(字東切向を除く)、同市仲山字長高入	4人
第4区	新見田町大野、同市竹原万代、同市加治万代、同市万代、同市大王、同市岡原敷、同市川岡、新西市北区新勢	6人
第5区	新見田町本相、同市達沢	7人
第6区	新見田町大崎、同市六日町、同市八幡、同市八幡新田、同市小友、同市浦新田、同市鶴、同市桂前橋、同市松岡、同市荒川、同市土中山、同市米倉、同市山崎	12人
第7区	新見田町佐々木字森、同市柳根(字下丁前を除く)、同市上中野字宮ノ瀬、同字上谷地、同字沢瀬、同字山瀬、同市朝日字木屋敷、同字日瀬坂、同字飯田塙4～21-1、同字園の瀬、同字橋の瀬、同字理川、同市西宮内、同市北森口、同市西森口(字楓田、2141～2154を除く)、同市弓瀬	6人
第8区	新見田町佐々木(字森を除く)、同市上中野字内舟橋、同字佐々木裏、同字土手田、同字外舟橋、同字外舟町、同市側溝字十二林、同字沢瀬、同字土手下、同字作根瀬、同字斎藤塙32-1～144、同2685～2784、同市開墾新田、同市乾根字手山、同市西森口字細田、同2141～2154、同市飯島、同市下轉野、同市太田新田、同市飯島新田、同市為光、同市砂山字末高入、同字支石ニ門堂、同山東越字歌切向、同市下中ノ口字道下、同字大谷内、同2615～2623	13人
合計		63人

3 選挙人の指名の選挙区は、その組合日たる資格に係る権利の目録たる土地の所在地による。この場合において、その選挙人の組合日たる資格に係る権利の目録たる土地が2以上の選挙区にあるときは、当該選挙人が指定して土地改良区に届け出た土地（当該届出がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選挙の時間）

第3条 選代の任期満了による選挙は、その任期満了の日前60日から10日までに、その他の選挙にあっては、これを行うべき期日が定めた日から30日以内に行わなければならない。

（選挙の公告）

第4条 選挙の期日は、その期日から5日前までに公告するものとする。

2 前項の公告には、投票開始の時間、投票終了の時間、各選挙区ごとに選挙する選代の数及び投票用紙に記載すべき正規する選代の数を記載するものとする。

（投票区等）

第5条 この土地改良区は、必要があると認めるときは、選挙区を分けて數投票区を設けることができる。

2 投票区ごとに一投票所を置く。

3 第1項の規定により數投票区を設けたときは、前条の公告にその旨を記載するものとする。

（選挙管理者等）

第6条 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、選挙ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て組合日の内からそれぞれこれを指名するものとする。

2 前項の投票管理者及び開票管理者は、選挙区ごと（前条第1項の規定により投票区を設けたときは、投票管理者にあっては投票区ごと）に指名するものとする。

ただし、第10条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、これらの者を指名することを要しない。

3 選挙管理者、投票管理者及び開票管理者は、相互ねむることができる。

（選挙管理者の職務）

第7条 選挙管理者は、選挙に関する事務を担当し、開票管理者から第一項の規定による報告を受けたときは、選挙区会人立会の上、その報告を調査し、各人の得票数表を計算し、選挙録を作成して選挙に関する決議を記載し、選挙区会人とともにこれに署名しなければならない。

（投票管理者の職務）

第8条 投票管理者は、投票に付する事務を担当し、投票録を作成して投票に関する決議を記載し、投票区会人とともにこれに署名しなければならない。

2 投票管理者は、投票区会人立会の上、投票録及び投票録を開票管理者に引き渡さなければなら

ない。

3. 計画管理者が投票管理者を差ねる場合には、投票に関する決議は、選挙録中に併せて記載することができる。

(投票管理者の職務)

- 第9条 投票管理者は、開票に関する事務を担任し、開票委員会と会の上、投票所を開き、投票を監督し、開票委員会の意見を聽いて投票の始力を決定し、市町にその結果を選挙管理者に報告するとともに、開票録を作つて開票に関する決議を記載し、開票委員会とともにこれに署名しなければならない。
2. 計画管理者が投票管理者を差ねる場合には、開票に関する決議は、選挙録中に併せて記載することができる。

(選挙録等の保存)

- 第10条 選挙録、投票録及び開票録は、投票と併せて、内訳表等に依る総代の在任期間中、この上地改良区において保存するものとする。

(選挙委員会入替)

- 第11条 選挙委員会、投票委員会及び開票委員会は、選挙ごとに、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て選挙日の中から各2人（投票委員会及び開票委員会にあっては、選挙区ごと（第5条第1項の規定により投票区を置けたときは、投票の会人にあっては投票区ごと）に各2人）を新任するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行ひない選挙区については、投票委員会及び開票委員会を新任することを要しない。

2. 選挙立会人、投票立会人及び開票立会人は、相兼ねることができる。

(投票)

- 第12条 投票は、選挙の当日、選挙日直ちに、組合員名簿との対照を経て投票用紙に総代の候補者の氏名（個人にあっては、その名前、以下同じ。）を記載し、これを投票所に入れて行わなければならぬ。
2. 投票用紙は、選挙の当日、投票所において組合員に交付する。
3. 投票用紙に記載すべき選挙する総代の数は、1人とする。
4. 投票開始の時間は午前9時とし、投票終了の時間は午後3時とする。
5. 午後3時までに投票所に到着していない者は、投票することができない。

(投票の拒否)

- 第13条 投票の拒否は、投票委員会の意見を聽いて、投票管理者が決定するものとする。

(開票)

第14条 地圖所は、この土地改良区の事務所又は地圖管理者が指定する場所に立てる。
2 地圖は、投票の当日又はその翌日に行う。

(無効投票)

第15条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 番代の候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所（法人における場合は、上たる事務所の所在地。以下同じ。）又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 三 有議選挙区の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 候補格のない者の氏名を記載したもの
- 五 番代の候補者の氏名を自消しないもの
- 六 番代の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る数の番代の候補者の氏名を記載したもの
- 八 有議選挙区に所属しない番代の候補者の氏名を記載したもの

(候補者の立候補等の届出)

第16条 有議選挙区の選管権を有する組合員でなければ、有議選挙区において番代の候補者となり、又は番代の候補者全員處することができない。

2 番代に立候補しようとする者は、有議選挙区の開票の公告のあった日に、その旨を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。

3 番代の候補者を提出するには組合員5人以上が本人の承認を得て、前項の期間内に、その旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

4 この土地改良区は、番代の候補者となった者の住所、氏名、所属選挙区名及び候補又は被推選の別番号に投票所及び開票所を選舉の開票の3日前までに公告し、かつ、選舉の当日投票所に掲示するものとする。

ただし、第19条第1項の規定により投票を行わない選挙区については、選舉公告に代えて、第21条第1項の公告を行うものとする。

5 番代の候補者が立候補を辞退し、又は推直の候補者でなくなった場合には、其候補し、又は被推選をした若しくは推選された者は、直ちにその旨を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。

6 第4項の公告のあった日以後において前項の届出があったとき、又は番代の候補者が辞退し、若しくは第17条第一項の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその旨を公告するものとする。

(立候補等の制限)

第17条 選管管理者、投票管理者、監査管理者、選舉立会人、投票の会員及び選舉立会人は、その間隔以内において番代の候補者となることができない。

2 番代の候補者が前項の規定により番代の候補者となることができない者となつたときは、番代

の候補者たることを辞したものとみなす。

(当選人の決定)

- 第18条 在籍投票の候補者数をもって当選人とする。ただし、選挙区ごとに、選舉すべき歳代の数で在籍投票の候補者数を勘して候補者の4分の1以上の得票数がなければならぬ。
2 当選人を定めらるに当たり、得票数が同じであるときは、選舉管理者が、選挙の公人のトーチで定めるものとする。

(無投票の当選)

- 第19条 歳代の候補者の数がその選挙において選舉すべき歳代の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。
2 前項の場合においては、選舉管理者は、直ちに、当該歳代の候補者をもって当選人と定めなければならない。
3 前項の場合において、当該歳代の候補者の被選舉権の有無は、選舉管理者が選挙の公人の意見を聽いて決定しなければならない。

(当選人の失格)

- 第20条 当選人は、選挙の期日後において被選舉権を有しなくなつたとき、又はその所持する選挙区を異動したときは、当選を失う。

(当選の公告)

- 第21条 当選人が定まつたときは、選舉管理者は、直ちに当選人に當選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名及び所轄選挙区名を公告しなければならない。
2 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届出がないときは、当選人は、その当選を承認したものとみなす。

(候補者の辞任)

- 第22条 当選人の数がその選挙において選舉すべき歳代の数に達しなくなつたときは、選舉管理者は、直ちに第18条の例によつて、当選人を定めなければならない。
2 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定及び歳代の就任)

- 第23条 選舉管理者は、第21条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名及び所轄選挙区名を公告しなければならない。
2 当選人は、前項の公告があつたとき、歳代に就任するものとする。
3 通常の規定にかかるらず、当選人は、就任歳代の任期満了後に於ける第24条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選挙並びに土地改良社（以下「扶」という。）第四条第一項において準用する第四条の3の規定による改選の場合を除き、公告の時が現

任期代の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日に就任するものとする。

(当選の取消しの場合の措置)

第24条 法第136条の規定により当選の取消しがあったときは、所長は、直ちに當選者の何によつて、当選人を定めなければならない。

2. 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(当選率)

第25条 第15条から第22条までの規定による当選人がない場合、選舉すべき総代の員による当選人を得ることができない場合又は法第136条の規定による選舉若しくは当選の取消しの場合（前条の規定により当選人を定めることができるときを除く。）にはその不足の員数につき、再選挙を行わなければならない。

(補欠選挙)

第26条 選挙後1年以内に総代の欠員が生じた場合において、第18条第1項の規定の適用を受けた投票券で当選人とならなかつたものがあるときは、所長は、第18条の例によつて、その者のうちから当選人を定めなければならない。

2. 他の場合には、第20条から第22条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 選挙区ごとに定める総代の全額又は一部が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、各該選挙区ごとに、その小選の員数につき、補欠選挙を行わなければならぬ。ただし、欠員数が各該選挙区の定員の三分の一以上であるとき（総代の定員が2人以上6人未満である選挙区にあっては、欠員数が1人であるとき）又は総代に欠員を生じた時が総代の任期満了前6ヶ月以内であるとき（総代の職が各該土地改良区の総代の定員の三分の二に達しなくなつたときを除く。）は、補欠選挙を行わぬことができる。

(総選挙)

第28条 総代及びその当選人の全てがないとき又はなくなつたときは、総選挙を行わなければならぬ。

附 則

この総代選挙規則は、定款変更の認可の日（令和2年4月12日）から施行する。

附 則

この選出総代選挙規則は、定款変更の認可の日（令和2年4月12日）から施行する。

附 則

この選出総代選挙規則は、定款変更の認可の日（令和2年4月12日）から施行する。

豊浦郷土地改良区役員選挙規程

(投票の被選挙権)

第1条 次に掲げる者は、投票の被選挙権を有しない。

- 約合員でない者
- 法人
- 未成年者
- 被処刑者で假釋のできない者
- 九 暫職以上の職に選せられた者でその執行を終むるまでのものはその執行を受けたことがあるまでのもの

(投票の選挙)

第2条 投票は、各被選挙区につきその区域に所属する約合員のうちから選挙するものとする。

二 前項の規定による投票の被選挙権及びその区域から選挙すべき役員の定数は、次のとおりとする。

被選挙区	被選挙区域	定 数	
		理事数	監事数
第1被選挙区	新発田市荒町、同市太森、同市藤井、同市小坂、同市赤橋、同市切柳、同市二ツ塙、同山竹ヶ丘、同市瀬ノ堀、同市川根沢、同市大仏、同市下中ノ日（字造下、字大谷内、2515～2523を除く）、同市中ノ日新田、同市乙次、同山下御屋、同市吉瀬、同市二ツ側、同市相島、同市米瀬（字吹切向を除く）、同山寺山字辰馬入、同市大字野、同市五十公野（新潟川本流河岸地区域）	4人	2人
第2被選挙区	新発田市大沢、同山竹張万代、同山御船万代、同市万代、同市大王、同市木出、同山岡尾瀬、同市川岡、同市瀬尻、新潟市北区新桑（阿賀野川本流河岸地区域）	2人	
第3被選挙区	新発田市大崎、同市六日町、同山八幡、同市八幡新田、同市小友、同市福新田、同山福、同山砂江橋、同山松洞、同山荒川、同山土中山、同山東村、同山山崎（板道地区）	2人	
第4被選挙区	新発田市佐々木字森、同山曾根（字千手田を除く）、同市上中沢字宮ノ瀬、同字上谷越、同字沢山、同字日置、同市朝清字木屋敷、同字日置院、同字御舟堀4～31-1、同字御舟の瀬、同字崩の瀬、同字附田、同市西河内、同市北坂口、同市西森口（字細川、2141～2154を除く）、同山河越（川佐々木出張所区域・新発田市西森口）	1人	1人

被選挙区	被選挙区域	定数	
		理事数	監事数
第5被選挙区	新潟市長谷ヶ本（字轟を除く）、同市上中野字内舟橋、同字佐々木島、同字下千田、同字外舟橋、同字外川向、同市關附字十三林、同字計海、同字十九下、同字小沢田、同字飯島坂 141～144、同 2885～2784、同市關附新田、同市音板字千千田、同市西条11字頭田、同 2141～2154、同市飯島、同市上野野、同市大田新田、同市飯島新田、同市馬穴、同市神山字末島人、同字丸石二門堂、同市東郷字歌切向、同市下川ノ口字道下、同字大谷内、同 2615～2623（同轟を本十地改良区域）	2人	一
	合計	11人	3人

3. 被合併である被選挙人の所持の被選挙区は、その被合併たる資格に係る権利の目的たる土地の所在地による。この場合において、その被選挙人の被合併たる資格に係る権利の目的たる土地が2以上の被選挙区にあるときは、当該被選挙人が指定して土地改良区に属した土地（当該結果がないときは、土地改良区が指定した土地）の所在地による。

（選舉の候期）

第3条 任命の在院議了による候選事は、その在院議了の日前四日から10日前までに、その他の選舉にあっては、これを行うべき事由が生じた日から四日以内に行わなければならぬ。

（選舉の通知及び公表）

第4条 選舉の開口日は、その開口日から5日前までに書面をもつて總代に通知し、かつ、会員するものとする。

2. 書類の通知及び公表には、投票開始の時刻、投票所、開票所、選舉する理事又は監事の数（被選挙区ごとのそれぞれの数、以下同じ。）及び投票用紙に記載すべき選舉する理事又は監事の数を記載するものとする。

（選舉の監理等）

第5条 選舉監理者、投票監理者及び開票監理者は、選舉ごとに理事長が理事会の決議により、本人の承認を得て總代の手からそれをこれを相続するものとする。

2. 選舉監理者は、開票監理者を兼ねることができる。

第6条 選舉監理者は、選舉に関する事務を担当し、開票監理者から總代の規定による世帯を受けたときは、選舉委員会の上、その報告を調査し、各人の得票総数を計算し、選票録を作つて選舉に関する決算を記載し、選舉委員会とともにこれに署名しなければならない。

第7条 投票監理者は、投票に関する事務を担任し、投票録を作つて投票に関する決算を記載し、投票委員会とともにこれに署名しなければならない。

2. 投票監理者は、投票委員会の上、投票結果及び投票結果を開票監理者に引き渡さなければならない。

第8条 講師は、開催に関する事務を担当し、開催委員会より、投票箱を開き、投票を点検し、開催委員会の意見をきいて投票の能力を決定し、れちにその結果を選舉管理者に報告するとともに、開票録を作つて開催に関する決議を記載し、開催委員会とともにこれに署名しなければならない。

2 第5条第2項の場合には開票に関する決議は、選手会中に併せて記載することができる。

第9条 選手会、投票録及び開票録は、投票と併せて、当該選手にかかる役目の在任期間中、この上級改選区において保存するものとする。

第10条 選手会員、役員会員及び開催委員会員は、選手会に、理事長が理事会の決議により、本人の承諾を得て選代の中から各々一人を指名するものとする。

2 選手会員は、開催委員会を重ねることができる。

3 役員の候補者は、選手会員、投票会員及び開票立会人となることができない。

(選手の制限)

第11条 選手は、輸送の手段以上が適當しなければこれを行うことができない。

(投票)

第12条 役員は、選手の当目、輸送自ら、輸送者等との対面を経て投票用紙に理事又は監事の候補者の氏名を記載し、これを投票箱に入れて行わなければならない。

2 投票用紙は、選手の当目、投票所において輸送に交付する。

3 投票用紙に記載すべき選手する理事又は監事の数は、1人とする。

4 第4条の規定により公表した投票開始の時間に輸送者に出席していないものは、投票することができない。

第13条 役員の投票は、投票会員の直見を聽いて、投票管理者が決定するものとする。

(投票の無効)

第14条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 一 選定の用紙を用いないもの
- 二 理事又は監事の候補者の氏名の外他事を記載したもの。ただし、職業、籍貫、年齢又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 三 理事又は監事の候補者以外の者の氏名を記載したもの
- 四 候補半数のない理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 五 理事又は監事の候補者の氏名を直書しないもの
- 六 理事又は監事の候補者の何人を記載したかを確認し難いもの
- 七 投票用紙に記載すべき数を上回る氏の理事又は監事の候補者の氏名を記載したもの
- 八 何該候選区に所属しない理事又は監事の候補者の氏名を記載したものの

(候補者の立候補等の届出)

第15条 制作目でなければ、役員に立候補し、又は役員の候補者を推薦することができない。

- 2 役員に立候補しようとする者は、当該選舉の期日の公告のあった日から選舉の期日の3日前までの間に、その行を書面でこの土地改良区に届け出なければならない。
- 3 役員の候補者を推薦するには組合員5人以上が本人の承認を得て、書面の範囲内に、その行を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 4 この土地改良区は、役員の候補者となつた者の住所、氏名、所候補選舉区を、理事又は監事の調査及び候補者は候補者の別を定めの期日までに公告し、かつ、選舉の当日投票所に掲示するものとする。
- 5 役員の候補者が立候補を辞退し、又は選舉の候補者でなくなった場合には、立候補し、又は候補をした者若しくは推薦された者は、直ちにその行を書面をもってこの土地改良区に届け出なければならない。
- 6 第4項の公告のあった日以後において前項の届け出があったとき、又は役員の候補者が死亡し、若しくは第17条の規定に該当するに至ったことを知ったときは、この土地改良区は、直ちにその行を公告するものとする。

(立候補者の制限)

- 1 その所属する被選舉区からでなければ役員に立候補し、又は役員の候補者に推薦されることができない。
- 2 理事の候補者となつた者は、同時に監事の候補者となることができず、監事の候補者となつた者は、同時に理事の候補者となることができない。
- 3 選舉管理者、投票管理者及び開票管理者は、役員の候補者となることができない。

(立候補者の資格とみなされる場合)

- 1 役員の候補者が前条第3項の規定により役員の候補者となることができない者となつたときは、役員の候補者たることを解したものとみなす。

(当選人の決定)

- 1 在効投票の過半数を得たものをもって当選人とする。ただし、選舉すべき理事又は監事の数で行動投票の過半数を上回して得た数の1/2以上の得票数がなければならぬ。
- 2 当選人を定めるに当り、得票数が同じであるときは、選舉管理者が、選舉の公入式会場にて決めるものとする。

(無投票の当選)

- 1 理事若しくは監事の候補者の数がその選舉において選舉すべき理事若しくは監事の数を超えないとき、又は超えなくなったときは、投票を行わない。
- 2 前項の場合においては、選舉管理者は、直ちに、当該役員の候補者をもって当選人を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、当該役員の候補者の無選舉権の有無は、選舉管理者が選舉の公入式会場の意見を聽いて決定しなければならない。

(当選人の欠格)

第20条 当選人は、選手の期日後において被選手権を有しなくなったとき、又はその所属する競選団体を異動したときは、「当選を失う」。

(当選の公示)

第21条 当選人が定まったときは、選手管理者は、直ちに当選人に当選の旨を通知し、同時に、当選人の住所、氏名、所属競選団体名及び理事又は監事の別を公表しなければならない。

2) 前項の通知を受けた日から7日以内に当選を辞退する旨の届け出がないときは、当選人は、その当選を承認したものとみなす。

(第1補充)

第22条 当選人の数がその選手において選手すべき理事又は監事の数に足しなくなったりときは、選手管理者は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2) 前項の規定により当選人が定まつた場合には、前条の規定を準用する。

(当選の確定および候補日の算定)

第23条 選手管理者は、第21条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の期間満了の日の翌日、当選人の住所、氏名、所属競選団体名及び理事又は監事の別を公表しなければならない。

2) 当選人は、前項の公告があったとき、後日に就任するものとする。

3) 前項の規定にかかわらず、当選人は、現行役員の任期満了後における第18条の規定による当選、第25条の規定による当選及び第27条の規定による選手及び技術者29条の3の規定による改選、扶助29条の4の規定による選手及び扶助134条第2項の規定による改選の場合は、公表の時が現行役員の任期満了前であるときは、その任期満了の日の翌日以降に就任するものとする。

(当選の取扱いの場合の措置)

第24条 扶助136条の規定により当選の取消しがあったときは、理事長は、直ちに第18条の例によって、当選人を定めなければならない。

2) 前項の規定により当選人が定まつた場合には、第20条から前条までの規定を準用する。

(再選挙)

第25条 第18条から第22条までの規定による当選人がない場合、選手すべき理事又は監事の数に足る当選人を得ることができない場合又は扶助136条の規定による選挙若しくは当選の取消しの場合(前条の規定により当選人を定めができるときを除く。)にはその不足の員数に応じ、再選挙を行わなければならない。

(補欠投票の総括補充)

第26条 選挙後1年以内に投票の欠損が生じた場合において、第25条第1項の規定の適用を受けた得票者で当選人とならなかつたものがあるときは、理事長は、第18条の例によって、その者のう

ちから当選人を定めなければならない。

2. 前項の場合に付、第20条から第25条までの規定を準用する。

(補欠選挙)

第27条 1投票の1票が欠けた場合は、前条の規定により当選人を定めることができるときを除き、その不足の日数につき、補欠選挙を行わなければならない。ただし、欠日数が理事の定数の3分の1未満であるとき、若しくは監事の定数の3分の2未満であるとき、又は投票に欠日を生じた時が投票の任期満了日3月以内であるときは、監事が1人となる場合を除き、次の締合会まで補欠選挙を行わぬことができる。

(解散等)

第28条 理事及びその当選人又は監事及びその当選人の全てがないときは又はなくなったときは、補選挙を行わなければならぬ。

附 則

この変更投票選挙規程は昭和66年3月11日から施行する。

附 則

この変更総代選挙規程は、定款変更の認可の日(令和元年1月11日)から施行する。

附 則

この変更投票選挙規程は、定款変更の認可の日から施行する。

附 則

この変更投票選挙規程は、合併認可の日(平成31年1月25日)より施行する。
(平成30年1月11日の締合会で議決)

附 則

この変更投票選挙規程は、定款変更の認可の日(令和2年1月27日)から施行する。

附 則

この変更投票選挙規程は、定款変更の認可の日(令和4年3月11日)から施行する。

加治川沿岸土地改良区選合議員選任規程

(議員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、議員の被選任権を有しない。

- 選合員でない者
- 法人
- 未成年者
- 破産者で復権のできないもの
- ル 許諾以上の権に処せられた者でその執行を終わるまでのものはその執行を受けたことになるまでのもの

(議員の選任)

第2条 議員は、選合員のうちから選任するものとする。

(選任の時期)

第3条 議員の任期満了による選任は、その任期満了の日直前の日から10日までに、その他選任にあっては、これを実行すべき事由が生じた日から30日以内に行わなければならぬ。

(選任の議決)

第4条 議員は、理事会の議決によって選任する。

(選任の議定)

第5条 議員の選任に関する議定は、理事長がこれを理事会に提出する。

第6条 理事長は、前条の規定により被選任人としようとするときは、あらかじめその者の承認を得ておかなければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第5条の議定は、無記名投票で表決をとる。

二 投票の投票は、所定の投票用紙に投票を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れなくてはいけなければならない。

第8条 理事長は、投票が終ったときは、あらかじめ理事会において選任した立会人及び監査立会のうえ、投票箱を開き、投票を互換し、直ちにその結果を宣示しなければならない。

二 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の拒否)

第9条 次の各りに掲げる投票は、無効とする。

- 所定の用紙を用いないもの

二 代理の確認し難いもの

(選任の確定及び議員の就任)

第10条 議員の選任に関する議案が理事会において可決されたときは、理事長は、直ちに議員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその件を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、議員に就任するものとする。ただし、第1条若しくは第12条の選任の場合を除き、公告の時が現任議員の任期満了日であるときは、その任期満了日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、若しくは死亡したことによつて選任すべき議員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選任を行わなければならぬ。

(補欠選任)

第12条 議員の一職が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。

附 則

この規則は、昭和四十年四月一日より施行する。

附 則

この変更規程は、定款変更の適用の日（令和3年4月27日）より施行する。

附 則

この変更規程は、定款変更の適用の日（令和3年4月27日）より施行する。

阿賀用水右岸土地改良区連合議員選任規程

(議員の被選任権)

第1条 次に掲げる者は、議員の被選任権を有しない。

- 諸合員でない者
- 法人
- 未成年者
- 破産者で復権のできないもの
- ル 許諾以上の権に処せられた者でその執行を終わるまでのものはその執行を受けたことになるまでのもの

(議員の選任)

第2条 議員は、諸合員のうちから選任するものとする。

(選任の時期)

第3条 議員の任期満了による選任は、その任期満了の日直前の10日前までに、その他選任にあっては、これを実行すべき事由が生じた日から30日前以内に行わなければならぬ。

(選任の議決)

第4条 議員は、理事会の議決によって選任する。

(選任の議定)

第5条 議員の選任に関する議定は、理事長がこれを理事会に提出する。

第6条 理事長は、前条の規定により被選任人としようとするときは、あらかじめその者の承認を得ておかなければならない。

(選任議決の投票)

第7条 第5条の議定は、無記名投票で表決をとる。

二 投票の投票は、所定の投票用紙に投票を記載し、理事長の示した時間内にこれを投票箱に入れなくてはいけなければならない。

第8条 理事長は、投票が終ったときは、あらかじめ理事会において選任した立会人及び監査立会のうえ、投票箱を開き、投票を互換し、直ちにその結果を宣示しなければならない。

二 被選任人は、前項の立会人となることができない。

(投票の拒否)

第9条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- 所定の用紙を用いないもの

二 代理の確認し難いもの

(選任の確定及び議員の就任)

第10条 議員の選任に関する議案が理事会において可決されたときは、理事長は、直ちに議員に選任された者（以下「被選任者」という。）にその件を通知し、同時に被選任者の住所及び氏名を公告しなければならない。

2 被選任者は、前項の規定による公告があったとき、議員に就任するものとする。ただし、第1条若しくは第12条の選任の場合を除き、公告の時が現任議員の任期満了日であるときは、その任期満了日の翌日に就任するものとする。

(再選任)

第11条 被選任者が、第1条各号の一に該当することとなったこと、若しくは死亡したことによつて選任すべき議員の数に達しなくなった場合は、その不足の員数につき、再選挙を行わなければならぬ。

(補欠選任)

第12条 議員の一職が欠けた場合は、その不足の員数につき、補欠選任を行わなければならない。

附 則

この規則は、昭和22年3月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、定款変更の適用の日（令和3年4月27日）より施行する。

附 則

この変更規程は、定款変更の適用の日（令和3年4月27日）より施行する。

豊浦郷土地改良区規約

第1章 題名

(題名)

第1条 この土地改良区の管理運営に関する事は、法令、法令に基づく行政の権限及び定款に別段の定めがあるものは除く。この規約による。

第2章 会議

第1節 総代会

(開催・散会)

第2条 会議は、あらかじめ通知した時間に始め、通知した時間に終わる。ただし、総代会において特に議決したときは議長が必要と認めたときは、時間を伸縮することができる。

(開幕)

第3条 総代は、総代会に出席したときは、総代会の招集者にその旨を届け出るものとする。

(閉幕)

第4条 総代会の招集者は、出席人が定数に達したとき付、これを開催して開いたを以し議長の選任を総代会にはかるものとする。

(議事録記載人の選任)

第5条 議員は、議事の開始にあたり、総代会の承認を得て、議事録記載人2人を指名するものとする。

(議長の職務)

第6条 議長は、議事の進行をはかるほか、議題の整理に必要な措置をとることができる。ただし、総代の発言を不當に制限してはならない。

(中途退場)

第7条 総代は、会議中みだりに議場を退出することができない。ただし、止むを得ない事由があるときは、議長の許可を受けて退出ができる。

(議事)

第8条 議案は、議員が先ず議題を宣告し、提案者の説明、これに対する質疑、討論及び採決の順により確定する。

(発言)

第9条 発言しようとする者は、議長の承認を得なければならない。

- 2 発言は、議題以外のことにはなってはならない。

(動議)

第10条 議代は、議事の運行を妨げない限り、他の議代3人以上の賛成を得て、議長に動議を提出することができる。

- 2 前項の動議が提出されたときは、当該動議が定款第14条の規定により議決である事項に限り、これを議案として付議すべきかどうかを議代会にはかるものとする。

- 3 第1項の動議が議案の趣旨の動議である場合には、先ず修正動議について採決する。ただし、修正動議が2以上あるときは、その趣旨が複数と、もつとも異なるものから順次に採決する。

- 4 動議を提出した者がこれを撤回しようとするとときは、その動議の提出に付議した者の同意を得なければならない。

(採決の方法)

第11条 採決は、挙手、起立又は投票のいずれかの方針によるものとし、議長は、採決の都度動代会にかかるて決定する。

- 2 議長は、採決の結果を宣示する。

(委員会付託)

第12条 議代会で必要があると認めるとときは、議代会の期間内において委員会を設置し、これに付託して議案その他の審議をさせることができる。

- 2 委員会の委員は、議代会において出席した議代のうちから選任する。

3 委員会に付託した議案は、委員会の審査の結果の報告を経て採決しなければならない。

4 委員会の運営その他の必要な事項は、議代会で定める。

(議案・動議の再提出禁止)

第13条 再決された議案又は動議され、且しくは議案として付議されなかった動議は、再び同一の議代会に提出することができない。

(禁止行為)

第14条 会議中は、私語その他議事妨害を妨げる行為をしてはならない。

- 2 会議中議代が議場の秩序をみだすときは、議長は、これを警告し、制止し、又は発言を取り消せる。命に危険ないとときは、議長は、当社の会議が終るまで発言を禁止めし、又は議場の外に退去させることができる。

(議決事項等の報告)

第15条 議代は、議代会で審議された事項及びその結果について、廻合員への開示に努めるものと

する。

(総会)

第16条 第2条から第11条までの規定は、総会について準用する。

第2節 その他の会議

(換地計画等を定める会議)

第17条 土地改良法第52条第5項の会議及び同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第53条第5項の会議には、第2条から第11条まで及び第14条の規定を準用する。

第3章 役員

第1節 職務

(役員の会議)

第18条 役員の会議は、理事会及び監事会とする。

(役員報酬)

第19条 役員に対する報酬、賞与その他の給与は、総代会で定める。

第2節 理事

(理事会)

第20条 理事会は、少なくとも毎月1回開催するほか、理事長が必要と認めた場合は理事会の三分の1以上上の請求があった場合に開催する。

① 理事会の招集は、理事長が行う。

② 理事長は、理事会を開催しようとするときは、5日前までに日時、場所及び議題を各理事に通知しなければならない。ただし、緊急時を得ないときは、この限りでない。

③ 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の付議事項)

第21条 理事会に付議すべき事項は、別に規定するもののほか、次のとおりとする。

- 一 定款、規約、管理制度、利水調整規程及び総代会の決議により、理事会に委ねられた事項
- 二 総代会の招集、土地改良法第52条第5項及び同法第53条の4第2項及び同法第99条第2項において準用する同法第53条第5項の会議の招集並びにこれらに提出すべき議案に関する事項
- 三 その他土地改良区の管理運営上必要と認める事項
- 四 理事会は、輕微な事項については、理事長の専決に委ねることができる。

(理事会の議決方法等)

- 第22条 理事会の議事は、理事総数の過半数によって決する。
2. 理事は、代理人によって議決に加わることはできない。
 3. 理事は、理事会に出席して意見を述べることができる。
 4. 理事会は、必要に応じ毎日その他の者を出席させて意見を聽取することができる。

(理事会の議事録)

- 第23条 議長は、次に掲げる事項を記載した議事録を調製しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所
 - 二 出席した理事及び欠席した理事の氏名
 - 三 議事の要旨
 - 四 待議事項及び費預の額
 - 五 議事録登名人の正性に関する事項
 - 六 その他議長が必要と認めた事項
2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録記名人二人以上が記載しなければならない。

第3節 監事

(監査監事)

- 第24条 監事は、監査監事一人を直選する。
2. 監査監事は、監事会を招集し、その議長にあたる。
 3. 監事は、あらかじめその在選によって定められた順序に従い、監査監事に事務があるときはその監務を行う。

(監事会)

- 第25条 監事会は、少なくとも毎事業年度2回開催するほか、監査監事が必要と認めた場合又は他の監事の請求があった場合開催する。

(監事会の付議事項)

- 第26条 監事会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
- 一 監査計画に関する事項
 - 二 監査期間の設定、変更及び廃止に関する事項
 - 三 土地改良区と理事との契約又は争議についての土地改良区の代表に関する事項
 - 四 土地改良法第27条(同法第52条第4項において準用する場合を含む。)の規定による会議の開催に関する事項
 - 五 事業報告書、監査封筒表、収支決算書及び財産目録(以下「決算報告書類」という。)に係る意見書に関する事項

六 その他の事の議題執行に必要と認めた事項

(監事会の議決方法等)

- 第27条 監事会は、2人以上の監事の出席がなければ議事を開くことはできない。
- 2 監事会の議事は、監事総数の過半数で決する。
 - 3 監事会は、多寡に応じ、理事、監査その他の者を出席させて意見を聴し、または事情を聽取することができる。
 - 4 監事会には、第四条の規定を準用する。ただし、「2人」とあるのは、「1人」と読み替えるものとする。

第4章 業務の執行

(組織構成)

第28条 この土地改良区に次の課（係）及び委員会を置く。

一 職務課

　技術係

　会計係

二 工務課

　工事係

　管理係

三 排水施設維持管理委員会

四 理事会

（2）前項の課（係）及び委員会に関する規程は、総代会で定める。

（会計主任、会計事務補助者、個人情報保護管理者及び管理責任者）

第29条 この土地改良区に会計主任、会計事務補助者、個人情報保護管理者及び管理責任者を置く。

- 1 会計主任、会計事務補助者及び管理責任者は、理事長がこれを命ずる。
- 2 個人情報保護管理者は、理事会の議決に基づき、理事長がこれを命ずる。
- 3 会計主任は、この土地改良区の現金又は物品の出納その他の会計事務をつかさどる。
- 4 会計事務補助者は、毎月末における現金及び預金残高と会計主簿簿との照合並びに会計主簿簿との照合を補助する。
- 5 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関する規程及び監査体制の整備その他個人情報の取扱いの監督を行う。
- 6 管理責任者は、新任職員工及び下典野新吉土管理堤防の定めるところにより、新任職員工及び下典野新吉工を管理する。

（事務局に及び奉行）

第30条の2 この土地改良区に事務局及び奉行を置くことができる。

- 1 事務局に及び奉行は、理事会の承認を得て、理事長がこれを命ずる。

3. 多事は特別職とし、割りその他の取扱いは理事会で定める。

(職員)

第30条 会計年間に定める者のほか、この土地改良区に事務職員及び技術職員を置く。

2. 職員の事務分掌に関する権限及び職員の任免、給与等に関する規則は、理事会で定める。

(事業所等)

第31条 この土地改良区は、総代会の決議により、事業所、管理事務所、出張所又は見張所を設けることができる。

(休憩時間)

第32条 この土地改良区の休憩時間及び定期休日は、次のとおりとする。

一 休憩時間

午前8時30分より午後5時45分までとし、正午より1時間は休憩時間とする。

二 休日

1. 翌日、日曜日及び国民の祝日に当する法律第3条に定める休日のほか、12月24日から翌年1月3日までの期間とする。

(重要執行に関する権限)

第33条 理事会が必要と認めるときは、この規約の範囲内で前に重要執行に関する権限を設けることができる。

第5章 会計

(会計年度及びその独立の原則)

第34条 この土地改良区の会計年度は、事業年度の期間とする。

2. 収入とは、一会計年度における一切の現金の収納をいい。支出とは一会計年度における一切の現金の支払をいい。

3. 会計年度における支出は、その半径の収入をもってこれに充てなければならぬ。

(会計区分)

第35条 この土地改良区の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2. 特別会計は、特定の収入をもって特定の支出に充て一般の収入支出と区分して管理する必要がある場合において、総代会の決議によりこれを設置することができる。

(会計手帳上級の原則)

第36条 一般会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを収支手帳に記入しなければならない。

(予算の算定及び説明)

第37条 理事長は、毎会計年度、収支予算を調製し、年度開始前に、総代会の議決を経なければならぬ。ただし、初年度においては、土地改良区の成立権利等なくこれをしなければならない。

(収支予算の区分)

第38条 収支予算は、収入にあっては、その性質に従って款に大別し、かつ、各款中においてこれを項に区分し、支出にあっては、その目的に従ってこれを款項に区分しなければならない。

(予備費)

第39条 予算外の支出又は予算超過の支出に充てるため、収支予算に予備費を計上しなければならない。ただし、特別会計にあっては、予備費を計上しないことができる。

② 予備費は、総代会の承認した資金に充てることができない。

(補正予算・暫定予算等)

第40条 理事長は、収支予算の調製後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたときは、補正予算を調製し、これを総代会に提出することができる。ただし、総代会を招集する権限なく、かつ、当該会計年度の監課会又は大役現品に瑕疵がない場合に限り、監課会の承認を経て理事長がこれを直接廻分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを提出し、その承認を求めるなければならない。

② 理事長は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に亘る暫定予算を調製し、これを総代会に提出することができる。

③ 監課の暫定予算は、当該会計年度の予算が成立したときは、その効力を失うものとし、その暫定予算に基づく支出又は債務の負担があるときは、その支出又は債務の負担は、これを当該会計年度の予算に基づく支出又は債務の負担とみなす。

(支出の方法)

第41条 会計主任は、理事長の命令がなければ、支出することができない。

② 会計主任は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出に係る権限が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

(決算四帳六類)

第42条 理事長は、毎会計年度の決算四帳六類を監査の監査に付し、当該監査の意見書を添付して、次の通常予算を議する会議までに総代会の承認を受けるなければならない。

(積余金の処分)

第43条 每会計年度において決算上剰余金を生じたときは、翌年度の収入に編入しなければならない。

(契約の方法)

第44条 先買、賃借、高のその他の契約は、総会の方法によらなければならない。ただし、理事会の議決により、総意契約によることができる。

(余裕金の運用)

第45条 トヨ改良法の余裕金は、理事会の議決により、確定かつ精率的な方法により運用するものとする。ただし、余裕金の運用としては株式の取得は行わないものとする。

2. 両者の規定にかかわらず、次の方針による余裕金の運用は理事会の議決によるものとする。

- 一 金融機関への預貯金
- 二 証券会社を経由又は証券会社への金融引渡し
- 三 保証証券、地方債証券、政府保証証券又は森林中央会所若しくはその他の金融機関の交付する証券の取得
- 四 特別な法律により設立された法人の発行する債券の取得
- 五 借付証券の受益証券の取得

(一時借入金)

第46条 理事長は、取扱子権内の支用をするため、理事会で定めた最高額の範囲内で一時借入金を借り入れることができる。

2. 両者の規定による一時借入金は、その会計年度の収入をもって償還しなければならない。

(財務状況の公表)

第47条 理事長は、毎年1回以上取扱手帳の執行状況並びに財産、収益及び借入金の現在とその他世帯に関する事項を総会日に公表しなければならない。

(会計に関する範囲)

第48条 会計に関する範囲は、理事会で定め、理事会及び総代会の承認を受けなければならない。

第6章 事業の施行

(1事の施行方針等)

第49条 1事は、請負とする。ただし、理事会の議決により請負以外に付することができる。

2. このトヨ改良法は、理事長しくは監事又は、市長若しくは監事が顧問、役員又は評議員の職を兼ねる会社その他の団体に1事の請負をさせることができない。

(一時利用地の指定及び使用料金の特例の適用等)

第50条 トヨ改良法第30条の5第1項の規定による一時利用地の指定又は同法第30条の6第1項及び第2項の規定による使用料金の特例は、理事会が株主総会の意見に基づき行うものとする。

(一時利用地の指定等に伴う補償等)

第51条 ト地改良扶助53条の3第1項及び第2項の規定による損失に対し補償する割合及び利益に付し受取する額は、理事会が換地委員会の意見に基づき定めるものとする。

(農地利用監査計画作成の中止)

第52条 古事記登録制度化促進法第18条第5項の規定に基づく農地利用監査計画の作成の中止は、理事会が換地委員会の意見に基づき行うものとする。

(換地計画書の策定)

第53条 換地計画書は、各区分ごとに理事会が換地委員会及び評議委員会の意見に基づき策定するものとする。

(認可の土地の地積等)

第54条 換地交付の基準とすべき認可の土地各箇の地積及び定数第3条第2項に規定する土地の地積は、令和2年4月1日現在の土地算得に掲げられた地積によるものとする。

二 認可の土地各箇の評定額前及び換地として定めるべき土地の評定額は、理事会が評議委員の意見に基づき算定するものとする。

第7章 基本財産

(基本財産の目的)

第55条 この土地改良区の健全な運営を図るため、基本財産を設置する。

(基本財産の種類)

第56条 基本財産に関する財産は、次に掲げるものとする。

- 一 山林、空地及びその建物
- 二 基本財産積立金
 - ア 構造積立金　農地、林作等の場合のための積立金
 - イ 事業積立金　土地造成事業等を行うために必要な積立金
- 三 基本財産の運用により取得し又は基本財産のために當付された有価証券

(基本財産積立金の積立)

第57条 毎年度基本財産積立金として積み立てる額は、次のとおりとする。

- 一 積立積立金　1,000千円以上
- 二 事業積立金　年次積立計画による額

(基本財産の管理)

第58条 基本財産に関する現金は、理事会の議決により、第56条第2項に掲げる方法のうち最も確実かつ堅実的な方法により保管又は運用しなければならない。

(運営資金の処理)

第57条 基本財産の運用から生ずる収益は、予算に計上してこの基本財産に輸入するものとする。

(基本財産積立への停止)

第58条 災害、凶作等の事由によりやむを得ない場合は、理事会の議決により、基本財産積立金の積立てを停止することができる。この場合においては、理事長は、次の総代会に備えし、その承認を求めなければならない。

(基本財産の処分)

第59条 基本財産は、総代会の議決を経てこれを処分することができる。ただし、備荒積立金にあっては、総代会を招集する権がない場合には、理事会の承認を経て理事会がこれを処分することができる。この場合には、理事長は、次の総代会にこれを備えし、その承認を求めなければならない。

(基本財産積立金の一時運用)

第60条 理事長は、一般会計又は特別会計予算の支用をするため、理事会の議決を経て基本財産積立金を第58条の規定にかかるらず一時運用することができる。

2 薦定の規定により、一時運用した積立金は、当該会計年度内に全額戻し入れなければならない。

(基本財産台帳)

第63条 理事長は、基本財産台帳を作成し、その財産を種別別に記載しなければならない。

第5章 補則

(電磁的方法)

第64条 定款第47条第1項の電磁的方法は、次に掲げる方法をいう。

- 1 電子メールによる方法
 - 2 磁気ディスク、CD-R、DVD等を交付する方法
- 2 定款第47条第2項の電磁的記録は、次に掲げるものに記録する方法をいう。
- 1 電子計算機に備えられたファイル
 - 2 磁気ディスク、CD-R、DVD等
- 3 前2項に規定するもののほか電磁的方法又は電磁的記録の利用に関する細目は、理事会が定める。

(組合員でない者の権利の喪失に伴う損失補償金)

第65条 この土地改良区は、土地改良事業の開始手続後に設定された権利について土地改良法第61条第3項の規定による損失の補償を行なった場合には、当該土地（地役権者の場合にあっては、当該水位地）に関する組合員である者に対して、当該補償額の全額を求償することができる。

(補償)

第66条 土地改良計画第118条第1項、第119条、第120条及び第122条第1項の規定による賃借金の額は、被借者より相手足跡を提出させ、これに基づいて理事会が評議委員会に諮詢して定める。

(施設の被相手に付する賦課)

第67条 計合目は、工作物その他の施設について被相手の被相手を要する箇所があることを発見した時は、速やかに、土地改良区に報告しなければならない。

(直通転用等に付する處理)

第68条 この土地改良区の地区内の直通管が転用される場合において、直通管施行規則第30条第6号又は第37条の4第3項第3分の規定による意見は、転用開拓の当積が、1ha未溝のときは理事長、1ha以上2ha未溝のときは理事会、2ha以上とのときは総代会で決する。
2. 前項に定めるほか、この土地改良区の地区内直通の転用等に付する地区除外及び権利義務の供給等に関する規定は、理事会で定め、総代会の承認を受けなければならない。

附 则

この規約は、昭和40年4月1日から施行する。

この変更規約は、平成9年4月1日から施行する。

附 则

1. この変更規約は、昭和56年4月27日から施行する。
2. 相合資本轉換についての規約、費消轉子地改直区役場面積割合の修正轉子地改直区役場面積割合規約は廃止する。

附 则

この変更規約は、平成10年6月29日から施行する。

附 则

この変更規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附 则

1. この変更規約は、平成17年4月1日より施行する。
2. この規約変更中、第61条の規定の變更は、規約総代が住民総会その他の事由による決議の運営のときから施行するものとし、それまでは、なお既存の例による。

附 则

この変更規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 则

この変更規約は、平成18年4月1日より施行する。

附 则

附 则

この変更契約は、平成29年10月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、令和元年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この変更契約は、平成29年10月1日より施行する。
- 2 第二条の規定の変更は、次回の役員の報酬率のときから施行するものとし、それまでは、なお、従前の例による。

附 則

この変更契約は、令和元年8月1日より施行する。
（総代会議決日）

附 則

この変更契約は、平成29年3月15日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成29年2月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成29年1月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成29年6月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成29年1月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成28年3月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、平成29年9月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、令和元年4月1日より施行する。

附 則

この変更契約は、令和2年4月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区処務規程

(趣旨)

第1条 この土地区画整理事務を適正かつ堅実的に運行するため、法令、定款、規約及び他の規則に定めがあるもののほか、この規程に定めるところにより執行するものとする。

(事務分掌)

第2条 規約第22条に定める課(係)の事務分掌は、次のとおりとする。

一 会計課

ア 会計係

- (1) 定款、規約その他の規則等の制定・改廃に関すること
- (2) 税金、賦役、役員及び職員に関すること
- (3) 会議に関すること
- (4) 文書の収受、発送、管理及び保管に関すること
- (5) 会員の監督に関すること
- (6) その他の会員に関する事項に関すること

イ 会計係

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 収入及び支用に関すること
- (3) 資本及び借入金に関すること
- (4) 税金、賦役金過額及び右種証券の保管に関すること
- (5) 質預及び預取に関すること
- (6) 物品、不動産その他の資産の管理に関すること
- (7) その他の会計に関すること

二 事業課

ア 工事係

- (1) 土地改良事業計画書に定めた工事に関すること
- (2) 工事の発注及び監督に関すること
- (3) 事業の報告に関すること
- (4) 事業の計画及び進捗に関すること
- (5) 工事用資材の受取に関すること
- (6) 事業用地の買収及び賃借に関すること
- (7) 時利期限及び後地計画に関すること
- (8) その他の工事に関すること

イ 管理係

- (1) 土地改良施設の維持管理に関すること
- (2) かんがい排水期間の維持管理に関すること

- (①) 用木・薪木の調査に関すること
- (②) 管理用木材の登記に関すること
- (③) その他管理に関すること

(理事の権限)

- 第3条 担当理事は、その担当する場の事務を統括し、かつ監督する。
2. 担当理事は、担当する事務を統括するに当たり、軽易な事項については理事長の、その他の事項については理事会の承認を得なければならない。

(監制)

- 第4条 事務局に次の権を有す。
- 一 事務局に事務局長を置く。
 - 二 事務局に事務次長を置くことができる。
 - 三 課に課長を置く。
 - 四 課に課長補佐、係長、主任、積理又は主事を置くことができる。
 - 五 上記に定めるもののほか、理事長が名實と認めた場合は、臨時に副用することができる。

(権限)

- 第5条 事務局の権限は次のとおりとする。
- 一 事務局長は、理事長の命を受け、事務局を統括し、職員を前項監督する。
 - 二 事務次長及び課長は、事務局長の命を受け、担当部門を統括し、又は課の事務を掌理する。
 - 三 課長補佐は、課長を補佐し、上司が命ずる事務を执行する。
 - 四 係長、主任は、上司の命を受け、事務を统括する。
 - 五 累理、主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

(事務局長の専決)

- 第6条 理事長の専決に委ねる事項の内、次に掲げる軽易な事項については、事務局の所掌全権を有するため、事務局長が専決することができる。
- 一 職員に、国内外及び市外地に隣接する地域への仕賈り出張を命ずること。
 - 二 職員に、時間外勤務及び日当直勤務を命ずること。
 - 三 勤務に認められた休憩の準用並びに職員の差旅、早退及び外出等服務に因すること。
 - 四 事務執行で、定期的かつ軽易なもののみを除、調査及び処理に因すること。
 - 五 軽易な過剰、廃棄、依頼その他の支拂の収発に因すること。
 - 六 県地租用並びに賦出について、0.5ha以下の意見書及び受理証明書の發行又は軽易な各種證明に因すること。
 - 七 各種合規及び標準等の制定の許可に因すること。
 - 八 軽易な調査及び検査等に因すること。
 - 九 手算に認められた下記額格（前200千円未満の）に歩用材料及び物品の購入に因すること。

- 十一 予定価格一円300千円未満の施設及び物品の価額に関すること。
- 十二 予定価格一円100千円未満の物品の価額に関すること。
- 十三 予算に定められた、定期的な補助金、負担金及び委託金等の申請に関すること。
- 十四 事業及び事業の執行上において、必要が生じた関係者の相談に関すること。
- 十五 会議及び行事予定に関すること。
- 十六 その他理事長が認めた事業執行に関すること。

(文書の整理)

第7条 文書の整理は、次に掲げることにより行なうものとする。

- 一 到着した文書は、文書取扱方に記入し、荷役を経てこれを整理する。
- 二 発送する文書は、次の例による。
 - ア 施行文書は特別のものを除き理事会名とし、荷役を経てこれを発送する
 - イ 許可等の重要な文書には捺印をする
 - ウ 重要な発送文書には事業ごとに番号を付し、文書発送簿によってこれを整理する
- 三 定期した文書は、事業年度ごとに編成し、次の区分により保存する。
 - ア 10年保存
 - ① 定款、土壤改良事業許可書、規約及び諸規程類
 - ② 職代会、理事会及び監事会の開催出席
 - ③ 許認可に関する書類
 - ④ 入庫に関する書類
 - ⑤ 組合員の資格及び組合員名簿
 - ⑥ 土地取扱及び組合員名簿
 - ⑦ 収支予算書及び決算書
 - ⑧ 不動産、機器及び施設に関する行動
 - ⑨ その他重要と認められる書類
 - イ 10年保存
 - ① 会計開帳の請帳簿及び請証票
 - ② 各種事業開催出席
 - ③ その他比較的重要と認められる書類
 - ウ 3年保存
 - ア及びイに掲げる以外の文書

(会印)

第8条 公印は、次のとおりとする。

- 一 直轄市土地改良区理事長印（一般文書用）方寸ミリメートル
- 二 直轄市土地改良区理事印（会計文書用）方寸ミリメートル
- 三 公印（一般文書用）を押印する場合は、公印使用簿によってこれを整理する。
- 四 公印の保管は、総務課長が保管する。

附：備

1. この資料は、平成29年9月1日より施行する。
2. 健康の危険性・地図販賣規制規則は、施行日を以て廃止する。

附：備

この廃止資料は、令和2年4月1日より施行する。

豊浦郡土地改良区委員会処務規程

第1条 この土地区画整理事業が理事会の補助機関として審査する各委員会の職務の執行については、他の規則によるもののがある。この規則の定めるところによる。

第2条 用排水施設維持管理委員会は、次により組織する。

一 梶原江維持管理委員会	6名
二 国吉造成△見川維持管理委員会	7名
三 豊前造成△見川維持管理委員会	8名
四 国吉造成係々本江・福曾造成内川維持管理委員会	15名
五 木管井改良施設維持管理委員会	17名
六 松浦地区維持管理委員会	25名
七 福曾造成豆瀬川水路・福曾河岸整備湖内維持管理委員会	15名
八 本川地区維持管理委員会	7名
九 佐々木地区維持管理委員会	6名
十 小坂地区河岸整備維持管理委員会	9名
十一 恵こ見川地区河岸整備維持管理委員会	11名
十二 大森地区河岸整備維持管理委員会	10名
十三 佐々木曲那事務区維持管理委員会	14名
十四 佐々木北那事務区維持管理委員会	12名
十五 新太田川下野野原庄口維持管理委員会	13名
十六 佐々木南那町地区河岸整備維持管理委員会	12名
十七 万十郎川排水施設維持管理委員会	6名

2) 用排水施設維持管理委員会は、各用排水路及び施設の維持管理を適切かつ公正に実施するため、次の事項について理事会の諮問に答申する。

- 一 維持管理計画に関する事項
- 二 維持管理事業費予算に関する事項
- 三 維持管理事業の実施に関する事項

第3条 総務委員会は、理事長、副理事長、庶務係長代理並びに各1理事の4名により組織する。

2) 総務委員会は、次の事項を審議し、理事会の諮問に答申する。

- 一 定款・規約・諸規程に関する事項
- 二 会員・総代・職員に関する事項
- 三 予算に関する事項

4) その他「地政直営」の管理運営上必要と認める事項。

第4条 各委員会において、委員の1人は、理事会で選任した理事がこれに当たるものとし、これ

全委員長とする。

2 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

第5条 委員長以外の委員は、理事会が決定する。

2 前項の委員の任期は、4年とする。但し、兼任を妨げない。

3 委員は、その任期が満了しても現行の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第6条 委員会は、理事長の請求により、委員長が招集する。ただし、委任された理事又は緊急を要する事項に付いては、委員長は理事長の請求を得たずに委員会を招集することができる。

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席しその議決権の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 委員長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事及び職員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は、必要に応じ、理事、職員、その他の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第9条 委員長は、委員会において決定した事項を書面により理事長に報告しなければならない。

第10条 委員長は、委員会で定める事項のはか特別な事項を専決処理することができる。

第11条 委員には、旅費、日当その他の給与を支給する。

附 則

この規程は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成5年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成19年8月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年4月1日より施行する。

2. 品目定数の変更は、次の各項より施行するものとし、それまでの、なが留置の時による。

附 則

この変更規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和元年4月1日(平成31年4月25日)より施行する。

附 則

この変更規程は、令和元年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年6月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区庶務係処務規程

第1条 並務課庶務係（以下「庶務係」という。）の職務は、他の業務によるものほか、この規程の定めるところによる。

第2条 庶務係は、理事の派遣した1人これにあたる。

第3条 庶務係の任期は、4年とする。但し、再選を妨げない。

2. 世務係は、その任期が満了しても後任の庶務係が就任するまでの間は、その業務を行う。

第4条 庶務係は、土地改良区の運営を適正かつ透明にするため、次の事務を担当する。

- 一 定期、見約その並請開帳の制定・改編に関する事務
- 二 新合併、繰代、枝分及び職員に関する事務
- 三 会議に関する事務
- 四 文書の収受、発送、整理及び保管に関する事務
- 五 会印の保管に関する事務
- 六 その他、他の係に属しない事務に関する事務

第5条 庶務係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 1 附

- 1. この規程は、昭和55年5月27日から施行する。
- 2. 並務係に規定する任期については次のとおり適用する。

附 2 附

- この変更規程は、平成26年6月15日より施行する。

附 3 附

- この変更規程は、平成29年6月15日より施行する。

豊浦郷土地改良区会計係処務規程

第1条 会計係会計係（以下「会計係」といふ。）の職務は、他の職務によるもののがほか、この規程の定めるところによる。

第2条 会計係は理事の委託した1人これにあたる。

第3条 会計係の任期は、4年とする。但し、再選を妨げない。

（2）会計係は、その任期を満了しても後任の会計係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 会計係は、土地改良区の運営を通じて能率化にするため、次の事務を担当する。

- 一 予算及び決算に関する事務
- 二 収入及び支出に関する事務
- 三 資本及び借入金に関する事務
- 四 現金、預貯金通帳及び行庫証券の保管に関する事務
- 五 諸課及び収取に関する事務
- 六 物品、小物並その他資産の管理に関する事務
- 七 その他会計に関する事務

第5条 会計係は、その責任に属する勘定会計について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

第6条 会計係の退職があったときは、前任者は直ちに現金行割帳等を後任者に引継ぎ後任者からその返済事由に報告しなければならない。

（2）前項の場合においては、帳簿の末尾に引継ぎ年月日を記入し、双方署名して押印しなければならない。

（3）第1項の引継ぎに際し、理事長は監督をしてこれに適合か否ることができる。

第7条 会計係が死亡その他の事故により、自ら引継ぎをすることができないときは、理事長は他の職員に命じて前項の引継ぎをさせなければならない。

附 則

- この規程は、昭和55年1月1日から施行する。
（2）従うるに規定する件につきでは次のとおり適用する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区工事係処務規程

第1条 工事係の事務（以下「工事係」という。）の職務は、他の農耕によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 工事係は、理事の派遣した1人これにあたる。

第3条 工事係の任期は4年とする。但し、再選を妨げない。

2. 工事係は、その任期が満了しても後任の工事係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 工事係は、土地改良区の運営を適正かつ透明にするため、次の事務を担当する。

- 一 土地改良事業計画書に定めた工事に関すること
- 二 工事の受注及び監督に関すること
- 三 施業の報告に関すること
- 四 施業の計画及び新規に関すること
- 五 工事用資材の受取に関すること
- 六 施業用施設の貯蔵及び賃借に関すること
- 七 特利用及び施業計画に関すること
- 八 その他工事に関すること

第5条 工事係は、その責任に関する事務について自ら債務を負らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附 1 期

この規程は、昭和55年5月27日から施行する。
2. 期満時に規定する任期については次のとおり適用する。

附 2 期

この変更規程は、平成26年6月15日より施行する。

附 3 期

この変更規程は、平成26年9月1日より施行する。

豊浦町土地改良区管理係処務規程

第1条 管理係幹部（以下「管理係」という。）の職務は、他の職員によるもののがほか、この規程の定めるところによる。

第2条 管理係は、理事の充選した1人これにあたる。

第3条 管理係の任期は4年とする。但し、当選を避けない。

（2）管理係は、その任期が満了しても後任の管理係が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 管理係は、土地改良区の運営を適正かつ能率的にするため、次の事務を担当する。

- 一 土地改良施設の運営管理に関すること
- 二 かんがい排水機関の運転管理に関すること
- 三 開水・閉水の調整に関すること
- 四 管理用資材の受取に関すること
- 五 その他管理に関すること

第5条 管理係は、その責任に属する事務について自ら事務を執らないことを理由として、その責を免れることはできない。

附則

（1）この規程は、平成29年9月1日から施行する。

（2）規程に規定する任期について社員規程等に規定する就任の日までとする。

豊浦郷土地改良区用排水施設維持管理委員会規程

第1条 排水施設維持管理委員会（以下「委員会」という。）の職務は、他の規程によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 委員会は、次により組織する。

委員会名	正　　面　　地　　域	定数
二枚橋江維持管理委員会	玉造町1、下尾町1、船塚1、上端・諏訪町・大栄町各1、五十ヶ野1、理事1	6人
国分地域乙見江維持管理委員会	水管理2、船宮乙見江1、松原地区2、新発田土改（米倉地区）1、理事1	7人
国分地域乙見江維持管理委員会	池ノ瀬2、内表112、飯高1、理事1	8人
国分流域佐々木江・郡谷流域西江維持管理委員会	新発田土改4（米倉地区1、北江地区3）、五十ヶ野土改3、大森・久保で1、上尾町・下尾町で1、切樋・二ツ堂・竹ヶ花で1、佐々木地区維持管理委員会3、理事2	15人
本管理改良施設維持管理委員会	下小ノ口3、小ノ口新田2、乙次2、吉浦2、二ツ柳2、福島2、東郷2、理事2	17人
松原地蔵川維持管理委員会 (既存流域八幡、松原、松岡用水路、新武八幡、城下、荒川排水)	六日町1、大崎1、八幡2、八幡新田1、小友1、猪崎田1、浦2、松岡3、荒川3、上中山1、太奇、久保、側ヶ川で1、小坂1、赤崎1、下板町1、月岡1、理事2	24人
荒骨流域青龍川水路・青龍岡堀整地（新井）維持管理委員会	月岡1、阿那敷2、八万1、万代1、大沢1、加治万代2、竹原万代2、天王4、理事1	15人
木川地区維持管理委員会	上木川1、下木川1、舞野1、八万1、中ノ瀬1、大111、理事1	7人
佐々木地区維持管理委員会	北森1、西河内、日岐、阿崎、曾根、上中沢の6集落で5、理事1	6人
小坂地区開拓整地維持管理委員会	小坂2、赤崎2、小友2、浦1、猪崎田1、理事1	9人
三郷乙見江地区開拓整地維持管理委員会	池ノ瀬2、下小ノ口2、西昌門2、飯島甲1、切樋1、二ツ堂1、竹ヶ花1、理事1	11人
太森地区開拓整地維持管理委員会	上尾町2、太森2、久保2、佐々木1、八幡新田・小友で1、諏訪町1、理事1	10人

委員会名	選出地域	定数
佐々木西端事業区域持 管理委員会	(四輪自然排水区域) 下野原1、太田新田・飯島新田で1、東郷1、鳥穴・砂山で1。 計4人 (周辺農業排水区域) 鳥穴2、砂山1、大田2、東郷1、前新田1、太田新田・飯島新田で1。 計5人 理事2	14人
佐々木北部事業区域持 管理委員会	(北部1区) 上中野1 (北部2区) 佐々木2、上中野1、下野原1、上村1 (北部3区) 佐々木2 (北部4区) 佐々木2 理事2	12人
新太田川下野原面管 理持管理委員会	(佐々木地区) 佐々木2、上中野1、下野原1、太田新田・飯島新田で1、鳥穴・ 砂山で1、新潟北1改ら、理事2	13人
佐々木南部地区河川 整備排水管理委員会	飯島甲2、飯島乙1、下野原2、太田新田・飯島新田で2、岡崎1、 上中野1、下ノノ1・中ノノ新田で1、理事2	12人
万十原川排水機場持 管理委員会	新潟北1改ら、理事3	6人

- 又 各委員のうち1人は、理事の互選したものが委員会副代理として加入する。
 3 前項の委員を、この規程において委員員といふ。
 4 他の委員には、関係大学の組合員が該組合員のうちから選出し、かつ理事会が承認したもの
 がこれにあたる。

第3条 委員の任期は、4年とする。但し、当選を妨げない。

- 2 委員は、その任期が満了しても執行の委員が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

第4条 委員会は、理事長がこれを指揮する。

- 但し、委任された事項についての指揮は委員長が行う。
 2 理事長が委員会を指揮するときは、あらかじめ理事長に通知しなければならない。

第5条 委員会の議員には、委員長がこれにあたる。

第6条 委員会は、各川排水網及び施設の総合管理を適切かつ公正に実施するため、次の事項につ
 いて理事会の諮詢に答申する。
 1 総合管理年度計画に関する事項。
 2 総合管理制度の松支手筋に関する事項。

二 委員会幹事の実施に関すること。

第7条 委員会の議事は、委員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、何れかのときの議長の決するところによる。

2 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

第8条 理事長及び監査は、委員会に出席して意見を述べることができる。

2 委員会は必要に応じ、監査その他の者の出席を求め、意見を述べることができる。

第9条 委員には、費用弁償を支給することができる。

第10条 会計員は、委員会で定める事項の外、条例に該する特別な事項を審決执行することができる。

第11条 委員は、職務のために出席し、又は職務外において長期間にわたり旅行するときは、委員長にその旨を通知しなければならない。

附 則

この変更規則は、平成29年4月1日から施行する。

1 この規則は、明治56年5月27日から施行する。

2 直接市土地改良組合審議会規則取扱。同規乙見江・附 則

直轄市土地改良組合審議会規則取扱。同規乙見江・この変更規則は、平成29年4月1日より施行する。

管轄直轄市土地改良組合審議会規則取扱及び水害

河川貯留設置規則会規則は廃止する。

附 則

この変更規則は、平成10年1月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この変更規則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この変更規則は、平成12年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、昭和25年4月1日から施行する。

附 則

この変更規則は、平成14年4月1日より施行する。

2 委員定数の変更は、次の表通り施行するもの

とし、それまでは、各会議の時による。

附 則

附 則

この変更規程は、平成15年4月1日より施行する。

江)より施行する。

附 則

この変更規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和元年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和元年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成32年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成33年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和元年4月25

豊浦郷土地改良区理事長専決規程

第1条 理事長は、定款第四条ただし書き及び規約第二十一条第二項の規定に基づき、次に掲げる事項を理事長の専決事項とすることができます。ただし、異議に付するものは、この限りでない。

- 一 予算に定められた予定価格一件1000万円未溝の上作の入札、契約書及び施行に関する事項。
- 二 ただし、上作の入札は上作種別ごとに理事会の委託のもとにを行うものとする。
- 三 予算に定められた予定価格一件500万円未溝の上作用材料、及び物品の購入に関する事項。
- 四 予定価格一件100万円未溝の施設、物品の修繕に関する事項。
- 五 予定価格一件50万円未溝の施設の整備に関する事項。
- 六 文書の受押、整理及び保存並びに財産の保全、会員料納の監督に関する事項。
- 七 資料収集において定められた職員の任免並びに職場、職務の変更に関する事項。
- 八 定められた開拓面積内における借入金に関する事項。
- 九 土地改良法、土地改良法施行令、土地改良法施行規則、新潟県補助金交付基準及び新潟県開拓面積上地改良事業補助金交付実績等に規定させられた申請、届出、通知、報告及び公告に関する事項。
- 十 地地法施行規則第三十条第一項又は第五十七条の二第二項第五号に基づく農地の転用に関する意見書の交付。
- 十一 予算に定められた賦課金及び大投壠品の賦課徴収に関する事項。
- 十二 講習費算定書に定められた施設の運営の運営管理に関する事項。
- 十三 その他特例を定む事項。

第2条 前条に掲げる事項の外、特に急遽を要するときは、理事長の専決に委ねることができます。ただし、この場合は速かに理事会に報告し承認を求めるなければならない。

附 則

この規程は、昭和55年5月20日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成28年6月17日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年6月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和2年6月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年6月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、令和2年6月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年6月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区会計細則

第1章 会計

(施行)

第1条 この土地改良区の会計、固定資産及び物品等に関する事務は、以下、定義及び規約に定められたもののはか、この細則に定めることころによる。

(会計主任)

第2条 会計主任は、現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を保管する。

2 会計主任は、その保管する現金を私金と混同してはならない。

3 会計主任は、その保管する現金を盗難その他のにより消失したときは、直ちに会計担当理事及び理事長に報告し、その報告を受けなければならぬ。

(会計区分)

第3条 会計区分は、次のとおりとする。

- (1) 一般会計
- (2) 稲作管理事業特別会計
- (3) 桑場整備事業特別会計

2 特別会計は、一般会計と明瞭に区分して管理をしなければならない。

(区分経理)

第4条 直営及整地整備資金の融資を受けた事業に要した費用は、他の事業の費用と明瞭に区分して経理しなければならない。

(会計帳簿等の管理)

第5条 現金、預金通帳、会計に関する帳簿、固定資産に関する帳簿及び物品に関する帳簿等を会計担当理事の承認なく外部に取り扱ってはならない。

(帳簿等の保存及び処分)

第6条 会計に関する帳簿及び毎12箇に亘る収支内訳並びに固定資産及び物品に関する帳簿等（以下「帳簿等」という。）の保存期間は、その最終記入日の属する年度の翌年度から最低10年以上保存しなければならない。

2 儲蓄期間超過後の帳簿の廃棄について、あらかじめ会計担当理事の承認を得なければならない。

(借入手続書類の写しの保存)

第7条 借入者が借入金等のため会計機関等に提出した書類（申込書、同封付表類、借用証券類等）

名前等）は、全て記入を作成し、一括して保存しなければならない。

（本画面に定めのない事項）

第8条 この画面に定めのない事項については、会計担当理事の承認を得て処理するものとする。

第2章 予算事務

（収支予算書等、様式及び予算執行等）

第9条 この土地改良区の会計で用いる科目は、これを賃借料収入、貯蔵財産減額収入、収支予算書等、収支決算書及び毎日毎ごとに科目を区分し、その名稱、配列及び内容については、土地改良区会計基準（平成31年2月14日付け30農振第3号令林木林業会計規則並びに通則。以下「会計基準」という。）別表第1に準拠する。

2 収支予算書等、や重要記録等、会計上要領及び補助書に使用する様式は、会計基準別表第2及び会計細則（平成31年2月14日付け30農振第3号令林木林業会計規則並びに通則。以下「会計細則」という。）別紙に準拠する。

3 再手中、次の新設若しくは廃止又は取扱い別の予算の範囲については、理事会の議決を終なければならない。ただし、契約の定めるところにより、理事会の専決権付とすることを掲げない。

4 次の予算執行等については、理事会の議決を終なければならない。ただし、あらかじめ理事会において理事長の専決に委ねたものについては、この限りでない。

(1) 科目中、取の新設若しくは廃止又は取扱い別の予算流用

(2) 科目中、目及び他の新設若しくは廃止又は目又は取扱い別の予算流用

(3) 予算費の起用

（収支予算書）

第10条 収支予算者は、一般会計、特別会計とともに、前条の規定により定める科目配列の順に記載する。

（会計年度超過後の予算の確定の禁止）

第11条 予算は、会計年度超過後においては、これを補正することができない。

第3章 収入支出事務

（必要書類）

第12条 土地改良区の出納には、次の書類を必要とする。

(1) 収入命令書、支出命令書又は振替命令書

(2) 証拠書類

（収入命令書）

第13条 土地改良区の収入は、全て収入命令書によらなければならぬ。

2 収入命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)番号(年度別の一括番号)
- (2)所属年度
- (3)収入料日(誤、相、日及び月)
- (4)収入の金額及び事由
- (5)納入者の住所及び氏名
- (6)その他必要と認める事項

(賦課金等の領取)

- 第14条 上地改良区は、十地改良区(昭和24年決算第195号)の規定による賦課金、大税若しくは現品、過立会又は賦課通知書をその被合併に對して賦課領收するには、賦課通知書を交付するものとする。
- 2 十地改良区は、加入金、供給金、使用料その他の金銭をその納入すべきものから徵収するには、納入告知書を交付するものとする。

(賦課金等の手続)

- 第15条 前条の規定により賦課通知書又は納入告知書を交付したときは、次に掲げる手續をしなければならない。
- (1)常行区分ごとに賦課通知書及び納入告知書の届出に配計表を付して輸てつすること
 - (2)賦課標準、賦課額を賦課金徵収履歴又は大税現品徵収履歴の個人別口帳に記入すること
 - (3)常行区分ごとの賦課金額を賦課金台帳又は大税現品台帳に記入すること

(賦課金等の領取)

- 第16条 上地改良区は、賦課通知書により金銭、大税若しくは現品を領收したとき又は納入告知書により金銭を領收したときは、賦課通知書又は納入告知書に掲載する領收証に領收印を押印して納入者に交付しなければならない。

(領收証交付後の手續)

- 第17条 前条の規定により領收証を交付したときは、次に掲げる手續をしなければならない。
- (1)賦課通知書又は納入告知書の裏面に領收印用印を記入すること
 - (2)領收印額、領收本消額等を賦課金徵収履歴又は大税現品徵収履歴の個人別口帳に記入すること
 - (3)常行区分ごとの領收印額、領收本消額を賦課金台帳又は大税現品台帳に記入すること

(証拠書類)

- 第18条 賦課通知書により金銭、大税若しくは現品を領收し、又は納入告知書により金銭を領收したときは、当該領收に係る領收証通知書を証拠書類として保存しなければならない。
- 2 賦課通知書又は納入告知書によらない状況、加入金又は補助金等の金銭を領收したときは、その領收金額の貸出基準を証明するに足りる証拠書類を領收し、又は作成してこれを保存しなければならない。

(領収証の発行)

第20条 第16条に定める金額以外の金銭を収納したときは、納入者に対して所定様式の領収証を発行しなければならない。ただし、納入者からの要求その他の事由により、所定の領収証用紙によらない領収証を発行する必要があるときは、理事長の承認を得て別途領収証を発行することができる。

2. 据込入金の場合は、領収証を発行しないことができる。

(領収証発行による領収)

第21条 領収証用紙又は納入書類用紙によらない状況又は据込入金による金銭を収入したときは、該領収及び据込入金用紙に必要な事項を記載しなければならない。

(支出命令書)

第22条 上地改良課の支出は、全て支出命令書によらなければならぬ。

2. 支出命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 番号(年次第一迄番号)
- (2) 所属年度
- (3) 支出科目(款、項、目及び細目)
- (4) 支出の全額及び理由
- (5) 借主の住所及び氏名
- (6) その他必要と認める事項

(支払方法)

第23条 金銭の支払方法は、原則として銀行振込又は小切手によるものとする。ただし、振込口等に対する預附、預り、預り当時の支払その他のこれらによりがたい場合は、この限りではない。

2. 銀行その他の金融機関への振込依頼書及び振込小切手の作成は、会計主任がこれをを行い、小切手の署名及び捺印は、理事長がこれを行う。

(立会い)

第24条 次の各号に掲げる支払をしようとするときは、会計課長又はその代行する者が立会いのうえ支払わなければならない。

- (1) 1件の支払金額10000,000円以上のもの
ただし、1件複数の方法により支払う場合は、この限りでない。
- (2) 理事会で定めたもの

(領収証の領取等)

第25条 上地改良課は、金銭を支払ったときは、次に掲げる場合を除き係官から領収証を領取しなければならない。

- (1) 特別の事情により領収証を置くことができないときは、当該支払命令書に記載してある請

本件に会計担当理事の支払証明書を付して領収証に代えることができる

- (2) 11種類の方法により支出した場合は、金融機関の領収証のみで債務者からの領収証をしなくともよい。

(領収証の不使用)

第25条 次の各号の一に該当する領収証は、受取してはならない。

- (1) 両末者の内容と一致しないもの
- (2) 手形等請求不能なもので記載してあるもの
- (3) 金額を訂正してあるもの
- (4) 金額以外の箇所を訂正し、訂正印のないもの
- (5) 領收印が他人の代印であって本人の受付印がないもの
- (6) 領收した日付の記載がないもの

(廃止料)

第26条 経費及び料金の性質上廃止をもって支払わなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような場合で理事長が承認したものは、廃止料をすることができる。

(廃止料)

第27条 次の各号に掲げる経費については、廃止料をすることができる。

- (1) 上施設しくは家屋の買収又は転用により、その移転を必要とすることとなった家屋又は物の移転料
- (2) 全てで支払わなければ契約しがたい買入れ又は借入れに関する経費
- (3) 前各号に掲げるものはか、経費の性質上、廃止をもって支払をしなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で、理事会が承認したもの

(小口現金)

第28条 会計主任は、少額の経費の支払にあてるため、あらかじめ支拂金を次の勘定を受けて小口現金をおくことができる。

- (1) 小口現金の保有限度額は、3万円以内とし、その支払及び保管は会計主任がこれに当たることとする。小口現金は、会計に保管し、その他の金銭と区別して管理しなければならない。
- (2) 会計主任は小口現金の受取を小口現金出納帳に記載し、日々の小口現金出納帳の出納の部額、現金残高と帳簿残高の照合をしなければならない。

(過誤料の戻入れ、過誤料の返出し)

第29条 支出の誤收又は過誤しとなつた金額及び借入金勘定又は誤算料をした場合の勘定残金を返却させるとときは、収人の手帳の枠により、これを当該支拂した経費に戻入れしなければならない。

- (2) 誤收又は過誤となつた金額を戻すときは、支出の手帳の枠により、これを当該収納した収入から提出しなければならない。

(振替命令書)

第32条 ト里改直区の振替（現金取引以外の取引をいう。）は、介て振替命令書によらなければならない。

2. 振替命令書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1)番号（年次別の一連番号）
- (2)所属年度
- (3)振替勘定科目（款、項、目及び節）
- (4)振替全額
- (5)振替事由
- (6)その他必要と認める事項

(金庫T口への振込)

第33条 ト里改直区が行する金融機関のT口へ振込を行う場合には、次の事項を記載した書面を作成し、理事長の承認を得なければならない。

- (1)番号（年次別の一連番号）
- (2)所属年度
- (3)振出し元のT口名、T口番号及び振出し全額
- (4)振込先のT口名、T口番号及び振込全額
- (5)振込事由
- (6)その他必要と認める事項

(残高の照合)

第34条 会計主任は、現金について、日々の現金出納終了後、その残高を現金預金の納帳と照合しなければならない。

2. 会計主任及び会計担当補助者は、毎月末において、現金及び預金残高と現金預金の納帳の残高とを照合し、その照合結果を互いに確認しなければならない。

3. 会計主任は、監査の確認権、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならぬ。

(月計表の作成)

第35条 会計主任は、毎月15日までに、前月分までの月計表を作成して自ら検算を行い、会計担当理事の確認を受けなければならない。

(貯蓄基盤整備資金の貸付受入金)

第36条 貯蓄基盤整備資金の貸付受入金を引き出すときは、当該貸付受入金で支払うべき事項に関する作用の証拠書類（請負契約書、都道府県知事又は当該団体が権限を委託した職員の発行する由来証明書、交付証明書、請求書又は領收証等）の原本及び写し（原本と相違ない形の理事会の署印のあるもの）を貯蓄基盤整備資金受注会議機関に提示し、原本に当該受注会議機関の証印を押印させるものとする。

2. 前項の規定により押印した請求書及び領収証は、第21条の支拂命令書の提出に添付し、押印を押印しなければならない。

(金融機関との取引)

第35条 金融機関との取引は、理事長名をもって行う。ただし、十四改良法第二条の規定に基づく場合にあっては、社員名をもって行う。

2. 銀行その他の金融機関との取引を開始した時は廃止し又は口座の開設若しくは解約をするときは、理事長の承認を得なければならない。

3. 証券会社との取引を開始又は廃止するときは、前項の規定を準用する。

(記録方法の整理方法)

第36条 収入又は支出に関する記録方法は、1年分をまとめて予算編成の期、前、日及び期の順序に区分して纏てつし、各区分ごとに累計表を付きなければならない。

2. 前項の場合において、記録書類の原本を他の料目に纏めて記入するため当該料目に纏てつすることができないときはその写しを作成し、これを纏てつしなければならない。この場合には、必ずに原本の纏てつの料目を記載しなければならない。

3. 第1項の累計表には、次の事項を記入しなければならない。

- (1) 会計年度
- (2) 収入料目又は支出料目(款、項、目及び節)
- (3) 枚数
- (4) 金額

4. 第1項の累計表に記載する金額は、当該年度末の取支済算者に計上する期、前、日及び期の金額に一致しなければならない。

第4章 極簡組織

(会計主委簿)

第37条 会計主委簿は、次の相簿とする。

- (1) 現金預金出納帳
- (2) 収入整理簿(以下「収入簿」という。)
- (3) 支出整理簿(以下「支出簿」という。)
- (4) 仕訳帳
- (5) 離勘定元帳

2. 会計主委簿は、会計年度ごとに更新しなければならない。

(現金預金出納帳の記載方法)

第38条 現金預金出納帳は、全て収入命令書又は支拂命令書により、取扱い料額に記入しなければならない。

2. 現金預金出納帳には、次の事項を記載する。

- (1) 取引年月日
- (2) 取入命令書又は支出命令書の番号
- (3) 取入料目又は支出料目(款、項、目及び節)
- (4) 人金会計又は支払会計
- (5) 予算賃金残高
- (6) 残高内訳(現金、預金、貯蓄基盤整備資金貸付受入金の別)
- (7) 取入又は支出の内容

(収入料及び支出料の記載方法)

- 第39条 収入料及び支出料は、予算賃金の款、項、目及び節の順に1行を設けなければならない。
- 2 収入料は、取入命令書により、支出料は、支出命令書により、それぞれ当該款、項、目及び節の1行に軸足するものとする。
- 3 収入料及び支出料には、次の事項を記載する。
- (1) 取引年月日
 - (2) 取入命令書又は支出命令書の番号
 - (3) 内訳
 - (4) 予算額
 - (5) 取入又は支出額の全額及び割合
 - (6) 予算残高
- 4 手帳の適用を記載する場合には、適用額となる料目について、適用額を予算額欄に記入し、適用額となる料目については、適用額を予算額欄に照記するものとする。手帳費の支用の場合も同様とする。

(仕訳帳の記載方法)

- 第40条 仕訳帳は、全て取入命令書、支出命令書及び振替命令書により、取扱口付順に記載しなければならない。
- 2 仕訳帳には、次の事項を記載する。
- (1) 取引年月日
 - (2) 勘定料目
 - (3) 勘定元帳の直数
 - (4) 借方金額又は貸方金額

(勘定元帳の記載方法)

- 第41条 勘定元帳には、各勘定ごとに仕訳帳に記載の年月日、相手方勘定料目及び金額を記載しなければならない。

(勘定簿)

- 第42条 上地改訂表は、会計上費用のほかに会計勘定簿として、次の範囲を記かなければならぬ。

- (1) 試課金台帳
 - (2) 試課全額収録簿
 - (3) 大役現品台帳
 - (4) 大役現品領取履歴簿
 - (5) 補助金台帳
 - (6) 受託金台帳
 - (7) その他未収金台帳
 - (8) 未払金台帳
 - (9) 小口現金出納帳
 - 10 工事施工簿
 - 11 預貯工事簿
 - 12 土地改良施設台帳
 - 13 固定資産台帳
 - 14 以借及び借入金台帳
 - 15 その他の未収金台帳
 - 16 離品台帳
 - 17 前払品受取簿
 - 18 積立金台帳
 - 19 退職給付金費支給履歴簿
2. 会計補助簿は、各会計年度を経て継続使用して不支えない。
- ① 試課金台帳及び大役現品台帳は、試課を又は大役現品の試課基準、試課額、領取前、領取未済額等を試課通知書の交付区分ごとに詳細に記載する。
 - ② 試課全額収録簿及び大役現品領取履歴簿は、試課を又は大役現品の試課基準、試課額、領取前、領取未済額等を個人別に詳細に記載する。
 - ③ 補助金台帳は、補助金の交付単位ごとに、交付者、交付決定額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - ④ 受託金台帳は、受託業務ごとに、委託者、契約締結日、契約金額、受領日、受領金額等を詳細に記載する。
 - ⑤ その他未収金台帳は、預貯金、受託金、試課金の未収以外の未収金について、未収金別にその相手方、支払開始日、未収金額等を詳細に記載する。
 - ⑥ 未払金台帳は、受託業務等の単位ごとに、その相手方、契約締結日、契約金額等を詳細に記載する。
 - ⑦ 小口現金出納帳は、支払日付順に、支払年月日、内訳、支出額等を記載する。
 - ⑧ 工事施工簿及び請負工事簿は、工種別に施工箇所、数量、設計計算額、請負額、支払額等を詳細に記載する。
 - ⑨ 土地改良施設台帳は、施設名、造成した事業名、造成主体、権利の特徴、面積、構造、開拓、取得価格、取得年度、耐用年数、事業区分、管理区分、耕過年数、賃貸借押保証額、期本益高等を詳細に記載する。

- 12 固定資産台帳は、土地改良施設台帳に登載されない土地、建物、機械等について取得価額、取得年度、耐用年数、経過年数、残価償却累計額、期末残高等を詳細に記載する。
- 13 固定及び借入金台帳は、借入金及び固定基盤賃貸料金を1件ごとに詳細に記載する。
- 14 その他の固定資産台帳は、試算会計帳、大修理品台帳、固定資産台帳及び固定金台帳に記載されない未収使用料、未払金、前受金、未払金等の資産及び負債を詳細に記載する。
- 15 備品台帳は、品目ごとに、購入金額、備品費、発注年月日等を詳細に記載する。
- 16 周轉品受取書は、周轉品の受取を毎日別に詳細に記載する。
- 17 業資金台帳は、預金の種類ごとに、預入金額、預入期間、利率等を詳細に記載する。
- 18 貸賃料金及支給金台帳は、対象雇員ごとに採用からの経過年数、支給率、支給計算基準額等を詳細に記載する。
- 19 この会計期間に定めるほか、必要に応じて補助書をおくことができる。

(会計仕訳等の種類及び様式)

第43条 会計仕訳の種類及び様式、日記式、月計式、附註式及び衝正表の様式について、会計監査の実務による。

(足額)

- 第44条 仕訳帳及び現金預金出納帳は、全て収入命令書、支出命令書及び操作命令書に基づいて正確なく記帳するとともに、仕訳帳から勘定元帳に記帳しなければならない。
- 2 補助書は、その該当箇所に並べて記載しなければならない。

(帳簿間の照合)

- 第45条 会計主任及び会計事務補助者は、毎月末において、収入簿の収入摘要及び支出簿の支出摘要の月計と、現金預金出納帳の入金月計及び現金月計とを照合し、その照合結果を心得に確認しなければならない。
- 2 会計主任は、前項の確認後、その結果について会計担当理事の確認を受けなければならぬ。

第五章 決算事務

(貸借対照表等の提出)

- 第46条 会計担当理事は、毎会計年度、会計主任をして貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成させ、事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内に理事会に提出しなければならない。

(決算書の検算等)

- 第47条 会計担当理事は、当該会計年度の貸借対照表、正味財産増減計算書、収支決算書及び財産目録を作成する前に、収入命令書、支出命令書及び操作命令書と現金預金出納帳、収入簿及び支出簿の記載事項との照合、主要簿と補助簿との記載事項の組合等にこれらの帳簿の記載事項の検算をしなければならない。

(有価証券の評価)

第48条 満期まで所有する直因をもつて保有する有価証券（以下「満期保有目的の債券」という。）の評価額は、原因としてその取得価格とする。なお、満期保有目的の債券の取得価格と債権全額との差額の性格が会社の課税上認められるときは、債務超過はに基づいて算定した価格とする。また、満期保有目的の債券以外の有価証券のうち市場価格のあるものに係りては、時価により評価する。

2 有価証券の取得価格は、購入原価に購入手数料を加算した額とする。

(収支清算書等の作成)

第49条 会計担当理事は、執行者による検算によって監査の正確が正確であることを確認した後、会計主任をして現金頭金由納帳、収入簿及び支出簿の各11冊を締切らせ、収入簿及び支出簿の各表、目及び節の勘定を科目別に勘定し収支清算書を作成させるものとする。

2 会計担当理事は、会計主任をして主要簿及び補助簿に基づき決算整理仕訳（損益について減額償却額、有価証券について時価評価に伴う損益、純延資本の増減等、決算に当たって必要となる仕訳をいう。）を行わせた後納戻及び取扱定元帳の各11冊を締切らせ勘定表、貸借対照表及び正味財産額計算表を作成せるものとする。

(財産目録)

第50条 会計担当理事は、会計主任をして、財産目録に記載すべき資産及び負債の現況を、丁度簿、補助簿及び開帳簿類によって作成させるものとする。

2 前項の財産目録は、記載すべき資産がなく、負債のみの場合でもこれを作成するものとする。
3 第1項の財産目録を作成する場合において、補助金及び使用料を除いた債務及びに負債及び積入金を除いた債務について、相手先別にその全額の明細表を作成しなければならない。

(年度決算における留意事項)

第51条 年度決算において会計主任は、通常の整理整頓のはか、少なくとも次の事項について計算及び確認を行うものとする。

- (1) 未収金、未払金、前払金及び前受金の計算
- (2) 資産評価額の過剰及び合計額並びに除外資産のないことの確認
- (3) 負債の評価額の過剰及び合計額並びに除外負債のないことの確認
- (4) その他決算に当たって必要とされる事項の確認

(事業報告書)

第52条 規約第42条の規定による事業報告書には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 地点及び組合員の状況
- (2) 事業の状況
- (3) 事業の経過
- (4) 経理の状況

第6章 記帳上の注意事項

(記帳原則)

- 第53条 並列会計等の会計は、算用数字を使用し、読みやすいように円以下全て一枚ごとにエンタ（.）を付ける。
- 2 次行に繰越すときは、その前の最終行に会計の小計を記入して摘要欄に「次章へ繰越」と書き、次行最初の行の摘要欄に「前章より繰越」として小計を記入する。
 - 3 現金留金出納帳、勘定定期帳、収入簿及び支出簿は、1行に1件を記入する。

(収入命令日等)

- 第54条 収入命令書及び支出命令書は、相手方に請求した日又は相手方から請求があった日をもって作成するものとする。また、振替命令書は、振替する日をもって作成するものとする。
- 2 収入命令書、支出命令書又は振替命令書における会計又は相手先名等の記入を訂正する必要がある場合には、新たに収入命令書、支出命令書又は振替命令書を作成しなければならない。
 - 3 前項の記入に係る収入命令書、支出命令書又は振替命令書が既に決算済にあるときは、前項の規定にかかるらず記入に係るものはそのままとし、記入の発見の日の日付をもって新たに記入に係るものと同様のものを赤字で作成し以前のものを黒字で作成するものとする。
 - 4 前2項の訂正により上支拂及び補助簿の記載事項を訂正するには、誤記部分を新たに記入し、次の行にて誤記部分を削除するものとする。

(誤記訂正等)

- 第55条 誤記を取り消す場合は前条第2項若しくは第3項の規定による誤記訂正以外の訂正をする場合には、誤記の字句に取消線（罫）を書いて取消し、訂正すべき字句を記載する。この場合において数字については、誤記が一字であっても、その一連の数字全部を訂正するものとする。
- 2 主要簿又は補助簿の行全部を取り消すときは、その行の中央に取消線（罫）を書き、その上に「空白」と赤記し、該行の全行を取り消すときは「複数」と赤記する。
 - 3 主要簿又は補助簿の頁又は行を越えて記載したときは、頭頂に押して空印部分に横罫線を書き、これを抹消する。
 - 4 主要簿又は補助簿に記入の漏れを発見したときは、発見の日の日付をもって記入を行い、摘要欄又は贈記欄に「〇年〇月〇日分追記」と赤記する。

(責任者印)

- 第56条 前2項の規定により訂正又は取消を行った箇所には、会計担当理事及び会計主任が直筆印を押印しなければならない。
- 2 使用済となつた主要簿又は補助簿には、表紙裏面に被簿の使用期間中の責任の所在を明らかにするため、理事長、会計担当理事、会計主任及びその被簿を監査した監事の氏名を記載し、押印しなければならない。

第7章 固定資産会計事務

(固定資産の範囲)

第57条 固定資産とは、次に掲げるものをいう。ただし、次の経過によりその価値を減少する資産については、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が10万円以上（所有土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は除く。）のものをいう。

(1) 基本財産

森林、宅地及びその建物、備充積金、事業積立金、基本財産有価証券等

(2) 特定資産

所有土地改良施設、土地改良施設用地等、水利権、受託土地改良施設使用収益権、財務調整積立資産、農業用機械等積立資産、転用後積立資産、施設更新積立資産、建物等更新積立資産、附帯事業施設等

(3) その他の固定資産

土地、建物、機械及び装置、車両運搬具、器具備品、リース資産、ソフトウエア、通常化苗業譲出金、長期未払賦課金等、出資金、元入保証金等

(評価額等)

第58条 固定資産の評価額は、次の基準による。

(1) 造成によるものは、取得価額

(2) 調りによるものは、取得価額

(3) 第人に係るものは、購入価額に賃借料を加算した金額

(4) 交換によるものは、交換に際し提供した物件の帳簿価額

(5) 廉りによるものは、販価額

(6) 稼立金及び有価証券に係るものは、積立額又は取得価額

② 土地改良施設及び受託土地改良施設使用収益権は、定期法によって減価償却を行うこととする。

③ 固定資産のうち減価償却が必要な資産は、定期法によって減価償却を行うこととする。

(固定資産の管理)

第59条 会計主任は、固定資産台帳に上り、固定資産の保全状況及び問題について兩者の記録を行ふとともに、その問題に關し必要事項を、その都度、会計担当理事に報告しなければならない。
② 固定資産が盗損又は滅失した場合は、直ちに会計担当理事に報告し、その指示を受けなければならぬ。

(現状調査)

第60条 会計主任は、毎会計年度1回、固定資産の現状につき調査を行い、固定資産台帳と照合し、その過不足、変動等の如何につき報告書を作成してこれを会計担当理事に提出しなければならない。

(固定資産の減損)

第61条 固定資産の時価が著しく下落したときは、回復の見込みがあると認められる場合を除き、時価をもって財務収支額としなければならない。

ただし、時価を伴う事業に供している固定資産については、帳簿価格を超えない限り、使用価値により評価することができる。

(固定資産の改良と修理)

第62条 固定資産の性能を向上し、又は耐用年数を延長するために入した金額は、これをその費用の償却に加算するものとする。

2 固定資産の現状を基準し、以降の回復に要した金額は、修繕費とする。

第8章 物品会計事項

(物品の範囲)

第63条 物品とは、次の各号のものをいう。

- (1) 質品 機械器具及びその他の物品で、使用可能期間が1年以上であり、原価の主に販売用の設備、使用に耐えるもののうち、1件又は1箇の取得価格が5万円以上10万円未満のもの
- (2) 消耗品 固定資産と物品に該当しないもの

(物品の管理)

第64条 物品の管理については、物品台帳及び消耗品受払票により記録を行うものとし、領収券の発定を採用する。

(物品の処分)

第65条 物品(消耗品を除く。)を売却、廃棄等の処分に付する場合は、理事長の承認を得なければならない。

第9章 財務

(財務状況の公表)

第66条 岐阜県47条の規定による財務状況の公表は、次に掲げる書類を事務所で総合窓口の閲覧に供する月並により行うものとする。

- (1) 事業報告書
 - (2) 財務状況表
 - (3) 取支決算書
 - (4) 財産目録
 - (5) その他理事長が必要と認める事項を記載した書面
- 2 前項の公表は、毎年度7月1日までに行うものとする。
- 3 財務状況の公表を行ったときは、その旨を10日間公告するものとする。
- 4 理事長は、財務状況を公表するには、あらかじめ監事の監査に付し、その意見を付けて理事会の承認を受けなければならぬ。

附 則

この会計基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この会計基準は、平成26年10月12日より施行する。

附 則

この会計基準は、平成26年9月1日より施行する。

附 則

この会計基準は、令和2年4月1日より施行する。

1. この会計基準中、第9条第1項による新式及び同条第3項による旧式については、令和1年3月31日までの間は、なお従前の例による。

豊浦郷土地改良区組合費試課徵収規程

第1条 組合費の賦課及び徴収は、測定の定めのあるもののはか、この規程による。

第2条 組合費（追加組合費を含む。）は、毎年度定められる10アールたり試課額により、その年の4月1日（追加賦課は当該予算決算日）当時の組合員に対して、同日、現在の土地原荷記載の地目及び地積に賦課するものとする。

2 試課額に円未満の端数を生じた場合には、これを切替てるものとする。

第3条 試課金通知書は、総代会で定められた納期前の20日前までに発行しなければならない。

第4条 試課金の算定等に誤りを発見したときは、訂正・更正通知書及び新たな試課金通知書を発行しなければならない。

2 土地改良法等に従うる賦課の算定等に誤認が立てがつた場合において、当該異議申立てに

理由があると決定したときは、新たに試課金通知書を発行しなければならない。

3 前2項の試課を通知書の納期限は、理事長がこれを決定する。

第5条 遅滞納金を適用する場合には、過誤納の額が納入額の10%未満によらないときは、年率150%の加算金を加算して適用するものとする。

2 適用方法は、理事長がこれを指定する。

第6条 組合費納入期限は、理事会において定め、毎年度通常総代会において決定する。

第7条 滞納組合費については、納期開始60日以内に督促状を発行し、督促状による指定納期には、督促状発行の日から10日を計た日とする。

2 過年度の滞納組合費については、過時催告書を発行し、納入の促進を図るものとする。

第8条 滞納組合費については、給付懲罰金を課するものとする。

第9条 当該年度の滞納組合費については、翌年度において滞納認可申請を行い、滞納組合費について、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成29年4月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区地区除外等処理規程

(転用)

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および転用義務の処理等については、以下、定義および規則に掲載の定めのあるものほか、この規則の定めるところによる。

(地区転用等の届出)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4章第1項本文並しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4章第1項第8分の1しくは同法第5条第1項第7分の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に権利者合意（以下「転用権合意」という。）は、あらかじめ、転用権合意以外の当事者（以下「転用開発者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その期間により、土地改良区の事業の受け影響を調査し、必要があると認める場合には、転用権合意または転用開発者に対し、次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- 一 土地改良施設の利用を害さないための工事を施行すること。
- 二 転用権合意または転用開発者の前に発生べき土地改良施設の引き取りの廻田を行うこと。
- 三 内需物の水路への流入を防止すること。
- 四 その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあったときは、当該通知のあった日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び初回会の規定による決議に関する事項を記載した農地法施行規則第30条第5分の1又は第57条の4第2項第1号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 地權合意は、第2条の通知に係る土地につきこれを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により、土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決議)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があったときは、除外すべき土地に係る決議会の樹を調査基準により確定し、すみやかに、その決議をするものとする。
2 決議の決議会の選取方法は、賦課金の額による。

(会計)

第7条 商事の決算会は、一般会計で処理する。

(準用)

第8条 この規定は、農地法に基づく許可または届出を要しない軒川および軒川以外の市山による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附 則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、平成27年1月1日より施行する。

附 則

1. この変更規程は、平成26年1月1日から施行する。
2. 色留等上越改良区農地改良団体に移動に関する
消済規程は廃止する。

附 則

この変更規程は、平成28年3月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この変更規程は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成25年10月26日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成26年3月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成24年3月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成26年6月1日より施行する。

別記決済金算定期

1 決済金の額

決済金の額は、土地区画整理事業が負担すべき金額の額（之の内別記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額について、借入金および支払支払金を除き、決済時点における現価）の合計額）と土地区画整理事業が支払すべき金額との差額とする。

2 決済の範囲

(1) 土地区画整理事業が負担すべき金額の額

ア 賦課金等

(i) 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未入金金額

(ii) 地代転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

イ 借入金および支払支払金

土地区画整理事業の借入金に係る償還金（利息を除く。）および土地区画整理事業が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る支払支払金（利息を除く。）で決済年度の翌年度以降のものにつき定額の定めるところにより、算定する当該土地の負担相当額

ウ 土地区画整理事業に係る事業費

(1) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地区画整理事業が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定額の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該算定額に對応する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 維持管理事業に係るもの

決済時点において土地区画整理事業が行う土地区画改良事業（維持管理事業に係る。）に係る土地区画改良施設の20カ年の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定額の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、自己負担分のうち当該算定額に對応する額を当該算定額から控除して得た額）

エ 国営または県営土地改良事業に係る負担金または分担金

(1) 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において國営または県営土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地区画整理事業が負担または分担すべき額につき定額の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地区画整理事業が負担または分担すべき額のうち当該算定額に對応する額を当該算定額から控除して得た額）

(1) 維持管理事業に係るもの

決済時点において圃主たは思が行う土地改良事業（維持管理事業に該する。）に係る土地改良施設の20年の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が当該または分担すべき額につき定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあっては、土地改良区が当該または分担すべき額のうち当該減額に相当する額を当該算定額から控除して得た額）

(2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過渡耕賦課金その他の土地改良区が当該組合員に對し支払うべきものとして記載、契約、眞理または総代会の議決により定められた金銭の額のうち当該土地に係るもの

3 その他

- (1) 決済年度の翌年度以前の負担相当額の決済時点における現価は、法定税率により算定する。
- (2) 土地改良施設の20年の維持管理費の合計額の算定は決済時点の就する年度の維持管理費を基準とする。

豊浦郷土地改良区道水路等使用規程

(施行)

第1条 定款第4条第3項の規定により、本土地改良区の行う事業の目的を越げない範囲内で、土地改良施設（以下「施設」という。）を他の目的に使用させる場合は、法令、その整備区の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規定において施設とは、次に掲げるもののうち、
用排水路、堤防、閑道、升渠、橋梁等。

(使用承認)

第3条 前条の施設を使用しようとする者は、規定第4号様式による申請書を理事長に提出して、その承認を受けなければならない。
1 理事長は、前項の申請があったときは、当該か所の開墾者の意見を聴取しなければならない。
2 理事長は、前項の申請には、施設の管理上必要な条件を付することができます。

(使用料)

第4条 前条の規定により施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、前項に定める使用料を納入しなければならない。
1 理事長は、公算の用に供する場合、その價格に當由があると認めるとときは、前項の使用料を減免することができる。
2 第1項の使用料は前納とし、指定の期間までに納入しなければならない。
3 過納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責に起さない當由により、使用禁止し、又は使用の承認を取消された場合は、当該當由又は取消の日の属する月の翌月以後の分を日割で還付する。

(検査)

第5条 使用者は、第2条の承認を得て、工作物等を設置したときは、必要に応じ土地改良区の検査を受けなければならない。
2 工作物等が利用上又は公衆上害をおぼへし、若しくは危険のおそれがあると認められるときは、理事長は工作物等の変更又は取払いを命ずることができる。
第6条 使用者は、理事長の承認を受けなければ第2条の規定によって生じた権利を他人に転貸又は譲渡してはならない。

(承認の取消)

第7条 理事長は、次の各りに該当するときは、承認を取消すことができる。この場合、工作物等の撤去及び復旧に要する費用は、取り消しを受けた者の負担とする。

- (1) 使用目的に違背したとき。
- (2) 承認条件を守らないとき。
- (3) 使用料を滞納したとき。
- (4) その他過改良区において支障があると判断したとき。

(使用停止)

第8条 使用者は、当該施設の使用を停止しようとするときは、10日前までに理事長に届け出なければならない。

(解状回復義務)

第9条 使用者は、使用開始が満了したとき、使用を停止したとき、又は使用の承認を取消されたときは、十分やかに当該施設を解状に回復しなければならない。

2 使用者は、前項の規定による解状回復を完了したときは、7日以内にその旨を理事長に届け出て、その完了の確認を受けなければならぬ。

(無断使用)

第10条 理事長は、第3条の承認を得ないで使用している者を発見したときは、使用開始の日におけるより規定使用料の5倍以内の使用料を徴収することができる。

附 関

この規程は、平成25年5月12日より施行する。

附 関

この変更規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 関

この廃止規程は、令和2年6月6日より施行する。

道水路等使用承認申請書

年 月 日

農業土地改良区理事長様

住所

氏名

種

下記のとおり使用したいので、合田町1地改良区道水路等他用規程第3条の規定により、開拓書類を添えて申請します。

記

1. 道水路等の所在及び名称

2. 使用面積

3. 使用目的及び利用計画

4. 使用期間 年 月 日(又は承認の日から) 年 月 日まで

5. 使用料

6. その他参考となる事項

7. 送付書類

(1) 所有地図(縮尺 50,000分の1以上)

(2) 実測平面図(縮尺 1,200分の1以上)

(3) 使用面積求積図

(4) 使用面積核算表

上記申請について、下記条件を付して承認する。

記

1.

2.

3.

(備考)

1. 無用目的が工作物の設置である場合には、(1)に、(2)手形説明文、(3)請負、(4)請断函内、工作物の項目に
障害を及ぼす箇所を記載すること。ただし、軽微なものは、工作物欄及び工作物の大きさを記載することができる範
囲内の記載のみで足りる。

2. 本件及びその隣近の土地の使用については、高木を含む既水位を河床に点とすること。

道路（農道）及び水路使用料金表

区分	単位		使用料・金額 (税込)	備考
	基準	簡便		
路 基	1m ²	半圓	路基	
電柱・水栓	1本	半圓	路基	
電 線	1m ²	半圓	路基	
机 道	1m ²	半圓	路基	
橋 鋼	1m ²	時全	1,000円	
道 路	1m ²	時全	200円	
水 路	1m ²	時全	400円	
庄 畜 物	1m ²	時全	10,000円	
提 塊 物	1m ²	時全	路基	
管	1m ² (100mm以下)	時全	500円	
	1m ² (100mm以上)	時全	1,000円	
	1m ² (100~1000mm以下)	時全	2,000円	
	1m ² (100~1000mm以上)	時全	5,000円	
	1m ² (1000mm以上)	時全	10,000円	
	1m ² (1000mm以上)	時全	路基	
会社・工場 その他の排水	1回当たり	路基	路基	
宅地排水	1申請	時全	5,000円	生活・雨水等
会社・工場 その他の浄化槽	1人相当たり	時全	路基	合併浄化槽のみ
浄 化 槽	10人槽まで 1人槽増十毎に	時全	20,000円 1,000円	上記、合併浄化槽

その他、上記に該当しないものについては、全て簡便とする。

豊浦郷土地改良区手数料徴収規程

第1条 この土地改良区が徴収する手数料は、開設の定めがある場合を除き、この規程の定めると
ころによる。

第2条 手数料を徴収するものは、調査のとおりとする。

第3条 手数料は調査のとおりとする。

第4条 次の各号の1に該当するものは、手数料を徴収しない。

- 一 何又は地方公共団体が、公私のために必要とするもの。
- 二 貸付の目的でなく、公益のためにするもの。

第5条 手数料は第2条の証明書等の交付を請求する際、これを納入しなければならない。

2 手数料を納入した後において請求書面を返却し、又は取消した場合でも既附の手数料は返付しない。

附 則

この規程は、昭和昭和27年7月1日から施行する。

附 則

この変更規程は昭和昭和27年5月27日から施行する。

附 則

この変更規程は平成27年4月1日より施行する。

附 則

この変更規程は平成28年3月17日より施行する。

算定

種 别	算 定	単位	手数料(税込)
道路使用承認料		件	1,000円
水路使用承認料		件	1,000円
通航料		件	1,000円
同意書		件	1,000円
認証料		件	1,000円
其 他 ・ 附 録 等	大判複写機使用	枚	1,000円
	カラー複写機等使用(A3まで)	枚	50円
	小型複写機等使用(A3まで)	枚	10円
上記に該当しないその他の証明書等		件	1,000円
複数立会料		枚	5,000円
その他の料金等		件	協議

豊浦郷土地改良区帳用決済金の管理運用規程

(適用)

第1条 豊浦郷土地改良区以外で帳用規程（以下「帳用規程」という。）第6条の規定により決済された決済金の管理運用はこの規程の定めるところによる。

(管理)

第2条 決済金は本土地改良区の所定する会計範囲に而定する。

(区分)

第3条 決済金は帳用規程第1条で定める額と基準「決済金算定基準」に定めた決済の範囲以外のものには支出してはならない。ただし、開拓から生じた収入については、土地改良区の一般会計に繰入れ、一般経常経費に充当することは差しつかない。

この場合には理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

(繰り通用)

第4条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な廻戻しの方法、金額、期間を定め総代会の承認を得て、一般会計収入支用予算に繰り通して適用することができる。ただし、緊急を要し、総代会を招集する暇がないときは、監事会の承認を得て理事長が専決逓分することができる。この場合、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を経なければならない。

(適用方針)

第5条 第2条により支出する場合は、一般会計に繰入れ支出するものとする。

附 1 題

この規程は、昭和55年5月27日から施行する。

附 2 題

この変更規程は、平成28年5月7日より施行する。

豊浦郷土地改良区職員退職給与積立金の管理運用規程

(適用)

第1条 豊浦郷土地改良区職員退職給与規程(以下「退職給与規程」という。) 第1条の規定により積み立てられた積立金の管理運用はこの規程の定めるところによる。

(管理)

第2条 積立金は本土地改良区の指定する金融機関に預託する。

第3条 積立金は積み立て期日で定めるもの以外には支出しではならない。ただし、賃金から生じた収入については、土地改良区の一般会計に繰入れ、般経常費目に充当することは差しかえない。この場合は理事長は、次の総代会にこれを報告し、その承認を得なければならぬ。

(積立金の取り崩しの特例)

第4条 積立金は、被労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との共済契約に基づく過去勤務年数に応てるために取り崩すことができる。

(総代会用)

第5条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確定な補足しの方針、全面、兩院を定め総代会の承認を得て、一般会計収入支用予算に掲載して運用することができる。ただし、緊急を要し、総代会を招集する暇がないときは、監事会の承認を得て理事長が専決処分することができる。この場合、理事長は次の総代会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

附則

この規程は、昭和50年5月27日より施行する。

附則

この廃止規程は、平成11年4月1日より施行する。

附則

この廃止規程は、平成11年3月15日より施行する。

附則

この廃止規程は、平成12年3月17日より施行する。

豊浦郷土地改良区施設管理積立金管理運用規程

(目的)

第1条 本土地改良区は、土地改良事業を効率的に推進するに必要な財源にあたるため、積立金会（以下「積立金」という。）を設置する。

(積立金の額)

第2条 積立金の額は、毎年収入支出予算で定める。

(管理)

第3条 積立金は、本土地改良区の設置する企画機関に面積する。

(積立金の処分)

第4条 積立金は、土地改良事業の施行のためなければ充分することができない。ただし、而後から生じた取人については、土地改良区の取扱いに統一され、一般会計収支に充てすることは可能かまらない。

この場合には理事長は、次の監査委員会にこれを報告し、その承認を得なければならない。

(繰り用)

第5条 理事長は、財政上特別の必要があるときは、確実な廻戻しの方法、会員、期間を定めた監査委員の承認を得て、一般会計収入支出予算に繰り立てて適用することができる。ただし、緊急を要し、監査委員の承認を得て監査委員が専供選出することができる。この場合、理事長は次の監査委員会にこれを報告し、その承認を求めるなければならない。

附 1 項

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 2 項

この変更規程は、平成28年4月7日より施行する。

豊浦郷土地改良区財政調整積立金管理運用規程

(目的)

第1条 本土地改良区は、土地改良区財政の健全な運営と災害、その他やむを得ない理由により生じた経費の償還に充てるため、財政調整積立金（以下「積立金」という。）を設ける。

(積立金の額)

第2条 積立金の額は、各年度収支予算で定める。

(管理)

第3条 積立金は、本土地改良区の指定する会計機関に預託する。

(積立金の処分)

第4条 積立金は、財政上特済な必要があるときに、監代会の承認を経て処分するものとする。
① 理事長は、緊急やむを得ない事由により積立金を処分する必要が生じたときは、監事会の承認を経て理事会がこれを専決処分することができる。この場合には理事長は、次の監代会にこれを報告し、その承認を経なければならぬ。
② 積立金の預託から生じた収入については、土地改良区の一般会計に繰入れ、一般経常費に充當することは迷つかない。

(操作運用)

第5条 理事長は、財政上特済の必要があるときは、確定な確固しの方法、会期、期間を定めた監代会の承認を経て、一般会計収入支出予算に纏めて運用することができる。ただし、緊急を要し、監代会を招集する暇がないときは、監事会の承認を得て理事長が専決処分することができる。この場合、理事長は次の監代会にこれを報告し、その承認を経なければならぬ。

(廃止)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、積立金の管理に關し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、平成24年8月7日より施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区監査細則

(施行)

第1条 この土地改良区の監査及び財産の状況の監査については、法令、定款及び規則に定めるものによれど、この細則に定めるとこりにまつ。

(監査の執行)

第2条 監事は、土地改良事業計画及び予算が適正かつ効率的に執行されているかを検討し、土地改良区運営の民主化、透明化に資する趣旨に基づいて監査を執行するものとする。

(監査の分担)

第3条 監事は、協議の上監査の実施について、各監事の分担を定めることができる。ただし、各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(監査の種別)

- 第4条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。
① 定期監査は、何事重視度を用ひ行うものとする。
② 臨時監査は、次の場合に行うものとする。
一 理事が必要と認めた場合
二 理事長の更迭があった場合
三 行政府の指示があった場合

(監査の通知)

第5条 監査を执行する場合は、あらかじめその前日、施行箇所、監査事務を理事長に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合は、この限りでない。

(監査補助)

第6条 監事は、理事と協議の上、必要と認める項目等をして、監査に關し監事の補助に当たらせることができる。

(監査資料の提出等)

第7条 監事は、理事に対し該帳簿、証券の類、物件、現金及び右種證券の提出その他監査に必要な資料の提出を求める場合、理事が、必要と認める事項について理事会その他の直轄者の立会は説明を求めることができる。

(監査内容)

第8条 会員状況の監査は、会員登録の状況について実施するものとする。

- 法令、定款、契約等と事業の執行との適合状況
- 財務計画と予算編成との適合状況
- 土地改良事業計画とその執行との適合状況
- 四 予算執行と事業執行との適合状況
- 五 労働の面接及び賃料の人手計画と土地改良事業計画との適合状況
- 六 間隔請機関との連絡協議の状況
- 七 その他監査上必要なと認める事項

第9条 監査の状況の監査は、おおむね次の事項について実施するものとする。

- 収入の確定、徴収及び滞納整理の適否
- 予算債の起用度及び予算歳用の適否
- 確定現金、歳計外現金及び預金の出納保管に関する状況
- 四 借入会に関する状況
- 五 財産の管理状況
- 六 その他必要と認める事項

(監査報告及び監査報告)

- 第10条 監事は、監査様式による監査監査報告書を立て、監査のてん本及び監査の結果について記載するものとする。
2. 監事は、監査を終了したときは、速やかにその結果を監査代表及び理事会に文書により報告し、かつ、意見を述べなければならない。この場合、監査会の協議を経るものとする。
3. 監事は、前項の規定による意見のうち、必要な措置を求めたものについては、理事にその措置実施の報告を求めるものとする。この報告において、必要と認める事項については、文書による報告を求めるものとする。

(外部への公表)

第11条 監事は、監査会の協議を終了後でなければ監査の結果を外埠に公表しないものとする。

(立会い)

第12条 監事は、間隔機関の監査見付検査が実施されるときは、立会わなければならぬ。

附 役

この監査規則は、昭和廿年四月廿日から適用する。

附 役

この監査規則は、令和元年三月廿日より施行する。
(監査会議決議)

附 役

この監査規則は、令和元年四月廿日より施行する。

(監査会議決議)

監事監査簿

1. 監査対象

2. 監査年月日 令 年 月 日から 月 日

3. 監査対象年度 年度から 年度

4. 監査氏名

監査監事

監査

監査

第1 業務に関する事項

1. 連絡

監査事項		記事	備考
1) 定款・規約及び 諸規程並び に監査	(1) 定款・規約の執り方及び組合との整合状況		
	(2) 諸規程並びの制定及び整備状況 並びに規約との整合状況		
	(3) 土地監査及び組合員名簿(組合員、施設管理組合員を含む。)の監査併びに整備状況		
2) 会計 並びに監査	(取扱会)		
	(1) 開催期日及び出席率		
	(2) 付議事項及び議決方法の適性 並びに議事運営状況		
(3) 組合課の調整状況			

	(1) 総代の役割	
	(2) (理事会)	
	(3) 年間開催回数及び出席率	
	(4) 付議事項の過否及び処理状況	
	(5) 諸委員会の調整状況	
	(各種委員会)	
	(6) 設置している委員会の種類及び構成	
	(7) 各種委員会の運営の過否	
理 事 会	(8) 理事の職務分担	
	(9) 理事の業務執行状況	
職 員 会	(10) 職員の配置、構成及び待遇の状況	
	(11) 職員の就修状況	

2. 事業

ア 事 業

	査 定 事 項	記 事	備 考
1 事 業 計 画 策 定 及 び 実 施	(1) 事業計画の設定及び施行体制		
	(2) 事業計画の設定及び変更手続の過否		
	(3) 実施計画の過否		
2 工 事	(1) 工事の取引、請負額		
	(2) 請負者及び請負契約の過否並びに事業費と請負金額との関係		

	(⑤) 課員者の着工、竣工届等の有無及び過否		
	(⑥) 出来高統合の状況		
	(⑦) 上市監査の過否並びに工事日誌及び工事箇所台帳の整備状況		
3) 地盤工事	(⑧) 整地工事の実施体制		
	(⑨) 整地計画との適合度及び工事の進捗状況		
4) 財金計画	(⑩) 財金計画及び財産計画の有無並びに過否		
	(⑪) 工事計画変更に伴う資金計画及び財産計画の変更並びに関係会社の整備状況		

イ 維持管理

	記 事 項	記 事	指 摘
1) 用水の配分及び調整等の取扱	(⑫) 用水調節規程の有無及び過否		
	(⑬) 用水の配分調整の過否		
	(⑭) 排水の調節の過否		
	(⑮) 脱外利用との調整の過否		
2) 土木の整備状況	(⑯) 維持管理計画の有無及び過否		
	(⑰) 施設の管理（維持管理、運用、整備補修）状況		
	(⑱) 土地改良施設台帳の整備状況		
	(⑲) 管理規程、管理委託契約書に基づく管理方針書の有無及び過否		

第2 経営管理に関する事項

1 会計

	監査事項	記事	指摘
1) 下位及び流算	(1) 予算編成の適合		
	(2) 予算の補正及び適用等の適合		
	(3) 財金収支整理期間及び流算の適合		
	(4) 決算開示書類（事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録）の適合		
	(5) 財務状況の公表等の適合		
2) 賦課金	(1) 定款に定める賦課基準と賦課の実態		
	(2) 賦課額れん数の適合		
	(3) 徴収実績（賦課額に対する徴収額の比率）及び滞納額		
	(4) 徴収実績を押しさせるための措置の適合及び強制徴収の実施状況		
	(5) 賦課金徵収基準等の整備状況		
3) 借入金	(1) 借入金額及びその用途		
	(2) 借入金の償還計画及び償還状況		
	(3) 借入金合帳の整備状況		
4) 補助金	(1) 補助金の額及びその用途の適合		
	(2) 補助金開帳合帳の整備状況		

5) 資本的財産の状況	(1) 施設更替積立金計画の策定状況		
	(2) 施設更替積立金管理基準の整備状況		
	(3) 施設更替積立金台帳の整備状況		

2. 練習

	監査事項	記事	指摘
1) 検査所	(1) 上場会員全出納帳、収入整理簿、支出整理簿、仕証帳及び勘定元帳と補助簿の整備状況		
	(2) 主要簿と補助簿の内容及び残高の一貫状況		
	(3) 駆逐日簿ににおける現金預金用納帳の残高と現在高(預金、現金)との一致状況		
	(4) 収入命令書及び支出命令書と収入整理簿及び支出整理簿との一致状況		
	(5) 事業費における補助金、借入金及び過元負担金の支出状況		
	(6) 現金、有価証券等の取扱い及び保管状況及び公用印の管理状況		
	(7) 固定資産台帳の整備状況		
	(8) 積立金の管理運用状況		
	(9) 物品台帳の整備状況		

在 状 況 の 記 録 と 保 証	(1) 収入命令書、支出命令書及び 証拠書類の整備状況		
	(2) 市町等の預貯状況		
3) 地 域 外 部 付 合 会	地区以外に係る決済会の収取及 び管理状況		
4) 算 出 支 外 付	収支計算外出納の収支及び管理 状況		

第3 特記事項

予算上の特記事項	
事業上の特記事項	
会計経理上の特記事項	
備考欄在（該会）の指摘事項及 び改善の状況	

第4 感 謝

--	--

豊浦郷土地改良区役員並びに総代の報酬 及び費用弁償に関する規程

(役員)

第1条 この土地改良区の役員報酬並びに役員、総代及び契約に定める委員(以下「役員等」という。)の費用弁償の支給方法については、この規程の定めるところによる。

(役員の報酬額及び支給方法)

第2条 役員の報酬手当は、予算の定めるところにより、別表第1号表の範囲内で支給することができる。

2 役員の報酬は、その半生分を職務に分けて支給することができる。但し、理事長及び副理事長については、この規程にかかる半職員の給与に関する規定を準用し、月割りにしてこれを支給することができる。

3 新たに就任又は退任、死亡したる役員の報酬は、月割りにて計算し支給する。但し、その職を離れた月に及びその職に就いたときは、並ねてその月の報酬は支給しない。

4 役員の受持により、報酬額が変わる場合は、報酬額の多い方を新元に月割りにて計算し支給する。

5 同一人が2以上の受給資格を有する場合は、報酬額の多い方のみを支給する。

(費用弁償)

第3条 役員等が会議又は委員会の相席に応じたときは、別表第2号に定める額の範囲内で旅費相当を弁償することができる。

2 常勤役員には、通常の規定による会議旅費は支給しない。但し、職務時間外の会議等にあっては、支給することができる。

(旅費)

第4条 役員等が公務のため旅行に要する旅費は、別表第3号に予算に定める額の範囲内で支給する。

2 路程の計算は、この土地改良区の事務所を起算として計算する。

3 施泊料は夜間、日当は日数に応じて支給する。

4 第3項以外の旅費額及び支給方法に關しては、職員の旅費に関する規則を準用し支給する。

(費用弁償の計算方法)

第5条 1日に2つ以上の会議に招集されたとき、又は会議に招集された日に出席したときには、いずれかの一つと計算し、旅費を支給する。

(費用弁償の支取方法)

第6条 費用弁償及び旅費は、概算払いを請求することができる。

2 概算払いを受けたときは、旅行終えた後、直ちに精算しなければならない。

(適用範囲)

- 第7条 市市・町事の賃給は、公務員のうち、監視にあるものについてこれを支給しない。
2. 同じく、地方公共団体又は他の団体等から監視の支給を受けるときは、この規程による監視は支給しない。

附 則

1. この規則は、平成18年4月1日より施行する。
2. 令和6年4月1日以後に監視の支給額及び監
視介護費の支給額及びその支給方法に関する規則
は廃止する。

附 則

この変更規約は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この変更規約は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この変更規約は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この変更規約は、平成22年4月1日より施行する。

附 則

1. この変更規約は、平成23年4月1日より施行する。
2. この規約変更中、地区担当理事手当については
平成22年4月1日までとする。

附 則

この変更規約は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この変更規約は、平成25年4月1日より施行する。

調査第1号 振込報酬額

職　名	振　込　額	年額・月額区分	備　考
理事長	2,640,000円	月額220,000円	
副理事長	720,000円	月額 60,000円	
理事	360,000円	年　額	
監査監事	120,000円	年　額	
監事	360,000円	年　額	

調査第2号 費用分担額

職　名	会議超過1回につき	備　考
理事・監事	8,000円	一日又は1時間以内の会議の場合は記載金額の半額とする。
報代	8,000円	同　上
各種委員	8,000円	同　上

調査第3号 加　　費

職　名	鉄道賃	船　賃	車　賃	日内(1日に付)	宿泊料(1夜に付)
理事・監事	軽目の旅費額を準用する			2,000円	14,800円
報代・各種委員	軽目の旅費額を準用する			2,000円	14,800円

豊浦郷土地改良区ほうう賞規程

(目的)

第1条 この規程は、本土地改良区の発展、農業生産基盤の整備、農業構造の改善、その他土地改良事業の運行に寄与した者及び、専元に功績のあった者をほうう賞するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(ほうう賞の対象)

第2条 ほうう賞は、本土地改良区に關係のある団体または個人で、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 球事・監事として満12年以上その職にあった者が退任した場合
- (2) 職代として満12年以上その職にあった者が退任した場合
- (3) 土地改良事業の運行に特に功績ある者
- (4) 本土地改良区の運営に功績があったと認められる者
- (5) その他前各号の一に準ずる功績があると理事会が認めた者

(ほうう賞の方法)

第3条 ほうう賞は表彰状または感謝状とし、金品を添えて行うことができる。

(ほうう賞の時期)

第4条 ほうう賞は、本土地改良区の記念行事、役員・職代の改道による退任、その他ほうう賞の事由が発生したときに行う。

(被ほうう賞者の死亡の場合)

第5条 ほうう賞を受けるべき者が死亡した場合、表彰状、感謝状、及び金品は、その遺族に贈りする。

(ほうう賞審査会)

第6条 被ほうう賞者の審査は、理事会において審査する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日より施行する。

豊浦郷土地改良区役員等の市懇等に関する規程

第1条 この土地改良区の役員及び職代（以下「役員等」という。）の市懇金、及び見舞金はこの規程に定めるところによる。

第2条 役員等が次の各号の一に該当するときは、これを適用する。

- (1) 役員等が在職中ににおいて本人が死亡した場合、及び配偶者又は父母（義父母含む。）者が死亡した場合
- (2) 役員が歴病による入院療養期間が1ヶ月以上に及んだ場合
- (3) 取扱いは火災等により住宅等に損害を被り、理事長が見舞金を支給することを適当と認めた場合
- (4) その他前各号の一に準すると理事長が認めた場合

第3条 前条による全額等は、請求による代分により支払う。

第4条 市懇金及び見舞金は、物品で支給することができる。

第5条 役員等が在職中に死亡し、特にその功績が顯著と認められたときは特例として支給することができる。
2. 前項の場合、理事会の議を経て土地改良区長を行うことができる。

第6条 役員等の外に土地改良区の業務に當りしている者ので、理事長が適当と認めた場合は、この規程を適用することができる。この場合には理事長は次の理事会に報告するものとする。

附則

この規程は平成24年4月1日から施行する。

附則

この変更規程は平成24年4月1日より施行する。

附則

この変更規程は、平成24年3月27日より施行する。

調査

職　名	基　数　金	見　辨　金
喪事・葬事	100,000円以内	傷病 10,000円 死亡 10,000円 (被災程度により考慮する)
被災の同居する配偶者、父母及び子	30,000円以内	傷病 10,000円 死亡 10,000円 (被災程度により考慮する)
祖父母	30,000円以内	

豊浦郷土地改良区職員退職給与規程

第1条 この土地改良区の職員であつて、勤続1年以上の者が退職又は死亡したときは、この規程により退職給与金を支給する。

第2条 この規程による退職給与金の支給を確実にするために、土地改良区は、職員を被扶養者として勤務者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）と退職全額請求契約を締結する。

第3条 退職給与金は、本人の退職当時の本俸月額に対して割合の定率を乗じた額とする。

2 国歳に達した日は次の4月1日（以下「特定日」という。）以前に俸給月額がア賃本率となる職員の退職給与金の算定は、国歳の年度までの期間と、俸給月額がア賃となる特定日以後の期間とに分けて計算する。

3 前項の算定方法は、特定日前の俸給月額に特定日までの勤続年数支給率を乗じて得た額に、定年退職日の俸給月額に定年退職日までの勤続年数支給率から特定日までの勤続年数支給率を引いた支給率を乗じて得た額を加えた額とする。この場合の退職月山賃支給率は定年勤務整理退職の支給率を採用する。

4 第2項に該当する職員が、国歳に達した日以後に、定年前の退職を選択した場合、前項の算定を適用する。

第4条 平成日作4月1日現在で在職している職員のうち、機構・中退共から支給を受けられない勤務期間を有する職員については、本採用となった日からの勤務期間に累づき過去により算定した金額から、機構・中退共から支給される退職給与金の額を控除した金額を支給する。

2 土地改良区は、機構・中退共から前項の職員に支払う退職給与金の通知を受けたときは、前項の金額を当該職員に支給する。

3 機構・中退共から支給される退職給与金の額が、割合により算定された額よりも多いときは、その差額を土地改良区に返金するものとする。

第5条 勤続年数は、就職の日から起算し、退職又は死後の日をもって終る。但し、1ヶ月未満の場合はこれを切り上げ、1ヶ月満の期間は附表の短区分換算比率表による月額期間とする。

第6条 在籍上の疾病による特別休暇の場合に限り、その休暇期間はこれを勤続年数に過算する。

第7条 職員であつて、不適切の行為があったため退職した者に対しては、所定の支給額を減額し、又は支給しないことができる。

第8条 在職中死亡した場合の退職給与金は、その退職又は本人の死亡当時、その既入によって、

- 申請を離脱したものに對して支給する。
- 前項の場合、退職補償を受ける資格及び額は、労働基準法施行規則に定める方法により支給するものとする。

第9条 この土地区画整理事業に起業新事業にあてるため、毎年現行予算に起業新事業を算定して積立金を予算化するものとする。

- 第2条に定める機関・川邊共との契約に係る退職料請求契約の積立金は、理事会で定めた年度予算化するものとする。

第10条 前条の積立金で、この要綱による給付ができない場合の不足額は、一般経費から繰り入れて支給するものとする。

第11条 この要綱の変更は、総代会の議決によってこれを行う。

附 则

この要綱は、昭和27年7月1日より施行する。

附 则

改正した規程は、昭和40年4月1日より施行する。

附 则

改正した規程は、平成4年4月1日より施行する。

附 则

改正した規程は、平成10年4月1日より施行する。

附 则

この変更要綱は、平成14年4月1日より施行する。

附 则

この変更要綱は、平成25年4月1日より施行する。

附 则

この変更要綱は、令和4年8月19日より施行する。(總代會議決)

調査（平成10年4月1日）

試 分		支 費									
勤 練 年 数		1~4年 以 上	5~9年 以 上	10~14年 以 上	15~19年 以 上	20~24年 以 上	25~29年 以 上	30~34年 以 上	35~39年 以 上	40~44年 以 上	45~49年 以 上
退職当時の本俸月額に対する支給率	自己都合退職	0.65	1.2	1.8	2.4	3.0	4.5	5.25	6.0	6.75	7.5
退職当時の本俸月額に対する支給率	定期勤務整理退職	1.5	3.0	4.5	6.0	7.5	9.0	10.5	12.0	13.5	15.0
勤 練 年 数	11~15年 以 上	12~16年 以 上	13~17年 以 上	14~18年 以 上	15~19年 以 上	16~20年 以 上	17~21年 以 上	18~22年 以 上	19~23年 以 上	20~24年 以 上	25~29年 以 上
退職当時の本俸月額に対する支給率	自己都合退職	8.88	9.76	10.64	11.52	12.4	13.28	14.16	15.04	15.92	21.0
退職当時の本俸月額に対する支給率	定期勤務整理退職	16.05	18.3	19.95	21.6	23.25	24.9	26.55	28.2	29.85	34.65
勤 練 年 数	21~25年 以 上	22~26年 以 上	23~27年 以 上	24~28年 以 上	25~29年 以 上	26~30年 以 上	27~31年 以 上	28~32年 以 上	29~33年 以 上	30~34年 以 上	35~39年 以 上
退職当時の本俸月額に対する支給率	自己都合退職	22.2	23.4	24.6	25.8	27.05	28.25	29.5	30.25	30.75	41.25
退職当時の本俸月額に対する支給率	定期勤務整理退職	38.53	38.61	40.59	42.57	44.55	46.53	48.51	50.49	52.47	54.45
勤 練 年 数	30~34年 以 上	32~36年 以 上	33~37年 以 上	34~38年 以 上	35~39年 以 上	36~40年 以 上	37~41年 以 上	38~42年 以 上	39~43年 以 上	40~44年 以 上	45~49年 以 上
退職当時の本俸月額に対する支給率	自己都合退職	42.5	43.75	45.0	46.25	47.5	48.75	50.0	51.25	52.5	53.75
退職当時の本俸月額に対する支給率	定期勤務整理退職	56.1	57.75	59.4	61.05	62.7	62.7	62.7	62.7	62.7	62.7
勤 練 年 数	41~45年 以 上	42~46年 以 上	43~47年 以 上	44~48年 以 上	45~49年 以 上						
退職当時の本俸月額に対する支給率	自己都合退職	55.0	56.25	57.5	58.75	60.0					
退職当時の本俸月額に対する支給率	定期勤務整理退職	62.7	62.7	62.7	62.7	62.7					

附表（編成月数換算比率表）

編成月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
換算比率	0.05	0.17	0.25	0.33	0.42	0.50	0.58	0.67	0.75	0.83	0.92

備考

- 死による退職給付金は、特例を適用しない限り、本規程の定める退職給付を受ける資格及び権利によって支給するものとする。
- 勤続年数の計算は、採用の月から退職の月までを統計した月数を12で除した年数によるものとする。
- 在職中死亡した場合は、定期勤務整理退職の区分を適用する。
- 勤続1年未満の者については、退職給付金を支給しない。

豊浦郷土地改良区職員退職給与積立金貸付規程

第1条 この規程は、職員退職給与積立金の一括貸付け、職員の福利厚生の増進を図るものとする。

第2条 借入申込みできる職員は、勤続10ヶ月以上にして、貸付けについて理事会の承認を得るものとする。

第3条 貸付け資金の使用は、次のとおりとする。

- (1) 住宅資金
- (2) 雇用の機会のもので債務の弁済資金
- (3) 育児資金
- (4) 病害資金
- (5) 災害方資金

2. 前項各号の貸付対象は、調査第1の定めるところによる。

第4条 貸付額は、その職員の勤続年数による退職手当支給額（定期勤務整理割合）の8割以内とし、最高限度額を1,000万円以内とする。

第5条 貸付金の返済については、次の各号に掲げるいずれかの方法によるものとする。返済計画を理事会に提出、承認を得るものとする。返済方法を変更する場合も同様とする。

- (1) 退職時において一括返済
- (2) 退職時までに一括又は分割返済
- (3) 退職時までに分割返済（定期勤務整理又は現金均等償還）

2. 前項各号の償還期間は、貸付決定より20ヵ年以内とする。

第6条 支拂時までの利息については、貸付残元金に年15%の利子をふじ、毎年12月25日迄に納入するものとする。また、調査第2号、第3号の返済日は、12月25日とする。

第7条 貸付けに際しては、連帯保証人2人をふして、行なうものとする。

2. 連帯保証人は、本土地政課の監査目より選任し、理事会の承認を得るものとする。

第8条 本人が万一、事故あるいは懲戒免職等により返済不能の場合は、連帯保証人において、その責を負うものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会で定める。

附録

この規則は、平成17年2月1日より施行する。

附録第1 賃付金の対象

賃付金の種類	賃付の対象
(1) 住宅賃金	職員が自ら住み活動するための (1) 住宅の新築賃金又は改良賃金(増改修、換気賃金) (2) 住宅(土地付、マンションを含む)の購入賃金 (3) 住宅を建築する目的で取得する土地の購入賃金 ただし、住宅(または土地)に取得名義人が職員または配偶者に関する
(2) 駐行の団体のもの で借入の新築資金	住宅賃金の賃付対象となる団体の新築賃金
(3) 子育て資金	職員の子または子以外の被扶養者が大学・専大・高専・幼稚・中等学校に進学する資金 ただし、入学金並びに授業料相当額とする
(4) 教育資金	職員、職員の配偶者または職員の被扶養者の出資資金 職員、職員の子または子以外の被扶養者の結婚資金 被扶養者または被扶養者以外の二等親以内の親族の死亡により職員が行う葬祭資金
(5) 災害復旧資金	職員、職員の子または子以外の被扶養者の出資資金 職員、職員の子または子以外の被扶養者が風水害、震災、火災により被災したときの再建復旧資金

賃付の対象については、背面にて証明を必要とする。

豊浦郷土地改良区農業用機械貸出規程

(施行)

第1条 定款第4条第1項に規定する、本土地改良区の行う事務の目的を妨げない範囲内において、土地改良区が所持する農業用機械（以下「機械」という。）を他の目的に使用させる場合について、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において、機械とは次に掲げるものをいう。

- (1) ハシマーナイフモア
- (2) 小型乗用草刈機
- (3) ラジコン式草刈機
- (4) トラクター
- (5) トラクター用アーム式草刈機
- (6) 輪トラック
- (7) チェンソー
- (8) 鋸掛式刈払機
- (9) カードマスター

(使用許可)

第3条 前条の機械の貸し出しを受けたいときは、許可申請書（別記様式1）及び誓約書（別記様式2）を理事長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 理事長は、前項の申請書が提出されたときは、申請内容の審査を行い、使用条件を付すことができる。

(申請者)

第4条 申請の申請をすることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 本土地改良区の組合員
- (2) 本土地改良区の組合員の組する連絡会員組織及び直営法人等
- (3) 同、又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体
- (4) 新潟県地域振興局管内における土地改良区及び新潟県土地改良事業団体連合会
- (5) その他、理事長が適当と認めたもの

(使用料)

第5条 機械の使用を許可したときは、当該機械を使用する者（以下「使用者」という。）から機械の使用目的等に合むセ割表第1号表により使用料を徴収するとともに、使用許可証（別記様式3）を交付する。ただし、次の各号に該当するときは、使用料を減免することができる。

(1) 同、又は本土地改良区区域の所属する地方公共団体において、直接受け取るために使用

する場合

- (1) 新潟川地域振興局管内における土地改良区及び新潟県上越農業革新團体連合会において、直轄その事業のために使用する場合
(2) 理事会で賛成を決したとき
2 第1項の使用料は使用実績により納入するものとし、指定の期限までに納入しなければならない。

（使用条件）

- 第6条 使用者は、機械を使用するにあたり下記基準を遵守し使用しなければならない。
(1) 機械を使用する場合は、万全の注意義務をもって使用すること
(2) 燃料を必要とする機械を使用する場合は、火気特に注意し、機械を起動のときは、燃料を満タンにして運転すること。
(3) 機械を引抜した場合、使用者の責任において修理すること。この場合、修理後は土地改良区担当者の確認を得ること。
(4) 機械の使用者は、作業工程がわかるよう利用登録（別記様式4）を記入し、機械起動時に土地改良区担当者へ提出すること（該当機械のみ）
(5) 機械を使用中、人身事故又は物損事故が生じた場合は、速やかに土地改良区へ連絡するとともに、面接行動等へ協力し、担当者の指示に従うこと。
(6) 第3条第1号の機械を使用する場合は、普通自動車免許証を有する者が使用すること
(7) 機械は専用して運転すること
(8) 機械を運送するときは、土地改良区担当者の検査を受け、指示に従うこと。

（使用許可の取扱）

- 第7条 使用者が次の各号の一に該当するときは、理事長は、使用者に対し使用許可を取り消すことがある。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本土地改良区は、一切その責任を負わない。

- (1) 使用の目的に違反したとき
(2) 本規則に違反したとき
(3) 本土地改良区において、直轄これを使用する必要が生じたとき
(4) 本土地改良区の承認を得ないで、使用権を第三者に譲渡し、又は本土地改良区に対し不利益な行為があつたとき
(5) 使用条件を守らないとき

（返還義務）

- 第8条 本土地改良区が使用者に対し使用許可を取り消したときは、速やかに当該機械を返還するものとする。

（無断使用）

- 第9条 理事長は、第3条の承認を得ないで使用している者、又は第6条第一項、第二項、第四項

及び都5分に譲りし使用しているものを発見したときは、規定使用料の10倍以内の使用料を徴収することができる。

(その他)

第16条 この規則に定めのない事項及び使用料は、その都道府市長が調査決定する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、平成25年6月15日より施行する。

附 則

この変更規則は、平成25年6月17日より施行する。

附 則

この変更規則は、令和2年6月16日より施行する。

附 則

この変更規則は、令和2年8月1日より施行する。

(閣僚会議決定)

調査（第1号表）

機　　器	単　　位	使　用　料	備　考
ハンマーナイフモア	1日	26,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
小型車用車両機	1時間	2,200円	1時間未満の使用は1時間とする
ラジコン式卓刈機	1時間	2,500円	1時間未満の使用は1時間とする
トラクター用アーム式卓刈機 (トラクター付)	1日	33,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
トラクター (ソロントローラー付)	1日	22,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
トラクター (ロータリー付)	1日	23,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
軽トラック	1日	6,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
トランツー	1日	3,000円	
荷物式升降機	1日	2,200円	0.1L. 分力は荷受人の負担とする
ロードメーカー	1日	11,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする
ロードメーカー(トラクター付)	1日	33,000円	半日使用の場合の使用料は半額とする

豊浦郷土地改良区農業用機械使用申請書

年 月 日

豊浦郷土地改良区理事長

様

使用者

住 所

名 称

氏 名

印

豊浦郷土地改良区の農業用機械を下記により使用したいので申請します。

記

1. 農業用機械の名称

2. 使用目的

3. 使用場所

4. 使用期間

年	月	日 ()	時	分から
年	月	日 ()	時	分まで

5. その他参考となる事項

(1) 作業者名

(2) 運転者名

(3) その他

前記様式（第2表用紙）

誓 約 書

貴様より地改良区所有の農業用機械を使用するにあたり、貴様より地改良区農業用機械貸出規則を遵守するとともに、万全の注意義務をもって使用いたします。

もし、万が一事故が発生しても、自分の責任において整理し、貴土地改良区にはご迷惑をおかけいたしませんので、ここに誓約書を提出いたします。

年　月　日

使用者

住 所

名 務

姓 名

印

貴様より地改良区理事員

様

豊浦郷土地改良区農業用機械使用許可証

年 月 日

申請人

住 所

名 員

氏 名

様

豊浦郷土地改良区
理事長

豊浦郷土地改良区農業用機械貸出規程第5条に基づき、下記のとおり使用を許可する。

記

1. 農業用機械の名称

2. 使用目的

3. 使用場所

4. 使用期間

年	月	日 ()	時	分から
年	月	日 ()	時	分まで

5. 使用料

円／1時間 · 円／日

6. その他条件

(1) 豊浦郷土地改良区農業用機械貸出規程を遵守すること

申請者	許可局長	係	担当者

作業日報

使用機械名			
使用日時	平成22年1月1日～	平成22年1月1日	
使用者	住所		
用者	姓		
者	氏名		
使用目的			
使用場所	新潟市	場内	
機ア 械1 の1 種タ 合式	貸出時の読み	hr.	
	返却時の読み	hr.	
	稼働時間	hr.	
機械設置の有無	有		
機械破損の有無	有		
備記事項			

上記のとおり相違ないことを認める。

販路等の地図

使用者氏名

印

確認印

印

豊浦郷土地改良区個人情報保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊浦郷土地改良区の個人情報の適正な取扱いに關し、必要な事項を定めることにより、個人の権利尊重を保護することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条及び個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成25年個人情報保護委員会告示第6号。以下「個人情報保護ガイドライン」という。）との定義及びス-5-1に従うものとする。

- 一 個人情報
- 二 家庭内個人情報
- 三 個人情報データベース等
- 四 個人データ
- 五 保有個人データ
- 六 本人
- 七 本人に通知
- 八 公表
- 九 本人の同意
- 十 提供
- 十一 本人が容易に知り得る状態

(一般取扱)

第3条 本土地改良区は、本土地改良区が行う業務及び事業の運行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに私並び個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日議決決定）の規定を遵守するほか、個人情報保護ガイドラインに従い個人情報を適正に取り扱うものとする。

(利用目的)

第4条 本土地改良区の保有する個人情報は、本土地改良区は第4条に規定する事業の開拓を実施のために利用する。

(利用目的による制限)

第5条 前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得るものとする。
又 前項に規定する本人の同意を得るに当たっては、書面により同意を得ることを原則とする。
○ 第1項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

- 一 以下に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(取得の制限及び取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 本土地改良区は、定款第4条の事業の遂行に必要な場合に限り、個人情報を取得する。その場合、偽りその虚不正の手段により又は偽りその虚不正の手段により取得された個人情報の提供により個人情報を取得してはならない。

また、受配信個人情報を取得する場合には、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- 一 以下に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の促進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 五 当該受配信個人情報が、本人、同の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者の他の個人情報保護委員会規則で定める者に上り公開されている場合
- 六 本人を日報し、又は権限することにより、その外取扱いがな受配信個人情報を取得する場合及び法第23条第5項各号に掲げる場合において、個人データである受配信個人情報の提供を受けるとき
- 七 個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を変更している場合を除き、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 八 要約書、アンケートなどを用意等により、直捷本人から個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、書面等により利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しないことがあるが、その場合は、前項の規定に基づいて、取得後、速やかにその利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 九 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。
- 十 曲3項の規定は、次に掲げる場合について適用しない。

- 一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本土地改良区の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- 三 同の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を運行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の運行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(個人データの)内容の正確性の確保)

第7条 本土地改良区は、土地改良法施行規則(昭和24年農林省令第75号)第25条の規定に基づき、前項各款又は土地取扱に記載した事項に変更が生じたときは、変更が生じた事項について遅滞なく修正するとともに、第1条に規定する利用目的の達成に必要な範囲内において、取り扱う個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(保存期間等)

第8条 本土地改良区は、その取り扱う個人データについて、利用目的の達成に必要な範囲内で保存期間を定めるものとし、前該保存期間経過後又は利用目的を達成した後は、速やくこれを消去するものとする。
② 前項に規定する保存期間は、本土地改良区が取り扱う個人情報データベース等を記載した「監査」とりまとめたものとし、当該とりまとめは第12条に規定する個人情報保護管理者が行うものとする。

(安全管理措置)

第9条 本土地改良区は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人データの安全管理のために必要な適切な措置(以下「安全管理措置」という。)を講ずるものとする。また、当該安全管理措置を講ずるに当たっては、次の各に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

一 設備的安全管理措置

組織体制の整備、個人データの取扱いに関する規則に従った運用、個人データの取扱状況を確認する小委員会の整備、漏えい等の事案に対する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しに関する整備

二 人的安全管理措置

従業者(土地改良区の組織内にあっての従業者は同様に土地改良区の監督監督を受けて土地改良区の業務に従事している者をいい、社員及び派遣社員を含む。以下同じ。)に対する個人データの取扱いの周知徹底と適切な教育に関する措置

三 物理的安全管理措置

個人データを取り扱う区域の管理、機密及び電子機器等の改ざんの防止、電子機器等を扱う

選ぶ場合の漏えい等の防止、個人データの加害及び権利、電子機器等の使用に関する措置

四 標榜的安全管理措置

アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止に関する措置

- 前項の安全管理措置の具体的な手法については、別記のとおりとする。

(従業者の監督)

認知度 理事長は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、従業者自身に基づく安全管理措置を遵守させるよう、当該個人データの安全管理が講じられるよう、当該従業者に対する責任かつ適切な監督を行うものとする。

2 理事長は、安全管理措置その他の個人情報の適正な取扱いの確保のため、その従業者に対し、教育研修その他の措置を実施し、又は従業者が教育研修その他の措置を受けることができるよう措置するものとする。

3 前項に規定する教育研修その他の措置においては、従業者がその在職中又は退職後、その業務に関して知り得た個人データの内容を正当な範囲なく他人に漏らせず又は不当な目的に使用しないようするための内容を含むものとする。

(委託先の監督)

第11条 不土地改良区が個人データの取扱いの全部又は一部を外部に委託する場合には、その取扱いを委託された個人データの安全管理措置が適切に講じられるよう、委託を受けた者（以下「委託先」という。）に対する必要なかつ適切な監督を行なうものとする。また、専責に定めて、委託先に対して、契約の内容が遵守されていることを確認するものとする。

2 前項前段に規定するも委託先に係る監督として、本土地改良区は、委託先の選定に当たり、委託先の安全管理措置が、佐第20条及び個人情報保護ガイドラインで本土地改良区に求められるものと同等であることをあらかじめ確認するものとする。

3 契約要約等において、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- 委託先の秘密の保持に関する事項
- 委託された個人データの再割当に関する事項
- 契約終了時の個人データの返却等に関する事項

4 委託を受けた一の者と、個人データの取扱いについて複数の委託要約を締結する場合（締結する予定の場合を含む。）は、前項各号に規定する事項について、別途個人情報保護に関する安全管理措置等に関する契約を締結できるものとする。

(個人情報保護管理者等)

第12条 本土地改良区は、個人情報の適正な取扱いのため、個人情報保護管理者（本土地改良区の個人情報の取扱いに関する責任者をいう。以下同じ。）を置くものとする。

2 本土地改良区の個人情報保護管理者は専務課以上とする。

3. 調査人情報保護管理者は、個人情報の保護についての監視及び監査体制の整備その他の個人情報の取扱いの監督を行うものとする。

(個人情報の保護に関する方針)

第13条 本土地政局の個人情報の保護に関する方針は次のとおりとする。

- 一 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱う
 - 二 不正アクセスに適切に取り組む
 - 三 個人情報の利用目的は明確な限り規定して示す。又は本人の選択による利用目的の限定に取り組むなど、本人にとって利用目的がより明確になるようにする
 - 四 個人データの取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表する等委託管理の透明化を図める
 - 五 本人からの請求により保有個人データを開示するときは、個人情報の取得元又はその取得方法を可能な限り明確に明記する
 - 六 保有個人データについて本人から請求を受けた場合には、期間等又は請求に応じる
- 二 前項に規定する個人情報の保護に関する方針は、第15条の規定により公表するものとする。

(第三者提供の制限及び共同利用)

第14条 本人の同意を得て本土地政局が取り扱う個人データを第三者へ提供する場合は、下記同意は書面によるものとする。

- 1. 次の各号のいずれかに該当する場合は、本人の同意を得ず、個人データを第三者に提供することがあるものとする。
 - 一 法令に基づく場合
 - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- 2. 同の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 3. 本土地政局が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該個人データの提供を受ける者は「第三者」には該当しないものとし、前二項の規定にかかわらず、当該個人データを提供することができる。
- 4. 本土地政局は、保有する個人データを法第23条第5項第3号の規定に基づき共同利用する場合には、共同利用する旨、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲、共同利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名稱について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に取り得る状態に置いている場合に限り共同利用することができるものとする。ただし、土地登記の賦課・収容に関する事項を含む保有個人データについて共同利用する場合は、あらかじめ本人に通知するとともに、公表するものとし、本人から共同利用を

行ってはしくない旨の申出があった場合は共同利用を行わないものとする。

また、共同利用に当たっては、共同利用する者との間で「個人情報の共同利用に関する協定書」の締結などの措置を講ずるものとする。

なお、共同利用する個人データの項目、共同利用する者の範囲及び利用目的並びに当該個人情報の管理について責任を有する者の名前は次のとおりとする。

一 地域振興、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用

(一) 共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地行帳等の個人情報データベース等に記載されている事項

(二) 共同利用する者の範囲

口林木産育、新潟県、新潟市農業委員会、新潟市北区農業委員会、新潟県土地改良事業団体連合会、加茂川右岸十地区改良区連合、阿賀川木石岸十地区改良区連合、北越扶農事業協同組合、新潟市農業協同組合及びさかみ農業協同組合

(三) 共同利用する者の利用目的

農地等土地改良区管内で実施される河川土地改良事業、新潟十地区改良事業、農地保育仕理化事業、農業水利施設の運営管理、その整備区域の振興を図るため

(四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名前

新潟県農地小町管理機構(農地小町管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条に規定する市町村及び農業委員会)

二 農地小町管理機構との共同利用

(一) 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地所有、賦課金負担及び賦課金徵収帳簿に記載されている氏名、住所、所有地、貸借地及び賦課・徵収に関する事項

(二) 共同利用する者の範囲

新潟県農地小町管理機構(農地小町管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条に規定する市町村及び農業委員会)

(三) 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地小町管理事業により地域貢献の振興を図るため

(四) 当該個人情報の管理等について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名前

新潟県農地改良区個人情報保護管理者 総務課長

五 前2項については、次条の規定により公示するものとする。

(個人データに関する事項の公表等)

第15条 本土地改良区は、保有個人データに掲し、次に掲げる事項を記載した書類を事務所に備え、公表するものとする。

一 本土地改良区の名前

二 第4条に規定する利用目的

三 第10条第1項に規定する個人情報の保護に関する方針

四 第5条第4項に規定する共同利用に関する事項

五、保有個人データに関する本人からの次に別ける求めに応じる手続及び下臈料

(一) 利用目的の通知の求め

(二) 開示の請求

(三) 内容の訂正、追加又は削除の請求

(四) 利用の終止又は消去の請求

(五) 第三者提供の停止の請求

六、第22条に規定する個人情報の取扱いに関する苦情の申出文

1. 本ト施政良区に対し、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、逓還なく、これを通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - 一、前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - 二、第6条第5項第1号から第5号までに該当する場合
2. 本ト施政良区は、前項の規定により求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、逓還なく、当該決定をした旨を通知するものとする。
3. 第2項の場合に必要な下臈料は、第21条に定めるところによるものとする。

(保有個人データの開示等)

- 第16条 本ト施政良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）の請求を受けたときは、本人に対し、荷物を交付する方（開示の請求を行った者が開示した方法があるときは、当該方法）により、逓還なく、当該保有個人データを開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- 一、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - 二、本ト施政良区の運営の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - 三、他の法令に違反することとなる場合
- 四、前項の規定により請求を受けた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、逓還なく当該決定をした旨及び当該決定をした理由を通知するものとする。
- 五、第1項の場合に必要な下臈料は、第21条に定めるところによるものとする。

(保有個人データの訂正等)

- 第17条 本ト施政良区は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容に誤りがあり、事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、利用目的の達成に必要な範囲内において、逓還なく事実の確認等の必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの訂正等を行うものとする。

- 六、前項の規定により請求を受けた保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を

行ったとき、又は請求等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（請求等を行ったときは、その内容を含む。）を通知するものとする。

（保有個人データの利用停止等）

第18条 本事務所は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが説明したときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去若しくは第三者への提供の停止を行うものとする。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するためには必要なこれに代わるべき措置を取るべきときは、この限りでない。

2 本事務所は、前項に規定する請求に対し、保有個人データの全部又は一部について、その請求に応じたとき、又はその請求に応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

（理由の説明）

第19条 本事務所は、第15条第3項（保有個人データの利用目的の非適切に関する通知）、第16条第2項（保有個人データの不開示等に関する通知）、第17条第2項（保有個人データの訂正等に関する通知）又は前条第3項（保有個人データの利用停止等に関する通知）の規定により、本人から請求を受けた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合は、その措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めるものとする。

（開示等の請求に応じる手続）

第20条 第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）、第16条第1項（保有個人データの開示の請求）、第17条第1項（保有個人データの訂正等の請求）又は第18条第1項（保有個人データの利用停止等の請求）の規定による請求（以下この条において「開示等の請求」という。）を行う者は、開示等の請求を行う旨及びその内容を記載した書面を理事長へ提出するとともに、次に掲げる書類を提示し、又は提出しなければならない。

- 一 開示等の請求をする者が本人である場合は、本人であることを示す書類
- 二 開示等の請求をする者が未成年者、成年被後見人の法定代理人若しくは開示等の請求をすることにつき本人が委託した代理人である場合は、代理人であることを証する書類

（手数料）

第21条 第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）及び第16条第1項（保有個人データの開示の請求）に規定する開示等に当たっては、必要に応じて手数料を徴収するものとし、¹該手数料は別表のとおりとする。

2 前項に規定する手数料の納付は、現金支払又は振込によるものとする。ただし、送付については、郵便切手によることができるものとする。

(六) 情報の漏洩)

第二条 本十郷改良区は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
二、前項の目的を達成するため、苦情の適切かつ迅速な処理は、個人情報保護管理者が担当するものとする。

(法違反又は法違反のおそれが発覚した場合の対応)

第三条 本十郷改良区は、本十郷改良区が取り扱う個人情報（本十郷改良区から委託を受けた者が取り扱うもの及び、本十郷改良区が委託を受けて取り扱うものを含む。）について、法違反又は法違反のおそれが発覚した場合には、次の対応を実施するものとする。

一、事業者内部における報告及び教育の拡大防止

理事長に向方に報告するとともに、漏えい等事案による被害が発覚時よりも拡大しないよう必要な措置を講ずる。

二、事実調査、原因の究明

事実調査を講じし、法違反又は法違反のおそれが発覚できた場合には、その原因究明にあたる。

三、影響範囲の特定

前2つの規定で把握した事実調査による影響がどれほど及ぶのか、その範囲を特定する。

四、再発防止策の検討・実施

第2つの規定で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。

五、影響を受ける可能性のある本人への連絡及び公表等

個人データの安全管理について法違反があった場合には、二次被害の防止、新規事案の発生回避等の観点から、事実調査等について、速やかに、本人に連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、事実調査、再発防止策等について、速やかに公表する。

六、開催行政機関への報告

次の事項に該当する場合は、事実調査及び再発防止策等について、直ちに、個人情報保護委員会に報告するものとする。

（一）上郷改良区が保有する個人データの漏えい、滅失又は毀損

（二）上記事項のおそれ

なお、個人情報保護委員会に報告した場合には、その行新規取扱い北野直政司に報告する。

附則

この規程は、平成29年3月5日より施行する。

附則

この規則は、平成29年9月1日より施行する。

附則

この規則は、平成30年3月1日より施行する。

調定（取り扱い事務担当者）

セ 以下の安全管理措置について、個人情報保護ガイドラインを参考として、土地改良区において講じることができる措置を記載すること

組織的安全管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 監査課を個人情報取扱事務担当者（以下事務担当者といふ。）とする。 事務担当者は、個人データの「取得」「利用」「保存」「提供」「開示」「検索」又は委託処理を個人データの取扱う業務に従事する際、法令、個人情報保護ガイドライン、本規程及び個人情報保護管理者の指示した事項に従い、個人データの保護に十分な注意を払って業務を行う。 事務担当者は、本規程に基づく運用状況を確認するため、以下の事項につき、記録簿を整備する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報データベース等の利用・出力状況 ・個人データが記載又は記録された書類・媒体等の持ち運び等の状況 ・個人情報データベース等の開設・廃止の状況 事務担当者は、問合せ内容、個人情報保護ガイドライン、本規程に違反している事実又は危険を把握した場合、速やかに個人情報保護管理者に報告する。
人的安全管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 個人情報保護管理者は、本規程に定められた手筋を理解し、遵守するとともに、事務担当者に本規程を遵守させるための教育訓練を企画・運営する。 事務担当者は、個人情報保護管理者が主催する本規程を守るために教育を受けなければならない。
物理的安全管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 個人データを取り扱う機器、個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された書類等を施錠できるキャビネット・書庫等に保管する。 個人データが記録された電子媒体又は個人データが記録された書類等を持ち運ぶ場合、パスワードの設定、封筒に封入し袋に入れて搬送する。 個人データが記録された書類等を発送する場合、機印、暗号、適切なシェルラーダー処理等の復元不可能な手段を採用する。
技術的安全管理措置	<ol style="list-style-type: none"> 個人情報データベース等への不正なアクセスを防止するため、個人データを取り扱うことのできる機器及び当該機器を取り扱う使用者は次のとおり規定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・会社係PC、監査課PC、幹事会情報処理部及び監査課職員 個人データを取り扱う機器等にセキュリティ対策ソフトウェア等を導入し、自動更新機能等の活用により、これを最新状態にする。 メール等により個人データの含まれるファイルを送信する場合は、受取ファイルへのパスワードを設定する。

説明（第21条関係）

	画面の交付による場合	口頭・電話による場合	ファクシミリ・電子メールによる場合
第15条第2項 (利用目的の通知の求め)	20円及び送料	無料	20円
第15条第1項 (所有個人データ等の開示の請求)	用紙1枚につき 20円及び送料	—	用紙1枚につき 20円(税込)

(注) ファクシミリ・電子メールによる通知等は、開示等の請求を行った者が同意した場合に限る。

豊浦郷土地改良区個人情報保護に関する規程の様式例

【別紙様式一七】

1. 個人情報データベース等台帳（参考様式）
（第8条開録）
2. 保有個人データの共同利用
（参考様式1）個人情報の共同利用に関する協定書類
（直轄中間管理機構の場合）
（参考様式2）個人情報の共同利用に関する本人への通知料
（直轄中間管理機構の場合）
（第14条第4項開録）
3. 請託1 保有個人データ開示等請求料
（第20条開録）
＜第15条第2項 第16条第1項＞
4. 請託2 保有個人データの訂正・利用停止等請求料
（第20条開録）
＜第17条第1項 第18条第1項＞
5. 委托状（請託1及び2に係る代理人による請求の場合）
（第20条開録）
6. 同様様式1 保有個人データの開示請求に対する通知
（第20条開録）
7. 同様様式2 保有個人データの訂正等の通知
（第20条開録）
8. 同様様式3 保有個人データの利用停止等の通知
（第20条開録）
9. 公表記載欄：保有個人データに関する事項の公表等について
（第15条開録）
10. 附录：認定受取確認時に規定する必要のある文文
（第11条開録）
11. 様式様式：個人データの漏えい等事案の報告について
 - (1) 個人情報保護委員会用
 - (2) 郡道府県・地方農政局用
（第22条開録）

個人情報電子一元化等各帳

2. 個人データの共同利用（第14条第4項四号）
（参考様式1）個人情報の共同利用に関する協定書
(販地小売管理機構の場合)

個人情報の共同利用に関する協定書

豊橋市地改良区（以下「甲」という。）と新潟県農地中間管理機構（以下「乙」という。）は、甲の組合員（以下「本人」という。）の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第5項第3号に基づき共同利用するに当たり、適切な管理を行うため、次の事項を確認し、本協定書を締結する。

1. 共同して利用する個人データの項目
土地取扱、組合員名簿、賦課金台帳及び賦課金徴収台帳に記載されている次の項目
 - ① 氏名
 - ② 住所
 - ③ 所有地及び貸借地の情報
 - ④ 賦課金額
 - ⑤ 徴収金額
 - ⑥ 徴収未済額
 - ⑦ 累積利息
 - ⑧ 過疎金
 2. 共同して個人データを取り扱う者
本人の個人情報を乙において取り扱う者の範囲は、次の者とする。
 - ① 乙の役職員
 - ② 貸地中間管理事業の運営に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会の職員又は委員（貸地利用促進化委員を含む。）
 3. 共同して利用する個人データに係る土地の範囲
農地中間管理権の設定について、販地等の所有者から申出があった土地に係る個人データ
 4. 共同して利用する目的
土地改良事業及び貸地中間管理事業により地域農業の振興を図るため。
 5. 共同して利用する個人データの管理に責任を有する者の氏名又は名稱
甲の責任者 個人情報保護管理者 鶴島謙長
乙の責任者 個人情報保護管理者 ○○謙長
 6. 相当期間
乙から本人の個人データが過漏・流出したときは、乙は直ちに甲に報告するものとし、乙の故意過失にかかるらず、乙は甲に対し、甲に生じたすべての損害を賠償する責任を負うものとする。
- 以上、本協定書の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲 住所 新潟県新潟市西区38番地3
氏名 直嶋謙一 地改良区
理事長

乙 住所 新潟県新潟市
氏名 新潟県貸地中間管理機構
理事長

(参考様式2) 個人情報の共同利用に関する本人への通知例
(丘地中間管理機構の場合)

個人情報の共同利用について

本土地改良区は、保有する組合員の個人データについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第5号）第四条第五項第三号の規定に基づき、下記のとおり、新潟県丘地中間管理機構（公益財團法人新潟縣丘林公社）と共同利用しますので通知します。なお、「該共同利用を行ってはしくない場合は、平成 年 日までに本土地改良区までご連絡願います。

記

1. 共同利用する個人データの項目

組合員名簿、土地取扱、賦課金台帳及び賦課金回収帳に記載されている氏名、住所、所有権、貸借権及び賦課・徴税に関する事項

2. 共同利用する者の範囲

丘地中間管理機構（丘地中間管理事業の運営に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び直轄委員会）

3. 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び丘地中間管理事業により地盤改良の推進を図るため。

4. 万歳個人情報の管理等について共同利用者の中で第1次的に責任を負う者の名前 新潟県土地改良区　個人情報保護担当者　総務課長

(注) 1 本紙は、土地改良区が保有する個人データを共同利用する場合、あらかじめ、

- (1) 丘地中間管理事業の地区説明会で組合員に配布
- (2) 組合員に対して「賦課金通知書」を送付する機会に併せて通知
- (3) 組合員に配布する広報誌に本紙の内容を記載するなど適切に行うものとする。

2 本紙による組合員への通知とともに、共同利用に関する事項について、土地改良区の掲示板に掲示するなど、本人の知り得る状態に置くよう措置するものとする。

3. 添紙1 保有個人データ開示等請求書（第20条掲載）
 *第15条第2項（保有個人データの利用目的の通知の求め）
 *第16条第1項（保有個人データの開示の請求）

年　月　日

保有個人データ開示等請求書

豊橋市土地改良区
理事長　監

貴土地改良区が保有している私の保有個人データについて、①、利用目的の通知、②、開示を以下のとおり請求します。
 （該請求内容に応じて1と2のいずれか、又は双方に○を付けて下さい。）

1. 保有個人データ開示等請求者

ふりがな 請求者氏名	性別	本人との 関係	本人・親族者・他見人 代理人 その他の 者
佐　所　(元　二　)	男	夫　妻	

2. 保有個人データ開示等対象者

（該請求者と同一の場合には、生年月日以外は同じと記入して下さい。）

ふりがな 対象者氏名	性別	生年月日	明治　大正　昭和　平成 年　月　日
佐　所　(元　二　)	男	夫　妻	

（備考）前作所又は相続がある場合は、念のため本箇欄に記入して下さい。

前作所：
相　続：

請求に当たっての注意事項

- (注1) 受付窓口において、本人確認のための書類提示等をお願いします。
 (注2) 本人であることを、大切と印鑑証明によって証明する場合には、大切を押印して下さい。
 (注3) 代理人によって請求する場合には、次の区分に応じて代理権を証する書類の提出をお願いします。
 1. 法定代理人の場合
 　請求者本人との絆を証明できる住民票その他縫合を証明するもの
 2. 任意代理人の場合
 　本人の印鑑証明（交付日より3ヶ月以内のもの）付きの委任状

- 七. 別紙2 保有個人データの訂正・利用停止等請求書(第2回提出)
 ●① 17条第1項(保有個人データの訂正等の請求)
 ●② 18条第1項(保有個人データの利用停止等の請求)

年 月 日

保有個人データの訂正・利用停止等請求書

貴組織上級改良試
河井長一殿

貴上場改良試が保有している私の保有個人データの訂正等について、以下のように請求します。

1. 訂正・利用停止等請求者

ふりがな 請求者氏名	性別	本人との 関係	本人・親権者・被見人 代理人 その他の 関係者
佐藤 長一	(〒 123-4567)	連絡先 電話番号	

2. 訂正・利用停止等対象者

(※請求者と同一の場合には、生年月日以外は同じと記入して下さい。)

ふりがな 対象者氏名	性別	生年月日	昭和 天正 明治 甲辰 年 月 日
佐藤 長一	(〒 123-4567)	連絡先 電話番号	

《備考》兼任所又は川姓がある場合には、念のために本欄に記入して下さい。
兼任所:
川姓:

3. 請求内容

1. 用途（変更・追加・削除）			
該当する項目	変更、追加及び削除の内容・請求する理由 (以下に具体的に記載してください。)		
<input type="checkbox"/> 住所			
<input type="checkbox"/> 氏名			
<input type="checkbox"/> 電話番号			
<input type="checkbox"/> その他 ()			
2. 利用の停止	3. 領土	4. 第三者への提供停止	

※ いづれかに○を付け、その下欄に請求の内容、請求する理由等を具体的に記入して下さい。
請求の内容、請求する理由等を別紙とする場合は、「別紙のとおり」と記載して下さい。

請求に当たっての注意事項

- (注1) 受付窓口において、本人確認のための書類提示等をお願いします。
- (注2) 本人であることを、実印と印鑑証明によって証明する場合には、実印を押印して下さい。
- (注3) 代理人によって請求する場合には、次の区分に応じて代理権を有する書類の提出をお願いします。
- 法定代理人の場合
請求者本人との絆創を証明できる住民票その他の証明書を証明するもの
 - 任意代理人の場合
本人の印鑑証明(交付日より3ヶ月以内のもの)付きの委任状

5. 委任状（同様1及び2に係る代理人による請求の場合）（第20条別紙）

年　月　日

委　任　狀

私は、貴土地区真田が保有している私の保有個人データに関し、個人情報保護法に基づく（1. 利用目的の通知、2. 回示、3. 訂正等、4. 利用停止、5. 消去、6. 第三者への提供停止）の請求についての一切の権限を〇〇〇〇〇に委任します。

住 所

氏 名

性 别

(注1) () 内は、請求欄の番号を○で囲んで下さい。

(注2) 印鑑は方印を押印の上、印鑑証明（交付日より3ヶ月以内のもの）を添付して下さい。

6. 質問様式1：保有個人データの開示請求に対する適用（第20条問様）

年　月　日

題:

豊浦町土地改良区
理事長

保有個人データの開示請求について

本土地改良区が保有している貴殿の保有個人データに関する開示請求について、下記のとおり
ご回答いたします。

1) 貴殿の保有個人データの保有の有無

- 本土地改良区は、貴殿の個人保有データを保有しておりません。
- 本土地改良区は、上記に記載した貴殿の個人保有データを保有しています。

2) 本土地改良区が保有する貴殿の保有個人データ

- 氏名
- 住所
- 電話番号
- ファックス番号
- 生年月日
- 所有地情報
- 貸借地情報
- 種類
- 勤務先
- 会社情報
- 職業に関する情報
- 家族に関する情報
- その他

3) 本土地改良区における保有個人データの利用目的

(本欄に利用目的を記載するか、「別紙のとおり」として、利用目的を記載した書面を添付する。)

ア. 四答様式2 保有個人データの訂正等の請求（第20条開設）

年　月　日

■

香川県土地改良区
理事長

保有個人データの訂正等について

貴殿から申出のあった、本土地改良区が保有している貴殿の保有個人データの訂正等の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。

1 訂正等の実施について

- 全部の訂正等を行いました。
- 一部の訂正等を行いました。
- 訂正等を行いません。

該申出に該当しない理由については備考欄をご覧下さい。

2 訂正等の内容について

- 削除
- 変更
- 追加

3 訂正等を行った貴殿の保有個人データについて

訂正等を行った項目	具体的な内容

※ 訂正等を行った項目欄には、氏名、住所、生年月日等を記載。

備考：申出については、上記のとおり訂正等を行ったものを控え、下記の用紙により訂正等を行いません。

--

8. 問答形式3「保有個人データの利用停止等の選択（第2回問答）

年　月　日

題:

豊浦町土地改良区
理事長

保有個人データの利用停止等について

貴殿から申出のあった、本上越改良区が保有している貴殿の保有個人データの利用停止等の取扱いについて、下記のとおり通知いたします。

1 利用停止等の実施について

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 全部利用停止しました。 | <input type="checkbox"/> 一部利用停止しました。 |
| <input type="checkbox"/> 全部消去しました。 | <input type="checkbox"/> 一部消去しました。 |
| <input type="checkbox"/> 第三者への提供を全部停止しました。 | <input type="checkbox"/> 第三者への提供を一部停止しました。 |
| <input type="checkbox"/> 利用停止等を行いません。 | |

未申出に達しなられない理由については備考欄をご覧下さい。

2 利用停止等を行った貴殿の保有個人データの項目

- | |
|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 氏名 |
| <input type="checkbox"/> 住所 |
| <input type="checkbox"/> 電話番号 |
| <input type="checkbox"/> ファックス番号 |
| <input type="checkbox"/> 生年月日 |
| <input type="checkbox"/> 所有地情報 |
| <input type="checkbox"/> 貸借地情報 |
| <input type="checkbox"/> 職業 |
| <input type="checkbox"/> 勤務先 |
| <input type="checkbox"/> ID・座標情報 |
| <input type="checkbox"/> 風評会に関する情報 |
| <input type="checkbox"/> 家族に関する情報 |
| <input type="checkbox"/> その他 |

備考：申出については、上記のとおり利用停止等を行ったものを除き、下記の理由により利用停止等を行いません。

--

り、公表記載欄「保有個人データに関する事項の公表等について（第15条関係）

保有個人データに関する事項の公表等について

本土地改良区個人情報保護に関する規程第15条の規定により、保有個人データに関する事項を公表します。

年　月　日

自　然　算　上　地　改　良　区

1. 本土地改良区の名稱

自然算上地改良区

2. 利用目的

本土地改良区が保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事務を円滑に実施するために利用します。また、分権者等の個人情報は、事業等を実施する際の運用管理のため利用します。

3. 個人情報の収集に拘する方針

- (1) 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
- (2) 算出処理に適切に取り組みます。
- (3) 個人情報の利用目的は可能な限り明確化し、利用目的がより明確になるよう示します。
- (4) 個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表し、委託処理の透明化を進めます。
- (5) 本人からの求めにより保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取扱元及び取得方法を可能な限り明示します。
- (6) 本人からの求めがあった場合は、保有する個人データの利用停止に応じます。

4. 委託及び委託先の監督に関する事項

本土地改良区は、この利用目的のため、個人情報の取扱い全般又は一部を委託することがあります。委託者は適切な者を選定し、個人データの取扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行います。

5. 共同利用に関する事項

本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。

- (1) 地、都道府県、土地改良区連合及び農業協同組合との共同利用
ア　共同利用する個人データの項目

氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地登帳簿の個人情報データベース等に記載されている事項

イ 共同利用する者の範囲

農林水産省、新潟市、新潟市農業委員会、新潟市北区農業委員会、新潟縣土地改良事業団体連合会、新潟川崎印土地改良区連合、阿賀川木村岸土地改良区連合、北越後農業協同組合、新潟市農業協同組合及びさかみ農業協同組合

ウ 共同利用する者の利用目的

新潟縣土地改良区内で実施される開墾・地改良事業、既存土地改良事業、農地保有合理化事業、農業水利施設の維持管理、その他地域農業の振興を目的とするため

エ 当該個人情報の管理者について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名稱 ◎新潟土地改良区 個人情報保護管理者：総務課長

(2) 土地小冊管理機関との共同利用

ア 共同利用する個人データの項目

割合目名簿、土地取扱、賦課全台帳及び賦課全額取扱簿に記載されている氏名、住所、所有地、借地地及び賦課・監査に関する事項

イ 共同利用する者の範囲

新潟県農地小冊管理機構（農地小冊管理制度の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条に規定する市町村及び農業委員会）

ウ 共同利用する者の利用目的

土地改良事業及び農地小冊管理制度により地域農業の振興を目的とするため

エ 当該個人情報の管理者について共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名稱 ◎新潟土地改良区 個人情報保護管理者：総務課長

6. 保有個人データに関する本人からの次に掲げる請求等を行う場合の手続及び手数料

(1) 保有個人データに関する請求等の様式

利用目的の通知の求め、開示の請求、内容の訂正、追加又は削除の請求、利用の停止、前記又は第三者への提供の停止の請求

(2) 保有個人データの開示等を行う場合の手続

開示等の請求を行う旨及び開示等の内容を記載した書面を本土地改良試理市長へ提出して下さい。

(3) 手数料

請求のとおり。

ただし、これによりがたい場合は実費を徴収するものとする。

7. 個人情報の取扱いに関する文書の中出し

◎新潟土地改良区 個人情報保護管理者：総務課長

(注)「5. 共同利用に関する事項」については、共同利用する個人データの項目や共同利用する者の範囲等に応じて適宜追加開示するものとする。

10. 四六 委託契約締結時に規定する必要な条文（第11条関係）

委託者（土地改良区）を「甲」、受託者を「乙」とした書式請当条文

※ 再委託を禁じた条文ですので、認める場合には再委託に備る委託等の条文が必要です。

（個人情報に関する安全管理措置に関する事項）

第一〇条　乙は、この委託業務に当して取り扱った個人情報（甲が収集した保存個人情報。以下
甲に「個人情報」という。）の管理に関して必要な措置を講ずるものとする。

（個人情報に関する秘密保持等の義務に関する事項）

第一一〇条　乙及び当該業務に従事する者（従事していた者も含む。）は、この個人情報を当該
委託業務の遂行に使用する以外に使用してはならない。なお、当該契約が終了した後には
においても同様とする。

（再委託の範囲に関する事項）

第一二〇条　乙は、この委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（個人情報の複数等の調査に関する事項）

第一三〇条　乙は、委託業務を行うため、バックアップを行う場合又は作業を行うため一時的に
複数する場合は、個人情報を複数してはならない。

二　前項以外の場合は、事前に書面にて中の承認を得なければならない。

（個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項）

第一四〇条　乙は、個人情報について、漏えい等の事案が発生した場合は、速やかにこれを甲
に報告するとともに、被害状況の把握及び被害の拡大防止等必要な措置を講ずるものと
する。

（委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項）

第一五〇条　乙は、委託業務が終了したときは、個人情報を、直ちに甲に返却するものとする。

二　第一〇条の規定により複数した個人情報については消去、又は焼棄を行うものとする。

II. 報告様式 個人データの漏えい等事案の報告について（第23回開催）

① 個人情報保護委員会用

年　月　日	
個人情報保護委員会 総務課機密保護係 係長	
<h3>個人データの漏えい等事案の報告について</h3>	
個人データの漏えい等の事案が発生しましたので、個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成29年個人情報保護委員会告示第1号）の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。	
記	
① 報告種別	<input type="checkbox"/> 漏洩報告 <input type="checkbox"/> 備註（前回報告 年 月 日）
② 事案の概要	発生日： 年 月 日 発生日： 年 月 日 発生に至る経緯
③ 発生事実	<input type="checkbox"/> 漏えい <input type="checkbox"/> 誤失 <input type="checkbox"/> 偽造
④ 漏えいした個人データの内容	
⑤ 漏えいした個人データの数	
⑥ 発生原因	
⑦ 二段階認証の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑧ 公表の有無及び方法	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 公表方法
⑨ 民人の対応	連絡の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 対応内容
⑩ 再発防止策	
⑪ その他	

◎ 都道府県・地方公政局

年 月 日

新潟県林務課長 様
(新潟県経山北林務課長 土地改良管理課長提出)

新潟県土地改良区
理事長

個人データの漏えい等事案の報告について

このことについて、調査の上より個人情報保護委員会に報告しましたので、報告します。

注：個人情報保護委員会の報告の写しを添付する。

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

き総務・地域改良課（以下「当上改」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、役員・職員（臨時職員含む）及びその家族（以下「役職員等」という。）、並びに支払先等の特定個人情報等の保護を事業事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下のとおり定め、役職員等に周知し、徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適切な取扱い

当上改は、個人番号を取り扱う業務の範囲及び特定個人情報等（事業において使用する個人番号及び個人番号と関連付けて管理する個人情報、氏名、生年月日等）の範囲を特定し、事業取扱業者を明確にいたします。また、特定個人情報取扱規程を策定し、特定個人情報を取り扱う体制の整備を行います。

2. 利用目的

当上改は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 役職員等に係る運営費収支業務、社会保険専任事務及び労働保険専任事務
- (2) 役職員等に係る年末調整等業務及び決算作成業務
- (3) 上記(1)及び(2)に付随して行う事務

3. 安全管理措置について

- (1) 当上改は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要な適切な安全管理措置を講じます。また、職員等に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等の安全管理措置が適切に講じられるよう、
「該職員に対する必要かつ適正な監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取扱いについて、第三者に委託する場合は、十分な特定個人情報保護の水準を達える者を選定するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 関係法令・ガイドライン等の遵守について

当上改は、特定個人情報等に関する法令、国が定める規制、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）、その他の基準を遵守し、全役職員等が特定個人情報の重要性を理解し、適正な取扱いを行います。

5. 繁忙期改善

当上改は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び現行態を継続して改善します。

6. 特定個人情報等に関する問合せ窓口

本人からの特定個人情報の取扱いに関する苦情、問合せについては、適切かつ迅速に対応を行うための体制を整えます。当上改における特定個人情報等の取扱いに関するご質問や苦情に関しては下記の窓口にご連絡ください。

本方針は、今後は及び職員に周知、徹底します。また、職員の教育、併発に努め、特定個人情報保護意識の養成向上を図ります。

制定日：平成27年12月25日

会議題：改定版

理事長：藤 勝 一

当「改定個人情報保護方針」

特定個人情報管理責任者

事務担当：森 本 明

電話：0254-24-4145

豊浦郷土地改良区特定個人情報等取扱規程

第1章 一般

(目的)

第1条 本規程は、豊浦郷土地改良区（以下「当十改」という。）が、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に基づき、当十改の取り扱う特定個人情報等の適切な取扱いを確保するために定めるものである。

本規程は、特定個人情報等の保護に係る安全管理措置について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程で用げる用語の定義は、次のとおりとする。なお、本規程における用語は、他に特段の定めのない限り番号法その他の関係法令の定めに従う。

- (1) 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第二条第一項に規定する個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、何らかの記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) 「個人番号」とは、番号法第二条第一項又は第三項の規定により、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるものをいう。
- (3) 「特定個人情報」とは、個人番号をその内容に含む個人情報をいう。
- (4) 「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報を含めたものをいう。
- (5) 「個人情報ファイル」とは、個人情報保護法第二章三項に規定する個人情報データベース等であって行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。
- (6) 「登録個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。
- (7) 「個人番号開催事務」とは、番号法第五条第一項の規定により個人番号利用事務に則して行われる個人の個人番号を必要な割合で利用して行う事務をいう。
- (8) 「個人番号開催事務実施者」とは、個人番号開催事務を処理する者及び個人番号開催事務の委託者は一部の委託を受けた者をいう。
- (9) 「登録員」とは、当十改の組織内にあって直接受け又は間接に当十改の指揮監督を受けて当十改の業務に従事している者をいい、雇用契約にある従業者（正職員、臨時職員、嘱託職員、パート職員、アルバイト職員等）のみならず、当十改との間の雇用契約にない者（理事、監事、操作員、管理人等）を含む。
- (10) 「事務取扱担当者」とは、当十改内において、個人番号を取り扱う事務に従事する者をいう。
- (11) 「管理体制」とは、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する組織をいう。
- (12) 「取扱区域」とは、特定個人情報を取り扱う事務を実施する区域をいう。

(第1改が個人番号を取り扱う事務の範囲)

第3条 第1改が個人番号を取り扱う事務の範囲は以下のとおりとする。

役職員（扶養家族を含む）に係る個人番号開示事務（右記に開示する事務を含む）	源泉徴収開示事務等
	扶養控除等（算出）申告書、保険料控除申告書連結と所得者の配偶者特別控除申告書作成事務等
	給与支払報告書作成事務等
	給与支払報告書別冊面取に係る給与所得者扶助給出書作成事務等
	特例徴収への処理申請書作成事務等
	退職手当金等受給者届出書作成事務等
	退職所得に関する申告書作成事務等
	財産想成任地貯蓄・財産形成手全返済に関する申告書、届出書及び申込書作成事務等
	健康保険、厚生年金、国民年金届出書等
	国民年金第三号被保険者事務等
役職員以外の個人に係る個人番号開示事務（右記に開示する事務を含む）	健康保険、厚生年金申請・請求事務等
	雇用保険、労災保険届出手續等
	雇用保険、労災保険申請・請求事務等
	雇用保険、労災保険証明書作成事務等
役職員以外の個人に係る個人番号開示事務（右記に開示する事務を含む）	報酬・料金等の支払調査作成事務
	配当、純益の分配及び基本利益の支払調査作成事務
	不動産の使用料等の支払調査作成事務
不動産等の譲受けの対価の支払調査作成事務	不動産等の譲受けの対価の支払調査作成事務

(第1改が取り扱う特定個人情報等の範囲)

第4条 前条において第1改が個人番号を取り扱う事務において使用される特定個人情報等の範囲は以下のとおりとする。

- 役職員及び扶養家族の個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス、職員番号等
- 役職員以外の個人に係る個人番号開示事務に関して取得した個人番号及び個人番号とともに管理される氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、Eメールアドレス等
- 第1項各号に該当するか否かが定かでない場合は、事務取扱責任者が判断する。

第2章 安全管理措置

第1節 施設的安全管理措置・人の安全管理措置

(組織体制)

第5条 第1改は、理事長が指名する者を事務取扱担当者とする。

- 事務取扱担当者が複数いる場合は、そのうち一人を責任者とする。
- 事務取扱担当者は、特定個人情報等の保護に十分な注意を払ってその業務を行ふものとする。

4. 事務取扱担当者が変更することになる場合、理事長は新たに事務取扱担当となる者を指すものとする。この場合、従前の事務取扱担当者は新たに事務取扱担当となる者に対して確実に引継ぎを行わせるものとする。理事会はかかる引継ぎが行われたか確認するものとする。

(事務取扱担当者の監督)

第6条 当十改は、特定個人情報等が本規則に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要な措置を監督を行うものとする。

(監督・研修)

第7条 当十改は、本規則に定められた事項を理解し、遵守するとともに、事務取扱担当者に本規則を遵守させるための教育訓練を企画・運営する責任を負う。

2. 事務取扱担当者は、理事長が定める本規則を遵守させるための教育を受けなければならぬ。研修の内容及びスケジュールは、事業年度毎に理事長が定める。

3. 当十改は、特定個人情報等についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込むものとする。

(取扱状況・運用状況の記録)

第8条 事務取扱担当者は、以下の特定個人情報等の取扱い状況を別紙1のチェックリストに基づき確認し、記入済みのチェックリストを保存するものとする。

- (1) 特定個人情報をの入手日
- (2) 電気機器等・支払調査等の状況調査の作成日
- (3) 電気機器等の本人への交付日
- (4) 電気機器等・支払調査等の状況調査の機密若者等の行政機關等への提出日
- (5) 特定個人情報をの廃棄日

(情報漏えい事案等への対応)

第9条 事務取扱担当者は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損による事故が発生したことを知った場合又はその可能性が高いと判断した場合は、理事長に直ちに報告する。

(取扱状況の確認)

第10条 理事長は、特定個人情報等の取扱状況について、【1年に1回以上の頻度】で確認を行うものとする。

第2節 物理的安全管理措置

(特定個人情報等を取り扱う区域の管理)

第11条 当十改は物理的に施設や取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各分に従い以下の措置を講じる。

- (1) 施設区域

人選定管理及び管理区域へ持ち込む機器及び電子媒体等の調査を行うものとする。

なお、人選定管理についてでは、別紙2に定める人選定管理規への記載による。

(二) 取扱区域

可能な限り機器又は開け切り等の設置をしたり、事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所への移動配布や、後ろから見られる可能性が高い場所への移動配布等をするなど移動配布を工夫するものとする。

(機器及び電子媒体等の密着等の措置)

第12条 第10改は管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体及び書類等の密着又は脱落等を防止するために、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (一) 特定個人情報等を取扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・荷物室に保管する。
- (二) 特定個人情報アマイルを取扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、七キルミティワイヤー等により固定する。

(電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止)

第13条 第10改は特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等の持出し（特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事務所内での移動等も含まれる。）は、次に掲げる場合を除き禁止する。なお、「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事務所内での移動等も持出しに該当するものとする。

- (一) 個人番号開示事務に係る外部委託先に、委託事務を実施する上で必要と認められる範囲内でデータを提供する場合
- (二) 行政機関等への法定調査の提出等、当10改が実施する個人番号開示事務に際して個人番号利用申請実施者に対しデータ又は書類を提出する場合
- (三) 事務取扱担当者は、特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し箱に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方法を講ずるものとする。

(個人番号の削除・機器及び電子媒体等の廃棄)

第14条 理事長は、事務取扱担当者又は外部委託先が特定個人情報等を削除・廃棄したことを確認するものとする。

第三章 仕事の安全管理措置

(アクセス制御・アクセス者の識別と認証)

第15条 第10改における特定個人情報等へのアクセス制御及びアクセス者の識別と認証は以下のとおりとする。

- (一) 特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を認定する。

(② 設置に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザー・アカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を認定する。)

(外部からの不正アクセス等の防止)

第15条 当社は、以下の各方法により、情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護するものとする。

- ① 情報システムと外接ネットワークとの接続箇所に、ファイアウォール等を設置し、不正アクセスを遮断する方法。
- ② 情報システム及び周囲にセキュリティ対策ソフトウェア等（ウイルス対策ソフトウェア等）を導入する方法。
- ③ 導入したセキュリティ対策ソフトウェア等により、入出力データにおける不正ソフトウェアの行動を確認する方法。
- ④ 設置やソフトウェア等に標準装備されている自動更新機能等の活用により、ソフトウェア等を最新状態とする方法。
- ⑤ ログ等の情報を定期的に行い、不正アクセス等を検知する方法。

(情報漏えい等の防止)

第16条 当社は、特定個人情報をインターネット等により外間に送信する場合、通信経路における情報漏えい等及び情報システムに保存されている特定個人情報を情報漏えい等を防止するものとする。

- ① 通信経路における情報漏えい等の防止策
通信経路の暗号化
- ② 情報システムに保存されている特定個人情報を情報漏えい等の防止策
データの暗号化又はパスワードによる保護

第3章 特定個人情報の取得

(特定個人情報の利用目的)

第17条 当社が、役職員又は第三者から取得する特定個人情報の利用目的は、第3条に掲げた個人番号を取り扱う事務の範囲内とする。

(特定個人情報の取得時の利用目的の通知等)

第18条 当社は、特定個人情報を取得する場合は、「マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提出のお願い」（別紙3-1～別紙3-4）を交付又は送付する方法により、利用目的を通知する。

2. 当社は、利用目的の変更を要する場合、当初の利用目的と相違の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更して、本人への通知、公表又は明示を行うことにより、変更後の利用目的の範囲内で特定個人情報を利用することができます。

(個人番号の提供の要求)

第四条 エト改は、個人番号に携げる事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号開設者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

エ 設置日又は第一者が、エト改の個人番号の提供の要求又は第23条に基づく本人確認に応じない場合には、番号法に基づくマイナンバー制度の意義について説明をし、個人番号の提供及び本人確認に応するよう求めるものとする。それにもかかわらず、設置日又は第三者が個人番号の提供に応じない場合は、提供を求めた経緯等を記録するものとする。

(個人番号の提供を求める時期)

第21条 エト改は、第3条に定める事務を処理するために必要があるときに個人番号の提供を求めることがあるとする。

エ 前項にかかるらず、本人との法律関係等に基づき、個人番号開設事務の発生が予想される場合には、契約を締結した時点等の当該事務の発生が予想できた時点で個人番号の提供を求めることが可能であるものとする。たとえば、職員等の就労の取扱い登録事務、健康保険・厚生年金保険料開設事務及びこれらに伴う給与所得の源泉徴収事務、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得登録等の作成事務の場合は、雇用契約の締結時点で個人番号の提供を求めることが可面である。

(特定個人情報の提供の求めの制限)

第22条 特定個人情報の「変換」とは、法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味するものであり、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は「提供」ではなく「利用」に該当し、個人番号の利用制限（第29条）に従うものとする。

エ エト改は、番号法第19条各款のいずれかに該当し特定個人情報の提供を受けることができる場合を除き、特定個人情報の提供を求めてはならない。

(特定個人情報の収集範囲)

第23条 エト改は第1条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を収集しないものとする。

(本人確認)

第24条 エト改は「マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い」（別紙ヨー1～別紙ヨー4）に掲げる方法により、設置日又は第三者の個人番号の確認及び本人の身元確認を行うものとする。また、代理人については、同意に定める各方法により、当該代理人の身元確認、代理権の確認及び本人の個人番号の確認を行うものとする。

(取得段階における安全管理措置)

第25条 特定個人情報の取得段階における安全管理措置は第二章（安全管理措置）に従うものとする。

第4章 特定個人情報の利用

(個人番号の利用制限)

第25条 当十改は、第18条に掲げる利用目的の範囲内でのみ利用するものとする。

2 当十改は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合を除き、本人の同意があつたとしても、利用目的を超えて特定個人情報を利用してはならないものとする。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第27条 当十改が特定個人情報ファイルを作成するのは、第3条に定める事務を実施するために必要な範囲に限り、これらの場合は除き特定個人情報ファイルを作成しないものとする。

(利用段階における安全管理措置)

第28条 特定個人情報の利用段階における安全管理措置は第2章(安全管理措置)に従うものとする。

第5章 特定個人情報の保管

(特定個人情報の保管期間)

第29条 当十改は、第3条に定める事務の範囲を超えて、特定個人情報を保管してはならない。

2 当十改は、廃棄法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を経過するまでの間は、支払請求の再作成等の個人番号開示事務を行うために必要があると認められるため、当該書類だけでなく、支払請求を作成するシステム内においても保管することができる。

3 当十改は、書類上上の本人確認の措置を実施する際に提示を受けた本人確認方法(個人番号カード、追加カード、身元確認用照合)の写しや当十改が行政機関等に提出する法定調査の控えや当該法定調査を作成するうえで事業者が使用する個人番号が記載された申請書等を特定個人情報をとして保管するものとする。これらの書類については、法定調査の再作成を行うなど個人番号開示事務の一環として利用する必要があると認められるため、開示する所管法令で定められた個人番号を記載する書類等の保存期間を超過するまでの間保有することができる。

(保管段階における安全管理措置)

第30条 特定個人情報の保管段階における制縛的安全管理措置及び人間安全管理措置は第2章(安全管理措置)に従うものとする。

第6章 特定個人情報の提供

(特定個人情報の提供制限)

第31条 当十改は、番号法第19条各号に掲げる場合を除き、本人の同意の有無にかかわらず、特定個人情報を第三者(法的な人格を超える特定個人情報の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報の移動は該当しないものとする。)に提供しないものとする。なお、本人の同意があつても特定個人情報の第三者提供ができないことに留意するものとする。

(提供段階における安全管理措置)

第32条 特定個人情報の提供段階における安全管理措置は第2章(安全管理措置)に従うものとする。

第7章 特定個人情報の開示

(特定個人情報の開示)

第33条 第十改四は、本人から当該本人が識別される特定個人情報に係る特定個人情報をについて開示を求められた場合は、遅滞なく、当該情報の情報主体であることを厳格に確認した上で、当該本人が開示を求めてきた範囲内でこれに応じるものとする。

第8章 特定個人情報の廃棄・削除

(特定個人情報の廃棄・削除)

第34条 第十改四第ニ号に規定する事務を処理する必要がある範囲内に限り特定個人情報を収集又は保管し続けるものとする。なお、お客様等について所管法令によって一定期間保管が義務付けられているものについてでは、これらの書類等に記載された個人番号についてでは、その期間保管するものとし、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められていても保存期間を経過した場合には、個人番号を毎年度末まとめて複数又は削除するものとする。

(廃棄・削除段階における安全管理措置)

第35条 特定個人情報の廃棄・削除段階における安全管理措置は第2章《安全管理措置》に従うものとする。

第9章 特定個人情報の取扱いの委託

(役職員への国民年金第3号被保険者の個人番号の収集・本人確認の委託)

第36条 第十改四は、役職員に対して、当該役職員の配偶者であつて国民年金第3号被保険者であるもののからの個人番号の収集及び本人確認を委託する。役職員は、別紙3-1に規定する「記入欄のみの「本人・扶養家族個人番号一覧表」」封筒の上で会社に持参するものとする。

第10章 その他

(変更後の個人番号の届出)

第37条 役職員は、個人番号が漏えいした等の事情により、自ら又は扶養家族の個人番号が変更された場合は、変更後の個人番号を遅滞なく第十改四に届け出なければならない。

(改定)

第38条 本規則の改定は、理事会の決議による。

附 則

本規則は、平成27年1月15日より施行する。

別紙1：特定個人情報等の収録状況・運用状況のチェックリスト（本資料第3章関連）

- ① 特定個人情報等の入手日
- ② 調査機関・支払調査等の法定調査の作成日
- ③ 調査機関・支払調査等の法定調査の本人への交付日
- ④ 調査機関・支払調査等の法定調査の権利裏等の行政機関等への提出日
- ⑤ 特定個人情報の検索日

問紙2 (本問程的11項問題)

人道管理用語

年　月　日

当上級税務署及び扶養家族様 各位

◎福岡市地政課

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の利用が平成28年1月から社会保障や税の分野での利用が開始することに伴い、当上級として、以下の事務のために利用するために、皆さまやご家族（扶養家族）の個人番号を届け出もらう必要があります。

- (1) 地賦税取扱事務
- (2) 扶養特権等（異動）申告書、保険料控除申告書兼給付所得者の配偶者特権控除申告書作成事務
- (3) 退職所得に関する申告書作成事務
- (4) 財産利害作成書・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書作成事務
- (5) 個人住所税関連事務
- (6) 税用保険関連事務
- (7) 健康保険・厚生年金保険関連事務
- (8) 国民年金第3引替保険者の届出事務
- (9) その他上記(1)から(8)の事務に関する事務

そこで、【 年 月 日】に、皆さまに面する次頁の番り確認書類（原本）および身元確認書類（原本）および別添の「本人・扶養家族個人番り一覧表」にご本人およびご家族の個人番り等を確認のうえご記載の、当上級に持参してください。会計係の事務取扱担当者がこれらの書類を確認いたします。下記の書類を有していない場合は、事前に会計係にご相談ください。（TEL：0294-21-4145）

番号確認書類	身元確認書類
<p>下記のいずれか1つの番号確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カード（平成28年1月以降） ○通票カード ○個人番号が記載された住民票の写し・ 住民登記簿事項証明書 	<p>下記のいずれか1つの身元確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個人番号カード（平成28年1月以降） ○運転免許証、免転軽型証明書、雅好、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、健育手帳、在留カード、特別永住者証明書 ○その他個人番号利用事務実施者が認める方法 <p>上記の身元確認書類を有していない場合は、 下記のうちもいずれか2つの身元確認書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○健康保険被保険者証、年金手帳、厚生扶養手帳証済、特病児童扶養手帳証済 ○同様、地方税、社会保険料、公共料金の領収書、納稅證明書 ○印鑑の届出明許、戸籍の離婚の写し（原本若しくは抄本も可）、住民票の写し、住民登記簿事項証明書、母子健育手帳 ○源泉徴収票、支払通知書、特定口座年間取引報告書 ○その他個人番号利用事務実施者が認める方法

本人・扶養家族個人番号一覧表

私および私の扶養家族の個人番号は以下のとおりです。

氏名	性別	性別	生年月日	個人番号

年月日

様

豊島郡上地改良区

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の制度が開始することに伴い、市土改として、「補償、料金、賃料金及び貯金の支払調査作成事務」に利用するために、個人番号を届け出でもらう必要があります。

そこで、大変恐れ入りますが、下記の番号確認書類および身元確認書類のコピーを添付の封筒内封筒内封入して頂いた上で市土改室にご送付いただければ幸いです。ご質問につきましては、事務に会計係にご相談ください。（TEL：0254-24-4115）

番号確認書類	身元確認書類
<u>下記のいずれか1つの番号確認書類</u> <input type="radio"/> 個人番号カード（平成28年1月以降） <input type="radio"/> 運転カード <input type="radio"/> 個人番号が記載された住民票の写し。 住民票記載事項証明書	<u>下記のいずれか1つの身元確認書類</u> <input type="radio"/> 個人番号カード（平成28年1月以降） <input type="radio"/> 運転免許証、運転経歴証明書、施答、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特異永住者証明書 <input type="radio"/> その他の個人番号利用事務実施者が認める方法

年　月　日

様

◎福岡市地政課

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の利用が開始することに伴い、当市として、「不動産の使用料等の支払調査作成事務」に利用するために、
個人番号を届け出もらう必要があります。

そこで、大変恐れ入りますが、下記の番号確認書類および身元確認書類のコピーを添付の上
用封筒に封入して頂いた上で弊社宛にご送付いただければ幸いです。ご質問につきましては、事
前に会計係にご相談ください。（TEL：0254-24-4145）

番号確認書類	身元確認書類
<p>下記のいずれか1つの番号確認書類</p> <p>○個人番号カード（平成28年1月以降） ○通知カード ○個人番号が記載された住民票の方へ 住民票記載事項証明書</p>	<p>下記のいずれか1つの身元確認書類</p> <p>○個人番号カード（平成28年1月以降） ○運転免許証、運転経歴証明書、健康、身体 障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、座 行手帳、在留カード、特種永住者証明書 ○その他個人番号利用事務実施者が認める方法</p> <p>1.記の身元確認書類を有していない場合は、 下記のうちいずれか2つの身元確認書類</p> <p>○扶養保険被保険者証、年金手帳、児童扶養 手帳証券、特需兒童扶養手帳証券 ○印紙、地方税、社会保険料、公共料金の領 取証、納税証明書 ○印鑑登録証明書、戸籍の届出の写し（原本 よしくは抄本も可）、住民票の写し、住民 登記簿事項証明書、母子健診手帳 ○給泉機取扱、支払通知書、特定口座開設 小冊子 ○その他個人番号利用事務実施者が認める方法</p>

平成24年4月1日

様

豊島郡上地改良区

マイナンバー制度導入に伴う個人番号の提供のお願い

個人番号（マイナンバー）の利用が開始することに伴い、当改良として、「配当・剩余金の分配及び基本料金の支払済作成事務」に利用するために、株の個人番号を届け出でもらう必要があります。

そこで、大変恐れ入りますが、下記の番号確認書類および身元確認書類のコピーを送付の添付用封筒に入れて頂いた上で弊社宛にご送付いただければ幸いです。ご質問につきましては、事前に会計係にご相談ください。（TEL：0254-24-1451）

番号確認書類	身元確認書類
<u>下記のいずれか1つの番号確認書類</u> <input type="radio"/> 個人番号カード（平成28年1月以降） <input type="radio"/> 運転カード <input type="radio"/> 個人番号が記載された住民票の写し。 住民票記載事項証明書	<u>下記のいずれか1つの身元確認書類</u> <input type="radio"/> 個人番号カード（平成28年1月以降） <input type="radio"/> 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特異永住者証明書 <input type="radio"/> その他の個人番号利用事務実施者が認める方法

豊浦郷土地改良区新江頭首工管理規程

第1章 類別

(施行)

第1条 この規程は、国営かんがい排水事業野川地区によって造営され、その運営者たる豊浦郷土改修事務（農業用河川工作物必急計策）により改修された十地改良施設の運営管理計画書第1章第2節に基づき、新江頭首工（唯又施設・運行施設その他の付帯施設含む。以下同じ。）の運営、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 新江頭首工（以下「頭首工」という。）は管理者（以下「管理者」という。）を置く。
2 管理者は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(災害の範囲)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ豊浦郷土地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。
2 災害ただし消の場合は、事後、速やかに理事長に報告するとともに、その後の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(水位の制限)

第4条 頭首工地区における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高135メートルを上限とし、標高12.14メートルを下限とする。
2 管理者は、頭首工に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて計量的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、左掲に取付けられた水位計の水位によるものとする。

第2節 取水

(かんがい期)

第6条 毎年4月28日から5月10日までの期間をかんがい期間とする。

(取水)

第7条 管理者は、かんがい圃園において、気象・水象及びかんがい状況を考慮しつつ受益地の必要な水を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 領有(地主からかんがい用水の取水量は、次に掲げる目を基準とする。

(単位：立方メートル／秒)

用水名	かんがい圃園		その他の期間	備考
	代操期	普通期		
乙見江越給川水	4月28日～5月10日 1,100ℓ/秒	5月11日～9月10日 1,551 ℓ/秒	適宜	

(取水ゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行うときは、領有(の水位及び取水量に応じて取水入門ゲートの開度を調節してするものとする。

(取水量の固定)

第10条 取水量の固定は、乙見江越給川本路に取り付けられた流量計によるものとする。

第3回 放流及びゲートの操作

(出水時の風流)

第11条 排水吐ゲート全開の状態で、領有(の水位が標高1154メートルを超えたとき。または、見えると見込まれるときは、排水吐ゲートを全開の状態におくものとする。

(出水時の操作)

第12条 領有(の水位が低下し、排水の必要が生じるときは、排水吐ゲートを両端(全開)するものとする。

(雨水以外の場合における排水吐ゲートの操作)

第13条 雨水以外における排水吐ゲートの開閉は、これを行わないことを原則とするが、領有(の点検、整備、その他やむを得ない事由のため、排水吐ゲートを開閉する必要がある場合には、管理者は、最大限の注意を以ってこれを行うものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第14条 管理者は、現地、ゲート、ゲートを操作するための必要な機械及び器具、通信連絡及び観

調るために必要な設備、管理のために必要な申請書類にこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

(監視)

第15条 管理者は、面積工及びその周辺について常に監視を行い、その運営及び健全に支障を及ぼす行為の取締り及び危険防止に努めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 洪水

(洪水警戒体制)

第16条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒態勢をとらなければならない。

- (1) 新規造営工事から開削地域に対して、降雨及び洪水に関する警報が発せられたとき
- (2) 洪水吐ゲート全開の状態で、面積工水位が標高135メートルを超えることが予想されるとき

(洪水警戒態勢の措置)

第17条 管理者は、前条の規定により洪水警戒態勢をとったときは、面積工を担当してそれぞれ担当面積に配属し、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 開削の気象台、市、土地改良区その他の機関との連絡及び気象及び水象に関する調査及び情報の収集を面積に行うこと。
- (2) ゲート及びゲート操作に必要な機械及び器具の点検整備、手動電源の試運転その他の面積工への操作に関する必要な措置をとること。
- (3) 必に河川疏引及び水位に注意し、第11条の規定による面積工の操作に手を加えること。

(洪水警戒態勢の解除)

第18条 管理者は、洪水吐ゲート全開の状態で面積工の水位が標高135メートル以下となり、並びに洪水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒態勢を解除するものとする。

第2節 かんばん

(かんばん時の措置)

第19条 管理者は、かんばん時ににおいて、面積工の水位が標高135メートル以下に低下するおそれがあるときは、その面積見及び面積工地主ににおける取扱状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 諸則

(管理日誌)

第20条 管理者は、面積工管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 河川水位及び流量
- (2) ガンガル・用水の取水量
- (3) ゲートの操作の時間及び頻度
- (4) 点検及び整備に関する事項
- (5) その他項目上の管理に関する事項

附：圖（平成五年三月廿日付の橋代会で議決）

この管理規程は、平成五年三月廿日より施行する。

豊浦郷土地改良区下興野頭首工管理規程

第1章 一般

(趣旨)

第1条 この規程は、国がかんがい排水事業河野川地区によって造成された、土地改良施設の運行管理計画書第4章第2節に基づき、下興野頭首工（昭久施設・通称施設その他の付帯施設含む。以下同じ。）の運作、操作その他の管理について必要な事項を定めるものとする。

(管理者)

第2条 下興野頭首工（以下「頭首工」という。）に管理者（以下「管理者」という。）を置く。
2 管理者は、この規程に定めるところにより、頭首工を管理するものとする。

(災害の処理)

第3条 管理者は、この規程に定めない事項を処理しようとするときは、あらかじめ直轄地改良区理事長（以下「理事長」という。）の承認を得なければならない。ただし、非常事態の発生により緊急に措置を要するものについては、この限りでない。
2 頭首工ただし溝の場合は、事後、速やかに理事長に報告するとともに、その他の措置についての指示を受けなければならない。

第2章 取水・放流及びゲートの操作に関する事項

第1節 水位

(水位の制限)

第4条 頭首工地盤における河川の水位（以下「頭首工の水位」という。）は、標高436メートルを上限とし、標高375メートルを下限とする。
2 管理者は、頭首工に規定する水位の範囲内でかんがい用水等の取水を行い、かつ、河川の流量を努めて計量的に維持させるものとする。

(水位の基準)

第5条 頭首工の水位は、頭首工に取り付けられた計水器の示度によるものとする。

第2節 取水

(かんがい期)

第6条 毎年4月16日から9月15日までの期間をかんがい期とす。

(取水)

第7条 管理者は、かんがい圃園において、気象・水象及びかんがい状況を考慮しつつ受益地の必要な水量を取水するものとする。

(計画取水量)

第8条 諸河川地直からかんがい用水の取水量は、次に掲げる日を基準とする。

(単位：立方メートル／秒)

用水名 時期別	かんがい圃園		その他の圃園	備考
	代操期	春操期		
	4月16日～5月15日	5月15日～9月15日		
左岸用水	3030 m ³ /s	2642 m ³ /s	適宜	
右岸用水	1962 m ³ /s	1707 m ³ /s	適宜	
古大田用水	0.846 m ³ /s	0.735 m ³ /s	適宜	
二の川用水	0.231 m ³ /s	0.2 m ³ /s	適宜	
右田用水	0.192 m ³ /s	0.167 m ³ /s	適宜	
新川用水	0.356 m ³ /s	0.309 m ³ /s	適宜	
捨場用水	0.066 m ³ /s	0.059 m ³ /s	適宜	

(取水ゲートの操作)

第9条 かんがい用水の取水を行うときは、貯蓄池の水位及び取水渠に応じて取入水門ゲートの開度を調節するものとする。

(取水量の測定)

第10条 取水量の測定は、幹渠水路の水位によるものとする。

第3回 放流及びゲートの操作

(泄水時の放流)

第11条 抽水吐ゲート全開の状態で、抽水工の水位が標高136メートルを超えたとき、または、超えると見込まれるときは、抽水吐ゲートを全閉の状態に保くものとする。

(泄水路の操作)

第12条 貯蓄池の水位が低下し、取水の必要が生じるとときは、泄水吐ゲートを開閉(全開)するものとする。

(洪水時以外の場合における洪水吐ゲートの操作)

第13条 洪水時以外における洪水吐ゲートの開閉は、これを行わないことを原則とするが、直轄工の点検、整備、その他やむを得ない事由のため、洪水吐ゲートを開閉する必要がある場合には、管理者は、最大限の注意を払ってこれを行うものとする。

第3章 点検及び整備に関する事項

(点検及び整備)

第14条 管理者は、建物、設備、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、通信装置及び設備のために必要な設備、管理のために必要な申請書類にこれらの操作のために必要な資材を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行わなければならない。

(監視)

第15条 管理者は、直轄工及びその周辺について常に監視を行い、その操作及び保守に支障を及ぼす行為の取締り及び生産活動に警戒を怠めなければならない。

第4章 緊急事態における措置に関する事項

第1節 正水

(洪水警戒体制)

第16条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、洪水警戒態勢をとらなければならない。

- (1) 新潟地方気象台から関係地域に対して、降雨及び洪水に関する警報が発せられたとき
- (2) 洪水吐ゲート全面の状態で、直轄工本位が標高136メートルを超えることが予想されるとき

(洪水警戒態勢の構成)

第17条 管理者は、前条の規定により洪水警戒態勢をとったときは、直轄工呼称してそれぞれ担当部署に配置し、次の各号に掲げる部署をとらなければならない。

- (1) 地方の気象台、市、土地改良区その他の機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を実施に行うこと
- (2) ゲート及びゲート操作に必要な機械及び器具の点検整備、手動電源の試運転その他の操作工の操作に關し必要な措置をとること
- (3) 常に河川疏堤及び本位に注意し、第1条の規定による直轄工の操作に命令を期すこと

(洪水警戒態勢の解消)

第18条 管理者は、洪水吐ゲート全面の状態で直轄工の本位が標高136メートル以下となり、再び増水のおそれがないと認められたときは、洪水警戒態勢を解散するものとする。

第2章 がんばソ

(かんがい時の措置)

第19条 管理者は、かんがい期において、貯蓄池の水位が標高435メートル以下に低下するおそれがあるときは、その面積及び面積上地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

第5章 議則

(管理日誌)

第20条 管理者は、航行上管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録しなければならない。

- (1) 河川本数及び流量
- (2) かんがい用水の取水量
- (3) ゲートの操作の時刻及び開放
- (4) 点検及び整備に関する事項
- (5) その他航行上の管理に関する事項

附：則（平成20年11月11日の監査会で議決）

この管理規則は、令賛認可の日（平成21年1月5日）

(注) 2月施行する。

豊浦郷土地改良区利水調整規程

第1章 説明

(適用)

第1条 この土地改良区における農業用水の利用の調整については、この規程の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規程については、自噴式土地改良区の用水受取地について適用するものとする。

(規制)

第3条 この土地改良区は、気象、水象、かんがい及び地域の背景の状況を勘案した上で、前条の地区内にある畠用地につき耕作者又は春借の業者を含む者（以下「耕作者等」という。）への農業用水の供給を適切に行わなければならない。

第4条 耕作者等は、この規程により定められた配水計画に基づき、適正に農業用水を利用しなければならない。

(川排水施設運営管理委員会)

第5条 川排水施設運営管理委員会は、農業用水の利用の調整を司るため、次の事項を行う。

- 一 配水計画の作成に関する理事会の議題に対する答申
 - 二 配水期間中の用水の調節に関すること
 - 三 その他必要な事項
- 第6条 川排水施設運営管理委員会は、配水の単位となる地区（以下「配水プロック」という。）を設定する。
- （2）川排水施設運営管理委員会は、配水プロックごとに畠用地の耕作者等の意見を代表する者（以下「配水プロックの代表者」という。）を1名選任する。

第2章 配水計画

(配水計画)

第7条 理事会は、この規程に基づき、毎年度、配水計画を定めるものとする。

- （2）前述の配水計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 重合上における最大取水量及び取水期間
 - 二 配水プロックへの配水方針及び配水期間
 - 三 その他必要な事項

(適用及び修正)

第8条 理事会は、配水計画を定めようとするときは、1ヶ月以上前に川排水施設運営管理委員会に諮詢しなければならない。

2. 用排水施設運営委員会は、前項の趣旨に応じて、2月末日までに答申するものとする。

(意見聴取)

第9条 用排水施設運営委員会は、配水計画の策定にあたり、2月末日までに、配水プロックの代表者から、翌年度の用水期間等についての意見を聴取するものとする。

2. 配水プロックの代表者は、配水プロック内にある農地の耕作者等から聞き取りを行い、その意向を把握するものとする。

(協議)

第10条 理事長は、配水計画の策定にあたり、必要に応じて、あらかじめ国領土地改良区その他の中間機関と協議を行うものとする。

2. 理事長は、配水計画の策定にあたり、必要に応じて、貿易業者組合その他事業者が必要と認める者から、地域の状況等についての意見を聴取するものとする。

(周知)

第11条 理事長は、配水計画を定めたときは、速やかに、(1)前、定款第6条による公告その他の方により朝日町に掲示するものとする。

第3章 用水期間中の対応

(雨水時等の対応)

第12条 雨水時等における通水制限等については、用排水施設運営委員会に通った上で、理事会が決定するものとする。なお、急を要する場合にあっては理事会が決定し、後日用排水施設運営委員会に報告するものとする。

(問い合わせ先)

第13条 負担用水の利用の調整に関する問い合わせ先は、事務局とする。

附 告

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

豊浦郷土地改良区職員就業規則

第1章 一般

(目的)

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（以下「労基法」という。）第49条に基づき、香川縣土地改良区（以下「土地改良区」という。）の職員の労働条件、賃務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2) この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、第2章で定める手続きにより土地改良区に採用された職員に適用する。

2) 土地改良区に臨時的に雇用される者についての就業に関する事項については、別に定めるとることによる。

3) 面接については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

(規則の適用)

第3条 土地改良区は、この規則に定める労働条件により、職員に直承させる義務を負う。また、職員はこの規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、面接等

(採用手続き)

第4条 土地改良区は、就業を希望する者の中から選考試験に合格し、所定の手続きを経た者を面接として採用する。

2) 土地改良区は、採用を内定した者に対して、面接として許可により採用内定の通知を行う。

3) 内定を受けた者は、書面にて土地改良区の定めた期日までに入職誓約を行わなければならない。

(採用時の提出書類)

第5条 第4条第3項に定める入職誓約を行った者は、土地改良区が指定する期日までに次の書類を提出しなければならない。

(1) 手帳持

(2) 駐車持

(3) 保証人達者の身元保証書

(4) 移民登記被承認者の証明書

(5) 年金手帳（ただし、年金手帳を有する場合に限る。）

(6) 車のある者については車用保険被保険者証

(7) 自動車運転免許証の写し（ただし、自動車運転免許証を有する場合に限る。）

(8) 賃料証明券の写し（ただし、何らかの賃料証明券を有する場合に限る。）

(四) 個人番号カード表裏面の「なし」又は「読みかードのみ」及び「読みかードに記載された事項がその者に係るものであることを証するものとして行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）施行規則で定める書類（ただし、封筒で本人確認を行う場合は原本を提示する）

（五）その他十箇改良区が指定するもの

2. 前項の定めにより提出した書類の呈載事項に変更を生じたときは、速やかに封筒で十箇改良区に変更事項を届け出なければならない。
3. 十箇改良区は、欄目が複数欄の届出に複数の記述をし、または、その届出を立ることによって生ずる不利益に対して、その旨を負わない。
4. 十箇改良区は、提出書類について、第三者への情報漏洩や目的外使用をしてはならない。（個人情報の取扱いについては、個人情報取扱規程（略）の定めるところによる）。

（個人番号の利用目的）

第6条 十箇改良区は、第5条第1項第4号において取得した職員及び職員の扶養家族の個人番号は、以下の目的で使用する。

- (1) 税用保険請求事務
- (2) 軽自動車・原付二輪車保険届出事務
- (3) 国民年金第3分類保険者届出事務
- (4) 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- (5) 取り得・超過所得の源泉徴収額作成事務
- (6) その他、前各項に同様する事務

2. 十箇改良区は、上記利用目的に変更がある場合には、速やかに本人に通知する。

3. 職員の扶養家族が社会保険請求権による被扶養者に該当する場合には、利用目的の通知について別途定める。

（試用期間）

第7条 新たに採用した者については、採用の日から6か月間を試用期間とする。ただし、十箇改良区が特に認めたときは、この期間を延長し、又は設けないことがある。

2. 試用期間中に職員として不適格と認めた者は、解雇することがある。ただし、入職後14日を超過した者については、第41条第2項に定める下級きによって行う。
3. 試用期間は、勤続年数に適用する。

（労働条件の明示）

第8条 土地改良区は、職員を採用するとき、採用時の賞金、就業場所、復事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を記した労働条件通知書及びこの規定を交付して労働条件を明示するものとする。

（人事異動）

- 第9条 1 地改良区は、業務上必要がある場合に、職員に対して就業する場所及び従事する業務の変更を命ずることがある。
2 地改良区は、業務上必要がある場合に、職員を行跡のまま同様業務へ専向させことがある。
3 前2項の場合、職員は正当な理由なくこれを拒むことはできない。

(休職)

- 第10条 職員が、次のいずれかに該当するときは、所定の期間、休職とする。
(1) 職務外の疾病による欠勤が3か月を超えて、なお療養を継続する必要があるため勤務できないと認められたとき 1年以内
(2) 業務の當山をもって本人より願い出たとき 1年以内
(3) 前2項のほか、特別の事情があり休職させることが適当と認められるとき 必要な期間
2 休職期間中に休職当山が消滅したときは、原則として元の當山に復帰させる。ただし、元の當山に復帰せざることが相撲又は不適当な場合には、他の職務に就かせることがある。
3 第1項第1号により休職し、休職期間が満了してもなお疾病が治癒せず就業が困難を場合は、休職期間の満了をもって退職とする。
4 第1項の規定による休職期間は、事情により延長することができる。

第3章 職務規律

(権限)

- 第11条 職員は、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、土地改良区の指示命令に従い、職務使命の向上及び職務秩序の維持に努めなければならない。

(遵守事項)

- 第12条 職員は、次の事項を守り、職務に専念しなければならない。
(1) 職務の公私性を認識し、民主的かつ廉正的に職務の運行に専念しなければならない。
(2) 僕に品位を保持し、職務を行う場合の対応については、親切かつ丁寧でなければならぬ。
(3) この土地改良区の趣旨を掲げ、土地改良法、定款、規約、諸規程を遵守し、常に協力して誠実にその職務を履行しなければならない。
(4) 職務中は職務に専念し、上司の承認なくしてみだりに業務の場所を離れてはならない。
(5) 許可なく職務以外の目的で土地改良区の施設、物品を使用してはならない。
(6) 職務に関連して自己の利益を図り、又は他人より不当に公品を借用し、若しくは贈与を受けるなどの不正な行為を行ってはならない。
(7) 土地改良区の名前又は肩札を偽装する行為をしてはならない。
(8) 在職中は怠業、退職候といえども土地改良区の機密を漏洩し、又は職務上知り得た機密を漏らしてはならない。
(9) 土地改良区の承認を得なければ、他の団体の就職員の就任、及び他の会員に問い合わせしてはならない。
(10) 命令による場合及び上記の許可を得た場合でなければ、会文書等を他人に示し、若しくはそ

の内容を告げ、又はその申し出を与えてはならない。公文書等を外部に持ち出すときはまた同様とする。

- ⑨ 職場を常に清潔に保ち、その所管に属する消耗品・事務用品・調工具等の整理整頓に努め、紛失、遺失のないよう十分に留意しなければならない。
- ⑩ 土地改良区の機器は大切に扱い、消耗品は節約に努め、消耗は丁寧に扱いその保管を職にしなければならない。
- ⑪ その他他人をおびて威嚇するなど職員としてふさわしくない行為をしてはならない。

(職場のパワーハラスマントの禁止)

第13条 職務上の地位や人間関係などの職場内の権能的な関係を存続にした。職務上必要かつ相当な報酬を超えた活動により、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(セクシャルハラスマントの禁止)

第14条 性的活動により、他の職員に不利益や不快感を与えたり、就業環境を害するようなことをしてはならない。

(妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスマントの禁止)

第15条 妊娠・出産等に関する言動及び妊娠・出産・育児・介護等に関する態度又は措置の相手に関する言動により、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(その他あらゆるハラスマントの禁止)

第16条 第13条から前条までに規定するもののはか、性別指向・性自認に関する言動によるものなど職場におけるあらゆるハラスマントにより、他の職員の就業環境を害するようなことをしてはならない。

(個人情報保護)

第17条 職員は、土地改良区及び組合員並びに取引先等に関する情報、個人情報及び特定個人情報等の管理に十分注意を払うとともに、自らの業務に關係のない情報を不當に取得してはならない。

2 職員は、職場又は職種を異動あるいは退職するに際して、自らが管理していた土地改良区及び組合員並びに取引先等の情報、個人情報及び特定個人情報等に関するデータ・情報等を速やかに退職しなければならない。

3 土地改良区における、特定個人情報等の取扱いの詳細については、「特定個人情報等取扱規程」に定める。

(始業及び終業時刻の記録)

第18条 職員は、定期までに勤務し、出勤時に自ら押印しかつ始業及び終業時にタイムカードを自ら打刻し、始業及び終業時刻を記録しなければならない。

(定期、早退、欠勤等)

- 第19条 職員は定期、早退もしくは欠勤をし、又は勤務時間中に私用で職場から外出する際は、事前に上司に申し出るとともに、承認を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由で事前に申し出ることができなかつた場合は、事後に速やかに届けをし、承認を得なければならない。
2. 病気のため勤続して7日以上欠勤するときは、医師の診断書を提出しなければならない。

第4章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間及び休憩時間)

- 第20条 労働時間は、1週間に180時間45分、1月に720時間15分とする。
2. 勤業・特業の時間及び休憩時間は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他のやむを得ない事情により、これを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前1条までに職員に通知する。

始業時刻	午前8時30分
終業時刻	午後5時15分
休憩時間	午前12時より午後1時まで

(休日)

- 第21条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日（10月1日と重なつたときは翌日）
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日）
- (4) その他土地改良区が指定する日
2. 業務の都合により土地改良区が必要と認める場合は、あらかじめ前項の休日を他の日を振り替えることがある。

(時間外及び休日労働等)

- 第22条 業務の都合により、第20条の規定労働時間を超え、又は第21条の規定休日に労働させることがある。

2. 前項の場合、法定労働時間を超える労働又は法定休日ににおける労働についてでは、あらかじめ土地改良区は職員の過半数を代表する者と正面による労使協定を締結するとともに、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。
3. 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員で時間外労働を要いものとすることを申し出た者の法定の労働時間を超える労働については、直前の協定において別に定めるものとする。
4. 妊娠中の女性、及び年後1年を経過しない女性職員（以下「妊娠婦」という。）であつて請求した者及び妊娠未満の者については、第2項による時間外労働又は休日若しくは授乳（午後10時から午前5時まで）労働に従事させない。
5. 産別の職員のほか小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う一定範囲の職員で土地改良区に請求した者については、当該の法定を越える労働を要する場合を除き午後10時から午前5時までの早

を労働させない。

- 6 第2項及び第4項の野球外労働・深夜勤の調整の「終了必要を事由について」、「育児・介護休業期間」で定める。
- 7 丈夫その他の選りとことのできない事由によって臨時の必要がある場合には、第1項から第5項までの調整を超えて、所定労働時間外又は休日に労働させことがある。ただし、この場合であっても、請求のあった折半額については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。

〔公民権行使の時間〕

第23条 職員が勤務時間中に選挙その他の公民としての権利を行使するため、手帳申し出た場合は、それに必要な時間を与える。

〔第4章準用〕

第24条 前4条に定めのない事項については、「新潟市市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「同規則」を準用し適用する。

第5章 休暇等

〔年次有給休暇〕

第25条 毎月1日から6か月前職員勤務し、所定労働日の8割以上勤務した職員に対しては、10日(の年次有給休暇を与える。その後1ヶ月勤務終了するごとに、当該1ヶ月において所定労働日の8割以上勤務した職員に対しては、次の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤続期間	6ヶ月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	13日	16日	18日	20日

- 2 第1項の年次有給休暇は、職員があらかじめ請求する時季に取得させる。ただし、職員が請求した時季に年次有給休暇を取得させることができない事案の正常な運営を妨げる場合は、他の時季に取得されることがある。
- 3 前項の規定にかかわらず、職員の過半数を代表する者の同意による協定により、各職員の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ時季を指定して取得させることがある。
- 4 第1項の年次有給休暇が10日以上与えられた職員に対しては、第2項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該職員の有する年次有給休暇日数のうち5日について、土地所有者が職員の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、職員が確定前又は第3項の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した休暇分を当日から持取るものとする。
- 5 第1項の出勤率の算定に当たっては、下記の欄内については示記したものとして取り扱う。
 - (1) 年次有給休暇を取得した期間及び代休日数欄
 - (2) 年前最後の休業期間

- (2) 育児休業、介護休業等育児又は家庭介護を行う労働者の権利に関する法律（平成3年法律第76号、以下「育児・介護休業法」という。）に基づく育児休業及び介護休業した期間
- (3) 病務上の日勤又は夜勤により療養のために休業した期間
6. 付与日から1年以内に取得しなかった年次有給休暇は、付与日から2年以内に限り繰り越して取得することができる。
7. 前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させる。
8. 年次有給休暇の単位は、1日又は半日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。
9. 第1項の規定により、繰り越すことができる年次有給休暇は日を単位とし、1日未満の場合はこれを切り捨てた日数とする。

（年次有給休暇の時間単位での付与）

- 第29条 営利の過半数を代表する者との書面による協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、1年にについて5日の範囲内で次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。
- (1) 時間単位年休付与の対象者は、すべての暦日とする
- (2) 時間単位年休を取得する場合の、1日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする
- | | |
|-----------------|-----|
| 所定労働時間が5時間を超える者 | 6時間 |
| 所定労働時間が6時間を超える者 | 7時間 |
| 所定労働時間が7時間を超える者 | 8時間 |
- (3) 時間単位年休は1時間単位で付与する
- (4) 本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の1時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする
- (5) 上記以外の事項については、前条の年次有給休暇を同様とする

（産前産後の休暇）

- 第30条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に当座する予定の女性職員から請求があったときは、休業させる。
- (1) 産後8週間を経過していない女性職員は、就業させない。
- (2) 当初の誕生日にかかるむらず、経過8週間を経過した女性職員から請求があった場合は、その旨について休暇が支給がないと認めた義務に就かせることがある。

（男性健康管理のための休暇等）

- 第31条 妊娠中又は妊娠1年を経過しない女性職員から、所定労働時間内に、母子健康法（昭和36年法律第141号）に基づく保健指導又は就業諮詢を受けるために中断があったときは、次の範囲で時間内休暇を認める。
- (1) 産前の場合

休憩23時まで	4回に1回
休憩24時から翌朝まで	2回に1回
休憩25時から出勤まで	毎に1回

ただし、休憩又は勤務休（以下「休憩等」という。）がこれを異なる指示をしたときにけ、その指示により必要な時間

（2）育児（1年以内）の場合

休憩等の指示により必要な時間

2. 休憩中又は出産後1ヶ月を経過しない女性職員から、配偶者等又は健診調査に基づき勤務時間等について休憩等の指示を受けた旨申告があった場合、次の措置を講ずる。
- 休憩中の運動休和筋肉として、過動時の配慮を避けるよう指導された場合は、筋肉として1時間の勤務時間の割合又は1時間以内の時間出勤を認める
 - 休憩中の休憩時間について指導された場合は、過度休憩時間の延長や休憩の回数を増やす
 - 休憩中又は出産後の女性職員が、その育児に関する指導された場合は、休憩等の指導事項を遵守するための作業の軽減や勤務時間の短縮、休業等の措置をとる

（育児時間及び生理休暇）

第28条 1歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2. 生理日の就効が差しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

（育児・介護休業、子の看護休暇等）

第29条 職員のうち必要のある者は、育児・介護休業法に基づく育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の範囲、育児・介護のための時間外労働及び深夜労働の範囲及びに所定労働時間の超過賃料等（以下「育児・介護休業等」という。）の適用を受けられることができる。

2. 育児・介護休業等の取扱いについては、「育児・介護休業規則」で定める。

（特別休暇）

第30条 職員が次の理由により休職を申請した場合は、次のとおり特別休暇を与える。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 本人が結婚したとき | 7日 |
| (2) 本人出産したとき | 21日 |
| (3) 配偶者が死亡したとき | 10日 |
| (4) 父母が死亡したとき | 7日 |
| (5) 子が死亡したとき | 5日 |
| (6) 既丈母が死亡したとき | 3日 |
| (職員が代當相続し、かつ、被扶養の請求を受ける場合にあっては7日) | |
| (7) 母が死にしたとき | 1日 |
| (8) 兄弟姉妹が死亡したとき | 3日 |

⑨ おじ又はおばが死亡したとき	1日
(職員が代喪相続し、かゝる喪引等の請求を受ける場合にあっては7日)	
⑩ 父母の配偶者又は配偶者の父母が死亡したとき	3日
(職員と生計を一にしていた場合にあっては7日)	
⑪ 子の配偶者又は配偶者の子が死亡したとき	1日
(職員と生計を一にしていた場合にあっては5日)	
⑫ 両父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹が死亡したとき	1日
(職員と生計を一にしていた場合にあっては3日)	
⑬ おじ又はおばの配偶者が死亡したとき	1日
⑭ 父母の直葬のための特例な行事(父母の死亡後15年以内に行われるものに限る)	1日
⑮ 職員が夏季における皆等の詣行事、心身の健康の確保及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合　　一の年の6月から9月の期間内における、夏季として定める5日の範囲内の期間(夏季休暇)	5日

(代替休暇)

- 第32条 1か月(賃金計算期間)の時間外労働が60時間を超えた職員に対して、労使協定に基づき、次により代替休暇を与えるものとする。
- 代替休暇を取得できる期間は、直前の賃金締切日の翌日から起算して翌ヶ月の賃金締切日までの2ヶ月とする。
 - 代替休暇は、平日又は1日で与える。この場合の平日とは、午前(午前8時30分から正午)又は午後(午後1時から午後5時15分)のことをいう。
 - 代替休暇の時間数は、1か月60時間を超える時間外労働時間数に換算率を乗じた時間数とする。この場合において、換算率とは、代替休暇を取得しなかった場合に支払う賃料賃金率50%から代替休暇を取得した場合に支払う賃料賃金率35%を差し引いた15%とする。また、職員が代替休暇を取得した場合は、取得した時間数を換算率(15%)で除した時間数については、15%の割増賃金の支払いを要しないこととする。
 - 代替休暇の時間数が平日又は1日に満たない場合は、その満たない部分についても右記の休暇とし、平日又は1日の休暇として与えることができる。ただし、直前の賃料賃金の支払いを要しないこととなる時間の計算においては、代替休暇の時間数を上回って休暇とした部分は算定せず、代替休暇の時間数のみで計算することとする。
 - 代替休暇を取得しようとする者は、1ヶ月に跨時間を超える時間外労働を行った月の賃金締切日の翌日から5日以内に、土地改良区に申し出ることとする。代替休暇取得日は、職員の意向を尊重し決定することとする。
 - 土地改良区は、面積の申出があった場合には、支払うべき賃料賃金額のうち代替休暇に代替される賃料額を控いた部分を通常の賃金支払日に支払うこととする。ただし、当該月の末日の翌日から2か月以内に取得がなされなかった場合には、取得がなされないことが確定した日に係る賃料を支払日に控りの15%の割増賃金を支払うこととする。
 - 土地改良区は、第6項に定める期間内に申出がなされた場合は、当該月に行われた時間外労働

に係る賃料金の超過を過當の賃金支払日に支払うこととする。ただし、第6項に定める期間内に申出を行わなかった職日から、第2項に定める代替休暇を取得できる期間内に職日から改めて代替休暇の取得の申出があった場合には、上記改良区の承認により、代替休暇を与えることができる。この場合、代替休暇の取得があった月に係る賃金支払日に過払い分の賃金を精算するものとする。

(職日等のための休暇)

第33条 職日が職日若しくは補充職日となつた場合又は職日候補者となつた場合には、次のとおり休暇を与える。

- | | |
|--------------------|-------|
| (1) 職日又は補充職日となつた場合 | 必要な日数 |
| (2) 職日候補者となつた場合 | 必要な時間 |

(第五章準用)

第34条 前り条に定めのない事項については、「新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「同規則」、並びに「新潟市職員の育児休業に関する条例」及び「同規則」を準用し適用する。

第6章 給与及び諸手当

(給料及び諸手当)

第35条 職日の給料及び諸手当については、別に定める「職員給与規程」により支給する。

(慶弔見舞金)

第36条 職日の慶弔、傷病、転居の際は、それぞれ祝い金、見舞金及び香料を別に定める「職日慶弔見舞金規程」によって支給する。

第7章 施設

(施設)

第37条 職日の施設については、別に定める「職日施設規程」により支給する。

第8章 定年、退職及び解雇

(定年等)

第38条 職日の定年は満法定とし、定期に達した年齢の末日をもって退職とする。

(退職)

第39条 第38条に定めるもののほか、職日が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 退職を願い出て(過改良区)が承認したとき、又は退職願を提出して日付を超過したとき
- (2) 期制を定めて解雇されている場合、その期制を満了したとき
- (3) 第10条に定める休職期間が満了し、なお、休職理由が消滅しないとき

- (4) 終了したとき
- 2 職員が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、支拂の特約、地位、賃金又は退職の理由を記載した証明書を差額なく交付する。

(勤労退職)

第40条 職員であつて、年齢50歳以上のものに対して勤労退職を行うことができる。

(解雇)

- 第41条 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。
- (1) 勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、職員としての職責を果たし得ないとき
 - (2) 勤務成績又は業務能力が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職員にも転換できない等、職責に適さないとき
 - (3) 会社上の負傷又は疾病による療養の開始後3ヶ月を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であつて、職員が会社補償手当を受けているとき又は受け取ることとなつたとき（土地改良料が打ち切り補償を支払ったときを含む。）
 - (4) 精神又は身体の障害により、業務に耐えられないとき
 - (5) 試用期間中ににおける作業運営又は勤務態度が著しく不良で、職員として不適格であると認められたとき
 - (6) 第60条第2項に定める懲戒解雇理由に該当する事実が認められたとき
 - (7) 事業の運営上又は天災事変その他これに準するやむを得ない事情により、事業の縮小又は合併・解散等により職員の減員が必要になつたとき
 - (8) その他前各号に準するやむを得ない事情があつたとき
- 2 前項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に手当を生ずる。手当しないときは、平均賃金の30日分以上の手当を解雇手当手当として支払う。ただし、手当の日数については、解雇手当手当を払った日数だけ算入することができる。
- 3 会社の規定は、労働基準監督署長の認定を受けて第50条第1項第4号に定める過度遅延をする場合又は次の各号のいずれかに該当する職員を解雇する場合は適用しない。
- (1) 日を雇い入れられる者（ただし、1か月を超えて引き続き使用された者を除く。）
 - (2) 1か月以内の期間を定めて雇用した者（ただし、その期間を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
 - (3) 試用期間中の者（ただし、HIIを超えて引き続き使用されるに至った者を除く。）
- 4 第1項の規定による職員の解雇に際して職員から請求のあった場合は、解雇の理由を記載した証明書を交付する。

第9章 選職給与

(選職給手金)

第42条 勤続1年以上の職員が退職し、又は解雇されたとき若しくは終了したときは、選職給手金を支給する。ただし、第60条第2項により懲戒解雇されたものには、選職会の会費又は一回を支

めないことがある。

2. 前項の退職給与金については、別に定める「職員退職給与規程」により支給する。

（特別昇給）

第43条 職員が次のいずれかに該当するときは、特別昇給させることができる。

- (1) 定年退職
- (2) 緊急退職
- (3) 同各令で五年以上勤続して退職する場合

2. 前項の特別昇給は4ヶ月分算計とし、その一又は二以上を行うことができる。

3. 前2項を適用する場合は、理事会の決議を経なければならない。

（特例支給）

第44条 在職中の労働者なるもの及び業務上による負傷、疾患及び死因により退職したものに対しては、前掲各の規定にかかるらず特例として支給することができる。

2. 前項を適用する場合は、理事会の決議を経なければならない。

（支給方法等）

第45条 前3条に定めのない事項については、「新規損傷職員退職手当支給条例」及び「同条例施行規則」を準用し適用する。

第10章 安全衛生及び災害預備

（安全管理）

第46条 土地改良区は、職員の安全衛生の確保及び改善を図り、被災を軽減のため必要な措置を講ずる。

2. 職員は、安全衛生に関する法令及び土地改良区の指示を守り、土地改良区と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

3. 職員は、安全衛生の確保のため、特に下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 防護着装、工具等の就業前点検を徹底すること。また、異常を認めたときは、速やかに土地改良区に報告し、指示に従うこと
- (2) 安全装置を取り外したり、その能力を失わせるようなことはしないこと
- (3) 保護具の着用が必要な作業についてでは、必ず着用すること
- (4) 20歳未満の者は、理屈可世を理由には立ち入らないこと
- (5) 受動喫煙を禁まない若者喫煙可能な場所に連れて行かないこと
- (6) 立入禁止又は通行禁止区域には立ち入らないこと
- (7) 常に整理整頓に努め、道路、避難口又は消防設備のある所に物品を置かないこと
- (8) 火災等非常災害の発生を発見したときは、直ちに警報の措置をとり、同時に報告しその指示に従うこと

(非常災害等の措置)

- 第47条 職員は、災害その他の非常災害の発生する危険を予知し、又は異常を発見したときは、直ちに上司に通報し、職務の措置をとらなければならない。
- 2 職員は、火災その他の非常災害の発生した場合は、速いに協力してその被災を最小限にとどめるよう努力し、住民等の避難誘導等適切な措置を講じなければならない。

(健康診断)

- 第48条 職員に対するは、毎年1回、定期に健康診断を行う。
- 2 第1項の健康診断の結果必要と認めるとときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配属等その健康管理上必要な措置を取ることがある。

(長時間労働者に対する面接指導)

- 第49条 土地改良区は、職員の労働時間の状況を把握する。
- 2 長時間の労働により過労の高齢が認められる職員に対し、その者の申出により医師による面接指導を行う。
- 3 面接の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配属等その健康管理上必要な措置を取ることがある。

(労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱い)

- 第50条 土地改良区は職員の心身の状態に関する情報を適切に取り扱う。

(健康管理上の個人情報の取扱い)

- 第51条 土地改良区への提出書類及び身上その他個人情報（家族情報も含む）並びに就業診断書その他の健康情報は、次の目的のために利用する。
- (1) 土地改良区の人事管理、労務管理、安全管理、健康管理
- (2) 職員の定期健康診断の結果、職員から提出された診断書、医師等からの意見書、長時間労働者への面接指導の結果その他の職員の健康管理に関する情報は、職員の健康管理のために利用するとともに、必要な場合には医師等に意見聴取のために提供するものとする。
- (3) 健康診断等の事務に従事した者は、その事務に従事したことによって知り得た職員の秘密を漏らしてはならない。

(就業禁止等)

- 第52条 他人に依頼するおそれのある疾病にかかるている者、又は、疾患のため他人に害を及ぼすおそれのある者、その健康障が就業不適当と認めた者は、就業させない。
- 2 職員は、同居の家族又は同居人が他人に依頼するおそれのある疾患にかかり、又はその疑いのある場合には、直ちに上司に届け出て、必要な指示を受けなければならない。

(安全衛生教育)

第53条 職員に対し、個人の職及び職務内容を変更した場合、その従事する業務に必要な安全及び衛生に関する教育を行う。

2. 職員は、安全衛生教育を受けた事項を遵守しなければならない。

(災害補償)

第54条 職員が業務上の事由又は過失により負傷し、扶養にかかり、又は死んだ場合は、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和四十年法律第50号。以下「労災保険」という。）に定めるところにより災害補償を行う。

2. 職員が業務外の疾病にかかる場合は、健康保険法により扶助を受けるものとする。

(給付)

第55条 職員が、第三者の行為により誰から補償を受け、又は受けられるときは、受けられる補償の範囲内においてその都合分の補償、又は給付は行なわれない。

2. 業務上の疾病により受けける休業補償給付若しくは休業給付については、労災保険で行う給付に加え、基準内賃金の100分の額を支給する。ただし、第三者の行為により誰から補償を受けたときは、100分の40以下に減額される。

(休業期間)

第56条 職員が労災保険の適用を受け休業した場合、その期間は算入、算外及び退職給与支給にかかる在職期間等の取り扱いは、これを有職したものとみなす。

第1.1章 教育訓練

(教育訓練)

第57条 土地改良区は、業務に必要な知識、技術を高め、質質の向上を図るため、職員に対し、適切な教育訓練を行い、又は外部の研修に参加させることがある。

2. 土地改良区は、個人情報及び特定個人情報等の保護管理を擅取するため職員に対し個人情報及び特定個人情報等の適切な管理に関する教育訓練を行う。また、個人情報及び特定個人情報等の管理責任者並びに個人情報及び特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者に対して、別に教育訓練を提示することがある。

3. 職員は、土地改良区から教育訓練を受講するよう指示された場合には、専任の事由がない限り教育訓練を受けなければならない。

4. 専任の指示は、教育訓練開始日の少なくとも1週間前までに該当職員に対し文書で通知する。

第1.2章 表彰及び懲戒

(表彰)

第58条 土地改良区は、職員が次のいずれかに該当する場合は、表彰する。

- (1) 本年において著実に勤務し、その成績が優秀で他の機関となるとき
- (2) 事故、灾害等を未然に防ぎ、又は甚大な差に際し適切に対応し、職務を最小限にとどめるな

と特に労働があったとき

(1) 社会的功績があり、土地改良区及び職員の名譽となつたとき

(2) 職員に準ずる書類又は労働があったとき

2. 前項の基準は、次の二又は二以上を併せ行う。

(1) 貨物、商品若しくは資金

(2) 病気休暇

(3) 年齢若しくは昇格

(懲戒の種類)

第59条 土地改良区は、職員が次のいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、次の区分により選択を行う。

(1) けん責 始末書を提出させて損害を戒める

(2) 減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給は1回の額が平均賃金の1日分の5割を超えることはなく、また毎回が1賃金支取期間における賃金の1割を超えることはない。

(3) 指職 始末書を提出させるとか、丁寧手紙を兩度して指揮をゆるし、その間はいかなる賃金も支給しない

(4) 懲戒解雇 予告期間を設けることなく即時に解雇する。この場合において、再雇の労働基準監督署長の認定を受けたときは、解雇手当予定(平均賃金の30日分)を支給しない。

2. 前項の懲戒は、その一又は二以上を併する。

(懲戒の事由)

第60条 職員が次のいずれかに該当するときは、情狀に応じ、けん責、減給又は解雇とする。

(1) 正当な理由なく無断欠勤が5日以上に及ぶとき

(2) 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退したとき

(3) 過失により土地改良区内に損害を与えたとき

(4) 表行不眞で土地改良区内の職務又は職務を亂したとき

(5) 第12条、第13条、第14条、第15条、第16条に違反したとき

(6) その他この規則に違反し又は前各号に準する不都合な行為があつたとき

2. 職員が、次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。ただし、平素の職務態度その他の状況によっては勤怠業に定める者過解雇、出来に定める減給又は解職とすることがある。

(1) 重要な経歴を偽称して雇用されたとき

(2) 正当な理由なく無断欠勤30日以上に及び、出勤の督促に応じなかつたとき

(3) 正当な理由なく無断でしばしば遅刻、早退又は欠勤を繰り返し、10回にわたって仕事を受けても認めなかつたとき

(4) 正当な理由なく、しばしば業務上の指示・命令に従わなかつたとき

(5) 諸意又は重大な過失により土地改良区内に重大な損害を与えたとき、又は業務運営に著しく支

罰を科したとき

- (6) 土地改良区内において規法その他の調査規定の各規定に違反する行為を行い、その結果事実が明らかになったとき
 - (7) 行為不正で著しく土地改良区内の権利又は権利を犯したとき
 - (8) 故意にわたり懲戒を受けたにもかかわらず、なお、勤務態度等に拘し、改善の見込みがないと認められたとき
 - (9) 第13条、第14条、第15条、第16条、第17条に違反し、その情状が悪質と認められるとき
 - (10) 訓繡上の地位を利用して私利を圖り、又は極より不正な金品を受け、若しくは求め、又は俱心を受けたとき
 - (11) 職務上の業務に対する不適切な理由のない請請叶勤であつて土地改良区の名譽信用を損ない、業務に重大な悪影響を及ぼすような行為をしたとき
 - (12) 不当な理由なく土地改良区の業務上重要な秘密を外部に漏えいして土地改良区に損害を与える、又は業務の正常な運営を阻害したとき
 - (13) 土地改良区の請請叶に反する行為を、あえてなしたことが明らかに認められたとき
 - (14) その無能等に手する不適切な行為があつたとき
3. 第2項の規定による職員の懲戒解雇に際し、当該職員から請求のあった場合は、懲戒解雇の理由を記載した説明書を交付する。

第13章 罰則

(章題)

第61条 この規則の改廃は、所長令の決定による。ただし、この場合には職員の過失数を代表するものの意見を聞かなければならぬ。

附 則

この改正規則は、平成20年4月1日

より施行する。

の並び土地改良区職員規則は廃止する。

附 則

この改正規則は、平成20年4月1日より施行する。

(平成20年4月所長令通達)

附 則

この変更規則は、平成21年4月1日より施行する。

この変更規則は、平成20年4月1日より施行する。

(平成20年3月理事会通決)

附 則

この変更規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、平成20年4月1日より施行する。

(平成20年4月理事会通決)

附 則

この変更規則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この変更規則は、令和2年4月1日より施行する。

(令和2年1月理事会議決)

附 則

この監査報告は、令和3年10月6日より施行する。

(令和3年10月理事会議決)

(一般労働者用・空欄) 有効期限

労働条件通知書

年 月 日

姓

事業場名稱・所在地

就業者職長名

契約期間	<p>期間の定めなし、期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <p>1 契約の更新の有無 〔自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他（ ）〕</p> <p>2 契約の更新は次により判断する。 <input type="checkbox"/> 契約開始時の重複率 <input type="checkbox"/> 職務成績、態度 <input type="checkbox"/> 能力 <input type="checkbox"/> 会社の経営状況 <input type="checkbox"/> 従事している業務の変換状況 <input type="checkbox"/> その他（ ）</p> <p>〔右欄用印付賃借料による賃料の算定者の場合〕 賃料未払申込が発生しない期間： 1. (年度内) 月 (當初月の始算日) 1. 特定期間起算の開始から完了までの期間（ 年 月 日～ 年 月 日） 1. 定期賃借申込で運用されている期間</p>
就業の場所	
就業すべき業種の内容	<p>〔右欄用印付賃借料による賃料の算定者の場合〕 ・特定有形業者（ ） 運動日： 年 月 日</p>
始業、終業の時間、休憩時間、就業時間換算(1分=1秒)のうち該当するもの一つに○を付けること。所定期間外労働の有無に関する事項	<p>1. 始業・終業の時間等 (1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のような新規が労働者に適用される場合】 (2) 变形労働時間制度：（ ） 単位の変形労働時間制・交替制として、次の勤務時間の組み合わせによる。 <input type="checkbox"/> 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）(適用日) <input type="checkbox"/> 始業（ 時 分） 終業（ 時 分）(適用日) <input type="checkbox"/> 前業（ 時 分） 終業（ 時 分）(適用日) (3) フレックスタイム制：始業及び終業の時間は労働者の決定に委ねる。 (ただし、フレキシブルタイム（始業） 時 分から 時 分。 (終業) 時 分から 時 分。 コアタイム 時 分から 時 分) (4) 就業場所みなし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分） (5) 就業労働時間：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○評議は、就業起算第 週～第 週、第 週～第 週、第 週～第 週 2. 休憩時間（ ～ 分） 3. 所定期間外労働の有無（ 有、無 ）</p>
休日	<p>・定期日：毎週 週日、国民の祝日、その他（ ）</p> <p>・測定期日：週・月当たり 日、その他（ ）</p> <p>・1年単位の変形労働時間制の場合＝半期 月</p> <p>○評議は、就業起算第 週～第 週、第 週～第 週</p>
休暇	<p>1. 年次有給休暇 6か月以上勤務した場合→ 日 勤続期間6か月以内の年次有給休暇（有・無） → 6か月超過で 日 時間単位休（有・無）</p> <p>2. 代替休暇（有・無）</p> <p>3. その他の休暇 有給（ ） 無給（ ）</p> <p>○評議は、就業起算第 週～第 週、第 週～第 週</p>

(次頁に続く)

性 別	全	1. 基本賃金 イ 月給（ 円）、ロ 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、 ニ 出張高賃（基本賃金 × 出張率） 円、保険料 円 ホ その他の（ 円） ヘ 試用期間に規定されている日会俸等	
2.	請手当の種類又は計算方法 イ (手当 円) / 計算方法 : ロ (手当 円) / 計算方法 : ハ (手当 円) / 計算方法 : ニ (手当 円) / 計算方法 :		
3.	法定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 法定期間外、法定超 月60時間以内 () % 月60時間超 () % 法定超 () % ロ 休日 法定期日 () %、法定外休日 () % ハ 深夜 () %		
4.	賃金清算日 () 一ヶ月 11. () 一ヶ月 11. 5. 賃金支払日 () 一ヶ月 11. () 一ヶ月 11. 6. 賃金の支払方法 ()		
	7. 労働協定に基づく賃金実績時の特徴 (無、有 ()) 8. 昇給 (時期、金額等) 9. 雇与 (有 (時期、金額等) , 無) 10. 退職金 (有 (時期、金額等) , 無)		
就職に関する事項	1. 定年制 (有 (歳) , 無) 2. 繰越前用制度 (有 (歳まで) , 無) 3. 自己都合退職の手続 (退職する 月以上前に届け出ること) 4. 解雇の事由及び手続		
○詳細は、就業規則第 1 条～第 10 条、第 11 条～第 15 条			
そ の 他	・社会保険の加入状況 (社会年金、健康保険、厚生年金基金、その他 ()) ・雇用保険の適用 (有 , 無) ・その他の		
<p>※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。</p> <p>労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約（平成 25 年 4 月 1 日以降に開始するもの）の契約期間が過度 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日の翌日までに労働者から引込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、右限り年労働契約法による特例の対象となる場合は、この「 5 年」という期間は、本説明書の「契約期間」欄に示すとおりとなります。</p>			

※ 以上的のはかは、自動車上乗車員及び乗用車運転免許による。

豊浦郷土地改良区職員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、豊浦郷土地改良区職員就業規則（以下「就業規則」という。）第35条の規定に基づき、豊浦郷土地改良区職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(詮釋)

第2条 給料は、就業規則第20条に規定する正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、督理職子爵、扶養子爵、助勤子爵、時刻外勤務子爵、休日勤、夜勤子爵、管理職員特別勤務子爵、年末子爵及び勤務子爵を除いたものとする。

(給料表)

第3条 職員に適用する給料表は、別表のとおりとする。

2. 職員の報酬は、その報酬、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める報酬の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な報酬の内容は「新潟市一般職の初任給、昇給、昇給等に関する規則」（以下「初任給昇給等規則」という。）を準用し、理事長が定める。

3. 理事長は、すべての職員の職を面積に該定する級のいずれかに給付けし、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。

4. 困難を超える職員の給料月額は、職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、その職員の受けける報酬給の給料月額に100分の70を乗じて得た額とする。ただし、算定期が187,700円未満の場合には187,700円とする。なお、算定期に30円未満の端数が生じるときは切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じるときは100円に切り上げるものとする。

5. 60歳以後も管理監督職に就く職員については、その期間、前項の規定は適用しない。

(初任給、昇給、昇給等の基準)

第4条 職員の報酬の級は、初任給昇給等規則を準用し決定する。

2. 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の引継は、初任給昇給等規則で定める基準を準用し決定する。

3. 職員が1つの職務の級から他の職務の級に移った場合、又は上の職員の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職員の職に移った場合における引継は、初任給昇給等規則を準用し決定する。

4. 職員の昇給は、4月1日に、同日直前4ヶ月におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

5. 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給級の引継級は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の引継級を1引継（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上である職員は、3引継）とすることを標準として初任給昇給等規則を準用し決定するものとする。

6. 伝記を超える職員の昇給に規定する昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績

が特に良好である場合に限り行うものとし、精勤させる場合の昇給の手数は、勤務成績に応じて所長が決定するものとする。

7 病日の昇給は、その属する職務の職における最高の手数を超えて行うことはできない。

8 病日の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

9 第1項から前項までに規定するもののほか、職日の昇給に関しては初任者評定等規則を準用する。

(給料の支給日等)

第5条 給料の支給日は、毎月1回とし、給料の計算期間（以下「給り期間」という。）は、月の1日から末日までとする。

2 給料を支給する日は、その月の21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日、又は国民の祝日に当たるときは、その前日においてその日に當らない日曜日、土曜日又は休日でない日付に支給する。

(給与の口座振込)

第6条 給付は、職員の申出により、その会員又は一部を口座振込の方法により支払うことができる。

(給料の支給)

第7条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 病日が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 病日が死亡したときは、その日まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合は、給り期間の初日から支給生るとき以外のとき、又は給り期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給り期間の現日数から就業規則第21条の規定に基づく週休日（以下單に「週休日」という。）の数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(代理職手当)

第8条 管理又は監督の地位にある職日のうち、課長以上についてその特徴性に基づき代理職手当を支給することができる。

2 会員の代理職手当の支給に関しては、新登録書「管理職手当の支給に関する規則」を準用し支給する。

(扶養手当)

第9条 扶養手当は、扶養家族のある職日に対して支給する。

2 会員の扶養家族とは、次に掲げる者で、他に生計の途がないとしてその職日の扶養を受けているものをいう。

(1) 配偶者（結婚をしていないが、事实上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) の義兄弟の父母及び祖父母
 - (5) 满22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 父母心身障害者
3. 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から算定するまでのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人ににつき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人ににつき10,000円とする。
4. 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する以前の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
5. 前各項に規定するものほか、扶養手当の支給に関しては、「新潟市市職員の扶養手当の支給に関する基準」を準用し支給する。
- 第10条 新たに職員となつた者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職日は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族としての要件を具备するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件をなくしてしまった者がある場合（扶養親族たる子又は前項第3項第3分項しき第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件をなくしてしまった場合を除く。）
2. 扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職日に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職日が罹歿し、又は死亡した場合はそれぞれその者が罹歿し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職日の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件をなくしてしまった場合にはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終れる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。
3. 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。
- (1) 扶養手当を受けている職日に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
 - (2) 扶養手当を受けている職日の扶養親族で第1項の規定による届出に係るもの一體が扶養親族たる要件をなくしてしまった場合
 - (3) 職日の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子である

かかった者が特定期間にある子となつた場合

(運動子^サ)

第11条 運動子^サは、次に掲げる職目に支給する。

- (1) 運動のため公共交通機関を利用してその運賃を負担することを常則とする職目（公共交通機関を利用しなければ運動することが苦しく困難である職目以外の職目であって公共交通機関を利用しないで徒歩により運動するものとした場合の運動距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職目を除く。）
- (2) 運動のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常則とする職目（自動車等を使用しなければ運動することが苦しく困難である職目以外の職目であって自動車等を使用しないで徒歩により運動するものとした場合の運動距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職目を除く。）
- (3) 運動のため公共交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常則とする職目（公共交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ運動することが苦しく困難である職目以外の職目であって、公共交通機関を利用せずかゝらず自動車等を使用しないで徒歩により運動するものとした場合の運動距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2. 運動子^サの額は、次の各号に掲げる職目の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 価額第1号に掲げる職目

支給単位期間につき、普通交通費開支に係る運動子^サの額は、運賃、特需距離等の事情に照らし、最も経済的かつ合理的と認められる通所の運動の経路及び方法により算出したその者の支給単位期間の運動に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通費開支を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の運動子^サに係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 価額第2号に掲げる職目

次に掲げる職目の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職目	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職目	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職目	7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職目	10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職目	12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職目	15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職目	18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職目	21,600円

ケ	使用距離が片道40キロメートル以上船代はメートル表換である場合	24,300円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル表換である場合	26,200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上である場合	28,300円

(2) 調用第3号に掲げる項目

交通機関を利用せず、又は、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等で使用距離等の実情を考慮して第2号に定める額（1か月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の第5条第2項に規定する給料を支給する日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して送納させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給に単位となる期間として1か月を超えない範囲内で1か月を単位とする期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に關しては、新潟市市長が通勤手当の支給に附する基準」を参照し支給する。

(給与の減額)

第12条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、就業規則第21条に規定する休日である場合、休暇（就業規則第30条の規定による介護休暇の承認を得た場合を除く。）による場合その他の勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第13条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、賃率1時間につき給料半額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に32を乗じて得た額から就業規則第21条に規定する祝日休日による休日及び年末年始の休日の数に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た額を基準とした額の139.5を減じた額で算して得た額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内の割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

- | | |
|--|----------|
| (1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次をの規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。） | 100分の125 |
| (2) 割りに掲げる勤務以外の勤務 | 100分の135 |
| (3) 1ヶ月45時間を超える時間外勤務 | 100分の130 |
| (4) 1ヶ月45時間を超える時間外勤務 | 100分の130 |
| (5) 割りに掲げる勤務のうち代替休暇を取扱した時間外時間 | 100分の125 |

(残り15%の賃増付金等は代替休暇に充当)

- 2 正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1年間で360時間を超えた部分についての賃増付金等は、想定とする。なお、この場合の1年は4月1日を起算日とする。
- 3 前2項の時間外勤務手当の支給に関する規定では、新発田市「時間外勤務手当等の1時間当たりの給与額に関する規定」を準用し支給する。

(休日給)

- 第14条 休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、各職の勤務時間中に勤務した分時間に対して、勤務1時間につき給料月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に32を乗じて得た数から試算規則第21条に規定する算出法による休日及び年末年始の休日の数に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た数を基準とした数の105を減じた数で除して得た額に100分の125を乗じて得た額を休日給として支給する。
- 2 前項の休日給の支給に関する規定では、新発田市「時間外勤務手当等の1時間当たりの給与額に関する規定」を準用し支給する。

(夜勤手当)

- 第15条 正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した分時間に対して、勤務1時間につき給料月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間数に32を乗じて得た数から試算規則第21条に規定する算出法による休日及び年末年始の休日の数に1日当たりの勤務時間数を乗じて得た数を基準とした数の125を減じた数で除して得た額に100分の25を夜勤手当として支給する。
- 2 前項の夜勤手当の支給に関する規定では、新発田市「時間外勤務手当等の1時間当たりの給与額に関する規定」を準用し支給する。

(臨時計針)

- 第16条 第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条、第14条から直筆式での規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、気該額に50度未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50度以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
- 2 第13条から直筆までの規定により給与期間中に生ける勤務したそれぞれの1時間の計算において1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は1時間に充し、30分未満は切り捨てるものとする。

(他務1時間当たりの給与額の算出)

- 第17条 勤務1時間当たりの給与額は、給料月額に12を乗じて得た額を1週間当たりの勤務時間数に32を乗じて得た数から定数を減じた数で除して得た額とする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

- 第18条 第13条から第15条までの規定は、他務を算入時の規定の適用を受ける職員には、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

- 第19条 第1項の規定の適用を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の遂行の必要により着替り又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。
- 2 管理職員特別勤務手当の額は、當初の規定による勤務1回につき、11,000円を超えない額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、その間に100分の150を乗じて得た額とする。
- 3 前2項の管理職員特別勤務手当の支給に関する規定は、新潟市「管理職員特別勤務手当の支給に関する基準」を準用し支給する。

(期末手当)

- 第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この文から20条の2までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の前月の6月30日及び12月31日(次条及び第20条の2においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死にした職員についても、同額とする。
- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120.0、12月に支給する場合においては100分の120.0を乗じて得た額に、基準日以後1か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- | | |
|----------------|----------|
| (1) 6か月 | 100分の100 |
| (2) 5か月以上6か月未満 | 100分の80 |
| (3) 3か月以上5か月未満 | 100分の60 |
| (4) 3か月未満 | 100分の30 |
- 3 通常の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死にした職員にあっては、退職し、若しくは死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。
- 4 給料長の適用を受ける職員でその職務の種が(職務上であるもののうち主任の職以上については、別個の規定にかかるらず同様に規定する合計額に、給料の月額に職の職級上の段階、職務の等級を考慮して次の各号の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。)
- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 職務の種が6種以上 | 100分の15 |
| (2) 職務の種が5種 | 100分の10 |
| (3) 職務の種が3種又は4種 | 100分の5 |

- 5 前4項の期末手当の支給に関する規定は、新潟市「期末手当及び勤勉手当に関する基準」を準用し支給する。

第20条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかるらず、当該各号の基準日以後の期末手当(第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時終し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の翌日までに就業超過年50年の規定による勤務標準の過分を受けた職員

- (2) 基準日當月から月以内又は基準日から当該基準日に到達する支給日の當月までの間に懲戒した日（前項に掲げる者を除く。）でその懲戒した日から当該支給日の當月までの間に禁制以上の刑に処せられたもの
- (3) 次を第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に因し禁制以上の刑に処せられたもの。

第20条の3 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた暁日で当該支給日の當月までに懲戒したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 懲戒した日から当該支給日の當月までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁制以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その罰則が確定していない場合
 - (2) 懲戒した日から当該支給日の當月までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する、その者が逮捕された場合又はその者から離脱した事項若しくは漏洩により開示した事実に基づきその者に起訴があると斟酌するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、重複に対する抵触を確保し、期末手当に付する制度の趣旨かつ内證を実施を趣旨とする上で重大な支障を生ずると認めるととき
2. 両項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けたものは、その処分があったことを知った日（懲戒から起算して60日を超過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に付し、その取り消しを申し立てることができる。）
3. 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならぬ。ただし、第2号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する現に逮捕されているときはその他のこれを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に因し禁制以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関する起訴されことなく当該一時差止処分に係る期末手当の支給日から起算して1年を超過した場合
4. 両項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
5. 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

- 6 諸条件に規定するもののほか、一時差止権分の実施に関するは、新潟市山「延滞手当及び勤怠手当に関する規定」を準用する。

(勤怠手当)

- 第21条 勤怠手当は、6月1日及び12月1日(以下この各においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以降6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の6月30日及び12月10日に支給する。これらの基準日後1か月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。
- 2 勤怠手当の額は、勤怠手当基礎額に、100分の100を乗じて得た額に、次の各分に掛ける基準日は前6か月以内の期間における職員の勤務期間の10分に応じ、当該各分に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 勤務期間6か月	100分の100
(2) 勤務期間5か月15日以上6か月未満	100分の95
(3) 勤務期間5か月未満15か月15日未満	100分の90
(4) 勤務期間4か月15日以上5か月未満	100分の80
(5) 勤務期間4か月未満1か月15日未満	100分の70
(6) 勤務期間3か月15日以上4か月未満	100分の60
(7) 勤務期間3か月未満1か月15日未満	100分の50
(8) 勤務期間2か月15日以上3か月未満	100分の40
(9) 勤務期間2か月未満1か月15日未満	100分の30
(10) 勤務期間1か月15日以上1か月未満	100分の20
(11) 勤務期間1か月未満1か月15日未満	100分の15
(12) 勤務期間15日以上1か月未満	100分の10
(13) 勤務期間15日未満	100分の5
(14) 勤務期間零	零

- 3 前項の勤怠手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき報酬の月額とする。
- 4 第20条第4項の規定は第2項の勤怠手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第21条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第2条の規定は、第1項の規定による勤怠手当の支給について準用する。この場合において、第20条の2中「前条第1項」とあるのは「第21条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第21条第1項に規定する基準日)といふ。以下この条及び次条において同じ。」から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項で規定する日)。以下この条及び次条において同じ。」と読み替えるものとする。
- 6 次5項の勤怠手当の支給に関しては、新潟市山「延滞手当及び勤怠手当に関する規定」を準用し支給する。

(休職者の給与)

- 第22条 職員が本職上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は運動により負傷し、若しくは疾病にか

- かり休職にされたときは、その休職の期間中、これに限りの給付金を支給する。
- 2 職員が精神状態にかかり休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、及び賃料手当のそれぞれ100分の70を支給することができる。
 - 3 職員が留置場以外の心身の故障により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、及び賃料手当のそれぞれ100分の70を支給することができる。
 - 4 職員が刑事事件に因し起訴された場合において休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料及び扶養手当のそれぞれの100分の60以内を支給することができる。
 - 5 病業規則第10条により休職にされた職員には、他の施設に別居の定めがない限り、前4項に定める割合を除くほか、他のいかなる割合も支給しない。
 - 6 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第29条第1項に規定する基準日から1か月以内に退職し、又は死んだときは、同項の規定により定める日以後該各項の所による額の賃料手当を支給することができる。
 - 7 前項の規定の適用を受ける職員の賃料手当の支給については、第29条の2及び第29条の3の規定を準用する。この場合において、第29条の2中「前条第1項」とあるのは、「第22条第6項」と読み替えるものとする。

(臨時職員の給与)

第23条 病業規則第4条により休職された職員以外の臨時又は非常勤の職員の給与については、理事長が別に定める。

(給与からの控除)

第24条 次の各号に掲げるものは、給与から控除することができる。

- (1) 薦定所得税
- (2) 住民税
- (3) 健康保険（介護保険料を含む。）及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との合意による協定により給与から控除することとしたもの

(附則)

第25条 この規程に定めるもののほか、職員の給与及び諸手当の支給に關しては「新潟市市制施行規則」、第2章給料・手当等」を準用する。

附 則

この規程は、施行規則の職員給与規程は、平成20年4月1日より施行する。
4月1日より施行する。

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

附：則

1. この変更規程は、平成26年4月1日より施行する。
2. この変更規程中、第3条第2項、第11条及び第21条の改正については、平成26年4月1日に遡及し施行する。

より施行する。

附：則

この変更規程は、令和5年4月1日より施行する。
(令和4年12月理事会議決)

附：則

この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。
(平成27年3月理事会議決)

附：則

1. この変更規程は、平成27年4月1日より施行する。
(平成27年3月理事会議決)
2. この変更規程中、第3条第2項、第21条の改正については、平成27年4月1日に遡及し施行する。併し、第21条の改正は平成27年度に限り月会費は100分の元、12月前は100分の元を改めた額とする。

附：則

この変更規程は、平成28年4月1日より施行する。
(平成28年3月理事会議決)

附：則

この変更規程は、平成30年4月1日より施行する。
(平成30年3月理事会議決)

附：則

この変更規程は、令和2年4月1日より施行する。
(令和2年3月理事会議決)

附：則

この変更規程は、令和3年4月1日より施行する。
(令和3年3月理事会議決)

附：則

この変更規程は、令和3年10月1日より施行する。
(令和3年9月理事会議決)

1. この変更規程中、第20条の変更是令和3年10月1日

豊浦郷土地改良区職員給料表

令和5年4月1日現在

名前	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	150,100	198,500	234,400	266,900	290,700	319,200	362,900
2	151,000	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
4	153,900	203,900	239,000	271,000	297,000	325,300	370,500
5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,600	328,100	372,400
6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,800	384,800
11	161,500	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,800	394,800
15	167,100	222,700	254,900	291,200	319,300	348,800	397,000
16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
19	172,600	229,400	259,500	298,500	327,300	356,100	405,100
20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600
23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800	412,400
24	182,500	236,900	267,500	308,500	337,200	365,700	414,300
25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700	416,100
26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600	417,600
27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600	419,100
28	190,000	241,900	274,500	316,400	344,300	373,600	420,700
29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100	422,300
30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,600	376,900	424,500
31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700	424,900
32	196,000	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300	426,100
33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	427,300
34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	428,600
35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	429,900
36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,800	431,100
37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300
38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,300	433,100
39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900
40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700

豊浦郷土地改良区職員給料表

令和5年4月1日現在

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300
42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000
43	211,900	258,900	299,000	344,900	367,500	395,000	436,700
44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400
45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200
46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000
47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400
48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100
49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600
50	220,300	266,600	309,600	355,600	373,800	400,100	441,000
51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,900	441,400
52	222,500	269,600	312,700	357,200	375,400	401,600	441,800
53	223,500	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200
54	224,200	270,900	315,600	359,200	376,800	401,700	442,600
55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000
56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300
57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600
58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000
59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300
60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600
61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900
62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	230,700	280,000	326,600	365,900	382,300	404,400	
64	231,300	281,000	327,300	366,500	382,900	404,700	
65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	234,500	285,000	330,500	369,300	385,500	406,100	
70	235,100	285,600	331,600	369,900	386,000	406,400	
71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700	
72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000	
73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,300	
74	237,500	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500	
75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800	
76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000	
77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,300	
78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	

豊浦郷土地改良区職員給料表

令和5年4月1日現在

名前	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,900	410,000	
85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,800	392,300		
91	246,900	294,100	341,500	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600				
95		295,200	343,100				
96		295,600	343,500				
97		295,800	343,700				
98		296,100	344,100				
99		296,500	344,500				
100		296,900	344,900				
101		297,100	345,100				
102		297,400	345,500				
103		297,800	345,900				
104		298,100	346,300				
105		298,300	346,800				
106		298,600	347,200				
107		299,000	347,600				
108		299,300	348,000				
109		299,500	348,500				
110		299,900	349,900				
111		300,300	349,200				
112		300,500	349,500				
113		300,800	350,000				
114		301,000					
115		301,300					
116		301,700					
117		301,900					
118		302,100					
119		302,400					
120		302,700					

豊浦郷土地改良区職員給料表

令和5年4月1日現在

号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
121		303,100					
122		303,300					
123		303,600					
124		303,900					
125		304,200					

豊浦郷土地改良区職員旅費規程

第1章 額額

(用語及び適用範囲)

第1条 この規程は、豊浦郷土地改良区職員旅費規程（以下「旅費規程」という。）第37条の規定に基づき、業務のため旅行する職員に付し支給する旅費に関し、諸般の基準を定め、業務の円滑な運営に資するとともに、経費の適正な支出を図ることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が業務のため、府事務所を離れて旅行すること。
 - (2) 通族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹をびに職員の死亡当時職員と生前を一にしていた他の親族をいう。
- 2 この規程において「在勤地」という場合の在勤地の範囲は、豊浦郷土地改良区所管区域とする。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張した場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

2 職員、又はその直系が次の各号の一に該当する場合に付、当該各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

- (1) 職員が出張のため旅行中に退職（解雇を含む。）又は休職（以下「退職等」という。）となつた場合（当該退職等に伴う旅行を名乗としない場合を除く。）には当該職員
 - (2) 職員が出張のため旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族
- 3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、就業規則第59条第1項第4号の規定により退職等となつた場合には、前項の規定にかかるらず、同項の規定による旅費は支給しない。
- 4 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、その出発前に出張命令を変更（取り消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額を算定して旅費として支給することができる。
- 5 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通事故等の事故により、機智払いを受けた旅費額（機智払いを受けなかった場合には、機智払いを受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で算定した金額を旅費として支給することができる。

(出張命令)

第4条 職員の指揮は、命令権者の定める出張命令によって行わなければならない。

2 出張命令権者は、既に発した出張命令を変更する必要があると認める場合にはこれを変更することができる。

(普通旅費の種類)

- 第5条 普通旅費の種類は、鉄道費、船料、航空料、車賃、日当及び宿泊料とする。
- 2 鉄道費は、鉄道旅行について路線に応じ、旅客運賃等により支給する。
 - 3 船料は、水路旅行について路線に応じ、旅客運賃等により支給する。
 - 4 航空料は、航空旅行について路線に応じ、旅客運賃により支給する。
 - 5 車賃は、陸路（鐵道を除く。以下同じ。）旅行について定期、又は実費により支給する。
 - 6 日当は、旅行中の日数に応じ、1日当たりの定額により支給する。
 - 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ、1夜当たりの定額により支給する。

(特種旅費の種類)

- 第5条の2 特殊旅費の種類は、日額旅費とする。
- 2 日額旅費は、第15条に規定する場合について、通常の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計量)

- 第6条 旅費は、最も経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他のむを得ない事情により最も経済的かつ合理的な通常の経路、又は方法によって旅行しがたい場合には、その理によった経路及び方法によって計算する。

- 第7条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に費した日数による。ただし、業務上の必要、又は天災その他のむを得ない事情により費した日数を除くほか、鉄道旅行にあっては10キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては毎キロメートルについて1日の割合をもって通常した日数を超えることができない。
2 倘前ただし前の規定により計算した日数に1日本國の疆界を跨れたときは、これを1日とする。
3 第3条第3項第1号及び第2号の規定に該当する場合には、旅費計算上の日数は第1項ただし前及び同項の規定により計算した日数による。

- 第8条 在勤地以外の地に住居する者が、居住地から直ちに出張する場合において居住地から目的地に至る旅費額が在勤地から目的地に至る旅費額より多いときは、当該旅行について在勤地から目的地に至る旅費額を支給する。

- 第9条 1日の旅行において日当、又は宿泊料の定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額の日当、又は宿泊料を支給する。

- 第10条 鉄道旅行、本路旅行、航空旅行又は陸路旅行中ににおける半度の経過等のため鉄道費、船料、航空料、又は車賃を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の精算)

- 第11条 機会払いに於ける旅費の支給を受けた出張者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行について旅費の精算をしなければならない。

第2章 路費

(鉄道費)

- 第12条 鉄道費の額は、その乗車に要する普通旅客運賃、急行料金及び特急料金による。
- 2 前項に規定する急行料金は、次の各分の一に該当する場合に支給する。
- (1) 普通急行料金
普通急行列車を運行する路線による旅行で、直行区間50キロメートル以上のもの
 - (2) 特別急行料金
特別急行列車を運行する路線による旅行で、直行区間100キロメートル以上のもの
- 3 第1項に規定する座席料金又は特別急行列車を運行する路線であつて座席料金を徴する客車を運行する旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第13条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）及び特別船室料金による。
- (1) 運賃の等級を3等級又は2等級の区分する船舶による旅行の場合には、1等の運賃
 - (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (3) 両等の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する船舶による場合には同分に規定する運賃のほか特別船室料金
- 2 前項第1分の規定に該当する場合において運賃を更にさえて区分する船舶による旅行の場合には、同一箇域内の最下級の運賃とする。

(航空賃)

- 第14条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

- 第15条 車賃は、定期により支給する。ただし、運賃上の必要、又は天災その他やむを得ない事情により定期の車賃で旅行の実費を上回ることができない場合には実費額による。
- 2 東京都の特別区、その他都内外の市町村に当該した場合の車賃については次に定める額を支給する。
- (1) 東京都の特別区及び都内外の市町村の1日1回の規定に基づく政令料定額
1日につき 1,000円
 - (2) その他の都内外の市町村 1日につき 1,000円
 - (3) 都内の市町村 1回張につき 1,000円
- 3 価格の規定にかかわらず、職員が出張命令権者の許可を得て自家用車を使用して出張した場合の車賃の額は、1キロメートルにつき20円とする。

(出当)

第16条 ①当は、以外の市町村に移動した場合に支給するものとし、その額は1日に付2200円とする。ただし、医療上の必要その他のやむを得ない事情により午前6時30分以前に事務所又は住所おしくは居所を出発し、又は午後9時以後に事務所又は住所おしくは居所に帰着する日の当の額は、当該出発し、又は帰着した場所ごとに、11当額の2分の1に相当する額を加えた額とする（公用車による移動は除く。）。

② 公用自動車を利用する點外出張について、次の各号に掲げる額の当を支給し、半日は支給しない。ただし、片道利用の場合においては、第15条に定める半日（2分の1）の額を支給する。

(1) 往復利用	1日に付	700円
(2) 片道利用	1日に付	1000円

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、1夜に付11,800円とする。

② 宿泊料は、本路旅行及び航空旅行について医療上の必要、又は天災その他のやむを得ない事情により上記又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(日用品費)

第18条 第5条第1項に掲げる普通旅費に代えて日用品費を支給する旅行は、被験、調査、訓練その他のこれに類する目的のため旅行するもので、その性質上日用品費を支給することが適当と認められる場合に支給する。

② 日用品費の額、支給条件及び支給方法は、「新潟市職員の旅費に関する条例施行規則」を準用し行う。ただし、その額は当該日用品費の性質に応じ、第5条第1項に掲げる普通旅費の額について、この規則で定める基準を超えることができない。

(市内出張旅費)

第19条 職員が在勤地から在勤地以外の新潟市（以下「市」という。）の区域に移動したときは、次の各号に定める額を旅費として支給する。

- (1) 交通工具を利用する必要がある場合にはその乗車に要する実費
- (2) 医療上の必要又は天災その他のやむを得ない事情により宿泊したときは、宿泊料として1夜に付8,000円を支給する。ただし、特別の事情によりこの額で宿泊料の実費を支給することができないときは、あらかじめ出張命令者若しくは理事長と協議して定める額を支給することができる。

(特別旅行の旅費)

第20条 職員が特別に派遣した場合の旅費は、国家公務員の旅費の支給の制に準じて理事長が別に定める。

(退職者等の旅費)

第21条 第5条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 退職等となった日（以下「退職等の日」といいう。）にいたところから退職等の日の通過を受け

た日にいたる地までの旅費相当の旅費

- (2) 退職等の命令の通達を受けた日の翌日から3日以内に出发して当該退職に伴う旅行をした場合に限り、前述の例に準じて計算した退職等の命令の通達を受けた日にいたる地から田舎町地までの旅費相当の旅費

(遺族の旅費)

第4条 第3条第2項第2号の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費は、死亡地から田舎町地までの往復に要する旅費相当の旅費とする。

- 2 遺族が宿泊に要する旅費の支給を受ける場合は、第3条第1項第2号に掲げる範例による。同職員者がある場合には被扶養者を含むとする。

第3章 規則

(旅費の算定)

第23条 出張者が公用の交通工具、宿泊施設等を利用して旅行した場合又はその当該旅行における特例の事情により、あるいは当該旅行の性質上この規程による旅費を支給した場合で不當に旅行の実費を超えることとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費、又は委託としない部分の旅費は支給しないことができる。

- 2 この規程、又は他の規程で定める旅費支給額の高い者に施行し、宿泊を要する場合で、同額より職者が特に必要と認める場合には理事長と協議して支給額の高い旅費額を支給することができる。

- 3 出張者が、この規程の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特例の事情により、又は当該旅行の性質上困難である場合は、理事長に申請して定める旅費を支給することができる。

(準用)

第24条 この規程に定めるもののほか、職員の旅費の支給に関しては「新発田市職員の旅費に関する基準」、「新発田市職員の旅費に関する条例施行規則」及び「新発田市職員の旅費に関する条例及び同条例施行規則の運用について」を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日より施行する。
1日より施行する。

附 則

この変更規程は、平成30年4月1日より施行する。
(平成30年4月理事会議決)

附 則

この変更規程は、平成20年4月1日より施行する。
(平成20年4月理事会議決)

豊浦郷土地改良区職員育児・介護休業規程

第1章 目的

(目的)

第1条 本規程は、農地等土地改良区職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、職員の育児・介護休業、子の育児休業、介護休業、育児・介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜労働の制限並びに育児・介護就業時間割合に関する取扱いについて定めるものである。

第2章 育児休業制度

(育児休業の対象者)

第2条 育児のために休業することを希望する職員（日雇職員を除く）であつて、1歳に満たない子と同居し、看育する者は、この規程に定めるところにより育児休業をすることができる。ただし、定期契約職員にあっては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り育児休業をすることができる。

- イ 入職1年未満であること
- ロ 子が1歳6か月（本条第4項及び第5項の申出にあっては2歳）に達する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 三 第1項、第3項、第4項、第5項にかかるらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。

(1) 入職1年未満の職員

- (1) 申出の日から1年（本条第4項及び第5項の申出にあっては6か月）以内に雇用關係が終了することが明らかなる職員
- (2) 1週間の所定労働日数が20日以下の職員

4 配偶者が、職員と同じ日から又は職員より先に育児休業をしている場合、職員は、子が1歳2か月に達するまでの間で、出生日以後の産前・産後休業期間と育児休業期間との合計が1年を限度として、育児休業をすることができる。

5 次のいずれにも該当する職員は、子が1歳6か月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、誕生日として子の1歳の誕生日に算るものとする。

- (1) 職員又は配偶者が原則として子の1歳の誕生日の前日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事柄があること
 - (ア) 徒歩通学等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 職員の配偶者であつて育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、精神等の事情により子を養育することが困難になつた場合
- 5 次のいずれにも該当する職員は、子が2歳に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、子の1歳6か月の誕生日以内日に

成るものとする。

- (1) 父又は配偶者が監護として子の1歳6ヶ月の誕生日迄の毎日に育児休業をしていること
- (2) 次のいずれかの事情があること
 - (ア) 保育園等に入所を希望しているが、入所できない場合
 - (イ) 父の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳6ヶ月以降育児にあたる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を委託することができなくなった場合

（育児休業の申出の手続等）

- 第3条 育児休業をすることを希望する職員は、監護として育児休業を開始しようとする日（以下「育児休業開始予定日」という。）の1ヵ月前（第2条第4項及び第5項に基づく1歳及び1歳6ヶ月を超える休業の場合、2ヶ月前）までに、育児休業申出手書（別記様式1）を土地改良区に提出することにより申し出るものとする。なお、育児休業中の期間契約耕種者が労働契約を更新するに当たり、引き継ぎ休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の終日を育児休業開始予定日として、育児休業申出手書により再度の申出を行うものとする。**
- 2 申出は、次のいずれかに該当する場合を除き、一子につき1回限りとする。ただし、育児休業をしていない職員が、子の出生日又は市町予定日のいずれか遅い方から2週間以内にした最初の育児休業については、1回の申出にカウントしない。
- (1) 第2条第1項に基づく休業をした者が同条第4項又は第5項に基づく休業の申出をしようとする場合は本条第1項規定の中止をしようとする場合
 - (2) 第2条第4項に基づく休業をした者が同条第5項に基づく休業の申出をしようとする場合は本条第1項規定の中止をしようとする場合
 - (3) 配偶者の死亡等特別の事情がある場合
- 3 土地改良区は、育児休業申出手書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めことがある。
- 4 育児休業申出手書が提出されたときは、土地改良区は速やかに当該育児休業申出手書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、育児休業取扱通知書（別記様式2）を交付する。
- 5 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、申出者は、出生後2週間以内に土地改良区に育児休業承認届出書（別記様式3）を提出しなければならない。

（育児休業の申出の権利等）

- 第4条 申出者は、育児休業開始予定日の満1ヵ月では、育児休業申出手續規則（別記様式4）を土地改良区に提出することにより、育児休業の申出を撤回することができる。**
- 2 育児休業申出手續規則が提出されたときは、土地改良区は速やかに当該育児休業申出手續規則を提出した者に対し、育児休業取扱通知書（別記様式第2）を交付する。
- 3 育児休業の申出を撤回した者は、特例の事由がない限り同一の子については再度申出をすることができない。ただし、第2条第1項に基づく休業の申出を撤回した者であっても、同条第4項及び第5項に基づく休業の中止をすることができ、第2条第4項に基づく休業の中止を撤回した

者であつて有。同第第5項に基づく休業の申出をすることができる。

4. 有効休業開始予定日の届日までに、子の死亡等により申出者が休業申出に係る子を養育しないこととなつた場合には、有効休業の申出はされなかつたものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

（有効休業の期間等）

記載第 有効休業の期間は、原則として、子が1歳に達するまで（第2条第3項、第4項及び第5項に基づく休業の場合は、それぞれ定められた期間まで）を限度として有効休業申出書（別記様式1）に記載された期間とする。

2. 前項にかかわらず、土地改良区は有効休業、介護休業を有効又は家族介護を行う労働者の権利に関する法律（以下「有効・介護休業法」という。）の定めるところにより有効休業開始予定日の指定を行うことができる。

3. 番号は、有効休業期間を申出書（別記様式5）により土地改良区に、有効休業開始予定日の1週年前までに申し出ることにより、有効休業開始予定日の繰り上げを要す。また、有効休業を終了しようとする日（以下「有効休業終了予定日」という。）の1か月前（第2条第4項及び第5項に基づく休業をしている場合は、2週間前）までに申し出ることにより、有効休業終了予定日の繰り下げを要す。繰り上げを要とも、1回に限り行うことができるが、第2条第4項及び第5項に基づく休業の場合は、第2条第1項に基づく休業とは異に、子が1歳から1歳6ヶ月に達するまで及び1歳6ヶ月から2歳に達するまでの期間内で、一例、有効休業終了予定日の繰り下げを要を行なうことができる。

4. 有効休業期間を至申出書が提出されたときは、土地改良区は速やかに当該有効休業期間変更申出書を提出した者に對し、有効休業取消通知書（別記様式第2）を交付する。

5. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、有効休業は終了するものとし、当該有効休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。

（1）「の死亡等有効休業に係る子を養育しないこととなつた場合」

当該事由が発生した日（なお、この場合において本人が出勤する日は、事由発生の日から2週間以内であつて、土地改良区と本人が話し合ひの上決定した日とする。）

（2）「有効休業に係る子が1歳に達した場合」

子が1歳に達した日（第2条第1項に基づく休業の場合を除く。第2条第4項に基づく休業の場合は、子が1歳6ヶ月に達した日。第2条第5項に基づく休業の場合は、「が2歳に達した日」）

（3）「申出者について家庭用被休業、介護休業又は新たな有効休業期間が始まった場合」

家庭用被休業、介護休業又は新たな有効休業開始日の前日

（4）「第2条第3項に基づく休業において、出生日以降の休業・休憩休業期間と有効休業期間との合計が1年に達した場合」

当該1年に達した日

6. 第項第1号の事由が発生した場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に土地改良区

にその旨を通知しなければならない。

第3章 介護休業制度

(介護休業の対象者)

第6条 変介護状態にある家族を介護する職員（以下職員全般と）は、この規則に定めるところにより介護休業をすることができる。ただし、賃借契約職員においては、申出時点において、次のいずれにも該当する者に限り介護休業をすることができる。

- イ 人職1年以上であること
- ロ 介護休業を開始しようとすると日（以下「介護休業開始予定日」という。）から8日を経過する日（即日経過日）から6ヶ月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないこと
- 二 直接にかかわらず、労使協定により除外された次の職員からの休業の申出は拒むことができる。
 - (1) 人職1年未満の職員
 - (2) 申出の日から8日以内に雇用關係が終了することが明らかな職員
 - (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員
- 三 この変介護状態にある家族とは、直系、既病又は身体上万しくけ精神上の障害により、2週間に以上の期間にわたり當時介護を必要とする状態にある次の者をいう。
 - (1) 配偶者
 - (2) 父母
 - (3) 子
 - (4) 配偶者の父母
 - (5) 祖父母、兄弟姉妹又は孫
 - (6) 上記以外の家族で土地改良区が認めた者

(介護休業の申出の手続等)

- 第7条 介護休業をすることを希望する職員は、原則として介護休業を開始しようとすると日（以下「介護休業開始予定日」という。）の2週間前までに、介護休業申出書（別記様式6）を土地改良区に提出することにより申し出るものとする。なお、介護休業中の賃借契約職員が労働契約を更新するに当たり、引き継ぎ休業を希望する場合には、更新された労働契約期間の初日を介護休業開始予定日として、介護休業申出書により再度の申出を行うものとする。
- 二 申出は、財産家戸1人につき1回までとする。ただし、第1項後段の申出をしようとする場合にあっては、この限りではない。
 - 三 土地改良区は、介護休業申出書を受け取るに当たり、必要な小額度の各種証明書の提出を求めることがある。
 - 四 介護休業申出書が提出されたときは、土地改良区は速やかに当該介護休業申出書を提出した者（以下この章において「申出者」という。）に対し、介護休業取扱説明書（別記様式2）を交付する。

(介護休業の申出の権利等)

- 第8条 申出者は、介護休業開始予定日の前日までは、介護休業申出確認書(別記様式4)を土地改良区に提出することにより、介護休業の申出を相手することができる。
- 2 介護休業申出確認書が提出されたときは、会員は速やかに当該介護休業申出確認書を提出した者に対し、介護休業承認通知書(別記様式2)を交付する。
- 3 同一扶養家族に対して2回連続して介護休業の申出を相手した者について、当該家族について再びの申出はすることができない。ただし、土地改良区がこれを適当と認めた場合には、申し出ができるものとする。
- 4 介護休業開始予定日の前日までに、申出に係る家族の死に等により申出者が家族を介護しないこととなった場合には、介護休業の申出はされなかつたものとみなす。
- この場合において、申出者は、緊急として当該事由が発生した日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

(介護休業の期間等)

- 第9条 介護休業の期間は、扶養家族1人につき、原則として、通常10日間の範囲内で、介護休業申出書(別記様式6)に記載された期間とする。
- 2 原則にかかるらず、土地改良区は、育児・介護休業法の定めるところにより介護休業開始予定日の指定を行うことができる。
- 3 索引は、介護休業期間を重申市令(別記様式5)により、介護休業を終了しようとする日(以下「介護休業終了予定期」という。)の2週間前までに土地改良区に申し出ることにより、介護休業終了予定期の種りつけ変更を行うことができる。
- この場合において、介護休業開始予定期から変更後の介護休業終了予定期までの期間は通常30日の範囲を超えないことを原則とする。
- 4 介護休業期間を重申市令が提出されたときは、土地改良区は速やかに当該介護休業期間変更申出書を提出した者に対し、介護休業承認通知書(別記様式2)を交付する。
- 5 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、介護休業は終了するものとし、当該介護休業の終了日は当該各号に掲げる日とする。
- (1) 家族の死に等介護休業に係る家族を介護しないこととなった場合
当該事由が発生した日(なお、この場合において本人が相談する日は、事由発生の日から2週間以内であって、土地改良区と本人が話し合ひの上決定した日とする。)
- (2) 申出者について、両親が既に死没、育児休業又は新たな介護休業期間が始まった場合
両親が既に死没、育児休業又は新たな介護休業の開始日の前日
- 6 諸紹介1号の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

第4章 子の看護休業

(子の看護休業)

- 第10条 小学校就学の始期に遡るまでの子を養育する教員(日雇職員を除く)は、自己し、又

は就業にかかった育児手の面談をするために、又は育児手に子育扶助や健康診断を受けさせるために、就業規則第25条に規定する年次有給休暇とは別に、育児手が1人の場合は1年間ににつき5日、2人以上の場合は1年間ににつき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の職日からの子の看護休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入職6か月未満の職日
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職日
2. 子の看護休暇は、半日単位で取得することができる。
職日のうち、勤務時間が8時30分から17時15分の職日の半日単位となる時間数は、始業時間から8時30分又は終業時間までの4時間15分とする。休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とする。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である職日は1日単位とする。
上記以外の職日について、半日単位となる時間数は1日の所定労働時間の2分の1とし、始業時間から連続し、又は終業時間まで連続とする。
3. 職日は、看護休暇を取得するときは、原則として、看護休暇の前日までに、子の看護休暇申出書(別記様式7)を土地改良区に提出することにより申し込むものとする。ただし、やむを得ない事情により事前に届け出ることができないときは、事後遅延せずに届け出なければならない。
4. 給与、賞与、定期昇給及び退職給付金の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。
5. 土地改良区は、看護休暇の申出書を受け取るにあたり、必要最小限の各種証明書の提出を求めることがある。

第6章 看護休暇

(介護休暇)

- 第11条 受介護状態にある家族の介護その他の面談をする職日(日曜職日を除く)は、就業規則第25条に規定する年次有給休暇とは別に、該該対象家族が1人の場合は1年間ににつき5日、2人以上の場合は1年間ににつき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。ただし、労使協定によって除外された次の職日からの介護休暇の申出は拒むことができる。

- (1) 入職6か月未満の職日
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の職日
2. 介護休暇は、半日単位で取得することができる。
職日のうち、勤務時間が8時30分から17時15分の職日の半日単位となる時間数は、始業時間から8時30分又は終業時間までの4時間15分とする。休暇1日当たりの時間数は、7時間45分とする。ただし、1日の所定労働時間が4時間以下である職日は1日単位とする。
上記以外の職日について、半日単位となる時間数は1日の所定労働時間の2分の1とし、始業時間から連続し、又は終業時間まで連続とする。
3. 職日は、介護休暇を取得するときは、原則として、介護休暇の前日までに、介護休暇申出書(別記様式7)を土地改良区に提出することにより申し込むものとする。ただし、やむを得ない

事情により平謝に届け出ることができないときは、市役所やかに届け出なければならない。

4. 被り、育児、定期休暇及び超過休暇等の算定に当たっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。

5. 土地改良区は、育児休暇の申出書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めことがある。

第6章 所定外労働の免除

(育児・介護のための所定外労働の免除)

■注意：3歳に満たない子を養育する親日（日雇親日を除く）が当該子を養育するため、又は要介護状態にある家族を介護する親日（日雇親日を除く）が当該家族を介護するために申し出た場合には、事前の正確な経費に支障がある場合は駐き、所定労働時間を超えて労働をさせることはない。

2. 前項にかかわらず、労働協定によって除外された次の親日からの所定外労働の期間の申出は求めることができる。

(1) 入職1年未満の親日

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の親日

3. 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「免除期間」という。）について、免除を開始しようとする日（以下この条において「免除開始予定期」という。）及び免除を終了しようとする日を明らかにして、期間として、免除開始予定期の1か月前までに、育児・介護のための所定外労働免除申請書（別記様式8）を土地改良区に提出するものとする。この場合において、免除期間は、第10条第3項に規定する耕種期間と通報しないようしなければならない。

4. 土地改良区は、所定外労働免除申請書を受け取るにあたり、必要最小限度の各種証明書の提出を求めことがある。

5. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、所定外労働免除申請書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に土地改良区に所定外労働免除対象見出書（別記様式8）を提出しなければならない。

6. 免除開始予定期の前日までに、申出に係る子又は家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなつた場合には、申出されなかつたものとみなす。この場合において、申出者は、期間として当該事由が発生した日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、免除期間は終了するものとし、所定外労働期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

(1) 子又は家族の死に等免證に係る子を養育又は家族の介護しないこととなつた場合
当該事由が発生した日

(2) 免證に係る子が3歳に達した場合
当該3歳に達した日

(3) 申出者について、産前産後休暇、育児休業又は介護休業が始まった場合
前項休暇、育児休業又は介護休業の開始日の前日

8. 第9条1号の事由が生じた場合には、申出者は期間として当該事由が生じた日に、土地改良区

にその旨を通知しなければならない。

第7章 時間外労働の制限

(育児・介護のための時間外労働の制限)

第13条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が該当子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する職員が当該家族を介護するために申し出た場合には、就業規制等による規定及び時間外労働に関する協定にかかるらず、事業の運営に支障がある場合を除き、1か月について当時間、1年について15時間を超えて時間外労働をさせることはない。

2. 前項にかかるらず、次の各分のいずれかに該当する職員は、時間外労働の制限の申出をすることはできない。

(1) 休暇職員

(2) 入院・午未病の職員

(3) 1週間の所定労働日数が2日以下の職員

3. 申出をしようとする者は、1回につき、1か月以上1年以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定期」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、原則として、制限開始予定期の1か月前までに、育児・介護のための時間外労働制限申出書（別記様式）を土地改良区に提出するものとする。この場合において、制限期間は、第12条第2項に規定する免除期間と重複しないようにしなければならない。

4. 土地改良区は、時間外労働制限申出書を受け取るに当たり、必要最小限度の各種試験官の費用を求めることがある。

5. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、時間外労働制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に土地改良区に時間外労働制限好意見提出書（別記様式）を提出しなければならない。

6. 制限開始予定期の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなった場合には、申出されたなかったものとみなす。この場合において、申出者は、原則として当該事由が発生した日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

7. 次の各分に掲げるいすれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各分に掲げる日とする。

(1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなった場合
（当該事由が発生した日）

(2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
（子が6歳に達する日の属する年度の3月31日）

(3) 申出者について、配偶者健在、育児休業又は介護休業が始まった場合
（配偶者健在、育児休業又は介護休業の開始日の翌日）

8. 誰か1名の事由が生じた場合には、申出者は原則として当該事由が生じた日に、土地改良区にその旨を通知しなければならない。

第8章 認収率の制限

(育児・介護のための認収率の制限)

認収率：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する親日が当該子を養育するため又は要介護状態にある家族を介護する親日が当該家族を介護するために申し出た場合には、扶養費請求権の規定にかかるらず、事前の正常的な経営に支障がある場合を除き、午後10時から午前5時までの間（以下「深夜」という。）に労働させることはない。

2. 前項にかかるらず、次のいずれかに該当する親日からの認収率の制限の中止は但しことができる。

- (1) 1月親日
- (2) 入職1年未満の親日
- (3) 市出に係る子の16歳以上の同居の家族が次のいずれにも該当する親日
 - (i) 深夜において就業していない者（1ヶ月について深夜における就業が1日以上以下の者を含む。）であること
 - (ii) 心身の状況が申出に係る子の保育又は家族の介護をすることができる者であること
 - (iii) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、12週間）以内に出席予定でなく、かつ前後6週間以内でないこと
- (4) 1週間に所定労働日数が2日以下の親日

3. 申請しようとする者は、1ヶ月につき、1ヶ月以上6ヶ月以内の期間（以下この条において「制限期間」という。）について、制限を開始しようとする日（以下この条において「制限開始予定期」という。）及び制限を終了しようとする日を明らかにして、期間として、制限開始予定期の1ヶ月前までに、育児・介護のための認収率制限申出書（別記様式10）を土地改良区に提出するものとする。

4. 土地改良区は、認収率制限申出書を受け取るに当たり、必要な小面積の各種証明書の提出を求めることがある。

5. 申出の日後に申出に係る子が出生したときは、認収率制限申出書を提出した者（以下この条において「申出者」という。）は、出生後2週間以内に土地改良区に認収率制限対象児出生届（別記様式3）を提出しなければならない。

6. 制限開始予定期の前日までに、申出に係る家族の死亡等により申出者が子を養育又は家族を介護しないこととなつた場合には、申出はされなかつるものとみなす。この場合において、申出者は、期間として当該事由が発生した日に、土地改良区にその旨を追加しなければならない。

7. 次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、制限期間は終了するものとし、当該制限期間の終了日は当該各号に掲げる日とする。

- (1) 家族の死亡等制限に係る子を養育又は家族を介護しないこととなつた場合
当該事由が発生した日
- (2) 制限に係る子が小学校就学の始期に達した場合
子が6歳に達する日の属する年度の3月31日
- (3) 申出者について、育前休業休業、育児休業又は介護休業が始まった場合
育前休業休業、育児休業又は介護休業の開始日の前日
8. 第項第1号の事由が生じた場合には、申出者は期間として当該事由が生じた日に、土地改良区

- にその旨を通知しなければならない。
- ⑨ 調査期間中の給付については、別途定める職日給与基準に基づく基本給を時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と請「下」の合額を支給する。
- ⑩ 深夜帯の調査を受ける職員に対して、土地改良区は必要に応じて休憩室へ転用させることがある。

第9章 所定労働時間の短縮措置等

（有効労働時間割り

第15条 3歳に満たない子を看護する職員は、申し出ることにより、既定期間第20条の所定労働時間について、以下のように対応することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は午前12時から午後1時までの1時間とする。）の6時間とする。（1歳に満たない子を育てる女性職員は更に毎週30分ずつ2ヶ月の有効時間を申請することができる。）

2 両親にかかるわらす、次のいずれかに該当する職員からの有効労働時間割りの申出は承ることができる。

- (1) 休耕職員
- (2) 11月の所定労働時間が6時間未満である職員
- (3) 労働協定によって除外された次の職員
 - (1) 入職1年未満の職員
 - (2) 1.西前の所定労働日数が21日以下の職員

3 申出をしようとする者は、上記につき、1か月以上1年以内の期間について、労務を開始しようとする日及び終了を終了しようとする日を明らかにして、期間として、報酬開始予定期の1か月前までに、有効労働時間割り申出書（別記様式11）により土地改良区に申し出なければならぬ。申出書が提出されたときは、土地改良区は速やかに申出者に対し、有効労働時間割り通知書（別記様式12）を交付する。その他適用のための手続等については、第2章から第5章までの規定（第2章第2項及び第4章第2項を除く。）を適用する。

4 本制度の適用を受ける場合の給与については、別途定める職日給与基準に基づく基本給を時間給換算した額を基礎とした実労働時間分の基本給と請「下」の合額を支給する。

5 實行について、その対象期間に本制度の適用を受ける期間がある場合はにおいては、期間とした期間に付随する賃与は支給しない。

6 定期昇給及び超過勤労手当の算定に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

（介護労働時間割り）

第16条 老人施設等にある家族を介護する職員は、申し出ることにより、当該家庭1人当たり利用開始の日から3ヶ月で2回までの期間内で、既定期間第20条の所定労働時間について、以下のように対応することができる。

所定労働時間を午前9時から午後4時まで（うち休憩時間は午前12時から午後1時までの1時間

間とする。) の6時間とする。ただし、同一家族について既に介護休業をした場合又は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、その日数も追算して毎日間までを算出とする。

2. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する職員からの介護短時間勤務の申出に相ることができる。

- (1) 休暇職員
- (2) 労使協定によって除外された次の職員
 - (1) 入職1ヶ月未満の職員
 - (2) 1週間の新定労働日数が2日以下の職員

3. 申出をしようとする者は、1回につき、92日(介護休業をした場合は異なる要介護状態について介護短時間勤務の適用を受けた場合は、当日からその日数を控除した日数)以内の期間について、登録を開始しようとする日及び勤務を終了しようとする日を明らかにして、原則として、無期開始予定日の2週間前までに、介護短時間勤務申出書(別添様式12)により十箇改良区に申し出なければならない。申出者が提出されたときは、十箇改良区は速やかに申出者に対し、介護短時間勤務取扱通知書(別添様式13)を交付する。その他の用のための手続等については、第7条から第9条までの規定を準用する。

4. 本制度の適用を受ける賃の給与については、算定定める賃計算期間に基づく基本給を時間換算した額を基礎とした支拂勤時間分の基本給と賃手当の全額を支給する。

5. 賃手当については、その算定期間間に本制度の適用を受ける期間がある場合においては、計算した期間に対する賃手当は支給しない。

6. 定期昇給及び退職給与金の算定期間に当たっては、本制度の適用を受ける期間は通常の勤務をしているものとみなす。

第10章 育児休業等に関するハラスメントの防止

(育児休業等に関するハラスメントの禁止)

第17条 所ての職員は第2条から第16条の制度の申出・利用に関して、当該申出・利用する職員の就業環境を害する行動を行ってはならない。

2. 本条第1項の行動を行ったと認められる職員に對しては、算定期間第12条及び第60条に基づき、処置に對処する。

第11章 その他の事項

(勤り等の取扱い)

第18条 育児・介護休業の期間についてでは、基本給その他の月例に支給される勤りは支給しない。

2. 賃手当については、その算定期間に育児・介護休業をした期間が含まれる場合には、出勤日数より日割りで計算した額を支給する。

3. 定期昇給は、育児・介護休業の期間中は行わないものとし、育児・介護休業中に定期昇給日が到来した者については、復職後に行給させるものとする。

4. 退職給与金の算定期間に当たっては、育児・介護休業をした期間を勤務したものとし勤務日数を計

同するものとする。

(介護休業期間中の社会保険料の取扱い)

第19条 介護休業により給付が支払われない月における社会保険料の徴収は、各月に土地改良区が納付した額を翌月20日までに請求するものとし、該日は土地改良区が指定する日までに支払うものとする。

(円滑な取得及び職場復帰プラン)

第20条 土地改良区は、育児休業又は介護休業の取得を希望する職員に対し、円滑な取得及び職場復帰を支援するために、以下の措置を講ずる。

- (1) 職員やその配偶者が妊娠・出産したことや職員が対象家族の介護を行っていることを知った場合、その職員に個別に育児休業等に関する制度（育児・介護休業中の扶養や労働条件、パパ休暇、パパ・ママ育休プラス、その他の両立支援など）の周知を実施する
- (2) 当該職員ごとに、育休復帰支援プラン又は介護支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引継ぎによる支援、育児休業中又は介護休業中の職員に関する情報及び資料の提供など、育児休業又は介護休業等を取得する職員との面談により把握したニーズに合わせて定め、これを実施する

(仮職務の割当)

第21条 育児・介護休業後の職務は、原則として、休業前職の部署及び職務とする。

2) 前項にかかるらず、本人の希望がある場合及び御意变更等やむを得ない事情がある場合には、部署及び職務の変更を行うことがある。この場合は、育児休業終了予定期の1か月前又は介護休業終了予定期の2週間前までに正式に決定し通知する。

(年次有給休暇)

第22条 年次有給休暇の権利発生のための出勤率の算定に当たっては、育児・介護休業をした日並びに子の看護休暇及び介護休暇を取得した日は出勤したものとみなす。

(出勤との関係)

第23条 育児・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児・介護のための所定外労働の請願、育児・介護のための時間外労働及び夜勤の請願並びに所定労働時間の超過割増等に関する規定に定めのないことについては、育児・介護休業法その他の法令に定めるところによる。

附則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

なお、従前の「育休補土地改良区職員の育児休業、育児のための時間外労働、夜勤の請願並び

育児休暇申請並びに子の看護休暇等に関する規定」及び「育休補土地改良区職員の育児休業、育児のための時間外労働、夜勤の請願並びに育児休暇申請等に関する規定」は廃止する。

附：四

この変更點群は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月開示会議決)

附：五

この変更點群は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月開示会議決)

附：六

この変更點群は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年4月開示会議決)

附：七

この変更點群は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年4月開示会議決)

様式1

育児休業申出書

豊島郡上野原町役場事務課

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり育児休業の申出をします。

記

1 休業に係る子の状況	(1) 氏名			
	(2) 生年月日			
	(3) 本人との続柄			
	(4) 産子の場合、結婚成立の年月日	年	月	日
	(5) (1)の子が、特養を了絶前の監護権中の子・養子縁組当事に委託されている子・養育実権として看護された子の場合、その手続きが完了した年月日	年	月	日
2 1の子が生まれていない場合の出産予定期の状況	(1) 氏名			
	(2) 出産予定期			
	(3) 本人との続柄			
3 休業の期間	年 月 日から	年 月 日まで		
	(職場復帰予定期)	年 月 日		
4 申出に係る状況	(1) 1歳までの育児休業の場合は休業開始予定期の1ヶ月前、1歳を超えての休業の場合は2週間前に申し出て	いふ・いらない→申出が遅れた理由 〔 〕		
	(2) 1の子について育児休業の申出を躊躇したことが	ない・ある→再び申出の理由 〔 〕		
	(3) 1の子について育児休業をしたことが 年1歳を越えての休業の場合は本人の希望はありません	ない・ある 再度休業の理由 〔 〕		
	(4) 配偶者も育児休業をしており、同時に並び1歳を超えて休業しようとする場合	配偶者の休業開始(予定期) 年 月 日		
	(5) (4)以外で1歳を超えての休業の申出の場合	休業が必要な理由 〔 〕		
	(6) 1歳を超えての育児休業の申出の場合で申出者が育児休業中でない場合	配偶者が休業している・していない		

〔育児・介護〕休業取扱通知書

説

年 月 日

京都市上地域農業区

あなたから 年 月 日に〔育児・介護〕休業の〔申出・期間変更の申出・申出の撤回〕がありました。育児・介護休業等に関する規則に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します(ただし、規則の変更の申出があった場合には下記の事項の若干の変更があります)。

説

1 休業の期間等	(1) 通常の中出がされていましたので中出となり 年 月 日から 年 月 日まで休業してください。離職候補予定期は、 年 月 日です。 (2) 申し出た期日が変わったので休業を開始する日を 年 月 日にしてください。 (3) あなたは以下の理由により休業の対象者でないもので休業することはできません。
	(1) あなたが 年 月 日にした休業申請は撤回されました。 (2) 〔介護休業の場合のみ〕申請に係る対象期間について介護休業ができる日数は、 年 月 日です。 今後の基準により、介護休業ができる月数及び日数は、 年 月 日になります。
2 休業期間中の取扱い等	(1) 休業期間中にては勤務を怠りません。 (2) 内規は、 遵守します。 (3) 〔育児休業の場合のみ〕あなたの社会保険料本人負担分は、 月額 年 月 月で すが、休業を開始することにより、 月からは勤務から支拂ひができないくなりますが、月ごとに会社から支拂い請求書を送付します。指定された日までに下記へ振り込むか、 に持参してください。 備考: (1) 働に一ヶ月で江波川町より西教軸被選出所が組み上げるので、それに伴って変動してください。 (2) 月別の勤務から支拂われる社内通算高齢金がある場合には、支拂い勤までの賃料を支給する ことができますので、申し出てください。
3 休業後の労働条件	(1) 休業後のあなたの基本給は、 年 月 日です。 (2) 年 月 の賃引についてでは算定対象期間に 年の出勤日があたりますので、出勤 日数により計算で計算した額を支給します。(3) (3) 計算会の算定にあたっては、休業期間を勤務したものとみなして勤続年数を計算します。(4) (4) 勤務日は指標として、 年で休業をする日と同じ職務についていただし予定ですが、外 部勤務 1か月前までに正式に算定し通知します。 (5) あなたの 年度の有給休暇はあと 付ありますので、これから休業期間を除ぶ 年 月 付までの間に消化してください。 残りの有給休暇は、午後 付以上を勤めなければ、費用賄い分を取って 月の有 給休暇を請求できます。
4 その他	(1) お子さんを養育しなくてなら、家庭を保護しなくてなるやあなたの休業に最大の要因をもたらす 事由が発生したときは、なるべくその日に 年までに申請書類をしてください。この場合の休業終了後の期間は原則的に 年で、事由発生後 2週間以内の月を合算して算定していただけます。 (2) 休業期間中にても会社の福利厚生を施設を利用することができます。

(3) 上記のうち、 月は～ 月までの事項は事業上の義務となっている部分、それ以外の事項は堅力義務と
なっている部分です。

(4) 各事項の育児・介護休業規定に沿った内容になるよう留意してください。

様式2

〔育児休業・育児のための所定外労働制限・育児のための時間外労働制限・育児のための深夜業制限・育児短時間勤務〕
対象児出生届

◎近隣土地改良区理事長 通知

[申請日] 年 月 日

[申請者] 姓
氏名

私は、 年 月 日に行った(育児休業の申出・所定外労働制限の申出・時間外労働制限の申出・深夜業制限の申出・育児短時間勤務の申出)において育生していなかつた(育児休業・所定外労働制限・時間外労働制限・深夜業制限・育児短時間勤務)に係る子が出生しましたので、育児休業等に関する認別に从づき、下記のとおり届け出ます。

記

1 出生した子の氏名

2 出生の年月日

様式4

〔育児・介護〕休業申出撤回届

農地整備土地改良区理事長様

〔申出日〕 年 月 日

〔申出者〕 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、 年 月 日に行った「育児・介護」休業の申出を撤回します。

様式3

〔育児・介護〕休業期間変更申出書

豊通総工連改良区理事長 造

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、 年 月 日に行った〔育児・介護〕休業の申出における休業期間を下記のとおり変更します。

記

1 今回の申出における休業期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 気前の申出に対する会社の対応	休業開始予定日の設定 ・ 有 → 新定後の休業開始予定日 年 月 日 ・ 無
3 変更の内容	(1) 休業〔開始・終了〕予定日の変更 (2) 変更後の休業〔開始・終了〕予定日 年 月 日
4 変更の理由 (休業開始予定日の変更の場合のみ)	

(注) 1箇月が分まで及び2箇月までの変更は既往の介護休業に而しては休業開始予定日の変更はできません。

様式6

介護休業申出書

◎近隣土地改良区理事長 謹

[申出日] 年 月 日

[申出者] 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり介護休業の申出をします。

記

1 休業に係る家族の状況	(1) 氏名	
	(2) 本人との関係	
	(3) 介護を必要とする理由	
2 休業の期間	年 月 日から (事業開始予定日) 年 月 日まで (年月日)	
3 申出に係る状況	(1) 休業開始予定期の2週間前に申し出て	いる・いらない・申出が遅れた理由 ()
	(2) 1の家族について、これまでの介護休業をした回数及び日数	回 日
	(3) 1の家族について介護休業の申出を複数したことがない・ある() 既に2回連続して提出した場合、再度申出の理由 ()	

(子の看護休暇・介護休暇) 申出書

豊島区土地改良区理事長 週

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属
氏名

私は、育児・介護休暇等に関する規則に基づき、下記のとおり(子の看護休暇・介護休暇)の申出をします。

記

〔子の看護休暇〕 〔介護休暇〕

I 申出に係る家族の状況	(1) 氏名						
	(2) 生年月日						
	(3) 本人との結婚						
	(4) 妻子の場合、結婚成立の年月日						
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の登録期間中の子・養子縁組登録に委託されている子・義育実現として委託された子の場合、その手続が完了した年月日						
	(6) 介護を必要とする理由						
II 申出理由							
III 取得する日	年 月 日	年 月 日	時 分から	年 月 日	時 分まで	年 月 日	時 分まで
Ⅳ 算 算	年 月 日～ 育児 対象 人 日	年 月 日～ 介護 対象 人 日	(1年度) の期間において				
	取扱日数・時間数 日 時間	取扱日数・時間数 日 時間					
	今期申出日数・時間数 日 時間	今期申出日数・時間数 日 時間					
	残日数・残時間数 日 時間	残日数・残時間数 日 時間					

(注1) 当日、電話などで申し出た場合は、掛話録みやかに提出してください。

3について、複数の日を一緒にして申し出る場合は、申し出る日すべて記入してください。

(注2) 子の看護休暇の場合は、取得できる日数は、小学校就学前の子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。平日単位で取得できます。

介護休暇の場合、取得できる日数は、対象となる家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日となります。平日単位で取得できます。

様式表

〔育児・介護〕のための所定外労働制限申出書

○近隣土地改良区理事長 謹

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための所定外労働の制限の申出をします。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 申出に係る 家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との結婚		
	(4) 妻子の場合、離婚成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の認定 期間中の子・女子縁組登録に委託 されている子・委育別親として委 託された子の場合、その手続きが 完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、 1の子がいる ない場合の 出産予定期 間の状況	(1) 氏名		
	(2) 期間予定期		
	(3) 本人との結婚		
3 制限の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 申出に係る 状況	新規開始予定期の1か月前に申出をして いる・いない→申出が遅れた理由		

様式

〔育児・介護〕のための時間外労働制限申出書

豊島区立地政課長 様

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属
氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための時間外労働の制限の申出をします。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 申出に係る 家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との縫隔		
	(4) 妻子の場合、結婚成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別妻子扶養の認定期間中の子・妻子扶養手帳に委託されている子・義育甲斐として委託された子の場合、その下駄きが完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、 1の子が生まれて いない場合の 出産予定期 間の状況	(1) 氏名		
	(2) 産褥予定期間		
	(3) 本人との縫隔		
3 制限の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 申出に係る 状況	制限開始予定期間の1か月前に申出をして いる・いない→申出が遅れた理由 []		

〔育児・介護〕のための深夜業制限申出書

農地整理土地改良区理事長 繁

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属

氏名

私は、育児・介護休業等に関する規則に基づき、下記のとおり〔育児・介護〕のための深夜業の制限の申出をします。

記

〔育児〕

〔介護〕

1 申出に係る 家族の状況	(1) 氏名		
	(2) 生年月日		
	(3) 本人との結婚		
	(4) 妻子の場合、離婚成立の年月日		
	(5) (1)の子が、特別養子縁組の認定 期間中の子・女子縁組登録に委託 されている子・委育別親として委 託された子の場合、その手続が 完了した年月日		
	(6) 介護を必要とする理由		
2 育児の場合、 1の子がいる ない場合の出産予定 者の状況	(1) 氏名		
	(2) 出産予定期		
	(3) 本人との結婚		
3 制限の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
4 申出に係る 状況	(1) 制限開始予定期の1か月前に申出をして いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕		
	(2) 問題として1の子を保育できる又は1の家族を介護できる16歳以上の同 居の親族がいる・いない		

様式11

育児短時間勤務申出書

豊島区立地政課長 様

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属
氏名

私は、育児・介護休業に関する認定に基づき、下記のとおり育児短時間勤務の申出をします。

記

1 育時間勤務に係る子の状況	(1) 氏名	
	(2) 生年月日	
	(3) 本人との絆柄	
	(4) 妻子の場合、結婚成立の年月日	
	(5) (1)の子が、扶養妻子親類の監修期間中の子・養子縁組申込に委託されている子・養育里親として看護された子の場合、その手続きが完了した年月日	
2 1の子が生まれていない場合の出産予定期	(1) 氏名	
	(2) 出産予定期	
	(3) 本人との絆柄	
3 短時間勤務の期間	年 月 日から 年 月 日	
	時 分から 時 分まで	
4 申出に係る状況	(1) 短時間勤務開始予定期の土曜日間に申し出て	いる・いない→申出が遅れた理由 〔 〕
	(2) 1の子について短時間勤務の申出を撤回したことか	ない・ある 再度申出の理由 〔 〕

(注) 3-4欄は、労働者登録等に反映する情報を用意し得ることを認める制度である發行には、必要となります。

様式12

介護短時間勤務申出書

◎近隣土地改良区理事長 謹

(申出日) 年 月 日

(申出者) 所属

氏名

Ⅱ.11. 有効・介護休業等に関する質問に基づき、下記のとおり介護短時間勤務の申出をします。

記

1 介護短時間勤務に係る家族の状況	(1) 氏名						
	(2) 本人との親類						
	(3) 介護を必要とする理由						
2 申出期間の期間	年	月	日から	年	月	日まで	
	年	月	分から	年	月	分まで	
<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他							
3 申出に係る状況	(1) ①の勤務開始予定期日の翌曜日前に申し出て	いる・いない→申出がされた理由 〔 〕					
	(2) ①の家族について最初の介護短時間勤務を開始した年月日、及びこれまでの利用回数	(最初の開始年月日) 年 月 日 (回数) 回					
	(3) ①の家族について介護短時間勤務の申出を撤回したことがない場合は、 一概に2回連続して撤回した場合、再度申出の理由	ない・ある()回 〔 〕					

(注) 未記入欄は、労働者が働きに影響しない日又は時間を作成することを認められる期間である場合には必要となります。

〔育児・介護〕短時間勤務取扱通知書

概

年 月 日

賃福厚生施設

あなたから 年 月 日に〔育児・介護〕短時間勤務の中止がありました。育児・介護休業等に則する要請に基づき、その取扱いを下記のとおり通知します(ただし、両者の変更の中止がありました場合には下記の事項の若干の変更があります)。

記

1 短時間勤務の中止等	<p>・職場の状況がこれまでいましたので中止となり ます。必ず短時間勤務をしてください。</p> <p>・申し出た箇所が遅かったので短時間勤務を開始する日を 年 月 日にしました。</p> <p>・あなたは以下の理由により就業者ではないので短時間勤務をすることはできません。</p> <p>〔 〕</p> <p>・今回の措置により、今後短時間勤務ができる期間は、 年 月 日まで、残り ()回になります。</p>
2 短時間勤務期間の取扱い等	<p>(1) 短時間勤務中の勤務時間は次のとおりとなります。 勤業()時 分 勤業()時 分 休憩時間()時 分～()時 分()分)</p> <p>(2) (直接1年契約の取扱いを除く場合) 1回の勤務時間または2回合計1分の請求ができます。</p> <p>(3) 短時間勤務中は原則として所定時間外労働は行いません。</p> <p>(4) 短時間勤務中の賃金は次のとおりとなります。</p> <p>1 基本賃金 2 諸手当の額又は計算方法</p> <p>(5) 勤業の算定にあたっては、短縮した時間に相当する勤業は未算入せません。(※) (6) 勤務中の休息にあたっては、短時間勤務期間中も通常勤務したものとみなして計算します。(※)</p>
3 その他	<p>お子さんを産育しなくなること、通院を考慮しなくなる等あなたの勤務に重大な変更がある場合は 必ず見直しのうは、なるべくその日に 諸手当の算定等をしてください。この場合の 通常勤務の開始日については、事由発生後2週間以内の日を会社と話し合って決定していただけます。</p>

(※) (1) 各事業所の意見・介護休業規定に則った内容になるよう変更してください。

豊浦郷土地改良区職員慶弔見舞金規程

(目的)

第1条 この規程は、豊浦郷土地改良区職員慶弔見舞金規則第36条に基づき、職員及びその家族に対する慶弔見舞金及び見舞金に関する基準を定めたものである。

(種類)

第2条 職員見舞金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 結婚祝金
- (2) 出産祝金
- (3) 死亡弔慰金
- (4) 傷病見舞金
- (5) 失効見舞金
- (6) その他の傷病見舞金

(慶弔見舞金の受給手続)

第3条 業務金及び見舞金の支給を受けようとする場合、支給対象となる事項の発生について、その事実を証明する書類を提示又は提出するものとする。

2. 前項の届出を怠った場合は、その届出を怠ったことにより職員が不利益または損失を被ることがあつても、土地改良区はその責任を行わない。

(手續の取り扱い)

第4条 2人以上の職員が同一事由に並づき傷病金及び見舞金を受ける資格のある場合は、いずれか一方の有利な条件の者についてのみ支給し、重複して適用しない。ただし、第5条第3項においてはこの限りでない。

(受給資格)

第5条 この規程の適用は、勤続6ヶ月以上の職員に適用する。

(結婚祝金)

第6条 職員が結婚した場合には、次の通りの結婚祝い金を支給する。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 勤続1年未満 | 10,000円 |
| (2) 勤続1年以上5年未満 | 20,000円 |
| (3) 勤続5年以上 | 30,000円 |

2. 再婚の場合は、規定額を支給する。

3. 結婚の当事者双方が職員である場合は規定額をそれぞれに支給する。

(相続税金)

第7条 病目またはその配偶者が子を出産した場合は、次のとおり相続税金を支給する。ただし、夫婦共職員の場合はどちらか一方に支給する。

- | | |
|-----------------------|----------------|
| （1）人につき | 20,000円 |
| （2）双子の場合 | 規定金額の2倍とする |
| （3）死産または1週間以内に死亡したときは | 第10条の相続金を支給する。 |

(業務上の事由による死亡相続金)

第8条 病目が業務上の災害により死亡した場合は、死亡相続金として次のとおり遺族に支給する。

- | | |
|---------------|----------|
| （1）勤続1年未満 | 20,000円 |
| （2）勤続1年以上5年未満 | 50,000円 |
| （3）勤続5年以上 | 100,000円 |
- 2 滞勤災害についても、同前を適用する。
- 3 病目が業務上の事由により死亡した場合は、その葬祭にあたり遺相の規定の喪香角ならびに供花、供物を支給する。
- | | |
|------------------|---------|
| （1）喪香 | 50,000円 |
| （2）供花・供物（上地或良区名） | 一基 |
- 4 特に功労のあった職員に対しては、第1項の相続金を増額することがある。
- 5 第1項の相続金は、平山発生後1ヶ月以内に支給する。
- 6 第1項の相続金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第16条から第18条の順位に基づく上位の1人とする。

(業務外の事由による死亡相続金)

第9条 病目が業務外の原因により死亡した場合は、前条第1項に定める額の半額の相続金を遺族に支給する。

- 2 病目が業務外の原因により死亡した場合は、その葬祭にあたり遺相の規定の喪香角・供物を支給する。
- | | |
|------------------|---------|
| （1）喪香 | 30,000円 |
| （2）供花・供物（上地或良区名） | 一基 |
- 3 特に功労のあった職員に対しては、第1項の相続金を増額することがある。
- 4 第1項の相続金は、平山発生後1ヶ月以内に支給する。
- 5 第1項の相続金を受け取る遺族は、労働基準法施行規則第16条から第18条の順位に基づく上位の1人とする。

(家族死亡相続金)

第10条 病目の家族が死亡した場合は、次のとおり相続金を支給する。

- | | |
|---------|---------|
| （1）配偶者 | 50,000円 |
| （2）子、父母 | 30,000円 |

(2) 兄弟姉妹、祖父母、配偶者の父母	10,000円
2 父母、配偶者、子の死亡の場合、第1項のほかに花輪又は供花を贈る。	
3 第1項及び第2項の家族の範囲は、次のとおりとする。	
(1) 父母：実父母・養父母（同居に限る）・義父母（同居に限る）	
(2) 子：実子・養子	
(3) 兄弟姉妹：祖父母・親日本人の血筋者に限る	

(業務上の事由による傷病見舞金)

第11条 職員が業務上の傷病のため休業が休業を要すると認めた場合は、次のとおり見舞金を支給する。	
(1) 休業2週間以上	10,000円
(2) 休業1か月以上	20,000円
(3) 休業3か月以上	30,000円

(業務外の事由による傷病見舞金)

第12条 職員が業務外の傷病のため休業が休業を要ると認めた場合は、直係に定める額の半額の見舞金を支給する。	
---	--

(喪害見舞金)

第13条 喪害主で扶養親族のある職員が天災・地震・その他不慮の災害により、直係に損害を被った場合は次のとおり喪害見舞金を支給する。	
(1) 全喪・全壊・全滅失	50,000円
(2) 半喪・半壊・半滅失	30,000円
(3) 階下浸水等状況に応じて	10,000円

2 扶養親族のない喪害主、又は喪害主でないものについての喪害見舞金は、直係各々に掛ける額の半額を支給する。	
---	--

(臨時職員の適用)

第14条 臨時職員に支給する報用金及び見舞金については、第15条から第18条に規定する額の半額以内を支給することができる。	
---	--

(その他の慶弔見舞金)

第15条 喪各主に定めのないもので状況により支給の必要がある場合は、土地改良区がその額を定めるものとする。	
---	--

(各種社会保険との関係)

第16条 この規程に定める慶弔金及び見舞金は、労働省災害保険、その他各種社会保険による給付にかかるらず、支給する。	
---	--

附 則

この告示書上場改良試験日程の定期会議は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この定期会議は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この定期会議は、平成28年1月1日から施行する。
(平成28年1月理事会議決)

附 則

この定期会議は、平成29年1月1日から施行する。
(平成29年1月理事会議決)

豊浦郷土地改良区臨時雇用に関する規程

(目的)

- 第1条 本規程は、豊浦郷土地改良区就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第2項に基づき、豊浦郷土地改良区に臨時的に雇用される者（以下「臨時雇用」という。）の労働条件、賃金、福利厚生その他の就業に関することを定めるものとする。
2. この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の法令に定めるとおりとする。

(定義)

- 第2条 この規程において、臨時雇用とは、業務上の必要により契約期間を定めて雇用された者をいう。

(臨時の範囲)

- 第3条 土地改良区及び臨時雇用は、ともにこの規程を守り、協力して業務の遂行に当たりなければならない。

(採用)

- 第4条 土地改良区は臨時雇用の採用に当たっては、従業の種類、就職希望者のうちから選考により採用する。
2. 土地改良区は、臨時雇用との労働契約の締結に関しては、雇用期間、就業場所、賃金内容、勤務時間、休日及び賞金等の労働条件を明らかにするための労働条件通知书及びこの規程を交付して労働条件を明示するものとする。
3. 勤務の雇用期間は1か月以内とする。
4. 賃料の規定において、雇用期間の満了後引き継いで雇用する場合は、雇用期間を更新するものとする。

(賃料)

- 第5条 臨時雇用の賃料は、就業規則第11条から第19条の規定を準用する。

(労働時間、休憩及び休日等)

- 第6条 臨時雇用の労働時間、休憩及び休日等は、就業規則第20条、第21条第1号から第3号、同条第5号、第22条及び第23条の規定を準用する。

(午次午前休暇)

- 第7条 臨時雇用の午次午前休暇は、就業規則第25条第1項から第4項、第7項及び第26条の規定を準用する。ただし、日額雇用の臨時雇用の休憩の単位は1日又は半日とする。
2. 午前ただし方の手札とは、午前（午前8時30分から正午）又は午後（午後1時から午後5時

15分）のことをいう。

（臨時職員、育児、介護休業等）

第8条 臨時職員の育児休業、育児、介護休業等は、就業規則第27条から該規定の規定を準用する。
2 両親に定める休暇期間等における場合については、その期間無休とする。

（特別休暇）

第9条 臨時職員が次の事由により休暇を申請した場合は、次のとおり特別休暇を与える。

- | | |
|---|----|
| (1) 本人が結婚したとき | 5日 |
| (2) 妻が出産したとき | 2日 |
| (3) 父母、配偶者、子が死にしたとき | 5日 |
| (4) 兄弟姉妹、祖父母又は配偶者の父母が死にしたとき | 1日 |
| (5) 夏季における暑等の諸行事、心身の健康の維持及び精勤又は家庭生活の充実のため閑居しないことが相当であると認められる場合 の年の6月から9月の期間内における、原則として連続する3日の休暇内の期間（夏季休暇） | 3日 |

（代替休暇及び裁判日等のための休暇）

第10条 臨時職員の代替休暇及び裁判日等のための休暇については、就業規則第32条及び第33条の規定を準用する。

（給与の種類）

第11条 臨時職員の給与は、給料、時間外勤務手当、休日給及び年末手当をいい。

（給料）

第12条 給料は、職種及び年齢等に応じ一般職員との均衡を考慮して日額又は月薪でこれを定める。

（給料の割引）

第13条 新たに臨時職員となった者には、その日から給料を支給し、期間その他の事由によってその受けるべき給料額が変わったときは、その日から新たに定められた給料を支給する。

（給料の算定）

第14条 臨時職員が解雇され又は死亡した場合においては、勤務した日までの給料を支給する。

（日額による給料）

第15条 臨時職員の給料は、その者の所定勤務日における出勤日数に応じて支給する。ただし、勤務しないことについて理事長の承認を得た場合の日数は、これを出勤とみなして計算する。

（給与の算定）

第18条 雇用職員が前項の勤務時間中に勤務しないときは、勤務しないことにつきて理事長の承認を得た場合を除くほか、その勤務しない1時間について第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

2 日勤雇用の臨時職員について、第7条ただし書きの準拠により、それぞれ日額の全額または半額を減額した給与を支給する。

(給料の支給日)

第19条 臨時職員の給料は、月の1日から末日までの分を、その月末日に支給する。

ただし、日勤雇用の臨時職員の給料は、月の1日から末日までの分を、その月末日に支給する。

2 前項の支給日が休日であるときは繰り上げて支給する。

3 理事長において特に必要があると認めるとときは、その月の給料の全額又は一部を繰り上げなくては繰り下げて支給することができる。

4 次に掲げるものは、賞金より控除するものとする。

(1) 賃貸所得税

(2) 住民税

(3) 税用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者負担分

(4) 職員福利会費

(5) その他職員の過半数を代表する者との方面による協定により控除することとしたもの

(時間外勤務手当等)

第20条 臨時職員の時間外勤務手当、休日給の支給については、農地轉工地改良区職員給手規程〔以下「職員給手規程」という。〕第13条及び第14条の規定を準用する。

(複数計算)

第21条 職員給手規程第16条の規定は、第16条に規定する給料の減額及び前項の規定において準用する職員の時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当の計算における複数計算について準用する。ただし、職員給手規程第16条第1項中「第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第13条、第14条から前条までの規定により勤務1時間当たりの給与額」は「規程第16条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び規程第18条で準用する勤務1時間当たりの給与額」と、同条第2項中「第10条から前条までの規定により」は「規程第18条で準用するところにより」と、それぞれ読み替えるものとする。

(時間外勤務手当等の支給日)

第22条 時間外勤務手当、休日給及び夜勤手当は、その月分を翌月の給料の支給日にこれを支給する。

(勤務1時間当たりの給与額)

第23条 臨時職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の日額に5を乗じ、これをその者の1週間に玉ける正確の勤務時間で除して得た商とする。

(旅費)

第22条　臨時職員が会議のため旅行したときは、旅費を支給する。

2. 前項の旅費の支給については、官庫費十歳改良区職員旅費支給の定めるところによる。

(滞在料)

第23条　第1条に規定する職員「当」の支給額は、予算の範囲内において、一般職との均衡を考慮して理事長が別に定める。

(退職手当)

第24条　臨時職員に対する退職「当」の支給については、十歳改良区が臨時職員ごとに労働者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に労働金共済契約を締結することによって行うものとする。

2. 前項の退職手当の支給の対象となる臨時職員は、第4条第4項の規定により引き続き雇用された職員で、雇用1年以上のものとする。

(無期労働契約への転換)

第25条　期間の定めのある労働契約で雇用する臨時職員のうち、通常労働期間が5年を超える臨時職員は、期に定める様式で申込むことにより、現在締結している有期労働契約の労働期間の末日から、期間の定めのない労働契約での雇用に転換することができる。

2. 前項の通常労働期間は、平成25年4月1日以降に開始する有期労働契約の労働期間を通常するものとし、現在締結している有期労働契約についてでは、その末日までの期間とする。ただし、労働契約が締結されていない期間が6か月以上ある臨時職員については、それ以前の労働期間は通常労働期間に含めない。

3. この規定に定める労働条件は、第1項の規定により期間の定めのない労働契約での雇用に転換した際も引き続き適用する。ただし、無期労働契約へ転換した臨時職員に係る定期は、満10歳なしに達した年度の末日をもって起算とする。

(退職)

第26条　臨時職員が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

(1) 雇用契約の期間が満了した時

(2) 自己都合により退職を申し出て十歳改良区が認めたとき。又は退職の申し出をしてから14日を経過したとき

(3) 本人が死亡したとき

(解雇)

第27条　臨時職員が、就業規則の付記第1項及び第2項のいずれかに該当するときは解雇する。

2. 十歳改良区は解雇により臨時職員を解雇する場合、20日前に予告するか、または、30日前の平均賃金を支払って解雇することができる。

3. 諸者の手当の日数は、1日について平均賃金を支払った場合はその日数を斟酌する。
4. 優遇区分により行政部門の選定を得て即日解雇する者及び雇用後14日以内の者については解雇の手当をしない。

(福利厚生)

第28条 土地改良区は、臨時職員の福利厚生については、職員と同様の取り扱いをする。

(雇用促進等)

第29条 土地改良区は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当する臨時職員については、必要な手続きをとる。

(安全衛生)

1. 土地改良区は、臨時職員の安全衛生の確保及び改善を図り、快適な職場環境形成のため必要な措置を講ずる。
2. 臨時職員は、安全衛生に関する法令、規則並びに土地改良区の命令を守り、土地改良以上協力して労働災害及び疾病の予防に努めなければならない。

(健康診断)

第31条 土地改良区は、臨時職員に対し定期に健康診断を行う。

(死亡補償)

第32条 臨時職員の業務上の事由若しくは運動により負傷し、疾病にかかり又は死亡したときは、労働基準法及び労働者死亡補償保険法に定めるところにより死亡補償を行ふ。

附 1 題

この農業陣士地改良区臨時職員に関する規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年4月1日から施行する。)

附 2 題

この更正規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年3月理事会議決)

附 3 題

この更正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 4 題

この更正規程は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年4月理事会議決)

附 5 題

この更正規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 6 題

この更正規程は、令和2年4月1日から施行する。
(令和2年4月理事会議決)

附 7 題

この更正規程は、平成29年4月1日から施行する。
(平成29年4月理事会議決)

労働条件通知書

年 月 日

被 勤 者 様	
お名前 性別 年齢 学年 会員登録番号	
契 約 期 間	<p>期間の定めなし。期間の定めあり（ 年 月 日～ 年 月 日） 以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 契約の更新の有無 <ul style="list-style-type: none"> ①自動的に更新する・更新する場合はあり得る・契約の更新はしない・その他（ ） 2. 契約の更新は次により判断する。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約期間満了時の基準年 - 基準成績、職歴 - 基力 - 会社の経営状況 - 従事している業務の変換状況 - その他（ ） <p>【定期雇用労働者法による特例の対象者の場合】 適用範囲や法律が変更しない限り、 1. 「年度専門」： 年（定期雇用の専門） 2. 「特定有期業者の期間が完了までの期間」： 年（定期（10ヶ月）） 3. 定期雇用として就用されている期間</p>
就業の場所	
使 用 す べ き 事 業 の 内 容	<p>【定期雇用労働者法による特例の対象者の場合】 1. 特定期業者（定期専門）： 開始日： 定（月）</p>
始業、終業の時間、休憩時間、就業時間外労働の有無に関する事項	<p>1. 始業、終業の時間等</p> <p>(1) 始業（ 時 分） 終業（ 時 分） 【以下のようない定期が労働者に適用される場合】</p> <p>(2) 变形労働時間制等：() 単位の変形労働時間制、変耕制として、次の就業時間の組み合わせによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日： ） 一始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日： ） 一始業（ 時 分） 終業（ 時 分）（適用日： ） <p>(3) フレキシブルシフト：始業及び終業の位置は労働者の確定に委ねる。 (ただし、フレキシブルシフト（始業） 時 分から 時 分、 (終業) 時 分から 時 分、 コマタイム 時 分から 時 分)</p> <p>(4) 専業専門なし労働時間制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）</p> <p>(5) 改正労働制：始業（ 時 分） 終業（ 時 分）を基本とし、労働者の決定に委ねる。 ○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条、第 条～第 条</p> <p>2. 休憩時間（ ）分</p> <p>3. 所定時間外労働の有無（ 有 / 無 ）</p>
休 憩	<p>1. 定開日：毎週 週、国民の祝日、その他（ ）</p> <p>2. 非定期日：週 - 月あたり 日、その他（ ）</p> <p>3. 1年専門の変形労働時間制の場合一年間（ ）日</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>
休 憩	<p>1. 年次有給休暇 6か月超過超過した場合→ 超過期間より6か月以内の年次有給休暇（有・無） → か月超過で 日</p> <p>2. 代替休暇（有・無）</p> <p>3. その他の休暇（有・無） 休暇（ ）</p> <p>○詳細は、就業規則第 条～第 条、第 条～第 条</p>

(次頁に続く)

賃金	
	1 賃亭替金 イ 月給（ 円） ロ 日給（ 円） ハ 時間給（ 円）、 ニ 出張高給（基本報酬 円、保険料 円） ホ その他（ 円） ヘ 説明要項に規定されている賃金等級等
	<div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div>
	2 確手当の額又は計算方法 イ（ 年賃 円）／計算方法： ロ（ 年賃 円）／計算方法： ハ（ 年賃 円）／計算方法： ニ（ 年賃 円）／計算方法：
	3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外、法定超（月60時間以内（ ）% 月60時間超（ ）% 所定期（ ）% ロ 休日 承定期（ ）%、承定期外休日（ ）% ハ 延夜（ ）%
	4 賃金締切日（ ）一ヶ月 直（ ）一ヶ月 直 5 賃金支払日（ ）一ヶ月 直（ ）一ヶ月 直 6 賃金の支払方法（ ）
	7 労使協定に基づく賃金支払時の判断（無：有（ ）） 8 月給（時期等） 9 賃与（有（時期、全額等）（ ）無（ ）） 10 退職金（有（時期、全額等）（ ）無（ ））
退職に関する事項	1 史年統（有（ ）無（ ）） 2 職業用賃貸（有（ ）無（ ）） 3 自己都合退職の手続（退職する 10日以上前に届け出ること） 4 解雇の事由及び手続
○詳細は、就業規則第 1 条～第 6 条、第 8 条～第 10 条	
その他の	・社会保険の加入状況（厚生年金、健康保険、厚生年金基金、その他（ ）） ・雇用保険の適用（有（ ）無（ ）） ・その他
※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合についての説明です。 労働契約法第 18 条の規定により、有期労働契約（平成 25 年 4 月 1 日以前に開始するもの）の契約期間が通常 5 年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます。ただし、有期雇用契約法による特例の対象となる場合は、この「5 年」という期間は、本説明者の「契約期間」欄に示したものとなります。	

※ 以上の方とは、当社従業員による。

豊浦郷土地改良区出張所運営委員会規程

附 則

豊浦郷土地改良区出張所運営委員会規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区出張所設置規程

附 則

豊浦郷土地改良区出張所設置規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区出張所担当理事専決規程

附 則

豊浦郷土地改良区出張所担当理事専決規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区特別会計の現金運用規程

附 則

豊浦郷土地改良区特別会計の現金運用規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区報酬審議委員会規程

附 則

豊浦郷土地改良区報酬審議委員会規程は、平成18年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区職員服務規程

附 則

豊浦郷土地改良区職員服務規程は、平成20年3月31日をもって廃止する。

(平成20年1月1日より豊浦郷土地改良区職員服務規程による)

豊浦郷土地改良区評価委員会処務規程

附 則

豊浦郷土地改良区評価委員会規程は、平成25年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区換地委員会処務規程

附 則

豊浦郷土地改良区換地委員会規程は、平成25年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区用排水調整委員会処務規程

附 則

豊浦郷土地改良区用排水調整委員会規程は、平成25年3月31日をもって廃止する。

豊浦郷土地改良区職員再雇用規程

附 四

この規程は、令和3年1月15日よりもって廢止する。(令和3年1月理事会議決)

